平成30年第2回粕屋町議会定例会会議録(目次)

第	1号	6月1日(金)	
•	開	슾	}
•	会議績	禄署名議員の指名 8	}
•	会期の	の決定	}
•	法令に	こ基づく報告	}
•	行政	報告	}
•	議案	等の上程(第28号~第41号)10)
•	議案	等に対する質疑13	}
•	意見	書案の上程(第2号)13	}
•	意見	書案に対する質疑15)
•	議案	等の委員会付託15)
第	2号	6月4日(月)	
•		質問20	
	田川	E治議員······20)
	1. }	也田前副町長の在職期間8か月での辞任に対する町長の任命責任と辞	
	3	表の原因と内容について町長の説明を21	
	2.	給食センターの建設工事中止による遅延損害金の和解合意書に対する	
	F	町長と学校給食サービスのSPCとの合意に至る説明を26	;
	3. 🖡	打立大川幼稚園と西幼稚園の園舎を増設して保育所を併設し、町立の	
	Ý,	効保連携認定こども園の建設を31	
	4.	老朽化した町立中央保育所と仲原保育所を基金を活用して建替えて、	
	<u> </u>	安心安全な保育所の運営を34	Į
	本田	芳枝議員······40)
	1.	当初予算の編成の仕方が後退したのでは41	
	2.	子ども子育て支援計画の見直しについて52)
	太田位	建策議員60)
	1.	学校給食共同調理場建設について60)
	2. 🔻	伯屋町公共施設等総合管理計画について66	;
	3	ふれあいバス町民・利用者アンケートの調査報告について72)
	鞭馬瓦	直澄議員75	,
	1. ž	也田副町長辞職に対して町長の責任について問う75	;

2. 町立保育所(中央と仲原)の建て替えについて問う	86
等 2 只	
第3号 6月5日(火) ・一般質問······	00
 一板負向 案浦兼敏議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
and the same of	
1. 町長の政治姿勢について	
木村優子議員	
木村 後丁 議員1. 健康寿命の延伸のための対策について	
 2. 新たな住宅セーフティネット法に基づく制度について 	
2. 利たな民宅・ファイホット伝に塞って耐度について 久我純治議員	
 	
2. 池田元副町長退職について本当の理由は。又、今後について	
3. 国鉄志免炭鉱ぼた山開発について	
末若憲治議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 町立2園の建替えについて	
1. 八五百四少年日7.10 24 0	100
第4号 6月6日(水)	
• 一般質問······	171
中野敏郎議員	171
1. 町長の準備力・推進力について	173
2. 水道水・まちづくりを先進地に学んで	180
3. 停滞してしまったこの半年を取り戻すための住民アピールとして	187
川口 晃議員	192
1. 須恵川、須川及び周辺地域の水害対策	192
2. 公文書及び工事用図面等の保存の問題	197
3. 男女共同参画について	204
4. 子ども・青少年の社会教育及び支援問題	208
福永善之議員	213
1. 小中学校での性的少数者に対する配慮に関して	214
2. 平成30年度当初予算審議を終えて、私から提言したいことに関して…	222
井上正宏議員	229
1. 市制に向けての環境整備について	229

第5号 6月14日 (月)

•	各委員長の審	査結果報告・質疑・討論・採決	243
	議案第28号	専決処分の承認を求めることについて	243
	議案第29号	専決処分の承認を求めることについて	244
	議案第30号	粕屋町教育委員会委員の任命同意について	247
	議案第31号	粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	
		を定める条例の一部を改正する条例について	248
	議案第32号	粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について	250
	議案第33号	平成30年度粕屋町一般会計補正予算について	251
	議案第34号	工事請負契約の締結について	255
	議案第35号	福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少	
		及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について	257
	議案第36号	福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議	
		について	257
	議案第37号	福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議に	
		ついて	257
	議案第38号	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更につい	
		T	257
	議案第39号	福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民	
		の利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議に	
		ついて	257
	議案第40号	福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出	
		利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議につ	
		\\T	257
	議案第41号	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協	
		議について	257
	意見書案第2	号 日本政府に「核兵器禁止条約」の調印・批准を求める	
		意見書(案)	263
•	委員会の閉会	:中の所管事務調査	266
_	即 △		267

平成30年第2回(6月)

粕屋町議会定例会

(開 会 日)

平成30年6月1日(金)

平成30年第2回粕屋町議会定例会会議録(第1号)

平成30年6月1日(金) 午前9時30分開会 於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 法令に基づく報告
- 第4. 行政報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 意見書案の上程
- 第8. 意見書案に対する質疑
- 第9. 議案等の委員会付託

2. 出席議員(16名)

1番	末	若	憲	治		9番	Ш	口		晃
2番	井	上	正	宏		10番	田	Ш	正	治
3番	案	浦	兼	敏		11番	福	永	善	之
4番	鞭	馬	直	澄		12番	小	池	弘	基
5番	安	藤	和	寿		13番	久	我	純	治
6番	中	野	敏	郎		14番	本	田	芳	枝
7番	木	村	優	子		15番	八	尋	源	治
8番	太	田	健	策		16番	Щ	脇	秀	隆

3. 欠席議員(0名)

4. 出席した事務局職員(2名)

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 髙 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名(19名)

町 長 因 辰 美 副町 長 武 信 一 吉 教 育 長 西村久朝 総務課長 堺 哲 弘 今 泉 真 次 中 原 一 経営政策課長 税務課長 雄 収納課長 賢太郎 協働のまちづくり課長 中小原 浩 臣 臼 井 学校教育課長 山 野 勝 寛 社会教育課長 新宅信久 給食センター所長 神 近 秀 敏 都市計画課長 田代久嗣 地域振興課長 八 尋 哲 男 道路環境整備課長 安松茂久 上下水道課長 総合窓口課長 渋 田 香奈子 松本義隆 子ども未来課長 杉野公彦 介護福祉課長 山本 浩 健康づくり課長 古 賀 みづほ

(開会 午前9時30分)

◎議会事務局長(古賀博文君)

開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。糟屋地区議長協議会より、長年の議会議員としての功労に対し、久我純治議員が表彰を受賞されました。ここで、 久我議員へ山脇議長から伝達していただきますので、前方へお願いいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

表彰状、粕屋町久我純治殿。

貴殿は長期に亘り議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ特に大きな功績を残されました。仍って之を表彰します。平成30年5月1日。糟屋地区議長協議会会長北崎和博。

◎議会事務局長(古賀博文君)

それでは、久我議員より謝辞が述べられます。

◎13番(久我純治君)

本日ここに賞を受けましたことは、ひとえに皆様方のおかげと思っております。 粕屋町に移り住み47年余りになります。脱サラして牛乳店を45年間、昨年4月30日で廃業しましたが、飲食店ひょっとこを開店して37年、エコエコネットかすやを17年、粕屋太鼓ガイアの響き設立16年、ボラ連12年、太鼓まつり10年間、その他いろいろとやっていますが、全て続けることの大切さがよく分かっております。1日20名を目標に人と会話し、人と人との出会いを大切にしております。人から本当の意味での必要とされる議員でありたいと常に思っておりますし、イエスマンだけにはなりたくありません。これから先もいろんな町民代表、また住民となり、自分自身ぶれることなく、一層自己研修に努め、精進して議員に努めたいと思っております。趣味は釣り、60年余りやっております。登山は65歳までやりましたが、50年余りやって65のとき止めました。今、一番欲しいのは、一日があと3時間から5時間欲しいっていうことです。本日はどうもありがとうございました。

◎議長(山脇秀隆君)

長年大変ご苦労様でございました。

開会に先立ちまして、ご挨拶申し上げます。今期定例会におきましては、12月定例会以来の因辰美町長が出席しての本会議となります。元気に戻ってこられたことを議会としてもうれしく思います。また先日は、第30回を迎えたアジア太平洋こども会議IN福岡の「チャリティーコンサート」に鞭馬議員を中心に、木村議員、川口議員、井上議員も家族を連れての観覧でございました。大変にご苦労さまでございました。今定例会中に米朝首脳会談が開催される予定でございましたが、開催できるかどうか、混沌としている状況であります。無事に開催できればよいのですが、

両国の思惑が絡んでいるので延期になるとも言われております。朝鮮半島の非核化 や停戦合意が宣言されればと思うところであります。様々な点で、日本は取り残さ れている感はありますが、これを機に日朝関係が改善されればと思う次第でありま す。6月定例会が米朝首脳会談とともに何事もなくスムーズに終えることを願って おります。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、た だ今から平成30年第2回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長(山脇秀隆君)

日程第1、「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には会議規則第127条の規定により、議長において、2番井上正宏議員及び4番鞭馬直澄議員を指名いたします。

◎議長(山脇秀隆君)

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月14日までの14日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山脇秀隆君)

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月14日までの14日間と決定いた しました。

◎議長(山脇秀隆君)

日程第3、「法令に基づく報告」並びに日程第4、「行政報告」を一括して求めます。因辰美町長。

(町長 因 辰美君 登壇)

◎町長(因 辰美君)

おはようございます。

本日、平成30年第2回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位に おかれましては、何かとご多忙の中、ご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。 それでは、法令に基づく報告を行います。

報告の前に、1番重要な3月議会に出席できなかったことは、深く反省をいたしております。大変ご迷惑をおかけいたしました。大変お聞き苦しい点がございますが、リハビリ中でございますので、提案させていただきたいと思います。若干しに

くいと思います。

それでは、法令に基づく報告。

報告第1号は、「平成29年度粕屋町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」でございます。

報告第2号は、「平成29年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算繰越計算書について」でございます。

報告第3号は、「平成29年度粕屋町土地開発公社決算の認定について」でございます。内容につきましては、資料をご覧いただきたいと思います。

続きまして、「行政報告」を行います。

まず、最初に「指定金融機関の交替について」報告をいたします。

平成5年3月議会定例会におきまして、株式会社福岡銀行、株式会社西日本シティ銀行、粕屋農業協同組合の3金融機関を指定金融機関として2か年交替で指定する旨の議決を受け、現在、粕屋農業協同組合を指定しておりますが、この期限が平成30年8月31日までとなっております。従いまして、次の順序であります株式会社福岡銀行を平成30年9月1日から2か年間指定金融機関に指定する予定でございます。

次に、「『第3回アジア太平洋をこども会議・イン福岡』ホームステイ受入事業」について報告をいたします。

本年も受入家庭の協力を得ることができましたので、タイから参ります6名のこども大使と1名の引率者の受入れをいたします。粕屋町には、7月17日から24日までの間で、8日間程度の滞在を予定いたしております。4月から各ご家庭の方との打ち合わせ会を実施し、受入準備を進めておりますが、今後は町内小学校への登校や町における歓迎行事につきまして、関係機関と協議を図りながら、受入体制を整えていく予定でございます。

最後に、「平成30年度子どもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰の受 賞」について報告いたします。

子どもの読書活動に対しまして、優れた実践活動を実施している施設に、「粕屋町立図書館」が選定され、去る4月23日に「文部科学大臣賞」を受賞いたしました。町内の読書ボランティア団体の方々との実践活動が大きく実を結び、今回、栄えある賞を賜ることができました。この場をお借りいたしまして、町民の方々に感謝を申し上げるとともに、これからも地域の皆さまが誇れる図書館作りを目指して歩み続けてまいりたいと思います。尚一層の御協力をよろしくお願いいたします。

以上で行政報告を終わります。

◎議長(山脇秀隆君)

それでは日程第5、「議案等の上程」を行います。

お手元に配付しておりますように、今期定例会に町から提出されました議案は、 14件であります。

議案の提案理由の説明を求めます。

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

議案等の上程をいたします。

平成30年第2回定例会に町から提案します案件といたしましては、専決処分の承認が2件、教育委員会の委員の任命同意が1件、条例の改正が2件、平成30年度補正予算が1件、工事請負契約の締結が1件、一部事務組合に関する規約の変更等が7件、以上、14件でございます。

それでは、議案第28号から順次説明をいたします。

議案第28号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

「地方税法等の一部を改正する法律」等が平成30年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町税条例等の一部を改正したものでございます。今回の改正の主な内容といたしましては、個人住民税の基礎控除等の見直し、平成30年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長、たばこ税の税率の引上げ等の法改正に伴う、所要の規定に整備等を行ったものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかになりましたので、平成30年3月31日に専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第29号も専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成30年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、負担の適正化を図るため、賦課限度額を引上げ、軽減判定所得の算定方式の見直しを行ったものであります。地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかになりましたので、平成30年3月31日に専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第30号は粕屋町教育委員会委員の任命同意についてでございます。

粕屋町教育委員会委員をしていただいております、舎川真理氏の任期が本年8月

8日をもって満了することに伴いまして、同氏を再度任命いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。舎川氏の経歴につきましては、資料を添付いたしておりますが、長年PTA活動やボランティア活動に携われ、教育委員としての識見・人格ともに優れた方でございます。任期につきましては、平成30年8月9日からの4年間となります。任命同意につきましては、何卒よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第31号は、粕屋町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

厚生労働省省令の一部を改正する省令が、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、同省令の規定に関係する条文について整備する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第32号は、粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

介護保険法施行令等の一部を改正する政令が、8月より施行されるにあたり、条例中の「特別控除額」に関する規定の引用元が変更になるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第33号は、平成30年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,106万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億4,206万9,000円とするものでございます。歳入といたしましては、国庫支出金を2億4,035万9,000円。県支出金を622万円。諸収入を2,246万1,000円増額するものでございます。また、財源不足を補うため、財政調整基金から4,202万9,000円を繰り入れを計上いたしております。一方、歳出の主なものといたしましては、私立・町外保育施設等運営事業費を2億8,192万9,000円。総合体育館管理運営事業費を1,160万円、町営住宅管理運営事業費を780万円増額するものでございます。

次に、議案第34号は工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、粕屋西小学校のプール移設工事を実施するに伴い、福岡東環状線整備に関連いたしまして、JR福北ゆたか線が嵩上げされる予定であり、それに伴い、プールの移設工事が必要になるものでございます。既存プールを解体撤去し、鉄筋コンクリート造りステンレス製で水面面積340㎡、水深0.9mから1.1mの25mプール、それに併設して水面面積60㎡、水深0.7mの小プールを構築するものでございます。また、更衣室や便所、機械室、倉庫など付属棟の建築や受水槽の撤去・新

設、遊具移設、フェンス・ブロック塀撤去工事等を行うものであります。この工事 を実施するにあたり、平成30年5月18日に共同企業体6社による指名競争入札を行 いましたところ、香椎・青木特定建設工事共同企業体、代表者 香椎建設株式会社

代表取締役 城戸幸信が、工事請負金額1億8,468万円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から平成31年2月28日となります。財源といたしましては、福岡県からの物件補償を受けておりますので、実施いたします。

次に、議案第35号は、福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規定規約の変更についてでございます。

平成30年10月1日に那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県自治会館管理組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第36号は、福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議についてでございます。

本件は、福岡都市圏広域行政推進協議会の構成団体である、筑紫郡那珂川町の市制施行に伴い、当該協議会の規約の一部変更に関し、関係市町との協議することにつきまして、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第37号は、福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議に ついてでございます。

本件は、福岡都市圏広域行政事務組合の構成団体である筑紫郡那珂川町の市制施行に伴い、当該組合の規約の一部変更に関し、関係市町と協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第38号は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてでございます。

平成30年10月1日から那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県市町村消防 団員等公務災害補償組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条 の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案、第39号は、福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議についてでございます。

本件は、筑紫郡那珂川町の市制施行に伴い、福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の一部を変更することにつきまして、福岡都市圏の他の市町と協議するため、地方自治法第244条の3、第

3項の大きい規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第40号は、福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸 出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議についてでございます。

本件は、筑紫郡那珂川町の市制施行に伴い、福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部を変更することにつきまして、福岡都市圏の他の市町と協議するため、地方自治法第244条の3、第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第41号は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する 協議についてでございます。

平成30年10月1日から筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県後期 高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に 関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、 議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。何卒よろしくご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

(町長 因 辰美君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

補足しますが、議案第31号から議案第41号は、平成30年10月1日からの施行になっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは日程第6、「議案等に対する質疑」に入ります。質疑は一括議案番号順にお願いいたします。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ありませんね。ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長(山脇秀隆君)

続きまして、日程第7、「意見書案の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に提出された意見書案は1件であります。

事務局長が意見書を読み上げます。

古賀事務局長。

◎議会事務局長(古賀博文君)

議事日程表の5ページ以降、1件でございます。

意見書案第2号、日本政府に「核兵器禁止条約」の調印・批准を求める意見書 (案)。 標記のことについて、会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。 平成30年5月25日。提出者、粕屋町議会議員田川正治議員、川口晃議員。 以上でございます。

◎議長(山脇秀隆君)

ただ今から提出者に趣旨説明を求めますが、説明にあたりましては、議事進行の 都合上、簡潔明瞭にお願いいたします。

意見書案第2号。日本政府に「核兵器禁止条約」の調印・批准を求める意見書 (案)を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

提出者を代表いたしまして、川口晃議員。

(9番川口 晃君 登壇)

◎9番(川口 晃君)

おはようございます。本来なら禁止条約の前文をですね、皆さんに報告しなけれ ばなりませんが、国連の文章は非常に難解であって、なかなか理解できない点もあ りますし、文章的にも長いのでですね、皆さんのほうに渡しております。これを参 考にしてしてください。政府において和訳をした文書がありません。それで赤旗に 掲載された文書をもってかえさせていただきたいというふうに思います。趣旨説明 を行います。日本政府に「核兵器禁止条約」の調印・批准を求める意見書への説 明。広島と長崎にアメリカの原爆が投下されて73年目を迎えました。日本の原水爆 禁止運動は、1954年ビキニ環礁でアメリカの水爆実験が行われて以降、永遠と65年 続いています。こうした中で、被爆者平和団体、市民団体、宗教者、文化人などの 平和を愛する力が結集して、国連で核兵器を禁止する条約を議決してほしいとの署 名運動が進みました。2015年の国連NPT核不拡散条約再検討会議には633万 6,000人の署名を核兵器禁止の日本人の意思を込めて手渡しました。それから、2 年後の昨年2017年7月7日、国連において歴史的な核兵器禁止条約が国連3か国、 193か国のうち122か国の賛同で採択されました。核兵器がどれほどひどい兵器であ るかは日本人である私たちは日頃の体験を通じてつぶさに知っています。一瞬のう ちに生きとし生きる者を大量に破壊します。後遺症といいますか後障害は、2世、 3世にまで引き継がれていきます。まさに悪魔の兵器です。この、核兵器禁止条約 は前文と前の分と20条の条文で構成されています。50か国目の批准書が国連事務総 長に寄託されて、90日後に発行します。この条約が採択されてからまだ1年たって いませんが、5月17日現在で調印した国は58か国、批准国はフィリピン、タイ、ベ トナム、バングラデシュ等11か国です。今、多くの国で批准の手続が進んでいま す。今、一旦消えかかった北朝鮮の核の放棄と米国の北朝鮮の体制保証を主題にし

た米朝会談が復活されようとしています。この、米朝会談が成功すれば、核兵器の禁止に向けた国際情勢の在り方に衝撃的なインパクトを与えます。成功を祈らざるを得ません。こんな非核化に向けた情勢の進展の中、ただ一つの被爆国である日本が核兵器廃棄の運動を世界に呼びかけること。その実現に向けた旗振り役をなすことは、世界から待ち焦がれています。国連の日本代表の席に折り鶴が置かれた世界でただ一つの被爆国として情けないではありませんか。以上の要約を述べまして、意見書提出の説明といたします。以上です。よろしくお願いします。

(9番川口 晃君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

説明が終わりましたので、日程第8、「意見書案に対する質疑」に入ります。質 疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、意見書(案)第2号の質疑を終結いたします。

◎議長(山脇秀隆君)

日程第9、「議案等の委員会付託」についてお諮りいたします。

本日上程されました28号議案から32号議案、34号議案から41号議案につきましては、付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山脇秀隆君)

ご異議なしと認めます。

次に、33号議案の平成30年度粕屋町一般会計補正予算については、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山脇秀隆君)

ご異議なしと認めます。よって本日上程されました議案等につきましては、付託 表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により委員長に小池 弘基議員、副委員長に太田健策議員であります。

お諮りいたします。本会議中、誤読などによる字句数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山脇秀隆君)

ご異議なしと認めます。よって誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に 一任していただくことに決定いたしました。以上で本日の日程は全て終了いたしま した。本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前10時05分)

平成30年第2回(6月)

粕屋町議会定例会

(一般質問)

平成30年6月4日(月)

平成30年第2回粕屋町議会定例会会議録(第2号)

平成30年6月4日(月) 午前9時30分開議 於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- 1番 議席番号 10番 田 川 正 治 議員
- 2番 議席番号 14番 本 田 芳 枝 議員
- 3番 議席番号 8番 太 田 健 策 議員
- 4番 議席番号 4番 鞭 馬 直 澄 議員

2. 出席議員(16名)

1番	末	若	憲	治		9番	Ш	口		晃
2番	井	上	正	宏		10番	田	Ш	正	治
3番	案	浦	兼	敏		11番	福	永	善	之
4番	鞭	馬	直	澄		12番	小	池	弘	基
5番	安	藤	和	寿		13番	久	我	純	治
6番	中	野	敏	郎		14番	本	田	芳	枝
7番	木	村	優	子		15番	八	尋	源	治
8番	太	田	健	策		16番	山	脇	秀	隆

3. 欠席議員(0名)

4. 出席した事務局職員(2名)

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 髙榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名(19名)

町 長	因	辰 美	副町長	吉 武	信一
教 育 長	西 村	久 朝	総 務 課 長	堺	哲 弘
経営政策課長	今 泉	真 次	税 務 課 長	中 原	一雄
収 納 課 長	臼 井	賢太郎	協働のまちづくり課長	中小原	浩 臣
学校教育課長	山 野	勝寛	社会教育課長	新 宅	信久

給食センター所長	神	近	秀	敏	都市計画課長	田	代	久	嗣
地域振興課長	八	尋	哲	男	道路環境整備課長	安	松	茂	久
上下水道課長	松	本	義	隆	総合窓口課長	渋	田	香寿	₹子
子ども未来課長	杉	野	公	彦	介護福祉課長	山	本		浩
健康づくり課長	古	智	74-	づほ					

(開議 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

改めて、おはようございます。先日は、粕屋町消防団操法大会が141名の消防団員参加のもと、無事開催されました。各議員におかれましても、忙しい中多数御出席をいただき、大変に御苦労さまでございました。地域防災の要である青年を中心とした粕屋町消防団です。議会としてもしっかりと支援をしてまいりたいというふうに思っております。

報道によりますと、米朝首脳会議が予定どおり12日にシンガポールで開催されるようです。しかし、北朝鮮の宿泊費が外貨不足のため開催を懸念されていましたが、核の廃絶に貢献したということで、ノーベル平和賞を受賞したICANがその宿泊費の支援を申し出ております。世界平和の願いは全世界の希望であることを改めて強く思いました。

本日から一般質問であります。今定例会には、12名の議員が一般質問をいたします。本日は、4名の議員の予定であります。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、た だ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(山脇秀隆君)

ただ今から一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっと り簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確にしかも 簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますよう、また質問者の意図が分かりづらいようであれば、反問権を行使して明確な答弁になりますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。議席番号10番、田川正治議員。

(10番、田川正治君 登壇)

◎10番(田川正治君)

おはようございます。議席番号10番日本共産党田川正治です。通告書に基づきまして一般質問を行います。

3月予算議会で町長に質問するために、質問通告書を提出しておりました。しかし、開会日の冒頭に町長が挨拶だけで、体調が悪く退席されましたので、3月議会では町長からの回答がありませんでした。そこで本日6月議会におきまして、改めまして以下4項目の質問を行います。町長からの直接の回答を求めまして、ただ今

から質問を行います。

まず最初に、池田前副町長の在職期間8か月での住民に対する町長の任命責任と辞表の原因と内容について、町長の説明を求めるものであります。町長は、昨年6月議会で池田氏を副町長に提案するときに、粕屋町がこれから市制を施行するのに最適な人物である。外部からの有識者を迎えて、民間の考えを注入し、役場の職員のレベルアップ、そして、外部からの知識を融合させること、このような趣旨で、町長の選挙公約として議会に提案され、私は、この趣旨については反対いたしました。しかし、副町長に池田氏が任命をされました。

今回、辞職するにあたり議会には何の説明もなく、町長以外はその真相が分からない。このような状況だと思います。副町長の職務もわずか8か月余りで半ば放棄するような状態で辞職されました。どう考えても、社会的な常識では到底考えられないような辞職であります。

池田氏は、辞職をするために、町長は、「入院していた病院に来て、辞表を提出した」と聞きましたが、辞表の理由は何だったのですか。町長は、池田前副町長に対する任命責任もあり、町民に対しても私たち議会に対しても、この点についての説明責任があると考えます。町長の答弁を求めます。

◎議長(山脇秀隆君)

2番も言いましたね。はい、2番まででいいと思います。 因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

すみません。2番まで一緒に答えますか。

◎議長(山脇秀隆君)

はい、どうぞということであります。 田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

私が今質問したのは、在職期間8か月に対する町長任命責任があると辞職をした点についてですね、よく理由が分からないということについての説明を求めてるわけです。そういう点では、2番の問題は入ってますが、1番の在職期間中にどのような町政運営に貢献されたのかという点についてもですね、後で聞くようにしておりますので、まずはその理由についてですね、どういうふうな状況で内容を町長が聞かれたのかということを・・・

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員に言います。通告書は変わってあればですね、順番が変わったということをまず告げてからですね、質問していただきたいと思いますので、戸惑

いますので、よろしくお願いいたします。 因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

それでは、田川議員の一般質問にお答えしたいと思います。昨年の6月議会で 承認を受けて、7月からの雇いとなっております。在任期間の仕事ですが、主に予 算の申告の仕方や、職員募集の仕方、それから人事異動の定例化、給食センターの 残務処理等を行っていただきました。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

町長。2番についてを先にしてほしいという依頼だったと思いますので、2番についての答弁をお願いいたします。

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

2番の問題でございますが、奥さん同伴でこられました。それで残留を求めま したけども、せめて退院するまで待てないかということでですね、お頼みしました けども、やはり命が危ないということでございましたので、私には止めることがで きませんでした。

内容につきましては、この議会の終了後本人が答えます。何も議会には答えておりませんので、答えたいということでございますので、その分につきましては努力をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

今、質問の点については、この1番についてですが、説明はあったと思います。 2についてですね、今病院に来ての辞職の理由ということを言われたわけですが、 私が3月議会で、吉武副町長に質問したときには、自分たちは辞表を出されたこと は聞いてますが、内容についてはよく分かりませんというような説明だったんです ね。この点についてですね、私は4月になって町長が制限勤務で役場に出てこられ たときに、議員全員協議会に出席されたときに、私質問いたしました。そのとき は、一身上の都合ということだけ説明されまして、実際はいろいろと話を聞かれて る点があるかと思います。

ただ今回、町長が述べましたように、池田氏自身が来て説明もするというような、説明といいますか挨拶するというようなことでしたけど、この内容についてはですね、挨拶に来てそれで終わりということにもなりかねません。問題は、一身上の都合だけではなくて、精神的な問題とか体力的な問題いろんな問題がですね、重

なってのことだったというふうに思うんですね。それが、副町長に任命するときにですね、いくつかの何人かの議員からいくつも問題が出て、健康診断など含めですね、行政携わったこともない状況の中で本当にやれるのかというようなことなどを含めていろいろ懸念される点が出ておりました。

そういう点から見たら、私は本当に任命するだけのやはり見識といいますか、そういう条件というか、いうのがなかったんではないかというのを疑うわけですね。 そういう点で、本人からの辞職の理由もそういう点が加味されているのでないかというふうに思うんです。そうであるならばですね、推薦するときに、そういう点もはっきりさせておくということなどがある。できてないでいう状況になってたんじゃないかというふうに思います。その点についてはどういうふうに町長、説明を。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

この場ではですね、臆測では物は言いません。ですから、私は当時入院しておりましたので、その内容につきましてはほとんど知りません。ですから本人に聞いてくださいということで言っております。それから、知識といたしましてはですね、十二分にですね、やはり提案したという気持ちではおります。ですから、元気な時にはですね、提案してきてもらって、それをそれがいいかどうかというものをですね、若干認めるとこもありましたので、それはよかったなという思いもあります。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

町長が言われるように、臆測では言えないということですけど、結局は本人が出てきて説明してもらうしか内容分からないということであればですね、一身上の都合ということだけの辞表でね、税金を使って1,000万円位ですね、こういうことで貴重な税金の使い方としてですね、本当に責任ある立場がとれるのかというのがあると思うんですよね。

そういう点で言えばですね、私は本人が出てきて、恐らく長い間お世話になりました。いろいろ病気がありまして、こうやって辞任するに至りました、いうような程度のことではですね、やっぱりこの行政に携わった関係においてですね、どういう問題をね、本人がこの点についてですね、抱えて辞めたのかということなどはですね、はっきりさせないと、今後また同じような事態がですね、起こりかねない。そういうことでの人選の仕方ですね、人物に対する人選の仕方という点が曖昧さが

あったんやないかと不適格じゃなかったのかというのがあるから、問題として指摘 をしてるわけです。答弁をお願いします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

これは、もう3番のほうに入ったとですか。それを答えていいのかということもありますし。先ほどのですね、答弁も言いましたようにこの場では憶測で物を言うことができません。ですから、本当にですねそうは思っとっても、どんなふうにですね、説明をするかということも知りません。だから、そういったことはですね、本人から聞いてくださいということを出しております。

私はですね、先ほど申しましたようにちょうど入院をしておりましたので、命が 危ないということを聞いたと。命を捨ててまでする必要はないということで、やは り辞表は受理したということでございますので、御理解願いたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

今の町長の答弁ではですね、納得は町民から得られることはできません。なんでかというたら、臆測とかですね、本人じゃないと聞かないとわからないとかね、結局採用した者が、なんでこの問題が起きたのかというのはですね、責任ある答弁としては本人が掲げた問題としてこういう問題があったということが原因があると思うんですよ。そこんところをはっきりさせておかないと。もともと採用するときに、不適格性があったんやないかということを私指摘してるんですね。

ただ、民間から有識者入れる民間の知恵をと言いますか、そういうことだけに ね、優先して入れるというやり方をしたということも含めてあるんじゃないかと いうことを指摘してるんですよ。そういう点についての反省、総括というのがよ く見えない。はい、答弁お願いします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

何回も言いますけども、臆測で物を言うことはできません。ですから確実なことをですね、やはり答弁することが一般質問ではないかなと思っております。

それから、あの当時はですね、私は入院しておりましたので、一切池田氏が辞めることは知ってましたけども、やっぱりそういったその原因につきましてはですね、知っておりませんので、本人から聞いてくださいということで言っております

ので、御理解願いたいと思います。はい。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

いずれにしても、今の答弁も含めては、今後池田氏が出てくるということで、 問題解決するのかという点がありますが、私はそれは全くですね、期待しておりません。出てきたからということで問題解決するかという問題ではない。やっぱり、こういう副町長を1人増やすことも含めて、予算を使ってどうするという問題で言えば、町民がですねこの副町長が増えることによってどれだけ私、自分たちのですね生活なり暮らしなり、粕屋町のためになることをやってくれるのか、期待あるわけですよ。

そういうことから見てもですね、なんら今のような状況の説明では、税金を無駄遣いだということにしかなりませんよ。私はそういう点ではですね、本当にこの支払った金額も含めてですね、私は1,000万円ぐらいなんじゃないかというふうに言っておるんですが、3月議会のときは一定の金額をですね、説明がほかの議員がしたときにですね、出されておりましたけど。だいたい金額としては1,000万円ぐらいになるわけですか、その金額について大体の内容について何百万とか何十万という金額でもいいから説明してください。

◎議長(山脇秀隆君)

堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

総額でよろしゅうございましょうか。はい、金額につきましてはですね、給料 を本俸ですとか期末手当・地域手当等の人件費と、あと執務室の改装ですとか備品 購入にかかった物件費も含んでおりますけれども、総額で935万4,509円と。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

約1,000万円ということになると思います。私はこの1,000万円というのはですね、貴重な税金であると思うんです。それはなんでかというのはですね、町長は今、昨年から特に福祉関連の予算をですね削減する、他町と比べたら高い、多く支出しとるからこういう補助金減らさないかんということで、望んでおります。

1,000万あったらですね、今までの高齢者の人たち障がい者に対する支援の分をですね、維持できるんです。引き続きね、いうことも含めてあったんです。ですから私は、この副町長を任命するにあたって早急過ぎると、時期尚早だということも

含めて、意見を述べました。

そういう点ではですね、そういう任命責任とあわせて税金をいかに大事に使うか という点から見てもですね、もっともっと町民にですね、納得できる方向での説明 が、この副町長の辞任に対してとあわせてですね求められると思いますので、それ を要求し、次の質問に入ります。

2番目、給食センターの建設工事による遅延損害金の和解合意書に対する町長と 学校給食会社サービスSPCとの合意に至る説明について質問いたします。これ も、池田前副町長が給食センターの建設工事による遅延損害金について、学校給食 センターSPCと交渉したというようなことになってるわけですね、先ほど町長の 説明。町長は、この池田前副町長からの遅延損害金の交渉について、昨年の12月定 例議会前に聞かれたのか、入院した後に病院で聞かれたのかについて説明を求めま す。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

田川議員の御質問ですが、これは審議と採決が終わっておりますので、今回まではですね、答弁をいたしますけども、次回からはもうやめていただきたいというところでございます。ですから、次のことを考えることがですね、議員の役目でございますので、いつまでもですね、採決して決裁が終わったのに、それをですね審議するということはですね、議員としていかがなものかというところもありますから、その点につきましてはよろしくお願いしたいと思います。

1回目につきましては、5,400万を支払っております。それから2回目につきましては、890万を払っております。そして合計が6,390万ぐらいのですね金額を支払わせておりますけども、私が当時ですね引き継ぎを得たときには、8,000万円の当初予算が組まれていたわけです。

そして、そういう中で。これは皆さん知ってますかと、こういった金額を知ってますかということでですね、聞きましたけども、一時中断してからやはり審議すべきだということでございますので、この件につきましてはですね、私はもう遅延損害金だとは思っておりません。議員やらですね、保護者に確認をしたからですね、追加工事をしただけでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

私は、この給食センターについての工事の交渉、遅延損害金の交渉について池

田副町長からこの交渉の結果を聞いたのは、入院する前ですか、2月の議会定例議 会前ですかということを聞いてるんです。

それはですね、1月にこの問題の際2月この臨時議会で、和解合意の問題が出て、早急日にちはない状況の中でですね問題を処理する状況が生まれたんです。町長はいつ聞いてたのかという一つの問題としてありますので、それについて、説明をお願いします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

これはまだ元気なときに行っております。それは私がですね、町長会が全国大会がありましたので、そのときにですね、東洋食品に行ってからですね、2者会談、4者会談ですかね、東洋食品も2人それから粕屋町も2人あわせてですね、その準備をですね、池田からしていただいております。

そして金額はですね、その内容の向こうはですね、社長と担当が出てきました。 そういった中でですね、890万になりましたということでですね、なっております ので、内容につきましては、5千2百何十万ですかね、それが890万まで落ちたと いうことでございます。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

12月の定例会前ですね、元気なときにということですから、12月定例会前ということであればですね、この内容については十分和解合意書の内容も含めて理解されておったと思いますが、私が心配したのは、この2月の臨時議会で遅延損害金が出されたですね合意書が。これを議決するためにですね、町長の署名捺印。そして、学校給食センターSPCの代表者と合意を交わすということになってたんですね。4月末までにこの合意書を提出すると、合意すると協議するということになってたんですが、これはまだ今だに調印されたのかどうなったのか。全く公式な、この調印の合意書としては出てないんですね。私はこれは非常に奇怪な問題だと。これは、もしかしたらまた合意できんで先さえまた幾らかの問題が残ってから引きずりよるんじゃないかということさえ、疑わざるを得ないわけですよね。

なぜ私がこれを言ってんのかっていうのは、1番心配だったのは町長は入院してるときにこの合意書の内容はよく分からないで、よく分からないっちゅうのは自分での理解が十分できる状態だったのかっちゅうのは私は病気の状況は分かりませんから、もしそうだったらこれは誰が調印するのかなということも含めてあったんで

す。それは実際に、町長はこの入院されたときも含めですね、和解合意書はいつ署 名捺印をされて合意書として町に保管されているのか。私たちには見せてもらって ないから分かりませんからそれも含めて見せて、提出するように求めたいと思いま すが。それについて答弁を。

◎議長(山脇秀隆君)

提出するようにですか、後日ですか。後刻でいいんですか。

◎10番(田川正治君)

いや、今日提出してください。これはもうこの前からですね何回か言ってるんですよ。この合意書はどうなってんのかということも含めてですね。それについてはなんら4月過ぎても、もう今日はね、私は3月議会で一定のものが出るんじゃないかというふうに思ってたけどそれも出ない状況になっておりますのでね、やっぱこれちゃんと出してもらわないと、今後の問題に引きずりますからね。いうことです。そういう点で提出をお願いします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

日にちの問題であるかと思います。ですから所管のほうから答えたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

給食センター所長、神近秀敏。

◎給食センター所長(神近秀敏君)

合意書の分に関しましてはいつ提出っていいますか、されたのかという御質問だと思います。合意書につきましては、3月7日付けでSPCのほうと最終合意書を交わしております。支払いにつきましては、3月23日付けで支払いを行っているところでございます。以上でございます。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

それは署名捺印もしたもので合意された町長の署名捺印も含めて入ってるということですね。そしてそれはどこに保管されてるんですか。

◎議長(山脇秀隆君)

神近給食センター所長。

◎給食センター所長(神近秀敏君)

はい、もちろん町長のですね、署名捺印はさしていただいております。原本に

つきましてはですね、弁護士同士の合意書になりますので、まず原本につきまして は、弁護士事務所のほうが持っております。こちらのほうはそのコピーを持ってお ります。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

では、控えはあるということですね。それについて、今は持ってきてないなら後日でもそれは提出してください。そうしないと議会としてはですね、この問題は、2月の臨時議会で議決したんですよね。この合意書の内容そのものも事前に示されて、その中身について明らかにせないかんのですよ。それが今だに出てないので、それは後日提出をしてもらうようにお願いします。よろしいですか。

◎議長(山脇秀隆君)

後刻、提出可能でしょうか。 神近給食センター所長。

◎給食センター所長(神近秀敏君)

はい、後日提出ということでさせていただきたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

それと、もう一つはですね、この遅延損害金に関して、私と同僚の議員もそうでしたけど、この遅延損害金についての解決するに当たっての町長の態度、町長がどういうこの決着って言いますか、をするための判断と、自らの処罰も含めてということなどを含めて今まで述べられてきたんですね。昨年6月に行われた議会で、同僚議員がこの問題について、町民の血税1億円余りを無駄に使ったということになって、自ら責任を認め自らも懲戒処分するけじめをつけるべきだと質問されました。この問題について町長はですね、私の責任で全部この遅延損害金というのは弁償すべきだという議員の意見ではございますが、私は何も知らないというそういった処罰をしないというようなことは全く思っておりません。この事業が完全に終了しておりませんので、そのときは、しっかりと自ら律したいというふうに答弁されております。私が昨年の9月の質問ときにも、町長は遅延損害金につきましてまだ完全に終わっておりません。それが終わった時に考えさせていただきますと、答弁しました。

そういう点も含めてですね、28年の6月議会であって、この問題裁判してでも私は戦ってまいりますということまで言われたんです。この問題はですね、1番初め

にこの遅延損害金を受けたときの町長の立場なんですよね。それで、こういう遅延 損害金が出たことについて、担当の職員は懲戒処分された。このような状況があっ たときにですね、自らどういうふうにするのかというのがあるんです。

これについては、この遅延損害金の問題についてはですね、学校給食センターの 内容として1番大事な問題ですので、どういうふうなさっき言いました、合意書が できとんでしょ。和解合意書が。できとるならば、決着ついとんですから、どうい う対応とるんですかということです。だから、全然関係ない質問ではありません。 和解合意書できたら自分はどうするということが出らないかん。どういうふうな形 をとられますか、それについて答弁を。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

○○町長(因 辰美君)

それにつきましては、通告書にございませんけども、やはり理解できますのでお答えいたしますが、考え方につきましては変わっておりません。やはり職員が各業者にですね、余計に請求するようにと言わしたことはですね、私の責任であろうと思います。

しかしながら、先ほど言いましたように、業者にですねやはり廃棄物の処理、それがもう5,000万以上超したりとかですね、いろいろ8,000万が当時変わったばっかりに追加が来たというようなこともございますから、やはりですねその辺は分かりません。しかしながら、知っておられるかどうか分かりませんけども、職員の中からでは、やはり5,000万も超したっていうようなですね、ことで前町長にですね、どうしますかということでありましたけども、まだ続くようでございましたので、工事は進めていただきたいと。いうことで答えられております。ですからやっぱり8,000万では済まなかったんじゃないかなという点がございますが、先ほど言いましたように、西松建設、それから九電工あたりもですね、やはり調整して盛んに交渉してですね、やはりまけていただいております。それで協議の結果ですね、6,390万といった形にですね、最小限に収めたかなという思いでございます。

それにつきましてはですね、やはりみんなですね、努力があってから、誰も税金をね支払いたくはございませんよ。みんながですね、頑張ってから6,390万になったということでですね。議会にその金額をお知らせしたということでございます。 大体そのまま続けとけばですね、8,000万それ以上にですね、やはり全部が請求されてから1億は超しとったんじゃないかなという思いはありますけども。やはりそれはですね、交渉の問題でございますので、6,390万になったと思います。

先ほどその責任問題ということを追求が盛んに出ておりますけども、これはです

ね、あとは職員と協議してから、いつのときから始めますと、まだ私が病気でございましたので、今でもちょっと病気ですけども、完治しておりませんが、若干ですね完治してから、そういった対策はするのかなという気持ちでおりましたけども、もう急ぐようでございましたら、今すぐにでもしてもようございます。ですから、それはですね、職員と交渉はさせていただきたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

では、今、町長が答弁されました点で、ぜひこの給食センターの遅延損害金の問題については、自らの律することも含めての結論はですね、示してもらうように、要望いたしまして次の質問に入ります。

次に、町立大川幼稚園と西幼稚園の園舎を増設して、保育所を併設する町立の幼保連携認定こども園を建設する。このようなことをですね、行なって就学前の児童を受け入れる施設が今求められております。子ども未来課の資料によるとですね、町立幼稚園の想定数560に対して、定員割れが185人ということです。この定数割れしてる幼稚園の施設、どのように活用していくのかという問題があります。全国的にも、このような現象が生まれてるわけです。それは、少子高齢化という状況のもとでですね、子どもが減っているということはあります。ですから、働く人たちは増えてきてるんですが、幼稚園に預けるというのが減ってきているというのも一緒に含まれてるということであります。保護者が両親共働きという家庭が増えてますので、そういう点でいえば、この幼稚園との減少、そして保育所に預ける、待機児童が増える。このようなことを一緒に解決していくということがですね、今、必要だということであります。

本来認可保育所を増やしていくということで、保育所そのものを増やすということも大事ですが、大事であるのが当然ですが、このように幼稚園の施設の活用ということもですね、考えなければならないという状況になってきてるということであります。先日の子ども未来課の資料をいただきましたときには、今年度は241人待機児童、昨年が229人ということで13人増加しております。そういう点でいえば、この待機児童の解消を含めた、02歳児が80%ということから見ても、保育所と幼稚園を連携施設として作っていくというようなことを、今まで質問もしてきました。町長の見解を求めたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

ただ今田川議員が言われましたように、現状につきましては十分認識をいたしております。詳しい理由につきましては、所管のほうから報告をさせていただきたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

はい、それでは御質問にお答えをさせていただきます。まず、御質問の中でですね待機児童の80%がゼロから2歳児という形でおっしゃっておられますが、当町はですね、4月1日現在厚労省の新定義による、待機児童ですねこれが74名おります。そのうち48名、約65%がゼロから2歳児と。私的待機まで含めました待機児童総数は192名のうちの127名、約66%がゼロから2歳児の待機児童ということですね、まずちょっとこの点御報告をさせていただきます。

それから質問の内容ですが、大川・西両幼稚園を増築をして認定こども園化というような御提案であるかと思っております。現在町立幼稚園は各園とも定員を割り込んでおります。ただ4歳5歳児、各2クラスずつ今現在あるわけですが、これを1クラスにまとめられるほどは減ってはおりません。従いまして、保育所部分を新たに増やすということになりますと、基本的には建物の増築というのが必要になります。ただ、現状の敷地の広さではですね、園庭をかなりもう潰してしまうような形で増築をしないと、ちょっと保育所部分の増設は難しいのではということで、ちょっとこの御提案については実現は困難ではないかと考えております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

実現が困難というよりは、今西とか大川の幼稚園は、この保育所施設を1階だけやなくて2階も含めて建てて使っていることなども含めて考えられるんですね。ですから、平面のところで言えばそういうことになろうかというふうなことは思いますが、そういうことも含めてですね、もっと検討して、この今の時期にあった幼稚園と保育所の活用の仕方ということで、限られた町有地の中でどう使うかということも含めて考えるならばですね、ぜひこの問題については真剣に考え、検討してですね、具体化していく必要があると思います。

なぜ私がそういうふうに言ってるのかというのは、今年の3月31日自治体向けの FAQ第16版の認可確認のナンバー69の項目の中に、地方公共団体が幼保連携型こ ども園を設置する場合、都道府県の許可はありません。都道府県に届け出をするこ とになります。認定こども園法の第16条にそのように示してあります。そういう点で言えば町がこの施設が必要ということ、これは待機児童が多いところなどにですね、私たちも視察に行ってきました杉並区東京などはこういう方向は示され、行われてきてるんですね。では、待機児童が多いところなどはこの施設の在り方というのが非常に求められているという状況だということなんです。

ですから、国の補助を活用するということも含めてですね、これは事業そのものには行政が町として判断するのはいいことでありますので、町が交付金をですね、この決めたことで内閣に申請するということなども含め県を通じてですね、もっと研究もしですね、この内容について取組をするようにしてもらいたいというふうに思いますね。私は、今保育所の問題と幼稚園の問題、特に就学前の児童の共働きが増える状況のもとでどうするかということはですね、今までの発想だけではだめなんです。そしてもう一つは、子ども子育て支援法の中で生まれてきたこのシステム、新システムの中で活用できるものをどう使うかということがあると。ですから、この町立の公立の幼保連携施設は可能なんですね。特に私は、その中で一つはっきりさせなければならないと思うのは、後でも述べますけど、中央保育所と中央幼稚園をどうしていくかということなどもありますので、そういう点から言うたらですね、ぜひ、この問題についての取組を求めたいというふうに思います。

次に、町長が今までこの二つの幼稚園を施設の幼保連携施設の問題なく提案してきたときに、保護者説明会の中でも言われておりましたけど、水害があるのでですね、多々良川と須恵川の関係で、氾濫が起きたときに問題が起きると危険だと。だから、これは建てられないというようなことなども述べております。だから私は、その幼保連携型施設がどうこうということよりも、と併せて、この現状のもとでも二つの保育所はですね、危険な状況ですので地上げも含めてですね、幼稚園ですね、やっていくことが求められると思うんですが、その点について町長の答弁をお願いします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

幼稚園なのか保育園なのか、さっぱり分からんからですね、もう少し理解できるようにやってください。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

西幼稚園と大川幼稚園の水害による判断で危険だということで、今まではここに

幼保連携施設をつくることについての問題として難しいということ言われてましたが、そうであるならば現状でもですね、ここは土地の地上げをしてでもですね、危なくないようにすべきとは思いますが、まずはこの幼稚園の管理の仕方としてその方法が必要でないかということを言いよります。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

両方ともですね、2級河川の多々良川(と須恵川)のすぐ隣に建っとります。内容につきましてはですね、今後検討させていただきたいと思います。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

次に4番目についてです。老朽化した中央保育所と仲原保育所、これを基金を使ってですね活用して安全安心な保育所運営が必要だということを考えております。町長は、昨年の9月議会で町立保育所存続してほしいと9,005名の請願が採択されたのを受けて、今後、町立保育所の老朽化対策についてどのような施策方針で取り組もうとしておられるのか、答弁を求めます。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

粛々とですね、やはり税金を預かっておりますから、粛々と順序よく進めてまいりたいと思っております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

順序よくということはですね、私はこの問題は今までも公共施設等総合管理計画の問題のときにも、順序立ててということなども含めて、早く計画立てて保育所など公共施設を建て直すこと含めて行うべきだというのは言ってきました。そういう点では順序だてて粛々ということでありますので、ぜひその中にこの保育所の建て替えを入れるべきだというふうに思います。

もう一つはですね、この中で町長はそういうふうに考えてあるということでありますので、特に28年度に公共施設等総合管理計画を策定しておりますので、この個別計画がまだ出されてない。国は31年度までに作成するようにということなども言ってきてるんですね。これは、今までもそのことについて私は指摘をしてきまし

た。なぜ個別にこれを早く計画立てていかないのか。そうしないと、保育所だけやない、ほかの福祉センターも含めて町営住宅なども含めて、危険な状況がある。これ全国的な傾向は当然あるわけですが、公共施設の建てたですね、時期がちょうど今そういう老朽化してる時期になっておりますので、政府も含めこの問題についてどうするかということなどを検討している状況で、あの中でのですね、位置づけとして考えなければならないというふうに思うんですが、そういう点で今言われました粛々と順序だててということですが、この公共施設等総合管理計画の個別計画について、町立保育所の建て替えの順位を優先してでも行うべきではないかと思いますが、その点について町長の答弁を。

◎議長(山脇秀隆君)

堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

個別計画につきましてはですね、29年度からいろいろ検討しておるところですけれども、財政負担の問題ですとかネックがありまして、今現在まだ予算がついてないとかいうことで計画策定に至ってない部分でございます。言われますように31年度末ですね、32年度までに立てるように国のほうから指針が出ておりますので、それに向けて今後検討させていただきますけれども、その中で優先順位につきまして保育所、幼稚園等をどうするかというところの話もさせていただきたいというふうに思います。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

もう一つはですね、町立保育所だけじゃなくて私は福祉センターなども含めてですね、これを3月議会のときに提案したんですけど、今、長寿命化計画ということで、国が公共施設適正管理事業債ということを拡充してですね、使えるようにしているというのがあるんです。充当率は90%、交付税率は50%というのがあるんですが、こういうのも活用してですね、今その古くなって老朽化してるところを、急いで、例えば耐震化の問題も含めて保育所が地震になった時なんか危ないと言うて町長もいつも言ってるわけですが、そういうのも含めてですね、順序を公共施設等総合管理計画の個別計画の順序をつけることとあわせて、そういう、もう一つは、順番に間に合わなくても早くこの事業債などを使っての長寿命化計画の建物の大規模改修、ということも含めて考えていくべきだというふうに思うんですが、そういう点についての町長の考えは。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

それではお答えいたします。そういった予算につきましてはですね、しっかりと やっぱり検討させていただきたいと思います。やはり広範囲に関わるにあたって、 予算につきましてはですね、考えるべきだと私も思っておりますので、よく検討さ せていただきたいと思います。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

えーっとですね、この財源問題については今もう、事業債の問題など含めて、そして建て替えの計画などについては質問いたしましたけど、私は今までも財政調整基金の活用の仕方について公共施設等の施設整備基金についての問題を何度も提案してきたわけですね。結局これは、町長は九州北部水害などのときに大手に出してあってですね、結局災害時にこの基金を使うと。そのために貯めてるんだと。だからほかのには使えないということなどですね、言われて、私が提案した保育所の建て替えなどを含めてこういうのを使ってでもね、やるべきじゃないかということなどを言ったときにそのように答弁されました。

しかし、今3月議会ではですね、この水鳥橋の工事に関連してですね、設計費が計上されたわけですが、この内容での建て替え工事にとりましてもですね、については財政調整基金を充ててでも建てると講じていくというようなことなどですね、説明もされてきたわけですけど。そういう点でいえば、必要なときにはいろんなものに使えるというのは財政調整基金だということになりますので、もっともっとですね、その急ぐべきところは急いで、必要なところは必要なように、基金を使いながらですね、やっていく。こういういわゆる町政の財政の在り方としてはですね、私は今だからこそやらなければならない問題だと思うんですね。

そういう点で、この財政調整基金の使い方についてですね、町長は、その水害問題ということもあるけど、ほかのにも活用していくということなどの考え方は変わらないのであるかということについての質問。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

基本的には変わりはございません。しかしながら、議会からもやっぱり調整基金を使いながら、やはりこの事業は進めていくべきだということも、ごもっともだ

と私は思っております。ですから今回はですね、非常に財政が厳しい中にですね、 やはり取り崩してでも、事業撤退されるべきではないと判断いたしましたので、財 政調整基金をですね活用させていただいて、若干は少なくなりますが、しなくては ならない事業についてはですね、前倒しでさせていただいております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

ということは、財政調整基金は、そういう水害に備えてということで、画一的に そういう形で使っていくというのでなくて、町民に必要なものと、今求められるも のについては活用していくということだと思うんですね。そういう点では、町立保 育所でも建てられるのに使ってもいいんじゃないですか。1園ずつでも順番立てて ね。2園一緒ということになる。そういう点については9月議会で請願が採択され て、老朽化した保育所の建て替えを含めて改修を求める内容についてですね、議会 で議決してるわけですがそういう立場に町長が立つことが求められてますが、その 点についての町長の見解を求めます。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

先ほどから言いますように、やはりもしも水害が起こったときには、そういった調整基金を出していかないかんという考えは変わっておりません。しかしながら、なんて言いますかね、やはり今回はですね、やはり何も事業はされないというようなところでございますので、若干ではありますが、その基金をですね、使わせていただいて事業を進めるようにやりましたということでございます。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

これはですね、ちょっとこの点については、この水鳥橋について同僚議員が質問したときにですね、その議員はね、質問者の趣旨は、町立保育所とか幼稚園とか老朽化した対策の問題として基金なども使う必要があるでしょうから、水鳥橋でなくても水鳥橋はふるさと基金などを使ってでも、やっていくということなど考えたらいいんじゃないかというような提案だったと思うんですよね。そういう点でいえばその順番から言えばですね、どちらが先に必要かというのは水鳥橋ではなかったと思うんですね。やっぱり今は5年後なりには水鳥橋を建設しますということがあればその前に、必要なものはもっと今言います保育所の建て替えなどに使って、順序

立ててやっていけばいいことだと思うんですが。そういう点の考え方に今後方針を 持つべきだと思います。改めて、再度この点について。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

水鳥橋と順序が違うのではないかということを御指摘でございますけども、やはり保育所の新設、建て替えというものにつきましてはですね、議会が反対をされておりますので、やはり粛々と順序良くやっていこうという考えで、そういったものにつきましては、やはり委員会を立ち上げて、それから建てていこうというものでございます。ですから、水鳥橋につきましては、新しく作ったわけではございません。落橋しておったわけでございますので、これの軽微なものでいいから、それについてはですね、今後、通すときは通して、建てていかないかんっちゃないかなっていう思いでございますので、提案をさせていただきました。しかしながら、水鳥橋の設計の予算書も今度は否決されたということでですね聞いておりますので、建てないで済むようになったかなと。そのかわり議会はですね、やはり責任をもってしていかないかんちゃないかなっていう思いがあります。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

ちょっと、町長のその議会が責任を持たないかんっていう。提案したのは町でしょう。町長が提案したんですから、町長が責任持たないかんです。否決したほうはその内容について、是か非について判断するということは当然、2元代表制のもとではあり得るんです。しかし、提案したのは町長ですから、私が言うのは、町長が提案した内容の順番が違うんじゃないかということを言っとるんです。ね。水鳥橋のほうは5年なり計画立ててとかね、早くせないかん。

いつも町立保育所の保護者の人たちに何を言いましたか、町長は。危険だ、地震があったら危ない、だから建て直すんですよと何度も何度も言ったでしょ。危険なんですよ。危ないんです。建て直すこともせないかん。そしたら民営化はできないようになったら、地震対策もしないということじゃないでしょ。そういうことも含めてですね、私は町長がもう少し個々の計画を立てた公共施設をどう管理していくかということがね、なければ町民も納得ができない。何で順番立ててせんのやろうかと。いつどこで何がいつできるんだろうかということばっかり考えざるを得ない。というのは町政としてですね、在り方としては私はよくないと思いますね。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因辰美君)

ご指摘でございますけども、提案したら否決するという形が毎回続いております。ですから粛々とやっていくということでですね、御理解願いたいと思います。 以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

最後にですね、最後と言いますか、先ほど、質問の時に後でという話をしました幼稚園、中央幼稚園とですね、中央保育所の問題です。中央保育所は民営化ということだとか含めてですね、提案されてきました。しかし中央幼稚園についてはですね、どういうふうな方向にしようというようなことなどは今までも言われておりません。それは幼保連携施設の問題について私が提案したことによって、幼稚園の在り方についていろいろ検討はされてきてると思います。

ですが今、中央小学校はですね、特別支援教室も含めて狭くなってきて教室が足らない。こういう状況にもずっとなってきてるんですね。学童保育の問題も含めてあるときから出ております。そうであるならばですね、私が先ほどから言ってます中央幼稚園を中央保育所と一緒にしてでもね、幼保連携型の施設というのはこれはまたこれで考えることもできるんじゃないかというふうに思います。前からですね、中央幼稚園がどこに持っていこうかということは出ておりました。旧役場庁舎のところに持ってたらよかろうかとかどっかほかのところに、土地が空いとうとこあったらというような話なども出ておりました。

しかしそれはですね、なんでかと言うたら小学校の施設が狭くなってきたから、子どもが多くなってですね。何とか手だて対策打たないかんということだったんですが何も打たれずですね、ずるずるとこうきてるという状況だから私はこの今の状況のもとで、中央幼稚園を中央保育所と一緒にすればですね、幼保連携で建てて2階建てでやっていけばですね、中央幼稚園の跡にそこを小学校の教室として有効利用もできるということになっていくと思うんですが。私はその問題についてはですね、今回提案をですね、したいと思うんですよ。そういう考えについては、今後検討していくというふうにしてもらいたいんですが、町長答弁を。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因辰美君)

御要望の通り検討させていただきたいと思います。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

はい、最後になります。私はですね、今まで町長が就任した時からですね、トップダウン方式じゃだめだと。町民の意見を聴く、そして、職員の意見を聴いてボトムアップでやっていきたいと。予算配分の問題も含めて、新たな方向を示されてですね、やられてこられました。しかし、私はこのボトムアップということについてですね、ちょっと今大丈夫なのかというのを思うんです。

なぜかと言うたらですね、ボトムアップというのは確かに職員のいろんな政策立案、提案内容を執行部が受けて町長部局がですね、三役がどうするかというようなことなどを含めてあると思います。これ大事なことなんですね。しかし、私は、今までも幾つか要求要望の問題について言ってはきているんですが、町民から上がってきた今度の保育所の請願の問題でもそうです。こういうのを担当所管も含めてですね、検討し、そしてそれを、予算もつけてどう実現していく方向で町民に返していくかということこそですね、ボトムアップだというふうに思います。私はそういう方向でのですね、町政の在り方、これがやっぱり住民のですね、税金を払って貴重な税金を払って、そして粕屋町のですね、住んでよかったというふうな、生活。生きていくと、人生っていうんですかね、生きていく。このようなことになるというのはですね、やっぱりボトムアップだと思いますね。

そういう点でもっともっと要求要望のですね、町民から出たのをですね、町長も 含め執行部がですね、くみ上げて、予算化も含め実現することをですね、やっていけるような町になるようにですね、私たち議会も一緒ですが取り組んでいくようにしていくべきだというふうに思いまして提案をさせていただきました。そういう点で、これを回答として特別求めるもんじゃありませんが、ボトムアップの方向としてはですね、そういう住民本位の政治と地方政治地方自治体としての役割というふうに思いますので、そういう点で提案し、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

(10番 田川正治君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

議席番号14番、本田芳枝議員。

(14番 本田芳枝君 登壇)

◎14番(本田芳枝君)

よろしいですか。

◎議長(山脇秀隆君)

はい、どうぞ。

◎14番(本田芳枝君)

議席番号14番本田芳枝でございます。通告書に従って、一般質問を始めます。 まず最初に、当初予算の構成の仕方が後退したのではという質問事項を挙げております。

平成30年度の一般会計の予算編成についての問題点を指摘いたします。平成29年度の一般会計は、枠配分方式で基金を取り崩さずに編成され、問いただしていた繰越金の処理も適正になされ高く評価できるものでした。ところが今回、30年度の一般当初予算は28年度以前の編成に逆戻りしたかのような印象を受けました。改善はどうなったのでしょうか。予算特別委員会での審議で気になった3点とあわせて、町長の思いを問います。

最初に、財政運営における当初予算編成の考え方で枠配分ゼロベース編成基金の 運用の仕方について、それから2番目に公共施設等総合管理計画の取り組み、3番 目にホームページの改善について、4番目に職員の意識改革という流れで質問をい たします。

それでまず最初にですね、財政運営における当初予算の編成の考え方について申し上げます。一般会計歳入歳出予算の総額を136億3,100万円としました。その編成方針について質問をします。施政方針では、平成30年度予算の概要として枠配分方式による予算編成を行い行政評価を実施し、その検証結果を次年度の実施計画や予算に反映させることにより、限られた財源を適正かつ効果的に配分した予算としているというふうに当初予算の施政方針には書いてございました。ところが、その内容が具体的にこちらには伝わりません。それから、行政評価も反映されたのか明確ではありません。そのために町長が日ごろからおっしゃっている方針について予算にどう反映させたのかを問いたいと思っています。

まず、枠配分方式とゼロベース編成基金の運用の仕方、この3つについて質問をいたします。枠配分の枠とは、部制をひいていたので分かりやすかったんですが、今回それが曖昧で総合計画の基本目標なのか、それからゼロベース編成についてはですね、前例踏襲を改めて予算の再点検を図り、町民目線、経営感覚など新たな視点で施策の再構築を行うと町長は議員時代からいつもおっしゃっておられました。そのことについて、それから今回基金を取り崩しておられます。この3点について町長の思いを質問いたします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

今の本田議員の質問に答えたいと思います。私は性格からしてから、無駄遣いはですね、絶対しないようにということでですね。常日ごろから訴えております。しかしながら地方のですね、補助金、地方交付税ですか。それが年々ですね、やはりこう減少してきておるということでございました。そして、今年は使えるお金がございませんということでですね、報告でございましたので、じゃあどうするのかということでですね、やはり行政の停滞をですね、やっぱ住民にも不安さを覚えさせますので、やはりここは財政調整基金を取り崩してからですね、事業を行うようにということは指示は出しております。内容につきましてはですね、所管のほうから詳しくは説明させていただきたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長(今泉真次君)

枠配分についての御質問ですが、平成29年度予算編成から枠配分方式を採用し、基金を取り崩さずに編成することができましたが、緊急性が高くない事業は、先送りしたのが現状です。平成30年度は、平成29年度予算と比較し、一般財源歳入見込みの減少、扶助費等の義務的経費の増加により、政策的経費の予算を確保することができず先送りができない事業が多くあったことから、やむを得ず財政調整基金の取り崩しを行いました。平成28年度以前の予算編成に逆戻りしたかの印象を受けたとのことですが、経常的な経費については、配分された予算枠の中で予算要求を行うため、各課において、補助金等の有効活用など財源を自ら探して確保することや、経費の節減意識が高まるなど枠配分の導入効果はあったと考えております。また、要求された政策的事業の中から、優先順位をつけて実施すべき事業を採択し、基金の取り崩しは最小限にとどめるよう努力しております。ゼロベース・・・

◎議長(山脇秀隆君)

まとめて、はい。

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長(今泉真次君)

ゼロベース編成についての御質問ですが、予算編成方針において、事務事業の見直しを行うことや、全ての経費についてゼロベースで精査するよう通知しております。枠配分を採用したことで、原課の自主的主体的な予算編成となっていることから、事務事業の見直しや経費の精査について、原則として原課の判断により行われ

ています。配分された予算の範囲内で予算要求を行うため、経費の節減等は図られていると考えております。

◎議長(山脇秀隆君)

本田芳枝議員。

◎ 1 4 番(本田芳枝君)

今のお話は非常に抽象的で、具体性がありません。一般論です。これに施政方針よりも少しは詳しい。でも各課に通知した。じゃあ通知したらその結果どうなのか。そのやりとりが全然見えてきません。それでですね、例えば、枠配分方式これは原課に任せているというふうに言われましたが、枠というものがありますよね。その枠はどうやって決めたのか。それからよく町長はですね、ゼロベースでコスト意識を高めてすると。各課がですね、本当にそれをやったのか、どうしてそれが分かりますか。その質問をします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

枠配分方式といいますのはですね、各課からの積み上げをいたしましてその金額を決めるわけでございますので、枠配分というのはそれを決定いたします。それからゼロベース、必ずしもですね、毎回ゼロにすることが正しいのかということがございます。ですから、やはりですね、継続することも必要なところもあります。全部切っていくわけいかんからですね。ですから、やはりですねゼロベースでしたいっていうですね、議員のときはそんなふうに思っておりました。

しかしながらこの執行部側になりますとですね、やはり続けていかなければならないもの、切られるもの、切ったらですね盛んにですね、やっぱりこうない中でそういったものをつけていかないかんというところもありますから、若干ですねゼロベースにはですね、思いは当たらないかなという思いもあります。しかしながらですね、できる限りやはりそういった事業というものはですね、新しい事業というのはやはりゼロベースですべきものではないかなという思いでございます。しかしながら、上からおりてきたほうにつきましては、継続してから行うものではないかなというふうに思っております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

本田芳枝議員。

◎14番(本田芳枝君) 経営政策課長に申し上げますが、枠配分の枠はどういうふうに認識してありますか。

◎議長(山脇秀隆君)

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長(今泉真次君)

平成30年度の枠につきましてはですね、各部に配分を行っております。各部です、各部に行っております。そのもとになりますのは、平成29年度のですね、予算を経常的経費の予算分を各課で割り当ててその合計を部に配分しまして、あとは部の中で調整を行っていただいたということでございます。あくまでも枠配分というのは、経常的経費の部分についてのみでございます。

◎議長(山脇秀隆君)

本田芳枝議員。

◎14番(本田芳枝君)

はい、各部に伝えたと。確かにですね、3月までは部制が引いてあってそこの部の中でそういうやりとりがあったと思います。先ほどのお答えではね、各課に任せたというふうなお答えでした。今ですね、これは後で申し上げますが、部が曖昧なんですね。部は残ってるよって職員言われますけど、部長がいない。結局、今元総務部長の方は議会に参事という形で残っておられますが、課長ですよね、1列に課長。で、副町長が1人おられて、その中でですね、予算の今後の執行とか、そういうことをじゃあどういうふうに具体的に考えていくのかっていうふうに今思うんですけど、昨年そこまで考えてですね、本当にそのゼロベースあるいは枠配分方式でされたのか。

どうしてそれを今申し上げるかといいますと、29年度の事務事業の事業とそれから、30年度の事務事業は157事業同じなんです。しかもほとんど予算も変わっていない。その中で水鳥橋が出てきて、もうどうしようもないと、しないといけないていうことで、いわゆるその設計費をですね、財政調整基金から出されたような次第ですが。もし、どうしてもですね、水鳥橋が必要であれば、その設計費用ぐらいはですね、各課の中で調整してするべきだったのではないかと私は考えていますが、その動きがね、具体的なことが見えないんですよ。町長に申し上げても、病気してらしたとかおっしゃるから、ちょっと先ほどから話聞くと最終的には町長にお尋ねしますが、その辺は、経営政策課が各課と渡り合ってしているのではないかと私は推測しているんですけど。その辺の各課とのやりとり、あるいは部の中のやりとりで今の話だと部制が必要ですよね。そこも明確になってないんですよ、今。後でこれも言おうと思ってたんですけど当初予算ではですね、副町長は2人制の予算のまま。多分人件費もですね、昨年の11月の状態だから部長も人件費の中に入ってると思います。そして皆さん課長はですね、ここ良く覚えててください。以前の課長職

よりもお給料下がってると思います。そういった状況で、今まで繰り返してきたことをそのまますとっと上に上げといてですね、さぁゼロベースだ、枠配分だいろいろして検討した結果こうなりましたと言われたけど、具体的に当初予算をですね、きちんとですね本当にされたのか。精査されたのか。

その辺をね、じゃあ副町長と経営政策課の課長、いわゆる当初予算の流れはですね、お尋ねしますが、皆さんちょっとよく分かってもらいたいので、病気されたからするとかできないとかの問題ではないんです。もう昨年のですね、出納閉鎖。5月にね、出納閉鎖があると思います。それから事務事業内部評価があってそして9月の決算がありますけれども、その段階で既にもう次年度のことは考えておられるので、9月、10月、11月、12月までは、今年度の30年度の当初予算について検討されてるはずなんですね。だから期間は十分ありますよね。だからその辺で、当初予算の精査あるいは、そのお金をどうやって新たな資金を考えようかという、その辺のやりとりをですね、具体的に分かるように言ってください。はい、経営政策課長。

◎議長(山脇秀隆君)

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長(今泉真次君)

予算の中にはですね、先ほど言いました枠でいってます経常的経費。あと政策的経費としてプレゼンを各課で行いましたが、ああいう政策的経費。あと義務的経費、扶助費とかのですね義務的経費、三種類にちょっと分けまして予算組みをしております。義務的経費というのはもう間違いなくこれは絶対に支払なければいけないものですんで、もうこれは確実に全部認めるという形になります。一応精査はした上でですね。政策的経費って言いますのが、プレゼンとかで出したもので、水鳥橋もその中に入っております。これは新規事業とかですね、そういうもの重点事業、それをですね政策的経費としてそのとき30年度の時はですね、10月、11月、12月とずっとやっておりました。政策的経費をどれにするか、そのとき町長当然いらっしゃいました。大体のところはそこで、12月の時点である程度政策的経費は決まってたということになります。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

本田芳枝議員。

◎14番(本田芳枝君)

それでは、副町長にもお願いいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

吉武副町長。

◎副町長(吉武信一君)

通常、町でですね、今言いましたですね義務的経費。必要なものは事務費的なものですね、給料とか。必要なものはもう絶対これはいるというのは別にしといて、あとですね、この政策的経費。結局、新規事業。これどういうふうにするかということで、各課から新規事業で新しいやつをしたいと。それにしてもですね金額的にはですね、大きな金額になりますよね。だから、そこで都市政策部のほうから上がってきたのが、橋を架け替えようと。それにはですね、今申したように経費が大きくなりますので、どうしようかと。それを各課の予算をですね、削ってするということじゃなくて、都市政策部のほうで新しく新規事業ということで、それにどのぐらいかかるかと。それにはどうするかって言ったら予算ないから、財政調整基金を取り崩してやるという形。今回、一応設計費として上げとったということですね。だから、ほかのとこを削って新しくやるというのはちょっと難しい。はい。だから今までの経費はですね当然いるということで、それ以外にどうしてお金を捻出するか。そこはもう調整基金をやっぱり崩さんとできないなっていうことですよね。今回そういうふうに上げたということです。

◎議長(山脇秀隆君)

本田芳枝議員。

◎14番(本田芳枝君)

それでは最後にね、この問題に対して町長にお尋ねします。今、副町長難しいとおっしゃいました。経営政策課もやりとりいろいろしたというふうにおっしゃったんですけれども、そしたらですね、義務的経費はどんどん増えていきます。人口が増え、福祉も今から膨らんでいきます。子どもたちも増えます。特別支援学級もどんどん今増えています。やっぱり、生活が豊かになればなるほど、いわゆる自分たちの豊かではない人たちのほうに目が行くからですね、どうしてもやっぱそういうところを、町としては政策を出さないといけない。実際に福祉の予算がですね、民生費が2億円、3億円と毎年上がっています。その分のほとんどを4分の3ぐらいが国からね、補助金があるようですけれども。だから、そしたら今からどんどん財政調整基金を新しい事業をするときは崩さないといけない。崩さないでやると、去年覚悟を決められたと思うんですよ。崩す場合にはどうしてもと。

そしてもう一つはですね、年間の総合予算。今回、実は話はちょっと飛びますけど、ごめんなさい。補正予算見てちょっとびっくりしたんですよ。いろんなのが入ってるんですね。本来、今まで2年か3年間は、総合予算という方式をとっていて、当初予算に全ての政策の予算は盛り込む。そして、どうしてもできないのをですね。9月あるいは12月、3月とそういう形でやるというふうに決めてたはずで、

それをやっていましたが、今回それが崩れています。それもちょっと危惧しているんですが、やっぱり最初の当初予算にですね、盛り込むときに精査して、新しい事業をするときはそのことに対して集中して皆さんでやるという流れがあったと思うんですけれども、今回12月まででその辺はどうだったんですか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

今回、補正予算を提案させていただいておりますけども、主だった金額は西の保育園の新設であろうというものであります。これはですね、緊急性がございますので、6月にですね、補正予算を組まさせていただいております。ですから、この分についてはですね、何のために今まではですね、西区に土地がございませんでしたのでできませんでしたけれども、今回は提案されて土地も提案されて、やはり少しでも住民の方が、保護者が働けるような状況を作るということがですね、1番大事だろうと思いますから、そういったですね補助金を使うようになっております。

それともう一つですね、今回は、昨年の11月ぐらいやったですかね、中央保育所とか仲原保育所で保護者の方と議論をいたしましたけども、やはりですね、行政がやるべき問題というものをですね、やはりひとつよく考えてですね、やはり人に使うということがですね、一番問題ではなかろうかと思いますので。これはですね、障がい者をクリアするためにですね、少しでも多くのですね、療育の方を雇って、少しでも早く改善していただきたいというところでございます。そしてですね、小学校に行ってでも、そして中学校に行ってでもですね、少しでもですね、そういった方が教室が足りんということも知っておりますけども、やはり人口が増えていけばそういったものが増えていきますので、行政としては、それでそういったことをですね、やっぱりやったほうがいいのではないかなと思っておりますので、そういった対応をさせていただいております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

本田芳枝議員。

◎14番(本田芳枝君)

ちょっと私が余計なこと言ったので、補正予算の話をしたからちょっと話が違う 方向に行って申し訳ないなと思いますが、私は、そのことじゃなくてね、4,000万 ほど予算をつけてあるんですよ。西区の新たにする以外に。その内容を見てちょっ とびっくりしたような次第でありますが、それは後で予算委員会でお話をしたいと 思います。

それであまりこればっかり言うとね、あれなので次にいきますが、具体的にです

ね、私がここに出しているのは、公共施設等総合管理計画の取り組みで、これもも うちょっと簡単に答えていただきたいと思うんですよ。私、予算特別委員会の中で 各課に聞きました。必要なところに。そこは個別計画を立てるように、総予算は取 り組まれなかったのですかと。そしたら、ほとんどの課が取り組みましたけど却下 されましたと。採用されなかったということですが、その辺はどうなんですか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

簡単に申し上げますと、予算がなかったということでございます。やっぱり経常的経費が必ずですね、払わなければいけないものというものもありますからそういった中でですね、やはり優先順位をつけまして、どれからやるのかということを決めましてですね、やはり却下されましたということはですね、優先順位が低いということでございますので、当然優先順位が高いところからやらせていただきたいと思っております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

本田芳枝議員。

◎14番(本田芳枝君)

公共施設等総合管理計画では、優先順位が低いんですね、今の町長のお考えは。ですよね。それで私が申し上げたいのは、各課の個別計画は一体幾らかかると思われます。大した金額ではありませんよ、計画ですから。例えば、町営住宅長寿命化計画、あれ150万ぐらいだったと思います。だから私はですね、まずここの庁舎。ここが35年経ちました。私は、もちろん保育所のことも大事ですけどここの庁舎のことが大事です。この庁舎はですね、4万7,000人の町民の命を守る施設です。最近、うちで自主防災組織が行政区であったんですけど、いつ地震や災害が起きるか分からない。そういうところの司令塔のですね、管理計画をなぜ順位が遅いのか。順位、計画ですよ。その計画の予算を上げたと思います、当課はそう言ってましたから。なぜそれがね表に挙げられなくて、水鳥橋の設計費などのほうが上にくるのか、それは分かりません。でもそれは町長のね、考え方、何を優先するかという考え方なのだろうと思います。だから、その200万あるいは300万あるいは400万、この程度で幾つかの個別計画はできるんですよ。それはされなかったということに、ちょっと残念な思いをしています。

時間がありませんので、もう一つ次、ホームページについて。これもですね、補 正予算で3月の補正予算でホームページがですね、違う、広報紙がですね、予算が 200万下がりましたと。だからこれは毎年200万今までの経費が下がると思います、 印刷代が。それで私はね、これでホームページが改善できると思ったんですよ。ところが一切それがない、当初予算の原課の説明を聞くと。なぜないのか。この重要性っていうのは非常に大事だと思うんです。多くのね新住民がいらっしゃる。そういう方たちあるいは若い方も年配の方でもそうですけど、議会でも今ですね、ホームページによる情報を提供することがいかに大事であるかということをすごく考えていますが、うちの町のホームページはもう余り機能がですね。以前は22年度だったかな。総務省から表彰されるくらいよくってアクセスも非常に高かったんですけど、今低迷している。その現実を担当課は説明したと思うんですけれども、それが予算に上がっていない。その点についてはどう考えてありますか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

うちの町につきましてはですね、非常に若くてホームページが重要性を増してる んじゃないかなという気はいたしております。しかしながら、このホームページが 改善されていないということはですね、大変残念に思います。詳しくは、所管のほ うから答えさせたいと思います。

◎14番(本田芳枝君)

所管いいですから。

◎議長(山脇秀隆君)

本田芳枝議員。

◎14番(本田芳枝君)

所管は特別委員会のときに話を聞きましたので、はい。私はですね、最終決定は町長だろうと思います。だから町長がその必要性をね、十分に把握してあるかないかということが問題だろうと思います。優先順位に上がってないっていうのはですね、町長はさほど今すぐそれをする必要はないというお考えではないかと思いますが、今ですね、多くの国民は、パソコンよりもスマートフォンを使っています。だから、スマートフォンに対応できるホームページを早急に対応しないとその辺が難しい。パソコンは扱わなくてもスマートフォンは高齢者の方でもよく使ってあります。だから、町が自分の施策を発信する場合はそれに対応できるホームページがもう、緊急です。

それともう一つはね。行政評価委員会の中で、これは指摘があっていると・・・ この予算は先ほど概要書ではですね、行政評価も取り入れて、翌年度の予算に編成 したと言われますが、この行政評価委員会の内容について、どの程度町長は把握し てありますか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

各課長あたりがですね、計画はしてるかと思いますけども。やはり、町長のほうに上がってくるときはですね、その結果だけが上がってくるということでございます。ですから、その審議の中には入っておりません。ですから有意義なですね、審議になればと考えておりますので、やはり主体は住民でございますので、住民の立場に立ってですね審議していただきたいということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

本田芳枝議員。

◎14番(本田芳枝君)

議会に配られました。昨年のですね、12月に、平成28年度の行政評価についてと2冊冊子が配ってあって、その中の1冊がですね非常に明細を細かくですね、各事業についての意見を出してあります。その中に、ホームページの改善は緊急であると。しかもですね、その対応をですねウェブアクセシビリティーでAAのAAというそういうやり方でぜひやるべきだと。結局これはですね、身障者の方に対して配慮したやり方でAというやり方、それからAA、それから、AAAとその3通りあるんですけど。せめて行政のホームページは、真ん中のAAのレベルまで行き届いた内容でしてほしいということをですね、行政評価委員会で昨年11月に言ってあるんですよ。私はだからそれがもう即ね、予算に取り入れられるべきだと思ったんですが、これは経営政策課、この行政評価委員会を担当してる経営政策課も分かってるはずですよね。その辺はどういうふうに考えられました。

◎議長(山脇秀隆君)

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長(今泉真次君)

内容的にはですね、大切な事業であることは分かっております。ですが、あくまでも予算のですね、全ての事業は一度にできるわけでもございませんし、ちょっと金額的な問題でいけばですね、先ほど言われたのは最初の予算の段階なんですが、公共施設整備計画ですね庁舎のほうの、これは1,600万少しですね、ほどかかりまして、あとホームページも1,700万ぐらいの予算を大体見込んでおりました。ちょっと金額的に先ほど言われたのと違いましたので、一応言っておきますが。あとホームページのですね、スマートフォン対応というのは当然課題としては認識しております。こちらも予算の優先順位っていうことで、今回は見送らせていただいたと

いうことしかちょっと言いようがない。

◎議長(山脇秀隆君)

本田芳枝議員。

◎14番(本田芳枝君)

言い返すようですが、公共施設等総合管理計画はですね、2回続けてしてあるんですよ。合計1,200万です、経費が。その庁舎のですね1,600万の経費がどういう流れで出されたのか。それが高過ぎるからといってそれを採用しないじゃなくて、もうちょっと低くできないか、緊急性があるからっていう対応はできるはずですよね。しかもですね、既に過去においてこの庁舎についてもどういう状態かその公共総合計画の以前2回やった分の中で、ある程度の詳細な内容が出てるはずなので、金額が高いからといってすぐ下げるんじゃなくて、町にとって本当に大事なことは何なのか、緊急なことは何なのかっていうことを町長も副町長も含めてですね、言っていただきたいと思うんです。

それからホームページは、私は特別委員会で聞いたのは聞き間違いか知らないんですけど1,000万と聞きました。今、1,600万っていう予算。じゃもう少し下げられないかとかなんかいろんなやりとりをしながらですね、この予算を捻出していく。そういうのが見えてこないから、私はですね、言っているんですよ。やっぱりですね、136億の金額をですね、私は当初予算に反対しました。反対はできないんです。二百何十人の方が一生懸命ね、審議をされてるのにそう簡単に反対はできない。だけども今回はですね、ちょっと事情が違うので反対をして、いろいろ申し上げたかったんですけど時間がないということで、十分に自分の思いが伝わらなかったんですが、それで今皆さんに申し上げています。

それで最後にですね、最初の当初予算のことに関して申し上げたいのは、町長は、今ここの機構、職員体制をどのようにしたいと思っておられるのか。そこが見えない。予算は、前年度踏襲だから、副町長は2人、人件費も部長制のままでしょ。ですよね。じゃあ、今年1年それでいくんですか。それもしなかったから、後で予算が余りましたということで終わるんですか。私は、そこをきちんとしてもらいたい。そのことに関してどうですか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

何でも答えるということはできませんのでですね。やはり今、計画的に進めていくところがございますので、その辺はですね、答弁は差し控えていきたいと思います。

それから、やはり町長査定って言いますか、今んところをですね、予算の編成につきましては、やはり私も議員でしたから分かっておりますけども、やはりですね見えないんですね。町長査定の時にはですね、ある程度精査してきて、この分については何かまだ予算の歳入がこれぐらいだからこれぐらいで、あとどれぐらい切らないかんとかですね、そういったことは言ってますけども。やはりですね、必要性というものがですね、各担当者がですね、一生懸命に訴えて、そしてそれを実現するものが予算であると思っておりますので、やはりですね、今後は、ただ切られたっていうんじゃなくて、やはり必要性を必ず自分は切られたくないと思えばですね、しっかりと訴えていただければいいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

本田芳枝議員。

◎14番(本田芳枝君)

はい、町長の思いは十分分かりました。ただ、町長は町長です。この二百十何人の職員とともに、粕屋町を引っ張っていかないといけない。その職員体制をどうするか。それに表れるのは予算です。それでしかもですね、ずっとここ何回かの議会で、副町長選任したということで、池田副町長についていろいろ町中でも話が出ています。そういうことに対して、やっぱり任命責任はあると思います。だから、私がもし町長の立場であれば、この予算は凍結します。それぐらいできるはずです。それとも逆にですね、また違う人が副町長になるのかなっていう疑念を起こさないためにも、そして、御自分の病気の間一生懸命やってた職員に対してですね、きちんとけじめをね、つけるべき。あるいは、町民の皆さんにも、議会にも大切ですが、そこが私は大事なので、そこをお願いしたいというふうに思っています。

じゃ次行きます。次は、これは3月議会で質問したことなんです。それで、町長はどの程度、多分内容は御存じと思います。それでお答えをね、各課のこども未来課の課長、それから住民福祉部の部長、副町長に聞いていますけれども、町長がいないから十分に答えられないと、本田議員の言われることはよく分かりますというところで話がストップしています。それで、あえて今日は町長にお尋ねします。私もですね要約しますと、子ども子育て計画の中身を変える必要があるのではないか。子どもたちの保育・教育に関する施設の拡充っていうところで。それはですね、今の計画では民営化。それから、改修。そういうので拡充をするというふうに書いてありますが、昨年9月に請願があったので、その後ですね、いろんな流れがあるから、民営化という文字を外していただきたいとしかも、その請願を保護者の方が集められたんですけども、9,005人の町民の名前が書いてあります。その

9,005人がですね、粕屋町の町民の20%にあたります。1か月半の間に、これだけの町民の署名が集まったという、それはやっぱり政治家としてね、町長は重く考えないといけないと思うんですね。ところが、その辺の流れがちょっと曖昧になっているんですけれども、29年度に子ども子育て計画を見直すと、見直さなければならない状況になっているので、文言を変えて欲しいというのは、主な3月の私の一般質問でした。周りから聞かれているだろうと思うし、内容も御存じなのだろうと思うので、まずその答弁からちょっとお願いいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

御質問のお答えをいたします。請願につきましてはですね、しっかりとですね、9,000人の署名を添えてからですね、承っております。しかしながら、町にはですね、あと8割の方がおられます。そういった中で、やはりこう税金をですね、どう使うかというものはですね、やはりしっかりと考えていかなければならないのではないかなと私は思っておりますのでですね、やはりそれはですね、今後検討すべき課題としてですね、取り組んでいきたいと思っております。

行政がすべきことって先ほども言いましたが、やはり彼らの保護者のですね、言い分については、やはり自分の子どもがどうしても何といいますかね、よくならんて言いますか。そういった中で障がい者に近いような言い方をされましたから、やはり、行政としましては人にですねお金をかけて、やはり行政がやるべきものというものでやはりこのですね、今回からは療育に力を入れてやはり1人でも多くのですね、障がい者の方がよくなるように、そして、小学校では普通の人と一緒に授業を受けられるように、そして中学校もですね、そういった教室が使われないようにですね、方向を定めております。

ですから、今後は行政がやるべきもの。そしてからですね、やはり行政ではないところをですね、建物といいますかね、建物あたりを●●ではならないものというところがありますので、やはり行政がやるべきことについてはですね、やってぜひやっていきたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

本田芳枝議員。

◎14番(本田芳枝君)

ということは、今の話の内容を私が受け取ったのは、民営化まだ考えていますということですね。いわゆる去年の10月に、2園一緒に民営化をするという計画を出

されたんですけど、9,005人の署名では足りないと。あと残り8割の人がいらっしゃると。その方たちに納得していただくような内容にしないといけないというふうに今お話を聞きました。だから、今後その内容はあるということですね。そしたら、今度は議会でですね、町立保育所の建て替えに関する特別委員会っていうのを9対6で設置したんです。それで、議会ではその方向に向かっています。そのことは、どういうふうに考えられますか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因辰美君)

先ほども言いましたように請願の件につきましては、承っております。しかしながら今後のですね、委員会においてですね、やはり答申あたりは協議をしていただきたいと。粛々とやっぱりこう順序立てて、取り組んでいきたいというふうに。その中で、もしも悪いか分からんし、やっぱりいいかも分からん。それはその委員会の中でですね、やはりこの議論すべきではないかなというように思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

本田芳枝議員。

◎14番(本田芳枝君)

ということは、委員会で考えて行政の皆さんに提案するということも可能ですよね。町立の保育所の建設をということで、そういうふうに受け取りました。それで今ですね、就学前の子どもの数、何人あるか御存じですか。正確にこの5月に。まず、全体像を把握していないと物事は考えられません。それでごめんなさい、大体でいいですけれど。何人就学前の子ども。

◎議長(山脇秀隆君)

堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

すみません。所管も離れておりますし、正確な数字というのは今日持ってきては おりませんけれども、確か三千数百人ぐらいではなかったかと。

◎議長(山脇秀隆君)

本田芳枝議員。

◎14番(本田芳枝君)

はい。3,782名が5月での就学前の0歳から5歳かな、の子どもの数です。ところが、その方たちの上に親御さんがいらっしゃいます。私、親御さんを計算しました。子どもさん2人いる場合もあるし、3人の方もあるし、1人の方も、それで1.5倍。そうすると、親御さんの数はですね、保護者の数は5,673名。つまり子ども

は3,782、親御さんは5,673、計合わせて9,455名。この方たちがどういった保育サービスを望んであるか、これが大事だと思うんですね。今までは、保育所を待機児童が多いから民営化するかしないかでずっと論議をしてきたんですけど、今後はですね、この親御さんたちに対して、国の方針ともあわせながら町はどういう方向に行ったらいいかということもシフト変えないといけない時期に来ているんではないかと思うんですよね。

それで今施設はですね、小規模保育施設が二つ、それから町立保育所が三つ、それから私立認可保育所が五つ、認定こども園が一つ、それから町立幼稚園が二つ、合わせて13です。これ以外に子どもたちが通っているのは、届け出保育園とそれから町外の幼稚園です。この子どもたち、町民の皆さんに、先ほど8割と言われましたけど、どのようなことをね、提供していったらいいかという観点で物事をしてほしいと思います。

先ほど請願の話が出ましたが、請願の内容を皆さん御存じでしょう。あれはです ね、民営化が悪いっていう話ではないんです。町立をそのまま残してほしいと。そ れから西地域に新たに保育所を作ってほしい。それから今の老朽化を改善してほし いというこの三つなんです。よくね、論議がすり変えられるんですよ。民営化が悪 い、あるいは町立がいいから、町立が悪いからお金がかかるからこうしようという 話ではなくて、全体の話。そして、しかも今ですね、国は来年の10月から幼保無償 化です。それに、うちの町はどう取り組んでいったらいいのか。だから、保育所も 幼稚園も、届け出認可保育所もうちの町の中でどうやったらいいかっていうことを 今後考えていかないといけない。で、その視点で話をしたいと思います。今です ね、昨年の計画があった後、保護者との話し合いが町の執行部と一緒に議員もあわ せてあったんですけど、その方たちが望んでおられる内容は先ほど町長もおっしゃ った、障がい児をどの園でも受け入れてくれるようになることが、大きな望みでし た。それで今回ですね、町長は予算措置をされたと思うんですけど、それは不十分 なんですよ。実際今回、保育所にね、保育園に入られた障がいを持った子どもさん はやっぱり偏っています。これは今、子ども未来課の課長とお話ししたんですけ ど、やっぱりいろんな問題があるから結果的にそうなったと。それから障がいが最 初から分かってるわけじゃなくて通ってる途中に、明らかになる場合もあるからと いうことですが、親御さんの望みはですね、どの園でも受け入れてほしいというの が大きな流れでした。

それでですね、今後の町の方向性として私は、民営化の話も一つはあるでしょうけれども、待機児童の分析をしてね、本当に親御さんが子どもさんを保育所に預けたいと思っておられるのか。あるいは、何歳から預けたいと思っておられるのか。

幼稚園もあります。教育施設として。今うちの町は4歳5歳しかありません。それをね、どうしたらいいのか。その辺のところまで深く踏み込んで分析をして、先ほどのお答えだと予算がない。川のそばだからどうしようもない。答えそのしか、これは堂々めぐりです。ずっと今まで、もう聞き飽きるくらい私たちは聞いてきました。でも、それじゃだめなんです現実は。幸いうちの町はですね、若い家庭が多い。だから、保育所問題、幼稚園問題は非常に大事なんですね。でも現実のいろんな状況がある。じゃ、それを乗り越えてどうやったらいいかていうのはですね、子ども子育て支援計画の中枢だと思うんです。その計画のあり方が見直しも私に言わせたら不十分なんですね。

それで話はちょっと、次に行きたいと思うんですけれど、届け出保育園に行っているお子さんたちは、支援がありません。その中には認可保育、認可を受けておられる人もいます。認可を受けているんだけど入れないからということで仕方なく届け出保育所に入っている。ところがその届け出保育所の粕屋町の現状は経営がとても困難です。経営をしている方たちと、それからそこに通っている子ども、その親御さんを救済することを考えないといけないと思います。今ですね、認可保育所を来年の10月に無償化するかしないか。その話を国はしています。その内容に沿って粕屋町をどうするかということを考えないといけないと思います。それともう一つは幼稚園です。幼稚園の3年保育、町長は公約のときに2年保育もしたいような話をされてましたけど、今その話はどういうふうになっていますか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

現在ですね保育につきましては、このごろですね答申を受けました。ですから今後はですね、それに向けてその金額を合わせて、今後どうするかっていうことをですね、検討させていただきたいと思います。それから、今減少しております、幼稚園の園児でございます。これにつきましては、2歳児ぐらいから一時預かりをしたらどうかというような、常にですね、保護者が働きやすいように、何とか預かれないかということもですね。考えておりますので、今後はですね、検討させていただきたいと思います。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

本田芳枝議員。

◎14番(本田芳枝君)

今後じゃだめなんですね。もう既に問題はいっぱいあるんです。実際に困っておられる家庭がたくさんあります。それが、待機児童という形で今数字が出ていま

す。その奥にもいろんな問題があるので町としてはですね、余り民営化とか民営化 じゃないとか、補助金をもらうとかもらわないとかも大切な話ですが、全体のバラ ンスを見て、何が重要なのか。それを考えていただきたいというふうに思います。

公共施設のときもそうです。全体のバランスを見て、今から予測される5年後、10年後の粕屋町にとって、あるいは1年後かもしれない。そのために、今何をしないといけないのか。だから、先ほどの話ではね、経営政策課の課長とあるいは副町長と結局緊急の課題ではあるかないか、あるいは町長も含めて、そこでの判断ですけれども、全体の今世の中が置かれている状況をもっと見てですね、町民の様子も見て、あるいは町民の分析をしてですね、即この内容に反映していただきたいっていうのは私の思いですが、この幼稚園に関してですね、近隣の状況は御存じですか。報告は聞いてない。ちょっとその辺近隣の幼稚園をどうしてるか。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

はい、すみません。私もまだそこまで細かいところを町長とお話ししていることはございません。私自身も近隣の幼稚園全て把握してるわけではございませんので、その点については、まだお伝えをしておりません。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

本田芳枝議員。

◎14番(本田芳枝君)

それでは、幼稚園のことでどこまで検討されたんですか。お金がかかるから、増築しないといけないから、予算がないからっていうとこで止まっているんですか、 町長。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

町の中にはですね、民営化しておる保育園がございます。それを全部回って、今議員御指摘のように障がい者を受け入れるのかということを聞かれておりますので、やはり全園をですね確認いたしましたら、やはり全園とも全部受け入れると。やはり粕屋の子どもですから平等に受け入れてまいりたいということでございますので、私もこれは盛んに議会にはですね言ってると思いますけれども、何も受け入れないって言ってるんじゃないですよね。受け入れるってということはやはり民営化してでもやっぱり民間でも受け入れるということをですね、そういったことを確認しておりますので、何が反対なのかということを全く分からんわけですよね。そ

れならですね、やはりやっぱりそういった補助金あたりを使ってからやはり健全できれいなところで保育を受けたいっていうですね、思いがありますので、やはりその反対の理由はですね、全く分からないところも一つあります。

それと、認可外保育所ですね、これは私は去年全部回ってまいりました。十分ですね、経営内容とか全部、どこがやめようとか続けようとかいうことにつきましてはですね、やはり全部聞いております。しかしながらですね、やはり今、認可外につきましては、1人の先生にですね、15,000円の補助を出しております。それはですね、ほかの町にない施策なんですね、金額も1番高いというとこでございますので、やはりどこをですね、どう扱うのかということは今後ですね、やはり検討していかないかんっちゃないかなという思いであります。ですから、予算あたりもですね、そのへんですね、やはり金額が許せばですね、やはりそういったところに活用させていただきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

そうですね、質問とですね答弁の食い違い先ほどから多いので、よく質問を聞いてですね、答弁していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。幼稚園についての話だったと思いますので。

◎町長(因辰美君)

(許可を得ない発言あり)

◎ 1 4 番(本田芳枝君)

(許可を得ない発言あり)

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因辰美君)

やはり、私もですね、近隣は聞いておりません。ですから、所管のほうも変わったばかりで聞いてないと思いますけども、やはり今後ですね、そういったものを聞き及んでからやはり施策を考えていきたいと思っております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

本田芳枝議員。

◎14番(本田芳枝君)

うちの町のですね、町立保育所に一応希望者が7割か8割ありますよね、7割5分ぐらいかな、今定員に対して。町立幼稚園にね。分かります、今町立幼稚園の話ですよ。幼稚園の話ね。それは、何故だかお分かりでしょうか。ごめんなさい、多分分かって。金額、保育料が安いんです。月に、大体認定子どものちょっとその辺が分かりにくいんですけど、認定の云々が金額が一定にしてない所得に応じてね、

金額が違うと思うんですけれど、やっぱ5,000円以内だろうと思います。だから待ってでも働かないで、子どもを育てたい方は幼稚園に入れてあります。

ところが来年ですね、これがですね、無料化、3歳から無料化なんですよ。そしたら、うちの町立の保育所に行く人は減りますよ、なお。ね。それを考えないといけないでしょう。近隣はどうしてるか。それを今まだ誰も考えていない。私、調べました。町立幼稚園は非常に福岡県少ないんです。4園持ってるとこうちだけなんです。その4園でも2年保育を維持しているのはうちだけなんです。ほかは、みんな3年保育。それは先のことを考えて、あるいは子どもはですね、3歳になると集団を求めるんです、お友達を。家庭で、本当に保育するには大変な状況なんです。今、地域がないから。だから、ある程度余裕のある方は本当は町立にやりたいけどっていうんで3年保育の私立の幼稚園に預けられます。ところが、来年からそういうのは決まって進んでいくと、町立を望まれる方は減りますよ。それに対する対策はどうですか。はい。町長。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

そういった新聞報道あるいはテレビの報道が緊急でございますので、その対応ちゅうのはなかなか難しいというところでございます。しかしながらですね、その報道を踏まえながら、やはり今後はですね、考えていくべきであると思っております。それと、今町立の幼稚園は、5歳児、6歳児から、2年保育でございます。しかしながらも今後はですね、園長先生たちが、3歳児も受け入れるようにとかですね、2歳児をどうするのかっていうのようなことまでですね、考えておりますので、やはりですね、これをしなさいって言うて押しつけるんではなくてですね、現場はそういったことを考えて、やはり私たちはやっぱり空き教室を使って、なんとか住民のためにやっていこうという努力がございますので、そういったものをですね、もう少しは待ってくださいということでですね、待っておりますので、それについては検討しておると思います。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

本田芳枝議員。

◎14番(本田芳枝君)

その答弁も、もう随分何回も聞いております。それでね、うちの町としては、も ういよいよ手をつけないといけない状況に来ていると私は思っています。それでこ れは皆さんにいわゆる就学前の子どものことは、この町全体に関係あります、子育 てに関して。地域がね、昔は非常に豊かな地域があって、そこでカバーできていた ことが今できません。だから、なおさらですね、町が積極的に今よく今までの答弁では幼稚園の先生に聞きますとか、幼稚園の先生と検討中ですとかいう話で終わってるんですけども。それ、私、いろいろ聞くけどまだ全然検討に乗ってない。きちんとですね、システムとして検討委員会をつくるとか、あるいは実際に話し合いをするとか、形に乗せて今から考えてください。これはぜひお願いしたいと思います。私の質問は以上でございます。

◎議長(山脇秀隆君)

本田議員、町長答弁されます。 因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

町立の園長会ではですね、3歳児をどうするかということをですね、協議を進めておりますということで来年に向けてやってますということはですね、報告は受けております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

はい、以上です。

◎14番(本田芳枝君)

(許可を得ない発言あり)

◎議長(山脇秀隆君)

はい、もう終わっておりますので、よろしくお願いします。

(14番 本田芳枝君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

それでは、これにて暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時31分)

(再開 午後0時45分)

◎議長(山脇秀隆君)

再開いたします。

議席番号8番、太田健策議員。

(8番 太田健策君 登壇)

◎8番(太田健策君)

議席番号8番、太田健策です。通告書によりまして、質問をいたします。

1番は、学校給食共同調理場建設について。これは、3月議会のときに質問しようと思っておりましたが、町長が答弁できる状態でないということで、今回質問さ

せていただきます。1番、株式会社学校給食サービスより、廃棄物が当初529万かかると報告をされましたが、この金額と数量はどうやって積算されたのかということを質問させていただきますが。私なりに再三どうして出されたのかということを考えましたんですが、どうしてもこの数字になったのかっちゅうことがですね、分かりませんので、ぜひともこの計算がどうしたらこの金額になって出てきたのかということを質問いたします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因辰美君)

ただ今の御質問ですが、過去に何回も説明をいたしております。ですから議会で 審議されておりますし、採決まで2月でしておりますので、説明は省かせていただ きたいと思います。

それから、ただ今、住民からの裁判の係争中でございますので、説明は控えさせていただきたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

太田健策議員。

◎8番(太田健策君)

町長が今言われましたが、学校給食サービスの529万の計算というのはですね、 初めてここで質問しよります。今までこの件については、お答えはね、何もいただいておりません。ということで、住民訴訟、住民から分からないからということで 裁判になっとう状況ですから、ぜひともこれはですね、この問題を答弁したろうがせんであろうが、裁判に影響のあるような問題やない。ただこの問題とどうして出されたのかということを、はっきり聞きたいということで質問しよう。それに対しては、何ら質問しても影響はないんじゃないですか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

住民からの係争中でございますので、控えさせていただきたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

太田健策議員。

◎8番(太田健策君)

裁判になっとうということは住民訴訟はですね、住民が分からないからという ことで、町が業者に対して請求するべきではないかということで住民がそういう裁 判をしよるんですよ。これは本来なら、町が業者に向かってその住民が不安に思っ てる面は、はっきりしちゃらないかん問題ですよ、これはね。それをしないから、 住民が裁判を起こしたという状況で、それについて別段ここで質問があってそれに 答えられずというのはね。今までも業者をかばうような発言ばかりしてきて、 8,000万のごみが6,700万になったのは、誰が6,700万にしたんですか。町長です か。そうじゃないでしょう。町からもらった資料で私が追求して初めて8,000万て 出てきたものが6,700万になったんでしょう。違いますか。

私は町のほうに対して、ずっと協力してきとるんですよ。負担はないように、減らすようにと思って。それに対して町のほうは業者に対して、業者をかばうようなことばっかり。それじゃあね、住民は納得しませんよ。答えではね、このくらいの答えはね、誰でも分かりましょう。町に専門家がおらんから、こげんともそういう答えを出さないかんのでしょう。簡単なことやないですか、こんなごみの量を出すのは。違いますか。こんなもんが出せんということになったら、何もかんも出せませんよ。今までの工事の中で詳しいことは。何とかして、これを業者に言えばいいじゃないですか。なんでこうなったとかと。言えんのですか、これ。業者が出してきたんでしょ、これ。業者に言えばいいやないですか。どうやって出たとなって。簡単なことでしょう。それを言うたけんちゅうて、どうやって裁判に影響がありますか。違いますか、町長。答えてください。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

この6,300万につきましてはですね、当初、8,000万もかかるということで出ましたけども、これは議会から要望されてやったわけではございません。やはり、こうですね。西松建設それから九電工、払うべきものは払う。払わないものは払わないということでですねしっかりと精査した結果、最終的にはですね、6300万になったものと考えておりますので、やはりこれはですね、やはりみんなの力で削減できたと思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

太田健策議員。

◎8番(太田健策君)

みんなの力って誰がみんなの力やったんですか。当時は、町長も議長も、福岡県に行ったでしょう、一緒に。その時、福岡県で何て言いましたか。ごみは、管理型の産業廃棄物処理場に持っていきなさいと指導したということやったでしょう。それを九電工は、太宰府の西広、管理型やない中間処理に出したんでしょう。最終処分場に出さないかんもんが中間処理に出したら、廃棄物処理法違反になるんじゃな

いですか、本来なら。そういう違反をした業者を応援をして、町の議員にはそういうことを言われませんとか報告されませんとか。それはおかしいんじゃないですか。私は、何も間違うたこと言いよらんですよ。町長責めようっちゃないよ。こういうことをはっきりしなさいって、してくださいよって言いよんでしょう。いつから出してありますか、これ質問。その後の時間ぐらいあったでしょうもん。ないですか、この時間が。そのくらい答えるのに。それじゃ、前進まんやないですか。前々からちゃんと出しとるんでしょうこれ。今わざわざこの場になって、答えられんちゅうのは、これを答えないと後いかれんやないですか。ねぇ。違いますか。本来なら廃棄物処理違反をした業者やったら町は、訴えて処分せなでしょうもん。それに対して、このくらいの答えを出してくださいと言うて何で出されんですか、これを、簡単な問題を。

◎議長(山脇秀隆君)

太田議員。

◎8番(太田健策君)

はい。

◎議長(山脇秀隆君)

太田議員のほうがね。この質問をしたということは、多分下調べをしてあると 思うんですよ。だから、それについてですね、ここで述べてですね、話を進めてい かれたらどうかと思いますが。

◎8番(太田健策君)

今、議長から言われましたんで、529万ちゅうたら、建物あれ1,000㎡なんですね。1,000㎡になるとですね、529万が出たとが、確か180㎡ぐらいに出とんですよね。180㎡ちゅうことは、1,000㎡やったら10cmで100㎡なんですよ。だけん、20cmしかごみが出てないという計算なんですよ、これね。しかし、業者のほうが、言うたのはですね、50cm以下からごみが出たというようなことで言われとると。そしたら、この数字ちゅうのは全く合わないんですよ。だから、改めてこの数字に対してどういう業者が、そんな専門業者のね、西松建設なんて一流の企業がね、この金額を出した出し方が間違うたとか出しきらんとかいうふうなことは絶対ありえんですよ。そんな業者に前々から安いでいいものをつくらせるというのは、任せるほうが間違うとらせんですかね。

だからこれにして、どういうふうな出し方をしたのか、どうしても自分にしても この金額出された経過が分からないということで、あえて質問しよるんですよ。こ のくらいの質問に答えきらんでね、そしたらなんもかんも、なら今までの給食セン ターの67億ちゃなんやったんですかこれ。全く信用されんごとなってきますよ。そんなことになったら、ねぇ。何とかその辺、議長、返答さしてくださいよ。

◎議長(山脇秀隆君)

先ほど町長のほうからも係争中ということで、この件については話ができないということでありました。今日、石山給食センター課長補佐が来ておりませんので、答弁ができないんじゃないかなというふうにちょっと思ってるんですが。詳しい件についてはですね。一応そういった事情で来てないというふうにこちら認識をしておりますが、執行部の回答をというのは、今、係争中ということで話せないということになってますが、それを話せないというものを話をさせろということですかね。

太田健策議員。

◎8番(太田健策君)

議長ね、そういうことやったら前もって太田議員の質問には、ちょっと答えがされないということで、連絡の一つもありませんですね。前は、質問があったら、ちょっ分からんとがあったら、これはちょっと変えてもらえんですかというのは、言われたことありますしね。それを、この議場でそんなね、質問ができないとか。それはね、今までかつてありました、そんな粕屋町の町議会で。考えられないことでしょう。そしたらですね、これ全部もう続きますからね、最初の質問ちゅうのは続いておりますから、質問事項。1番ができんやったら、全部できませんよ、これ。

◎議長(山脇秀隆君)

時間をちょっと止めていただいてよろしいでしょうか。 暫時休憩いたします。

> (休憩 午後1時00分) (再開 午後1時51分)

◎議長(山脇秀隆君)

それでは、再開いたします。

傍聴者の皆さまには、大変御迷惑をおかけいたしました。議会運営委員会での審議の経過と結果について、御報告をさせていただきます。今回の廃棄物処理の問題につきましては、議決案件で議会の承認を既に終え、業者にも支払いが既に終えております。

今回、問題になりましたのが一般質問ができるのかどうか、また町長の答弁は問題がないのか。この2点につきまして議運のほうで審議をさせていただきました。

県の回答によりますと、議決をしたからといって一般質問ができないことはないというので、今回の太田議員の通告書につきましては問題がないということであります。また、係争中のため、一切この問題について答弁は控えたいとの町長の答弁です。今後、裁判に影響する恐れがあるとの説明でした。この答弁は成立をいたします。これも県の回答でございましたので、これに従い議会運営委員会のほうでも、これに決することになりましたので、御報告申し上げます。

それでは引き続き、太田議員の質問を始めます。太田健策議員。

◎8番(太田健策君)

傍聴者の方、皆さん方どうも大変お待たせしまして申し訳ありません。ただ今、 議長が言われましたとおり、両方にもそういう事情があるということで、了解をい たしました。

それで、これにつきましては、この焼却場につきましては、自分は平成25年からですね、ずっと一般質問してきております。それで、どこかで自分なりに、この質問を閉めないかんというようなことでですね。頑張ってやっておる次第でございますが、今日の大体質問で質問も終わるかなと思って、最終的な質問さしていただこうということで通告書を出したつもりであったんですが。それについてなかなか返事がいただけなかったということは、大変残念であります。

町長も言われますが、係争中ということは、誰が係争しよるのかと。これは町民が係争し、町の動きが納得いかないから、町民が係争しよるのであって、それに対して係争を理由にこの質問に答えないということはですね、納得いかない部分もあります。

特にですね、町長は8,000万が6,700万になったということに対して、誰がなら、そうなったのかっていったら、みんなでやりましたと。そうじゃないでしょう。九電工が廃棄物の不法投棄をして、400万請求しないということ言うたんでしょ。それ誰が申し合わせしたんですか。私が追求してからですよ。それから、業者がゴミの重さが1.84 t という計算式を出してきとりました。それを追求したら、1.1 t になったんですよ。だから、金額また減ったんですよ。それから建物も、建築自体の基礎工事でゴミで全部計算されたのが、ゴミばかりじゃない泥もあったということで、それでも金額が減ったんですよ。それは、誰が追求しましたか。町長は、みんなでしましたと。みんなでていうのは誰ですか、みんなていうのは。町の為に一生懸命働いた議員に、そういうお返しはないでしょう。あなた私にいっぺんなりとも、よう頑張ってもろうたなって言いました。なんも聞かんですよ。議長は言われましたよ、議長は、太田さんがこれだけ金額減らしちゃったなって。もうちょっとね、町民のための町長にならなでしょう。

そういうことでですね、次の質問にいきますが、次の質問もですね、どっちみち、ここで町長は答えられんでも、裁判になったから裁判所のほうから資料の提出は求められますと思いますよ。ね。だから私に言うだけ言わんけんちゅうて問題になるようなことやないと。ちゃんとそれだけ一生懸命頑張っている議員には、それだけの前もって出された資料に対しての答えはぴしゃっと出しちゃらないかんですよ。それが当たり前やないですか。それがないから町民からそういう裁判になってそういう問題になってしまったんでしょう。少しは反省せないかんですよ。何でそういう問題が起きたのかっていうのは、町にそういう技術屋がおらなかったということが問題ですよ、これ最終的に。その問題を解決せないかんですよ。ということは、やはりそういうことの分かる職員を配置するとか、いうようなことをやらないとですね、今後こういう問題はなくなりませんよ。ということでですね、2番目の・・・

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

お答えします。これは平成28年度、2月24日のですね特別委員会で説明をいたしております。それから、6月の一般質問でも太田議員が質問されて、それにも答えております。ですから、何回もそういうことが繰り返されるから、もうこれはもう議決事項でございますので、お答えは遠慮いたしますということでございますので、その辺は御容赦願いたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

はい、太田議員。

◎8番(太田健策君)

またぶり返すとですか。

◎8番(太田健策君)

次の質問にいきますと言いよるのに、そういうぶり返すような言葉言わんでいいでしょう。それではですね、粕屋町公共施設等の総合管理計画について質問をいたします。

平成28年11月に作成された、粕屋町公共施設等総合管理計画について。昨年の報告では、個別計画策定に入っていると説明されたが、現在の進行状況を説明してください。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

公共施設の事業でございますが、内容につきましては所管のほうから説明いたします。

◎議長(山脇秀隆君)

はい、堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

太田議員の質問にお答えさせていただきます。個別計画の策定につきましては、本年度当初において必要な経費、こちらに予算計上を行いたいと考えておりまして、平成29年度から検討準備等を進めておったところでございます。ただ、計画策定への支援に係ります経費が非常に過大になりますことですとか、各所管課ですね。施設をしております所管課への事務負担が増大するということが障害になりまして、今現在進んでいない状況ということになっております。

◎議長(山脇秀隆君)

太田健策議員。

◎8番(太田健策君)

粕屋町公共施設等総合管理計画を平成28年11月に作られ配布されておりますね。 この中では、本町が保有する公共施設の今後40年間、平成28年から平成67年の更新 等に係る費用の総額を381億円。年平均は9.5億円が必要と見込まれますということ で。これでは、平成28年からということになっておりますが、今もう30年2年間の 間は何もできなかったということですかね。

◎議長(山脇秀隆君)

堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

田川議員のところでも少し質問が出ましたので、若干重なる点があることは御容赦ください。一応個別計画としてですね、策定を終わっておりますものもあります。上下水道ですとか町営住宅の長寿命化ですとかですね。そういったものに従いまして、進んでおる計画も実際にございますので、この2年間でも一部のものについては行っておるというところでございます。

◎議長(山脇秀隆君)

太田健策議員。

◎8番(太田健策君)

終わっておるのもありますということでしたが、終わってないのは、どういう 方向で進められるんですか。これは各課で担当されるんですか、それとも総務課の ほうで全部されるんですか。

◎議長(山脇秀隆君)

堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

こちらは個別計画についてはですね、国のほうから指針が示されておりまして、 平成32年度までに策定を目指すという形になっております。一応今までの体制、考 え方ですとか、私が引き継いでおりますところでは、各課所管課のほうで個別に計 画を立てていただくということになっております。

ただ予算上ですね、各課がそれぞれ立てた計画にちゃんと予算がつけられるのかとかいうところで総務課が関わらないといけない部分というのが多分出てくるだろうと思っておりますので、その辺につきましても、今年度に少し体制整備をさせていただいて、来年度以降、早期にですね、計画策定の準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

太田健策議員。

◎8番(太田健策君)

それについては、大体何課にまたがって、どのくらいの種類の建物があるんで すかね。

◎議長(山脇秀隆君)

堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

会計課ですとか総合窓口とか一部を除いてほとんどの課が関係をしてくるだろうというふうに考えております。例えば橋梁ですとか道路何かもございますので、 ちょっと何種類何か所っていうのは非常に膨大な数になりますんで申し上げられないんですけれども、かなりの数量になるかというふうに思っております。

◎議長(山脇秀隆君) 太田健策議員。

◎8番(太田健策君)

それでは、平成32年までということを言われましたですね、32年。30年でしょう、今年がね。2年間しかないが、そういう2年間の間でそういう今の町の各課で計画の予算をとって計画をして、それまでに終わるということはできるんですか。 人材がそれでは不足しておるんじゃないかと思いますが、どんなですかね。

◎議長(山脇秀隆君)

堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

はい。今から確かに1年間、31年度と32年度ですね、実質2年間になるかと思

いますけども、その間に策定をしないといけないという形になります。人材、確かに言われるとおり、非常に少なくて今いる職員で対応するということなんですけれども、今までも予算がつかなかったりして、その支援が計画の支援の委託できないとかいうことはあっておりますけれども、各課では一応いろいろと検討を進めて準備を進めておりますんで、この2年で何とかしたいというふうに考えております。

◎議長(山脇秀隆君)

太田健策議員。

◎8番(太田健策君)

今、総務課長言われましたけど、私らが外回りから見渡したらですね、やはりそういう専門の職のとこに依頼されるかどうか。また、そうじゃないで町のほうでやられるなら、やはり専門職の技術屋さんはやはり、臨時でもいいからですねやはり募集して、そしてやっていかないと。今のまんまでは、とてもやないから終わるようなものじゃないかと。もうその次からは、また今度は実施計画に入っていかないかんでしょ。実施計画。今の担当課で、それだけの仕事を抱えてですよ、今までの仕事をもっとうとに、それにプラスした仕事をやっていって、それで仕事がされていくのか。そういう面の心配がありますが、町長どうですか。

◎議長(山脳秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

その点につきましては、認識はいたしております。しかしながら、各課のほうでですね、やはり各公共事業のものを堅持しながら、今検討しているところでございます。だから、今後は32年までにしっかりやっていこうと思っております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

太田健策議員。

◎8番(太田健策君)

32年度以降にですね、実質計画して公共施設の管理していかないかんと思うんですが、これは年平均約9.5億円が必要ということで、粕屋町橋梁長寿化修繕計画では、年平均3,000万が必要と見込まれていますということになっておりますが、その辺の予算配分はですよ、考えてあるのかどうか。返答お願いします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

今現在はですね、そういった人的なものよりもですね、やはり財源的なものが足

りないというところが現状でございます。潤沢にありますとですね、ここも修繕したい、あそこも修繕したいというところもございますけども、若干その点はですね、優先順位をつけながらやっぱりこうやっていっておりますので、御容赦願いたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

太田健策議員。

◎8番(太田健策君)

費用のほうが、潤沢でないということで町長言われましたけど、やっぱ公共用 地のですね、今使われてないとこありますから、早くその辺は処分されて、その 費用に充てる計画を早く立てられたらどうですかね。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

こんなふうに一対一で端的に言われれば、分かりやすうございます。議員おっしゃるとおりでございます。そういった中でですね、利用できるものは利用できるし、やはり処分できるものは処分していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。それと32年が都市計画マスタープランの変更でございますので、その辺も加味しながら考えていきたいと思っております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

太田健策議員。

◎8番(太田健策君)

町長、私が議員なってから最初の年に、町の公共用地をバスでね、ずっと見て回ったときに、それからまだそのまま手をつけてない処分してない土地があると思うんですが、その辺も具体的にやられてね、処分されて、それで、そういう計画に充てられるいうような方向でやっていっていただきたいと思いますが、どうですか。

◎議長(山脳秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

私が議員なった時もですね、やはりうちの町有財産というものを見て回りました。そういった中でですね、売りやすいとこを、それから貸しやすいとこいろいろありますけども、そういったものを加味しながらですね、今後は行政のですね、安定を図りたいと思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

太田健策議員。

◎8番(太田健策君)

次にいきますけど、柚須文化センターと上大隈公民会館、朝日区の公民館等は 公共施設等総合管理計画に柚須と上大隈、後のほうで確認しまして、入っておると 確認しましたが、朝日区の公民館はですね、管理計画に入ってないが、これは私も 朝日区に住んでおりますが、朝日区のもんじゃないということは思っております が、これにつきましては、どういう計画を持たれとるんですか。

◎議長(山脇秀隆君)

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長(山本 浩君)

先ほど太田議員が言われたようにですね、公共施設の位置づけですね。総合管理計画の中で個別施設の記述というのは第4章、こちらのほうの施設類型別の管理に関する基本方針、こちらのほうで載っておりまして、先ほど言われましたように柚須文化センターと上大隈公民会館につきましては、集会場というところで位置づけで載っております。朝日区の公民館につきましてはですね、他の行政区の公民館と同様の扱いという考えの中でですね、この粕屋町の総合管理計画の中には対象としておりません。

◎議長(山脳秀隆君)

太田健策議員。

◎8番(太田健策君)

朝日区の公民館を建てられた時のですね、これは条件等はどんなふうにして建てられたんですかね。区々でお金を切って、建てるとかそういう区の経済状況やなかったからですよ。恐らく、町のほうから建てていただいたと。町営住宅に絡んで、建てていただいたという前の区長さんから話を聞いておったんですが、それに、今になってそういう計画に入ってないということを言われますと、もう結局町営住宅、そろそろ期限が来ますね。年限来ます。

そうすると、この公民館も同じ時期に建っておりますから、そのときにお金を出せって言われても、全部で300所帯ぐらいしかない町営住宅に住んである方々は80所帯、あと、地元の家持ってる方は100所帯くらいいうことで、恐らく金額的にこれを負担せれって言われてもですね、恐らく負担できないということになると思うんですが、町としては、ならこれをもう建て替えめえかというなことになるんですか、それともどういうふうにやっていくんでしょうかな。区の人間も、町営住宅のほうの建て替えのことはうたわれておるが、これについては何もうたってないのでという心配をされておりますが、どうでしょうかね。これは町長。お答えしてください。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

建設の当時はですね、私が関わっておりませんので、ちょっと内容的なことについては知っておりません。ですから、所管のほうから答えたいと思いますんでよろしくお願いいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長(山本 浩君)

朝日区の公民館につきましてはですね、建設の当時は、町営住宅の建設とあわせてですね、作られたものだと思っております。ただ、現在のですね運営上ですね、今議員も言われましたように、町営住宅に入ってある方だけの集会場ではなくてですね、朝日区の公民館というような利用形態になっておりますので、他の行政区の公民館とですね、同様の取り扱いになるというふうに考えております。公民館等扱われる場合はですね、町のほうからも補助等を行っておりますので、そういったものを活用してですね、改修なりを行っていただくべきものだろうと判断しております。

◎議長(山脇秀隆君)

太田健策議員。

◎8番(太田健策君)

そうですか。柚須文化センター、上大隈公民会館等にやはり同じ条件で取り扱いをですね、していただかんと。恐らく、そういう形で言われても、地元負担は、出しきる人、おってないっちゃないかなと思っておりますが。この件は、また質問をさせていただきたいと思いますが、よろしく配慮をお願いしたいと思います。

それから、続きまして、ふれあいバスの町民利用者のアンケート調査報告についてお伺いいたします。町内巡回バスの町民アンケートということで、都市政策部から30年3月にいただきました。それで、この報告書を見られてですね、どういうふうに今後ふれあいバスの計画を進めていかれるのか、お願いいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

これは、特別に予算を組んでおります。ですから、その後については、所管から答えさせていただきたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

田代都市計画課長。

◎都市計画課長(田代久嗣君)

ふれあいバスの調査結果、そして、粕屋町はどう受けてとめてあるか、今後いかに 進めていくかという御質問の件でございますが。まずふれあいバスの調査におきま しては、議員が言われましたとおりアンケート調査とか、利用状況調査などを行っ ております。アンケート結果ではですね、ふれあいバスの将来のあり方について は、利用者の中に現在特に必要は感じないが、将来高齢になったときなどは必要な 移動手段だという御回答が多く出ておりました。

また、よく利用されている方についてもですね、特に高齢者の方々ですが、必要不可欠で重要な移動手段だという御回答も多数出ておりました。現在のふれあいバスの利用状況等につきましてはですね、利用者が年間に約3万2,000人ほど御利用をいただいております。基本的にはお住まいの地区と町中心部にある公共施設を利用されている方の利用が中心となっておりますが、路線上の近くに店舗や病院、駅などが存在する場合は、最寄りのバス停の利用も高くなっているような状況でございます。

今後、更にですね、粕屋町におきましても高齢化が進行し、自家用車の運転ができない方の増加が見込まれる中、高齢者をはじめとする交通弱者の方々にとって、町内巡回をいたしますバスは、重要な移動手段だと町のほうでも受け止めているところでございます。今回のふれあいバスの調査結果を踏まえまして、今後町の財政状況を踏まえた効率的な運用を考え、利便性の向上と利用者の増加に向けた取組を進め、高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段の維持と確保を考えているところでございます。現在、庁舎内の関係する各課とふれあいバスの調査結果をもとに、今後の町内巡回バスの運営の方法につきまして、会議を始めたところでございます。

◎議長(山脇秀隆君)

太田健策議員。

◎8番(太田健策君)

ふれあいバスについては、今年の5月ですね、議会報告会でこの巡回バスのことについて担当しましたから、そのときの皆さん方の意見を聞きますとね、巡回バスが当初され始めた時期が、やはりあの、体育館とかサンレイクとか図書館とか、公共施設にばっかり行く交通手段として利用される方が多かったと。今、声を聞きますとですね、やはり病院とか買い物とか、そういうとこに行きたいという声がですね、もうほとんどでありました。

それで、へき地におられます、へき地って言うたら差別するようなことになるか

と思いますが、上大隈とか大隈とか、遠いとこはですね、巡回バスが来るのが少ないと。あと、買い物行くのも行かれないというようなことで、これはやはり、アンケートを取られるのも結構ですけど、やはり各区でですね、やっぱ中心に近いとこはそう苦労なされんのですね。中心から遠いとこの区ほどやはり、便利が悪くて、買い物も便利が悪く、病院も遠く、なるというようなことでですね、大変苦労されておると。

これはやはり、一ぺん区長会ででも提案されて、やはり、各区での問題点を集約されるほうがですね、参考にされてそして何を町民が求めてあるのか。せっかく町のほうが一生懸命アンケートをとってされるのも結構ですけど、やはりこのアンケートだとできなかった人もたくさんおられます。その人たちの声が通りません。だから来てですね、区長会あたりでこの問題として取り上げていただいて、それを参考にやはりこの巡回バスを何台にするとか、お金を取るようにしたほうがいいとかいうのは、方向でですね、ぜひとも議論深めていただくとですね、また違った議会でのアンケートとまた違う部分が出てくるんじゃないかと思っておりますので、何分その辺もですね、一ぺんやっていただきたいなと思います。町長どうぞ。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

お答えいたします。とてもいい意見であると思います。しかしながら、ふれあいバスのですね、基本的な考えというものは、やはり公共事業ですね、使いやすくするためにですね、するのがやっぱり行政の仕事であろうと私は考えております。ですから、役場に来る。そういった交通網がないとか、ドームを利用したいとか、そういったもんで均等にですね、やっぱり使えるような活用をしてですね、それをふれあいバスといった形でやっているのではないかなと私は思っております。しかしながら、住民がですね、買い物とか病院とかそういったものが行きたいというようなことであればですね、検討してまいりたいと思っております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

太田健策議員。

◎8番(太田健策君)

ぜひともですね、町民の下々の意見も取り上げられるようなですね、町内バスの 運行に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。これで私の質 問を終わります。

(8番 太田健策君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

議席番号4番、鞭馬直澄議員。

(4番 鞭馬直澄君 登壇)

◎4番(鞭馬直澄君)

議席番号4番、鞭馬直澄でございます。

私は、本日二つの項目について質問させていただきます。

1番目の池田前副町長辞職に関しての質問は、実は3月の定例会の通告書に上げておりましたが、残念ながら、町長欠席の為できませんでした。3か月遅れとなり、時期を失した感がありますが、やはりこれは、しっかりと確認すべき重要なことであり、今回改めて質問に上げさせていただいております。

また、町長欠席での一般質問についてはですね。これは非常に迫力もありませんし、成り立たないことが原則だろうと思っております。因町長におかれましては、体調不十分ってこともあろうかと思いますけども、こういうことでずっと議会欠席とならないように、強く要望いたします。

それでは、一つ目の池田前副町長辞職に対しての町長の責任について質問をいた します。

昨年、第2回定例議会において町長は議案第30号副町長二名制にすると、増員するとの提案理由について市制に向けての準備が必要であり、取組が必要であると。まずは、職員や組織のレベルアップが必要である。それには、外部から有識者を迎え、今まで築いてきた役場の経験と知識と有識者の経験と知識を融合させて、福岡県で1番住みよい住民サービスのよいまち、そして、いちばん住みよいまちづくりを進めることとの説明がありました。御存じのように、この副町長制、二名制は議会で賛成多数で可決をいたしております。

次に、町長は副町長に池田氏を任命し、議会は賛成多数で同意をいたしました。同意直後に池田氏の挨拶がありましたが、その中で、20年後、30年後にあの時決断してこんなまちづくりができた。というようなまちづくりを担いたいと強い挨拶をされました。私は、市制に向けて、非常に必要なことであると判断して同意をいたしました。ところが、粕屋町の将来を決める非常に重い職務について、わずか半年で辞職してしまいました。在任中の職務内容とその実績は全く不明でございます。辞職理由も真意は不明のまま、町民の皆さんも知らないままにさっさと辞職をされたというのが実態だろうと思います。こんな非常識で、身勝手極まりない行動は世間一般的にも断じて許されることではございません。町長は多くの町民の皆さんに納得いく説明をする責任があります。

そこで1番目、池田副町長の真の辞職理由とは何でしょうか。町長、お願いしま

す。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因辰美君)

池田副町長の辞職理由はということで聞かれておりますけども、実際、入院しておりましたから、その内容につきましては私は存じておりません。池田本人がですね、この議会終了後、説明に来るということでですね、聞いておりますので、そちらのほうで対応していただければと思っております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎4番(鞭馬直澄君)

町長、今の回答なんですけどね、副町長二名制にされると、しかも、その池田 さんを副町長に任命するということについてはですね、町長が任命されたんです よ。残念ながら池田さんは辞職されましたけども、その辞職理由については、私は 知らないんで本人に聞いてくれということ、これは通用するんですか。町長の責任 はどうなるんですか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因辰美君)

内容につきましてはですね、何ら聞いておりません。しかしながら、やはり本 当のことをですね、やはりこう話したほうがいいと思いますから、本人に聞いてく ださいということで回答したわけでございます。

最初に言いましたが、やはり元気な時のですね、最初のほうではですね、私はよかったかなという、任命して。2人副町長を置いたことはよかったかなと考えておりましたので、今でもですね、やはり2人副町長制というのはですね、後悔はしておりません。ですから、なんら人事が悪いとか、そういったものではありません。私の選挙公約を実行するには、それが必要でございましたので、そのような対応をさせていただきました。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎4番(鞭馬直澄君)

それで町民はですね。恐らく町民の皆さんはですよ、納得はされないと思います よ。私はですね、町長に総務常任委員会でこの話いただいたときにですね、特に池 田さんを判断する材料が何もありませんねということで、まずには健康診断書をと ってくださいと。それから、職務経歴書も必要ですよと。新卒の学卒の方ではありませんし、長いこと社会人、特に西日本新聞社で長い経験もありますし、どんな仕事をしてきたか。町に入ってこういう仕事したいというのは、それは分かるんですが、それに耐えられるような職務・経歴・能力があるかと、これ判断できませんということで。その二つにつけ加えてですね、もう一つはですね、やっぱり公用車を運転するであろうと。あるいは、公職にありながら、私用でマイカーも運転されるでしょうから。そこはですね、相当やっぱり注意をせないかんというふうに思いましたんで、運転免許事故経歴書という、これは警察行けば取れますのでね。その三つを出してくださいというふうに町長にお願いしましたよ。全員協議会で職務経歴書だけはですね、議員全員に配っていただきましたけども、あと二つのことについてはとうとう最後まで出てきません。

したがって全員協議会のときに、私は本人が出て挨拶されましたのでその時に、 池田さんってあなたはね。健康上は問題ありませんかというような質問をしました。そこを1番私心配だったんですよね。そうしましたところ、本人は非常に元気な声で全く問題ございませんというような回答、即答がございました。ところがですね、半年近くでね、もう辞職をされるということは、私の社会的な今までの経験上から言うとですね。もう入ったときから、入る以前から、何らかの病気、持病、治ったかもしれませんけど、またそれが再発するだとか、非常にそういうことが危惧されましたんで、健康診断書はぜひ取ってくださいというようなことをお願いしたんですけども。それが残念ながら出ませんでした。ここについてはですね、町長どうなんですか。本当に持病を持っていたので、健康診断書が出せなかったんじゃないかと私は思いますけども、本当のことはどうだったんですか、そこは。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

私は、年齢の60歳に行かない前にですね、やはり西日本新聞を辞めたということはやっぱ危惧はいたしておりました。そういった中で、やはり健康面は大丈夫かということで聞きましたら、それはもう既に完治いたしておりますし、今後も十分やれますということで、口約束ではございましたけども、やはりそれはしっかりですねしたような受け答えをしておりましたので、許可と言いますかね、認可をしております。はい。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎4番(鞭馬直澄君)

一般の町民の方もですね。そこを非常に懸念されてるんですよね。だから、そういう病気の持病の方を持ってる方をですね、副町長に登用するということは結果的にですよ。半年足らずで、半年ぐらいで辞職されましたけども、7月1日から副町長されて、その6か月の間、本当に仕事したっていうのはですね、恐らく私は3か月かそこらじゃないかと思うんですよね。

やっぱり体調悪くていろいろ悩んで考えて、町長が御病気で入院されてということで。本来であれば池田前副町長はですね、役場に寝泊まりしてもやっぱり町長のフォローをすべきだと思うんですけどね。そういうその頑張った姿が見えてこないんですね。ということは、元々持病があって、それをですね、そのまま町長が任命したということであれば、これ責任はですね。非常に重いと思うんですね。

従って、今度本人が出てきて、恐らくそういう質問をしてもですね、それは病気ありませんでしたというなことの回答になろうかと思いますけども、世間一般的にはそういうことはですね、やっぱり通用しないと思うんですよ。少なくとも2年、3年、4年、20年後、30年後を見据えて、私はこういうことをしますと。粕屋町の役場に足りないの情報公開がほとんどできてませんねと。

それから現場の作業で無駄が多いと、現場入ってしっかりとそこは見てですね、 無駄取りをしますと、そういうふうに本人はおっしゃったんですよね。それもです ね、本当にどこまでやられたのかっていうのは、非常に分かりません、不明です ね。誰も知らないと思うんですね。恐らく役場の職員の方も、どなたかそこへんの ことはっきりした知っておられる方は、いるんでしょうかね。私はですね、なかな かね、そこはいないと思いますよ。まして町長が病気で休まれてる間でですね、誰 が池田さんをコントロールしてたんですかね。そういう池田さんとのコミュニケー ション、町長はしっかりとれてたんですか。お答えください。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

池田につきましてはですね、7月当初からもう仕事にですね、取り組んでおりました。先ほど、田川議員からの質問でもお答えいただきましたが、あらゆるものをですね、やはり取組をしております。ですから、今度新人を募集する仕方とかですね、やはりプレゼン大会の仕方とかですね。やはり、いろいろとですね、検討はいい意見は出していたなという気持ちはいたしております。

だから、私が元気な12月末ぐらいまではですね、やはり良い意見をしっかり出して、給食センターも片づけてしっかりこうやったんじゃないかなっていう気はしております。ですから、先ほども言いましたように、何らそういった提案をするよう

にということで、私からですね指示をしておりましたので、そういった役場とそぐ わないようにつきましては、やはりですね、これは違うんじゃないかなというよう なことも出しておりますからですね、そういうなことについては、やはり改革が必 要ではないかなという思いはあります。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎4番(鞭馬直澄君)

町長再度ですね、お尋ねしますけども。町長はですね、池田前副町長からの辞 職願をこれもうしょうがないなということでですね、受理したということについて は、先ほどからですね、命にかかわる病気だというようなお話がありましたけど も、そのほかにはなかったんですか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

そのほかにはなかったです。それよりもですね、やはり何といいますかね、その内容につきましてはですね、1月ぐらいですかね、12月末にちょっと入院をいたしましたから、1月ぐらいだと思いますけども、1月から2月にかけて問題が発生したと思いますけども、その内容につきましてはですね、全く知りません。

しかしながらですね、奥さんと一緒に来てですね、もう命が危ないということでございましたので、どうしてもですね、辞めさせていただきたいと。これは、僕は臆測としてやはり、名前出すのは嫌なのかなとか、そういったものも考えましたけども。それはですね正式なものでございませんので、本人に聞いてくださいということでしか答えようがありません。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎4番(鞭馬直澄君)

何度も私は、お尋ねしようとは思いませんけども、本人に聞いてくださいというのはですね、やっぱり町長として任命をした責任はとれないと思うんすね。町長の期待に何を応えて何が応えられなかったのか。病気ということは確かにそういう辞職理由があったということについては分わかりますけども、病気の理由じゃなくてですよ。仕事の仕方、やり方、実績。それについてですね、やはりその、うわっ、これじゃあっていうようなとこが何かあったんじゃないかと。

私はそうでなければですね、半年ぐらいで辞職願を出した時に、ならね、ちょっと後3か月療養して、4か月後からまた元に戻るようなね、病気治すことに専念し

てくれたらどうかとかいうそういう話も本当に仕事ができる人ならですね、大事な 人ならですね、そういう判断もできたんじゃないかと思うんですけど、そこはどう でしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

そういったことも再三やっております。しかしながら、本人にしてはですね、やはり一身上の都合で辞めさせていただきたいという答えでございましたし、奥さんからもそういった要望がございました。ですから、それまで無理強いはすることはできませんのでですね。やはりそれは受理せざるを得なかったということでございますのでよろしくお願いいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎町長(因 辰美君)

それではですね、町長先ほどの答弁の中で、12月いついつに問題が発生したと、 内容についてはね、知りませんというこういう回答ありましたけども、それに関連 してですね、町の執行部、町長それから吉武副町長、西村教育長、池田前副町長。 この、4名の方のですね連携はしっかりととれてたんですか。連携についてお答え ください。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

私が元気な時には、連携がとれていたんじゃないかなと思っております。しかし、各4人の方の心までは分かりませんので、そこら辺についてはですね、やはりしっかりと4人については私はよかったんじゃないかなっていう気はあります。しかしながら、私がそういった病気をしましたので、その中でですね、どうしてもおりずらかったんではないかなという思いはありますので、その辺については先ほどから申しましたとおり、本人さんとやっぱり臆測でもの言うたらいかんもんでですね。だから本人が話したいということでございますので、そちらのほうで話を聞いていただければと思っております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎4番(鞭馬直澄君)

本人がですね、少なくともそういう気持ちをお持ちであればですよ、池田前副町

長が。これ、1月21日辞職でしょう、ですよね。その後すぐにですよ、町民の皆さんあるいは議会、しかるべきですね挨拶、話があって当然だと思うんですけど、今だにできてないちゅうことはどういうことなんでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

これは非常に体調が悪かったっていう中でですね。やはりそういった意見で辞職いたしておりますので、本人の体がですね、調子が悪かったのではないかなと思っております。しかしながら、今現在になりますとですね、体調も病院に行きながら治ってきたということでございますので、やはり1回は議会で説明をしなくてはいけないよと言った話でですね、説明を求めてから今回の理由になっております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎4番(鞭馬直澄君)

そういうことの話は一般常識的にはですね、体調がこうだから体調が回復するまで、ちょっと待ってくれというような連絡がないのは、これどういうことなんですかね。全く理解できませんよ。奥さんと一緒に町長のとこに辞職願持ってこられたというなら奥さん代理でもいいじゃないですか。紙に書いている事実はこういう状態なんだから、もう少し体調が回復するまでね、待ってくださいと。それについては2月、3月、こんぐらいになったらね、顔出しできますとか。そういうことがあって当然なんですが、この方はそれすらないんですよね。非常に残念なことに。

これはちょっとですね、とても私どもが納得できる人ではないというふうに私は思っております。それからですね、役場の中もですね聞きますとね、単独行動が多く、行き先もどこ行ったか分らないときが多々あったという話を聞いております。確かに役場行ったときにランプがついてるかついてないかということもですね。当然しっかりとチェックはさせていただきましたけども、どこ行っとうとって言うと、いやっていうような話でですね。言えない部分もあろうかと思いますけども、それも含めて町長、池田副町長の動きをどう把握されていたんですか、その辺は。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

私が元気なうちまではですね。きちっとその日のスケジュールあたりをです ね。きちっと報告はいただいておりました。それから、私がちょっと入院したも んでですね。その間については何も把握はしきらんやったということでございますので、その間病気になって退職という形で認めらないかんごとなったような感じでございます。ですから、やはり命が、先ほども言いましたように命がもう危ないということで言われますと、やはりですね、それ以上のことは言われないということでございますので、その分につきましては受理いたしております。

だから、池田につきましては、この元気なときの所在というのはですね、明らかにして報告まであっておりますので、その辺につきましてはですね、本人にに聞いていただけることは、やはり両方の意見を聞くということが一番大事なことであろうと私は思うわけですね。ですから両方の意見を聞いて判断をしていただきたいという思いでございますので、よろしくお願いいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎4番(鞭馬直澄君)

町長おっしゃってる両方の意見というのは、どなたとどなたのことでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

今、四役ということで御指摘でございますので、やはり副町長と吉武副町長と 西村教育長とやはり前池田副町長はですね、そちらのほうで諍いがあったのか、な かったのかっていうのは分かりませんけども。その辺がですね、やはり両方の意見 を聞いてから判断をしていただきたいという思いでございます。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎4番(鞭馬直澄君)

どう言ったらいいんでしょうかね。少なくともですね、町執行部の四役の方ですよ。その人たちとのコミュニケーションがどうだこうだっていうのはですね、やっぱりしっかりとね、町長は把握してないと。今、そのどうだったのだとか今から聞いてもさ、もうそれは遅いですよね。また、再発防止対策にはなるかもしれませんけども、そういうことがないように、やっぱり町長はですね、普段からそういうとこはしっかりと目を、目配り、気配りをされて、もうコントロールしとかないと。今更ね、4人の間がどうだったかという話をね、されてもこれは困る話ですよ。とてもじゃないけど納得できませんね、そこは。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

12月末まではですね、しっかりと池田のほうも報告しておりますし、最終的なですね、確認あたりもですね、全部しております。ですから、誰がどう対応するかというような形とかですね、そういった四役の形についてはできていたと私は思っております。しかしながら、入院してから、それからが分かりませんと。ですから、本人に聞いてくださいとしか言いようはないわけですね。

ですけれども、やはり途中私がいなくなってからですね、どうなったのかということを聞かれましてもですね、やはり具合が悪いということしか言いませんので、 その辺しか確認をいたしておりません。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎4番(鞭馬直澄君)

後半のことはですね、そういうことかなと思いますけどもそれも含めてです ね、やっぱりトップとしてはしっかりとですね、副町長2人の方、教育長の方、幹 部の方は少なくとも、行政はしっかりと把握して、的確な指示、依頼はですね、し なくちゃいけないと思うんですよね。

前半はできたと仰ってますけども、それは、池田前副町長には口頭ですか。口頭で話をして口頭で報告を受ける。あるいは、そのなんか書類で取り交わした実績があるんですか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

小野市の視察がありましたけども、それにつきましては、プレゼン大会とかいろいろやってから、そういった勉強をしていていただいております。そういった勉強をするようにということでですね、お願いはいたしております。それから、ずっと元気であればですね、4月から合併にですね、合併問題に手をつけようかといった形で、そして、いよいよこの副町長がですね、内は吉武副町長、それから合併問題の検討会につきましては池田副町長にですね、検討してもらうはずでございました。しかしながら、これがですね、実現できなかったということは非常に残念には思っております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎4番(鞭馬直澄君)

答弁を聞けば聞くほどですね、池田前副町長は何をやられて、町長が何を指示されて、結果はどういう実績があったのか。前池田副町長が残した仕事の多分重要なことをやられたと思いますよ。それの引継ぎがあって、次の段階に進むということになろうかと思いますけども、今までの答弁の中ではですね、辞職理由も、病気と一身上の都合ということだけで、あとは本人に聞いてくださいとかいうことであれば、それを含めてですね、非常に不信感が募るだけなんですけども。そこのとこははっきりとした何か回答はできませんか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

池田副町長につきましてはですね、田川議員のところで回答はいたしましたが、予算のですね申告の仕方やらですね、職員の募集の仕方、それから、人事異動の定例化、それから給食センターの残務処理っていうのはですね、山積みしたですね問題をですね、解決するようにということで指示を出しております。そういった中で、ある程度のですね問題につきましては、報告は受けております。しかしながら、おられなかったということはですね、残っていただきたいという思いはありましたけども、それはですね入院しておりましたので、内容についてはですね、分かりませんじゃ無責任と言うかも分かりませんけども、実はですね、もう分からないというところは事実でございますので。

しかしながら、やはりこう人間関係の奥さんが出てきてから、退職願が出されましたから、そういったことについてはですね、家族全員の一致だろうという気でございますので、受理をいたしました。盛んにですね、私もですね、残っていただきたいと。そしてまた、もう少し出てくるまで、もう少し副町長でいただきたいと。おっていただきたいという思いはありましたけども、それをしよったらもう命が危ないということでございましたので、私もですね、やはりそういった形で命が危ないということになればですね、やはり受理せざるを得ないというところがございましたので、そういった形で辞職を許可いたしております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎4番(鞭馬直澄君)

冒頭、池田前副町長、就任の時期にですね。健康診断書はとってもらえませんでした。最終的にですよ。辞職願持ってきて、命にかかわる病気だという、これの診断書は出されたんですか。何をもってこれは確認できることですか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

辞表はいただいいただいております。それとまた、診断書あたりもですね、26日までやったですかね。そういったものも出ておりますので、そういった確認の中で、動いておりますので、ぜひそういった奥さんが一緒に来られたので、受理いたしたということでございます。それから、最終的にはですね、両方の意見を聞かなくては分からないという点がございますので、やはりその辺はですね、よく聞いていただいて、判断していただきたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎4番(鞭馬直澄君)

不思議でしようがないんですよね。両方の意見を聞いてちゅう、何があったんですかね、なんかあったんですか。でしょう。だから、病気だということであればですよ、命に係わるということであれば、当然ねこんな重職におられる方ですから、しかるべきですよ。病院の診断書を提出っていうのは当たり前の話だと思うんですけども、この方は最初もそうだし、最後も出されない。確認しようないですよ、これ。いやんなっていや辞めたということかもしれませんよ。この件はですね、非常にやっぱり粕屋町民の方はですね、やっぱり町長の思いで副町長制2人にして、池田さんを副町長に任命されたわけですから。その方が、何の成果も分からない。町民の人にも何も話もなく、辞職されてしまったことについてはですね、これはですね、町民の方は町長にね、町長にですよ、不信感はですね、相当抱いていると思いますよ。

この件、このことに関して、私が今まで質問させていただいたことに関してですね、町民の皆さんに、町長はいつどのような形でこの説明をされるんですか。説明はやりませんか。

◎議長(山脳秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

この議会制度といいますのは、やはりしっかりと議会に説明はしないとと私は 思っております。しかしながら、議会の方につきましてはですね、住民の方にです ね、伝えていただきたいというところでございます。ですからやはり議会をです ね、やはり住民を招集するということが不可能でございますので、議会制度はその ために議会制度がございます。ですから議会に十分と説明を果たしていきたいと思 っております。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎4番(鞭馬直澄君)

それはですね、私ども議員としてできるんですかね。今まで質問した内容で、こういう目的で二人制にしてこの人を任命して、こういう仕事をやらして、こういう成果があって、これは最初の町長の思いに対してね、ここまでできていると。そういう中で病気でやめられたということが実態だと思うんですけども。辞めた理由については、本人に聞いてくださいちゅうんじゃですね、町民の皆さん呼んでその前に池田さんに話してもらうしかありませんよ。

私どもはそういうことは今の話の中からですね、責任持って町民の方にすることできません。材料足りませんよ、これ。はい。それだけやっぱりですね、非常にやっぱり町長っていうのは重責なんですよね。我々もそうですけども、そうやってやろう、我々も議会も賛成して可決したことがですね、今どうなってるか分かんないですよね。何をやられててどういう実績があって、それは、こういう書類で残って、この部分については誰々と誰々に引き継いで今後半年間でこんなことやりますので、そういうものもないのにですよ。辞めた理由分かんないから、後は本人に説明させますじゃですね。これはできませんよ、こんな話はね。

やっぱそこはですね、しっかりとね町長ね、あなたが町長が責任を持ってですね、町民に説明すべきだと思いますよ。方法はいろいろあると思います、それについてはですね。それではですね、ちょっと時間も押してきましたので、二つ目の質問にかえさせていただきます。

二つ目はですね。町立保育所、中央と仲原の建替えについての質問でございます。まず粕屋町は、育てよう心豊かな粕屋の子どもということをテーマにですね、長い間ですね、先輩の方々も一生懸命にですね、保育・教育の取組をですね、強化してまいりました。それが今、子どもたちにとって、子育てしやすいまちということにつながっていることだろうと思います。その中でですね、非常に昨年の12月にもフローリングがですね、ささくれだって幼児が足にけがをする子どもが続出してると。これは大変だねということでですね、フローリングについては、1月中には悪いとこは修繕が終わったということで、そこはとりあえずは今いいんですけども。あとはですね、町長考えてるように、やはり耐震強度の心配がありますよね。

それからもう一つは、待機児童が減っていかないということもあって、この老朽 化した二園の建替えはですね、非常に大きな課題であります。私もですね、本町の 最優先かつ緊急課題だと思っております。その中で、本年度平成30年度の当初予算 には建替えに関する予算が計上されておりません。こういうですね、これ非常事態 ですよ。もう40年近くたって、はい。非常に保育環境悪いし、先生たちの保育に携わる更衣室だとか、空気だとか、そういうことも含めて非常に悪いですね。従って、その辺のことについてですね、建替えは非常に急務の課題と思っておりますけども。昨年来、民営化の話があって、町民の皆さんからの請願があったりして、どうしても、やっぱり町立のまま建替えてほしいという話が出ておりますけども、町長は、そこのところはどうお考えですか、現在の、はい。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

ただ今御質問ありました、9,000名ほどのですね署名が集まってるということで、その方たちにつきましては、請願は承っております。しかしながら皆さんのですね、税金を預かっている以上、そして仮にももっと軽微なっていうか、安い建設ができるならということで思っておりましたけども、やはり議会が賛成しないということでですね、非常に今後はですね、苦労いたしております。しかしながら、きちっと手順を踏みながらですね、やはりやっていけば、粛々と理解していただけるのかなという思いでございます。

それから、あそこの中央と仲原につきましてはですね、議員御指摘のように、ささくれてとげが刺さったということはですね、これは議員たちがですね、議員の皆さんが行ったときに言われるけども、普段は言われておりませんでした。何で早く言わんとねと言った形で聞いて、そしてそのあとですね、議員から聞くんじゃなくて何で直接言わんとねと。課長に言うてくれれば、そういった早期対応というのはできるんですよと言った形でですね、やはりそれはそうすぐにですね、やはり予備費からでも出してからですね、そういった体に支障がありましたらですね、整備するようにはしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎4番(鞭馬直澄君)

最初のですね、議員が行くまで分かんなかったと。何で上げなかったかということですけども、実は昨年の6月、厚生常任委員会に所管から説明があった、あの資料読まれました。あの中にはそれが、その文言があるんですよ。ささくれだって子どもがけがするし、続出してるという。老朽化対策のとこにきっちり載ってますよ、町長。知らないじゃ済まされませんよ、これは言わないから言ってもらえないから分かんないというようなじゃなくて、既に1年前のとこの説明にきちっと文書に載ってますよ、これ。見直してくださいよ。議員が言ったから、問題が発覚した

わけじゃございませんよ。

3月議会の時もですね町長不在でしたけども、そういうことの仕事の仕組み、改善、修繕する仕組みはどういうことがありますかという質問したんです。それも20分以上しましたよ。回答はないんです、これ。仕組みがないんですよ。現場からですよ。こういうことは問題起きて、これ修正してくださいちゅう、ね。じゃ、それはどこに上がって、誰がそれを考えるんですか。その仕組みありますか、書類がありますか。ないですよ。起きたことに、事故に対する報告書はありますと。ルールがないんですよ。ルールがないから今の町長の答弁みたいに、自分、あなたたちがつくった説明資料の中にあるのに、知りませんでしたということになるんですよ、これ。それは町長ね、これ認められません、そういうことは。ね。

しかも、30年、40年近くたってれば、雨漏りはするは、網戸はないは、コンセントは足りないと、不具合だらけですよ。そういうことをね、幹部の方が知らない把握してないっちゅうのはね。これゆゆしきことだと思いますよ。わずか4キロ直径の粕屋町の中でですよ。幾つあります。そんなにないでしょう。だから、何回も言うんですけども、点検、日常点検のやり方、週のやり方、月次の点検のやり方、そういうことをきっちりとルールをつくってやってないから見逃し見逃し。あなたたちが書いた書類も1年前にしっかりそれを書いてあるのをね、知らないということになるんですよ。現場行ってくださいよ。この話はね。ちょっとね、これ、今の話は非常にショックですよ私はね。はい。

それからですね、もう一つ前半のどなたかの質問の中で、お金限られた町の予算は、人のために優先して使わないかんという話がありましたが、これはまさにそういうことじゃないですか。これはですよ、ほかのインフラの修理だ建て替えだということよりも、やはり、子どもの命、身体を預かってる幼児の教育・保育の現場ですよ。それがですよ、そういう認識では、非常にこれは困りますね。確かにですよ、調べると民間だと8割の補助が出ますと。町だとそういったのはゼロですということについてもですね、ゼロでは実はないですよね。ただ、民間で建てて、建設コストは民間の場合は、国の補助8割あります。じゃあ、何で町立で建てるときに8割ないんですか。何でそんな差をつけるんですかね。もともとですよ、子どもの保育一所懸命40年、50年、半世紀頑張ってきたのは、ほとんどね、スタートは公立でそのまま残ってきてると思うんですよ。それはね、国のね、制度がね、私は間違ってるとしか思えませんね。そういう制度については、やっぱりね、意見を上げて、どんどん改善していかないと。問題は、子どもたちですよ。悲惨な目に遭うのは。これはね、そういうですよ、公立、町立で建てるとば補助が出ないとか、その差を埋める努力はどんなことをやられてるんですか、町長。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

施策にはですね、8割ってゆうか12分の1ということでですね。そういった、やはり民間でできるものであれば、民間でやるというようなですね、行政のシステムであろうと思います。ですから、やはり今後はですね、うちも財源があんまりはありませんので、やはり適確に財源と相談しながらやっていかなければならないというところがございます。ですから、●●とですね、議員あたりもやはり町立がいいという方もおられますけど、やはり財源を考えると、やはりその辺がですね、やはり納得しにくいところもありますので、やはり少しでもですね広範囲にですね、やはり事業を進められるように頑張ってまいりたいと思いますので、それについては御理解願いたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎4番(鞭馬直澄君)

幼児保育、これの原点についてですね、いろいろ私なりに考えてはいるんですけども、やはりですね子どもは粕屋町の宝ですよね。どう思われます。粕屋町の宝っていうのは、日本の宝なんですよ。少子化がどんどん進んでいく中でね。働き手が、絶対数が下がっていく。そん中でですね、これから今の子どもたちのやっぱりそういうね、役割というのは、非常に一人一人の高いと思うんですね。そういう子どもの保育、幼児期の。昔からことわざあるでしょう、3つ子の魂100までもって。この3つ子の以前の問題から今始まっとんですよね。妊婦さんの支援とかが、町も一生懸命やってますし。そんな中でですよ、物心つくということは、非常に将来の人間形成の中で一番大事な時期だと思うんですね。

これは本当に日本の宝だと思うので、そういう意味からすると先ほど言ったようにですね、民間は厚く建替えを補助する。町立はやめる。だんだん減っていくと。そりゃ、国の方針もありますけども、本当にそれでいいのかなと。やっぱりそこはちょっと違うんじゃないかと思ってます。その中で、町長はですね、保育方針いろいろ考えられておると思いますけども、今ある粕屋町の町立保育所、この保育所のですね、現在から将来にかけての役目というのはどういうふうに考えておられますか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

最終的にはですね、今の町立では年間5,000万ぐらい、1園で高うございます。ですから今、民間の協力をお願いしてからですね、あるいは障がい者も受け入れていただくようにですね、努力はしていただいておりますけども、やはり議会の方に、民間のところも見てきていただきたいと。それはもう、ものすごくですね、議員も民間のほうに来られておりますから、御存じだと思いますけども、ものすごく努力されておりますし、やはり現状といたしましては、やはり民間の方がですね、サービスもいいし、やっぱり努力もされてると思いますので、ぜひですね、そのですね、民間っていうものはですね、利用していきたいというふうには思っております。

残った分の財源につきましてはですね、今、みんな不足いたしております財源にですね。充てさせていただいて、有効利用をさせていただきたいという思いでございますので、やはり民間でできるものについては、民間でやるべきではないかなと。これが一つのやっぱ経営者の鉄則ではないかなと思っておりますし、やはり今後町営住宅もですね、考えていかないかないかんかなという思いもございますので、やはりですね、そういった民間活用型というものもですね、やはり視野に入れていかなければならないという思いでございます。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎4番(鞭馬直澄君)

私が質問したのはですね、町立保育所の現在から将来に向けてのですね、役割ですよ。役目ですよ。これはどういうことでしょうかっていう質問させてもらってます。その件で。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長

◎町長(因 辰美君)

やはり、大事な粕屋の子どもですから、やはり十分にですね手厚く、あるいは 親御さんたちが安心して預けられるように頑張っていただくということで、理論 は一緒だと思うんですね。ですから、それで、ただ民間のほうは今、民間も努力 していただいておるということでございますので、私はですね、そちらのほうで 選択をさせていただきたいという思いでございます。ですから子どもがですね、 1番粕屋町に住み、産み育てたいたいという思いでございますので、やはり子ど もは宝であるというふうに思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎4番(鞭馬直澄君)

私はね、民間の保育所が悪いとか、そういうことは一切思っていませんよ。今の民間のね保育所も粕屋町にあるとこも、那珂川町のほうも見してもらったりはしておるんですけども、やっぱすばらしい保育を行ってますよ。そういう面では社会貢献度ものすごく高いと思って、そういうふうに私は判断してます。

ただですね、その保育事業を全て民間に委託してしまうっていうことは、これはですね、例えば粕屋町に例えると、粕屋町が自分たちで直接保育する保育の現場をですね、失うことになるんですね。だから、これからやっぱり子どもたちも増えてくると、当然増えてくるから保育所も必要になるでしょうし、待機児童対策で定員を増やさないかんと。それは十分そういう流れにはなるんですけども、そういう中でですね、粕屋町が果たして現場全部手放していい話ではないと思うんですね。しっかりとそこはですね、保育現場の実態をね、把握して、やっぱり粕屋町の保育事業全体をですね、しっかりとその指導していく。そういう役目が、私は町の公立の保育所であると思うんです。大事なことだと思うんですね。

経営者ばらばらですよ。こっちのAっちゅう経営者がですね、いやもうこれはやめたということを判断したときにですね、じゃあ何が残るんですかと。やっぱりこれからはですね、社会環境の変化。どんどんどんどんどん変化していくんですよ。良いほうに行けばいいけども何やらやっぱり心配すること多々ありますよ。そんな中でですね、そういう保育の現場が粕屋町が直接持たないということになってくると現場分かんない。何が起きているかもすぐ的確に把握できないということでですね、

やっぱり行政としての対応がですね、遅れる。あるいはちょっと間違ってくるということがですね、私はね非常に懸念してるんです。町はやっぱりですね、保育環境の変化を素早くですね、いろんなこと立ちおいて、聞いていったりしながらですね、それを自分のとこと照らし合わせて、素早くつかんでですよ。環境の変化。やっぱりですね、先手先手のですね、対応を実施する責任があると思うんですね。そこは、町長どうお考えですか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

やはり、先手先手ということで対策は打っておりますけれども、やはり最終的に 残るのは、やはり財源であるというところになってきますのでですね、やはり同じ であれば、やはり民間を利用していきたいというのは変わっておりません。しかし ながらですね、それを今後委員会でですね、話し合っていただくということであり ますので、よろしくお願いしたいと思います。

それとですね、やはり行政がしなくてはならないこと、これはですね、町営を残すっていうものだけではないと思います。これをですね民間が運営して、こういったところを行政が補うというようなですね、方法もあるかと思いますからですね。 やはり、行政でしかやれない事につきましてはですね、行政がぜひやりまして今後ですね、対応してまいりたいと思っておる思いでございます。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎4番(鞭馬直澄君)

どんな仕事もそうだと思いますよ。現場をですね、見なければ現場からですね、いやこれはAですよ。このことはBですよ。それをう呑みにするしかないですよね。間違うんですよ、現場把握できてないから。特にですよ、幼児です。子どもたちがどんな動きをしている、保育士さんがどんだけ頑張ってる。あるいは、設備環境はどうなってるとかいうことはですよ。どうやってそういう把握して、どうそれを具体的にですよ、先手先手で活かしていくかと。現場を手放しちゃったらそれを私は非常に難しい話ですよ、それは。1回1回、園長さんを呼んでどうだどうだという、聞くんですか。そういうこともできないでしょう。

やっぱり現場、現実なんですよ。何が起きてるか。三現主義と一般的に言われるんですけど、やっぱりそこは基本中の基本ですよ。しっかりとそこはですね、私たち議員も含め、町執行部もしっかり把握して、間違いのない保育しなきゃ。日本の宝を幼児ですよ、それを育てる保育するわけですから。私はですね、そういう面で民間の人も非常にすばらしい保育事業やっていただいてると思います。ただし、やはり民間はですね、営利目的なんですよ。

最終的にはね。だから、何かほかのことでちょっと失敗したとかなると、保育事業から撤退するという非常にね、これは本当に民間の1番のデメリット。その件について以前町長に質問した。そういうことが起こらないようにしっかりウォッチしていきますというけど、これは不可能ですよ。あの東芝だって、存続の危機に陥るわけですから。まして機械じゃないですよ。私たちのね、子どもですよ。大事な人ですよ。それはできませんよ。

やっぱりしっかりと現場はね、引き続き町立の2園は残して、粕屋町全体のですね。保育センターね。保育センターという位置づけで全体をしっかり見てコントロールをしていくというのがですね。私はその町立保育所のですね、1番重要な役目だと思います。そういうことのために、民間が悪いっちゅう話じゃないですよ。民間も頑張ってもらっている社会モデルだって高いと。それは認めております、皆さ

んがね。その中でやっぱり町立の保育所をしっかり残して、保育センターの役割という重要な役目を持ってんです。こういう考えっていうのは、これからどんどんどんどんですね、非常に重要になってくると思いますよ。

だから国がみんな民間民間の活力活力てそういう方向に進んでますけども。やはりですね、例えば横浜市だとかいうことについてはですね。町立でしっかり残していくべきものは区単位で何園か残してね。保育センターの位置づけでしっかりと運用してるんですよ。これ、粕屋町これを手放したらえらいことになりますよこれ。1回手放すと戻ってきませんからね、こういうことは。そこのことはですね、町長にもしっかりもう1回考え直していただいてですね、日本の将来を担う幼い子どもたちが安心して保育を受けられるように。粕屋町はですね、町立の中央保育所、仲原保育所をやっぱり町立のまま今言った理由でですよ、存続して早急に建替えを実施することが最大の私は課題と思います。お金は人に使うべきだとおっしゃったじゃないですか。

例えば、前の町長の計画だと昨年の計画だと1園3億5,000万でしょ。2園やり替えて7億の費用計算でしたよね、建て直しの費用がね。だから、1年で2園なんかできませんよ、建て直しは一気に。やっぱり私はですね、1園やってそのあとまた1園と。それが1番ベストの合理的に子どもたちの保育をしながらのことですから。そこをしっかりとですね、考えていきたいと私自身思ってますよ。

だからそういう思いも含めて、町立2園の保育所を存続することに関する特別委員会ということを立ち上げさしていただきましたけども、しっかり6人のメンバーでですね、そこはいろんなことを調査研究しながら、費用も含めて、しっかりと実現可能な方向にですね、やっていこうと思っております。やはり、粕屋町にはやっぱりそういうこと残すということは粕屋町のですね、1番の特徴だろうと思いますよ。特徴であり強みですよ、うちの町の。そこにはですね、企業もね、そりゃあ元気なまちだなということで、やっぱり投資をして寄ってくると思いますよ。何もないとこに企業なんて来ませんよ。立地だけじゃですね。いずれまた交通の環境変わってくるとどっか行っちゃうと、こんな話になろうかと思います。

従いまして、最後にまとめとなりますけども、やはりですね、9,000人。これは 当事者の方がほとんど多いと思いますよね、署名をいただいてる方。それだけにで すね、非常に重たい町民の皆さんの要望だと思います。従いましてですね、最後に もう一度、町立中央保育所と仲原保育所をですね、町立のまま存続して早急に建替 えることを強く要望して、私の一般質問を終わります。以上でございます。

(4番 鞭馬直澄君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

これにて、予定いたしておりました本日の一般質問を終結いたします。お越しいただいております傍聴者の皆さまにお知らせいたします。

議会運営委員会における協議結果によりまして、本日は、4名をもって終了いたします。明日、5日火曜日及びあさって6日水曜日にもそれぞれ各4名の一般質問を実施いたします。時間の都合がつきますれば、明日、あさってとも引き続きお越しいただきますよう御案内申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これにて散会いたします。

(散会 午後3時23分)

平成30年第2回(6月)

粕屋町議会定例会

(一般質問)

平成30年6月5日(火)

平成30年第2回粕屋町議会定例会会議録(第3号)

平成30年6月5日(火)午前9時30分開議 於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

5番 議席番号 3番 案 浦 兼 敏 議員

6番 議席番号 7番 木 村 優 子 議員

7番 議席番号 13番 久 我 純 治 議員

8番 議席番号 1番 末 若 憲 治 議員

2. 出席議員(16名)

1番	末	若	憲	治		9番	Ш	口		晃
2番	井	上	正	宏		10番	田	Ш	正	治
3番	案	浦	兼	敏		11番	福	永	善	之
4番	鞭	馬	直	澄		12番	小	池	弘	基
5番	安	藤	和	寿		13番	久	我	純	治
6番	中	野	敏	郎		14番	本	田	芳	枝
7番	木	村	優	子		15番	八	尋	源	治
8番	太	田	健	策		16番	Ш	脇	秀	隆

3. 欠席議員(0名)

4. 出席した事務局職員(2名)

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 髙榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名(19名)

町 長 辰 美 副町長 吉 武 信 一 大 教 育 西 村 久 朝 総務課長 堺 長 哲 弘 経営政策課長 今 泉 真 次 税務課長 中 原 一 雄 収納課長 協働のまちづくり課長 臼 井 賢太郎 中小原 浩 臣 学校教育課長 山 野 勝 寛 社会教育課長 新宅信久

給食センター所長	神	近	秀	敏	都市計画課長	田	代	久	嗣
地域振興課長	八	尋	哲	男	道路環境整備課長	安	松	茂	久
上下水道課長	松	本	義	隆	総合窓口課長	渋	田	香寿	令子
子ども未来課長	杉	野	公	彦	介護福祉課長	Щ	本		浩
健康づくり課長	古	賀	みつ	づほ					

(開議 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

改めまして、おはようございます。

本日は、一般質問2日目であります。4名の議員を予定しております。昨日の一般質問では、町長は、議員であるときと執行部のときでは考え方が違うとの発言がありました。まさしく、議会の論理と行政の論理が違うことの表明でありました。住民福祉の目的は同じでも、その手法は違うということであります。私たち議員はいかに行政を説得し、町民の意見要望を実現させるのかを問われております。文豪ゲーテは、君の胸から出たものでなければ、人の胸を胸に引きつけることは決してできない。いかに立派な話でも、借りものや背伸びをした言葉では、人の胸に届かないとの意味であります。町民の思いを自分の表現で誠実に伝えることが大事であるとのことであります。一般質問は、行政と議員の対話です。議員の言葉は執行部を動かす、説得力が試されます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、た だ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(山脇秀隆君)

ただ今から、一般質問を行います。

発言に関しましては質問者は会議規則を遵守し、更に、文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

昨日は、質問と答弁がかみ合わないときがありましたので、注意をしていただき たいと思います。

なお、答弁者におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

議席番号3番、案浦兼敏議員。

(3番 案浦兼敏君 登壇)

◎3番(案浦兼敏君)

皆さん、おはようございます。議席番号3番、案浦兼敏です。今回の一般質問は、1問目で、町長の政治姿勢について、2問目で、保育所問題について、質問通告書に基づき、また昨日の町長答弁を踏まえましてから、町長の見解をお伺いしたいと思います。簡潔で明瞭な答弁をお願いいたします。

今議会は、町長は無事にですね、職務復帰された後の初めての議会ということ

で、私としても、もう一般質問をすべきかと迷いました。しかしながら、今もなお 後援会とか町民の皆さま方から、本当に町長の病気、本当にようなったんやろう か。また、本当に町長職務を全うできるのかとよく聞かれます。また、職員の方か らも、町長が余り自分の考えをおっしゃっらないのか、町長の考えよく分からない という声も聞きます。皆さんが直接、私から直接町長に聞いてほしいって望んでお られますので、今回、一般質問を行うことにいたしました。

まず1問目の町長の政治姿勢。すなわち、政治家としての心構えについての質問でございます。

町長は、昨年12月14日から今年の4月9日の職務復帰まで約4か月間、途中、失権されてますけれども、休まれております。職員の場合にはですね、病気休暇という制度があってから、それが長期に渡る場合は給与減額されますけども、町長の場合には、こういう病気休暇というのはございません。また、報酬も全額支給されます。っていうことはつまり町長は、町政の停滞を招くことなく、職務を遂行しなければならないわけでございます。

町長は、4月9日から職務復帰されたと聞いていますが、リハビリのため、現在も週2日、半日程度ですね、通院されているというふうに聞いております。町民からも、町長の健康状態を心配する声も聞かれております。政治家にとって健康問題は、時には政治生命をですね、左右する重要な問題でございます。そこで質問ですが、町長の現在の健康状況は、状態はどうなのか。町長の私見じゃなくて、医師の診断に基づいて、リハビリのための通院はいつ頃まで必要なのか。また、完全に治癒する見込みはいつごろになるか。まずそれについてお答え願います。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

私自身、納得はしておりませんけども、順調よく回復いたしております。これは、月に1度のテストといいますか、そういったものが表したものでございますけども。やはり前回よりも今回がよくなってるということでですね、毎回よくなっているという形はございますけども。私自身ですね、よくなったですねことは納得はしておりませんのでですね。やはり、どうしても本人からと言われますと、やはり元気なときのと比べてしまいますから分かりませんが、数字としては、やはり徐々に回復しておるということでございます。ですから今、議員御指摘のように病院のリハビリのテストということがありましたけども、そういう中では、そのような結果が出ております。

それからですね、病気になって悪いことばっかりではないかと、私は感じており

ます。私はですね、体が弱者になりました。そういった中でですね、やはり弱者の方のことがですね、分かるようになりました。これはですね、やはり行政に生かすべきだなという思いでございますので、そういった私は健康のときはですね、弱者のことが分かりませんでした。はっきり言うてですね。口ではですね、そんなふうに言いますけども、本当にそれなのかということが分かりませんでしたけども、やはり弱者のことが分かったということがですね、私のプラスではないかなと思っております。以上でございます。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

聞いてますか。リハビリは、大体いつぐらいまで続けられる予定なんですか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

リハビリはいつまでかということでございますけども、非常に難しい箇所で、 手術はできませんでした。ですから、リハビリで治すのみということでですね、メ スが使われないということでございますので、そういった中でのですね、治療でご ざいますので、いつまでかって言われましてもですね、それはですね、もう何とも 言えません。しかしながら、早くですね、治したいということはやっぱり早く私も 思っておりますのでですね。やはりそういった早く、やっぱり皆さまに迷惑かけな いようにということでやってまいりたいと思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

現在、週2回ですね、通院されてますよね。これはしばらく続くというふうに 理解してよろしいですね。

次に、町民のほうは町長がですね、今の健康状態で本当に職務を全うできるかということを心配しています。町長は、以前と同じようにですね、職務遂行できるのは、いつ頃になるというふうにお考えでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君) 因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

先ほども申しましたように、できる限り早くしたいとは自分も思っております。 歯がゆいのは、自分が一番歯がゆいです。しかしながら、いつからかって言われま すと分かりませんので、それはこちらから答えることできません。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

はい、さっき町長の発言で、病気になったことによっていいこともあったということで、弱者の気持ちをね、分かるようになったというのは非常に●●、またあわせてですね、病気休暇になられた職員に対する考え方も、もう少し変えていていただきたいなというふうに考えております。

次に、町長公約の実現と、役場職員の人材育成を期待して町長が招かれました池田元副町長が、昨年7月に就任されてからわずか半年余りで、ことし1月、突然職務を投げ出す形で辞任されました。この間の報酬とか備品購入費について、昨日の答弁では、935万、約1,000万もの血税が使われたことになります。池田元副町長の辞任については、いろんな臆測が飛び交ってます。このような状況は、今後の町政に悪影響をもたらすというふうに危惧してるところでございます。

そこで質問ですけども、町長は昨日の一般質問で、池田元副町長の辞職理由について本人と奥さんが見えて、命が危ないとの申し出があり、ということで受理せざるを得なかったって、辞職願を受理せざるを得なかったと答弁されました。この命が危ないというのは具体的にどういうことでしょうか。それは、身体的なもんでしょうか。また、精神的なものでしょうか。それは、副町長就任前からの持病でしょうか。就任後、発症されたのでしょうか。当然、そのことは町長は、池田元副町長から聞かれて辞表を受理されたと思いますので、その件についてお尋ねいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

本人池田につきましてはやっぱり脳梗塞、それから心筋梗塞も起こしたということは聞いておりますけども。それは完治したということでですね、病院にも行ってきて、やはり完治したやはり良くなっていたということを聞いております。ですから、副町長に任命したわけでございます。

そういった中でですね、それが再発したかどうかも分かりませんけども、また別なことで具合が悪くなったかも分かりませんから、その内容についてはですね、私が入院しとったもので分からんわけですよ。ですから、本人来て最終日に本人が説明するということで聞いておりますので、やはりそういった努力はしたいなという気でおりますので、ぜひそこで聞いていただきたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

やはり、辞表を受理するからにはですね、やっぱり、そこら辺のことを聞いてしばらく休養すれば復帰できるもんか、それかね、完全に復帰できないものか。やっぱそこ辺は、やっぱり聞かないと判断できないと思いますんで。うん。ちょっとそこ辺がね。そこ辺まで聞いてないというのは、ちょっと私としてはいかがなもんかというふうに考えます。

次に、3月の一般質問で私の質問に対しまして、池田元副町長が突然登庁しなくなって連絡もなく、事務引き継ぎも行ってないと、吉武副町長から答弁がありました。これに対しては、事務引き継ぎを行わない者に対してから、退職金、100万円を超える退職金が支給されるということで、これに対する苦言を呈したところでございます。

昨日、事務引継ぎについての質問がありましたけれども、町長から答弁がありませんでしたので、池田元副町長から辞任に伴いまして、町長へ文書できちんと事務引継ぎがなされたのでしょうか。吉武副町長に前、聞きましたところ、町長にちゃんと引継ぎしますというふうなことでしたということを聞いたんで。それがきちんとですね、文書で事務引継ぎがなされたのでしょうか。また、それはいつ頃だったのかお答え願います。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

元気になってからですね、引継ぐ予定ではございます。ですから、私がまだ完全 ではございませんので、やはりそういったことはですね、よくなってから引継ぎを していきたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

町長も職務復帰されてますし、その行政のですね、そこら辺の空白あったらいけないんで、やはりそこら辺で池田元副町長がされてきたことですか、きちんとですね報告されて、それを町長なり吉武副町長にその職務ですか、業務をやってもらわないかんのでありまして。自分がよくなってからと言ったら、いつになるかちょっと分からないんで、そこら辺はちょっとですね、町長のほうからもやはり、現時点では文書、口頭じゃ残りませんので、文書できちんと事務引継ぎを行うように、池

田元副町長に御指導を願いたいと考えております。

次に、町長の補佐役である副町長の1人が、町長が病気で不在の時に、突然辞任したことについて、町民は無責任だと考えております。昨日、町長は、池田元副町長の辞任理由についての他の同僚議員の質問に対しまして、池田元副町長が議会で説明するから、本人に聞いてほしい。また、町民には聞いた議員から説明してほしい、と答弁されました。また、町長、副町長、教育長の連携についての質問に対して、議会で両方の意見を聞いてほしいとの答弁がされました。この答弁からはですね、副町長を任命した者としての責任感が感じられません。町長の指導力・統率力に疑問を持たざるを得ません。

そこで質問ですけども。昨日、両方から意見を聞いてほしいと言ったのは、具体的にどういうことなのか。また、町長はこのような事態を招いたことについて、自らの任命責任をどのように感じておられるのかお尋ねいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

内容につきましては、昨日も答えておりますので控えさせていただきたいと思いますが、個人的にはですね、もう判断してですね、つまらんようであれば不信任案を出せばいいと思いますね。そげなふうに感じるよ。そやけんね、ようなるならね、やっぱもう少しよくなって、それで判断していただきたいということを再三申し上げとる中でございますのでですね。やはりそれで理解できんとなら、もうそんなふうにされたらどうですかっていう意味でございます。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

ちょっと、町長のおっしゃってる真意が分からないんですけども。私が聞いてるのは、池田元副町長をね、自分が連れてこられてから、その方が突然やめられたんで、そのことについて当然、町民の血税が使われたわけですけども。そこんところの責任をどのように感じて、考えてありますかということを聞いたわけでございますけど。うん。ちょっと不信任とかそういう分はちょっとですね、また、ちょっと町長の口から出るのはちょっとおかしいかと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因辰美君)

やっぱり、担当としてですね、やはり奥さんにも居残りをするようにとか、本

人にも私が退院するまで残ってもらいたいようにということはですね、説得をしましたけども、やはりそれはですね、命が危ないということで、どうしても否定されますのでですね、やはり、それは入院時でございましたので、それ以上のことは言えませんでした。家族が全員一致で、命が危ないということになりますとですね。やはりこれはやっぱ受けざるを得ないということでございますので。しかしながらですね、やっぱり私といたしましては、やはりマニフェストを実現するためには必要ではなかったかなという思いはあります。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

それでは、次に移ります。町長。副町長二人制につきましては、昨年6月に急きょ提案されましてから、議会の意見も2分され、僅差で承認されたものであります。私は、今の粕屋町では、副町長は2人は要らない。どうしても公約実現のために必要であれば、顧問などの身分で採用してはどうかっていうふうな意見を申し上げました。その二人目の副町長が辞職され、その後どうなるかっていうことは、町民だけなく職員の方々もそういう、町長の判断に関心を持って見守っています。

そこで質問ですけども、町長は、副町長二人制について、今後どのようにお考え なのかお尋ねいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

昨日もお答えいたしましたけれども、元気であればですね、やっぱ、副町長を利用してから、利用というたら悪いですけども、活用してから別の仕事も外部の仕事もやろうという気もしておりましたけども、今健康的には悪うございますので、若干止まっております。そういった中でですね、やはり町長二人制ちゅうのはですね、やはり町民が何も変わらんという中でですね希望をされておったんじゃないかなと思っております。そういった中で、そういった二人制にしてからやはりいろんなことをやっていくということをですね、感じておられましたので、そういった中で、やっぱり期待というのはあったかと思います。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

それじゃあ、町長としては、将来的にも二人制というのは堅持し、実際に任命 するかは別として、そういう二人制は今後も続けていきたいというお考えでしょう か。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

もう少し検討させていただきたいと思っております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

次に質問を移ります。副町長二人制より部長制がなくす、二人目の副町長が辞職してる現実に役場職員の全体のですね、士気が大幅に低下して、また戦力的にもですね、ダウンしてるんじゃないかという心配する声もあります。粕屋町には、現在取り組むべき課題が山積しております。町政の停滞は、これ以上許されません。このために、職員の力を引き出し、これらの課題に取り組んでいく必要があります。そこで、質問ですけども、町長は、このまま部長制を廃止する考えなのかお尋ねいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

それは昨日も答えたかと思いますが、やはり言えないこともあるし、やっぱり 極秘事項というものもありますからですね、その辺はですね、何でも言えないとい うところがございますので、検討させていただきたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

これは12月議会でもちょっと、予算の編成の関係、予算編成の中で、枠予算がありますけども、最終的に部長がですねそこ辺調整してから、各部の調整してあげるということで部長制をなくすのはいかがなもんかというふうな御意見を申し上げたところであります。そういうこともありますし、今年の3月議会で私は、職員定数の見直しも提言いたしました。これは、平成12年からずっとそのままの定数できているいうことで、やはり、今の現状、今後、部長制を復活してから、そして今までどおりのライン制だけでなくて、スタッフ制を両方を併用した形でですね、柔軟で戦略的な組織改革を行ってはどうかというふうに考えたところでございます。

次に、3月議会において町長不在の中、施政方針演説も吉武副町長の代読で、平成30年度予算が提案されました。このような事態は異例であり、私としてはこの予

算の中に町長の意思はどれだけ反映されたのかっていうのが疑問に思いました。そこで、町長が、平成30年度において最も重点的に取り組みたいと思っている施策は何か。また、当初予算に公約事項はどの程度入ってるのかをお尋ねいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

お答えいたします。駕与丁の橋の復旧ということと障がい児の対策がですね、 主な予算でございます。昨日も答えましたけども、どれもが大事でございますけど も、やっぱり優先順位というものもありますし。やはり必ず町側といたしましては ですね、やはり一つだけのものを見るんじゃなくてですね、全体的なところを見て から、予算の金額の中からどれから最初にしていくかというところはですね、考え ておりますので。それは、一つだけ言われて、あまりそれをしたほうがいいじゃな いかということは、それは分かりますけども、やっぱり、それをしたことによっ て、ほかのところをされなかったというところもありますのでですね。

私は、今回はですね、復旧ですね、橋の復旧。これ建て替え建てるとならやっぱりですね、やっぱりやめときますけども、やっぱり落としたということはですね、やっぱり行政の施設でございますので、やはり復旧は一つぐらいはしなくてはいけないのかなという思いと障がい児対策をですね、主に1人増やしまして、やはり昨日も言いましたけどもやはり多くの方のですね、やはり障がい児が増えてきておりますので、そういった対策を小さいうちからですね、粕屋町としてはやっていこうという考えがございますので、それが主な施政方針でございます。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

もう1点、当初予算に公約事項ですか、どういうものが入ってるかっていうことについてもお答え願います。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

○○町長(因 辰美君)

公約事業につきましては合併問題、それから職員の意識改革、それから九州大学農場跡地とか、やはり一連した粕屋中学の前の土地ですね。そういったところにやっぱりよそに行かなくても、きちっと仕事ができるような形の企業をもってこれないかということがマニュフェストでございました。そんな中でですね、やはりそれはもう今回の4月から取り組む予定でございました。しかしながらですね、それ

ができなかったことはですね、非常に残念だなと思っております。しかしながら、早く体をよく治しながらですね、取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

先ほど申された水鳥橋の復旧ですか、私も大賛成で。修正ですね、予算の修正 案に対してから反対討論を展開したわけでありまして。これはまた新たに架設する んじゃなくて復旧ですということで、ぜひともお願いしたいと思いましたけども、 それが減額修正されたのは残念に思っております。また障がい児保育につきまして は、昨年いろいろですね、保育所の問題でいろいろ言われておりまして。これを今 までのような予算を倍増されたということは、これは高く評価しているところでご ざいます。あと、ただ公約事項についてですね。あと、やっぱり町長がおっしゃっ てる子どもたちのスポーツ活動ですか。これについても、予算が付けられたという ことを聞いているところでございます。

町長の任期もあと1年半。町長の公約事項の実現に向けて努力することは、政治 家としての責務というふうに考えてます。

そこで質問ですけども、残された公約事項を今後時間少ないですが、どのように 実現しようと考えておられるのか。また、町長公約自体をどのように考えてやるの かお尋ねいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

先ほども答えましたように、身体がよくなってというところもございますけど も、やはり、選挙公約ということもありますからですね。やはり、着々と進めてま いりたいと思いますので、その辺のことをですね、加味していきたいと思っており ますので、よろしくお願いいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

次の質問に移ります。政治家にとりましてから発言、特に議会での答弁は、国会においても説明責任が求められたり、時には政治責任を問われることなど、政治生命を左右する大変重要なものでございます。また、そこの発言については当然記録されて、後々残ることになります。だからそういう意味では軽率な発言とか、責任

逃れの言い訳は、厳に慎むべきもんというふうに考えてます。現在、日大のアメリカンフットボール部の事例に見られますように、やっぱり問題発生に対する対応の仕方も、やっぱり迅速に真摯に向き合う姿勢が大事で、責任逃れの言いわけでは、問題が拡大するばかりで、理解が得られません。また、そういう状況では部下もついてきません。町長には、政治家として問題発生への対応や責任のとり方について、十分気をつけていただきたいと思っております。

そこで気になるのは、昨年6月議会で給食センターの工事中断に伴う賠償金、いわゆる遅延損害金についての町長の答弁です。事業が全て完了したら、しっかり自らを律したいと答弁されました。工事は6月末に完了し、9月には廃棄物の処分費用の残額が支払われております。また今年3月末には、工事中断に伴う和解金の残額は、全て完了いたしました。町民からも、一刻も早くこの問題を解決し、粕屋町の将来に向かっての取り組みを進めてほしいとの声を聞きます。

昨日、給食センターの工事中断に伴う町長の責任について、同僚議員の質問に対しまして、病気が治癒してから検討しようと思ったと答弁されましたけども、時間が経つほどその責任のとり方はだんだん難しくなります。また、自ら律することについて、今から職員と協議する。それでは、主体性がありません。責任のとり方を決めるのは、町長自らが判断すべき事柄です。私は、町長に責任とれと迫っているのではありません。昨年6月議会でしっかりと自らを律したいと答弁されましたけども、それから1年が経ち、何ら説明もなく先延ばしにしていることに対して、自らの当面の重みを感じてほしいと考えるからです。

そこで質問ですけども、町長は、昨年6月の議会での答弁を踏まえ、現在、自ら の責任についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

昨日、ある程度のことにつきましてはお答えいたしましたけれども、職員がやっぱり反旗を翻したということはですね、やはりそれは私の責任ではないかなと思っております。その辺をですね、やはり自ら律したいということは考えておりますので、不幸にもですね、やっぱ住民訴訟を起こされたということもありますので、私は今被告でございます。いくら議会がね、賛成してもやはり反対する方はやっぱそういった町に負担を起こしたということがありますから、理解されないということでございますので、訴訟を起こされたんだろうと思いますが、それも今ありよるからですね。それを終わってからということでは思いますけども、これは議会にかけてしていかなければならないということでございますから、それはですね、今度

の議会によりまして提案させていただきたいと思います。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

はい。確かにですね、住民監査請求が出されまして、今住民訴訟が行って係争中でございます。裁判所の判断にそれが委ねられますけども、もっとちょっと早い時期にですね、町長はこれは自分の責任、これは自分の責任ではない、そこ辺をもう少し整理されてですね、この分についてはやっぱちょっと自分に責任があるかなということで、そういうことで整理されてからですね、こう説明されたほうがよかったんじゃ。だんだん先延ばしするほどだんだんだんだんね、そこ辺がねいろいろ複雑になってくると思いますので、私はそこを心配してるところでございます。そういうことで、町長も今後、そこ辺を踏まえて考えて議会にお話されるということですので、そこでまたお聞きしたいと思ってます。

次、二問目は保育所問題についての質問です。保育所問題、待機児童の解消につきましては、全国的に少子高齢化が進む中若者の人口が増加している粕屋町にとって、町長の公約、福岡県で1番子育てしやすいまちづくりを進める上で喫緊の課題であります。昨年6月議会で、老朽化した町立中央・仲原保育所の建て替え民営化計画が急きょ示されました。これは日頃から、ボトムアップボトムアップと言われてます町長からのトップダウンの指示によるもので、余りにも唐突な計画で、多くの議員から異議が唱えられたとこでございます。また、保護者への説明会でも、説明が2転3転したことなどから不信感が募り、昨年9月議会で反対の請願が出され、採択されたところでございます。その後、硬直状態に陥りましてから、そういう中で、昨年12月に町長に就学前児童施設の運営審議会を開いたらどうかということで、町長は30年にもその予算をですね、費用を確保するとおっしゃったと思いますけども、30年度予算には計上されておりません。また、そういう中で、本年3月議会で、請願にありました西部地区への民間保育所の新設計画があることから、議会で、西部地区に民間保育所を誘致する要望決議が採択されたところでございます。

しかしながら私としては、この決議の審議の中で、若干疑問を感じたので、その 点について質問いたします。まず、保育所の設置認可について、国、厚労省や県が 基準要件を定めておりますが、その概要どのようなものか。また実際にこれを、認 可する権限者はどこなのか、まずお答えください。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎議長(山脇秀隆君)

所管のほうから報告をさせますが、就学前の子ども委員会で、予算をつけれということを聞いておるということですね。聞かれましたけどちょっと私記憶にございませんので、今後もう1回ですね、その内容をお聞かせていただいて、それが合致すればですね、やっぱり原課と相談いたしまして、その件を対応したいと思いますんでよろしくお願いいたします。じゃあ、説明させます。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

はい。議員の質問にお答えさせていただきます。保育所の設置につきましては、 児童福祉法第35条第3項及び第4項によって、公立の場合は市町村から知事に届け 出と。市町村以外のもの、いわゆる法人ですね、こういうところが設置する場合に は、知事の認可を得て設置をするということになっております。その基準要件等は 先ほど申しました児童福祉法でありますとかそれに基づく福岡県児童福祉施設の設 備及び運営の基準に関する条例というものに定められておりまして、そこに基づき まして児童福祉施設最低基準というものが定められております。具体的に言います と、例えば保育のスペースですね、これが1人当たり何平米であるとかですね、先 生の数が子ども何人に、乳児何人に対し何人だとか。そういう細かいところから、 法人そのものの要件でありますとかですね、財政の問題とかそういう諸々のところ を含めたところでの基準等が示されているところであります。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

はい。ていうことは、つまり国のほうがその最低基準ですか、を定めてこれを もとに、各都道府県なり政令市等で、条例でそういう基準を定めなさいっていうこ とになって、それに基づいて県なり政令市のほうが認可してるっていう状況で。そ ういうふうに理解してよろしゅうございますか。

次に、そういうことであれば、保育所の設置認可について粕屋町の役割とはどういうもんかっていうのがちょっと私としてもね、十分理解できませんでそこについてお尋ねいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。はい、杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

はい、粕屋町の役割といいますか、その市町村以外のものが設置する場合は法人

さんが設置する場合になりますけど、その設置の認可申請書というものは市町村の ほうに提出をされます。そして、市町村はその意見書を付して県に送付をしまし て、県のほうで認可に関しての審査が行われるということになります。なお、地域 型の保育施設については、認可について市町村のほうが行うようになっておりま す。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

そしたら粕屋町は、その認可申請書に意見書を添えるということで、実際の基準があってるかどうかの判断は県が行うっていうことで。粕屋町としては、保育需要としてこの地域は保育需要が高い地区で待機児童が多いからぜひともお願いしたいとかそういう意見書をつけるということで理解していいですかね。はい、分かりました。

先ほど西部地区に民間保育所誘致する要望決議の審議の中で、公募すべきじゃないかというような意見がありました。公募につきましては、待機児童の解消に積極的に取り組んでおります福岡市では、早急に保育所の新設を増やす必要があることから、要保護児童数とか、待機児童数の推計をもとに、待機児童の増加が見込まれる小学校区ごとに、保育所新設の公募を行っています。国の通知では、保育需要が充足されていない地域で認可申請があった場合、基準や要件を満たしておけば、当然、保育所設置を認可するものとあります。ところで粕屋町では、民間の保育所の新設につきまして、公募の手続を必要としているのか。また過去の事例はどうなっているのかお尋ねいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

私立の新設の保育所の認可ということに関しましては、特にこの公募の実施っていうのは要件とはされておりません。しかしですね、公平性という観点から、多くの場合で多くの自治体で公募に付してあるということは多いように思います。当町でもですね、私立の認可保育園というのが5園ございます。ほとんどの場合、公募ではやっているんですが、1園だけ公募ではなく、事業者からの提案ですね、申し出によってそれを審査をした上で、緊急的な待機児童対策ということで誘致をするというような形をとっている例が1例ございます。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

そこら辺は、公募の例とね、公募しない場合か。例えば、確かに公平性という 観点から言えば公募っていうのが1番ですね、公平であると思いますし。また緊急 性という観点からすると、公募の手続等に時間がかかりますし。そこらによって判 断が分かれると思いますけども、実際に5園のうち、4園が公募で1園が公募じゃ ないということですけども、そこら辺は考え方はどういうふうに理解したらよろし いでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

原則としてはですね、やはり公募に付すべきであろうとは考えております。ただ、現状として待機児童が非常に多い状況で、緊急的にやはり開所しないとますます増えていくことも予想されてますんでですね。こういった場合、また用地の確保というのが今1番粕屋町においてはどうも公募にしてもネックになっている。お隣の福岡市さんでもそのようでございます。ということで、まずその用地を確保されているという状況が非常にこちらとしても大きい要因となりますので、その辺であくまでも現状の待機児童を緊急的に解消する必要があるということで、そういう場合については、いわゆる随意契約的な法人の選定ということもあってよろしいのかなというふうに考えております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

はい。そうですね。分かりました。次に、昨年9月に採択された請願では、老朽化が進んでいる町立保育所の補修建で替えとともに、保育需要が高い、西地区での保育所新設が要望されています。本年3月議会において、西部地区に民間保育所誘致を要望する決議がされました。今年も待機児童数は増えて241人ということで、また、中央・仲原の保育所の建で替えについても、今こう着状態にありますんで、そういう分で、待機児の解消という観点ではですね、非常に有効じゃなかろうかと思ってます。町長は、この決議に対しまして、6月の補正予算にも何か計上されてるようですけど。この決議に対して町長はどのように対応される考えかお尋ねいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

議員の御質問ですが、待機児童が多いことはですね、ご存知であると思いますが、1番ネックはですね、土地がないことでございました。しかしながら、一刻も早くですね、保護者が働けるようなことをですね、行政をすることが行政の仕事であると思っておりますので、一緒に進めてまいりたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

はい。ということで今回の件については、具体的に進めていく計画であるという ふうに理解してよろしいですね。また町長は、福岡県で1番子育てしやすいまちを 公約に掲げられておられますけども、理念とか、具体的なイメージがちょっと伝わ ってこないんですが、昨日の保育所問題に関する質疑の中でも、財源問題ばかりに 終始されていたのが非常に残念に思っております。

町立の中央保育所、仲原保育所の補修や建て替えについて、どのように考えておられるのか、昨日の答弁を町長の答弁を踏まえて、次の2点についてお尋ねいたします。1点は、町立保育所の建て替え民営化計画に関して、順序よく粛々と進めるとおっしゃってましたけども、このことはどういうことなんでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

それは議員おっしゃいましたように、緊急な中でですね、建て替えを早急にしたほうがよかろうということですね。判断したものでございますから、これはですね、早く取り組みたいということでございましたけども、議員のほうからですね、やはり計画的にすべきではないかという御指摘ございましたので、それならですね、やはり御指摘のとおり、そういう議会がそういうふうな緊急であってもやっぱりですね、ちゃんと段取りはとらないかんということでございますので、粛々と段取りをとってからですね、きちっと進めていきたいと思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

次にですね、委員会を立ち上げて行政の役割を検討すると言われましたけども、 この場合、どのような委員会を考えておられるのか。先ほど私が申しました、就学 前の児童施設のねそういう運営審議委員会なのか、別の組織を立ち上げて検討され るのか。そこら辺が分かりませんので、それについてお答えください。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

詳しくは、所管のほうから報告をさせます。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

どのような形でこの話し合いを進めていくのかっていうのは、それぞれ既存の委員会も、いろいろなものがありますので、そこで検討するという形もあります。 先ほど言われました就学前児童施設運営審議委員会とかですね、こういう形で組織することもあろうと思います。その点については、そこの構成するメンバーでありますとか、そういうところでそれぞれの意見があろうかと思いますので、そういうところからまずは検討させていただきたいと考えております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

案浦兼敏議員。

◎3番(案浦兼敏君)

だから、具体的にどういう委員会を立ち上げるとか、そこら辺まではいってないんですね。そこら辺が決まり次第それに伴って予算措置なりを講じてそれは補正予算かなんかで、計上するということでよろしいですね、はい。

最後に、公立保育所の役割につきまして、昨日鞭馬議員の質問で、横浜市の例が 挙げられました。横浜市では区に一つはですね、公立を残してからそれで公立保育 所の役割ですか。地域の民間保育所のですね、やっぱりレベルアップを図るために 残してるっていう例が挙げられました。福岡市においてもですね、公立保育所のず っと建て替えなり民営化が進められておりました。しかしながら、やっぱり各区に 1か所か2か所はですね、残してるんですよね。それなりの理由をつけて残してお りますけど、やはり、民間に任せるだけじゃなくてやっぱり粕屋町の保育水準をで すね、最低基準だけでなくて一定基準に保つためにもですね。また、民間保育所、 経験が浅い民間保育所は保護者も経験の浅い方が若い方が多うございますし、公立 は割と比較的経験の多くて年齢の高い方が多いと。そういう民間保育所を指導なり 支援する機関としても、やはり、何か所必要なのかというのは今のところ具体的に 考えてませんが、少なくとも1園はですね、そういう機能を持たせたまして粕屋町 の保育の指導センター的な役割を担う公立の町立の保育所を残すべきだということ を考えております。私は、そういう気持ちをお伝えいたしまして、以上で私の一般 質問を終わります。どうもありがとうございました。

(3番 案浦兼敏君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時23分)

(再開 午前10時35分)

◎議長(山脇秀隆君)

それでは、再開いたします。 議席番号7番、木村優子議員。

◎7番(木村優子君)

議席番号7番、木村優子です。通告書に従って質問いたします。

一つ目の質問におきましては、健康寿命の延伸に向けて大きく三つの質問及び提 案を行ってまいりたいと思います。早速、質問に入ります。

1問目の自殺対策についてであります。全国の自殺者数は、平成10年に急増して 以降、年間3万人を超える高どまりの状況が続き、国においては、平成18年10月に 自殺対策基本法が施行。平成19年6月に自殺総合対策大綱が策定され、自殺は個人 の問題から社会の問題と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が推進されま した。福岡県においては、平成20年以降、24時間365日対応の自殺予防のための相 談電話「福岡自殺予防ホットライン」の設置や内科医等のかかりつけ医を対象に、 早期に精神科の専門医につなげるための研修を初めとして、様々な自殺対策事業に 取り組んできているようであります。

このような取組の成果もあり、福岡県の自殺者数は、ここ数年減少傾向にあり、 平成28年は825人とピーク時の平成10年の1,369人と比べて約40%減少しているよう ですが、依然として、多くの方が自殺により尊い命を亡くされており、憂慮すべき 状況が続いております。平成28年の基本法改正により、都道府県は大綱及び地域の 実情を勘案して自殺対策計画を定めることとされ、国においては、平成29年7月に 新たな大綱が策定されたところです。福岡県においては、平成30年から34年まで自 殺対策計画が出されております。ちょっとダウンロードしてみましたが、このよう な感じでかなりの冊数でありますが、福岡県が出されているものでございます。

それでは、粕屋町においてはということで質問に入らせていただきます。 (1) 粕屋町が行っている対策及び自殺者の把握などの現状について、また補助金などについてもお聞かせください。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

内容につきましては、所管のほうから報告をさせたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長(山本 浩君)

粕屋町のですね、自殺者の状況についてということで回答をさせていただきたいと思います。自殺者の把握につきましては、警察庁の統計資料、こちらのほうで確認をしております。近年ではですね、平成21年が12人、平成24年が11人というふうに多い年がその年で、ほかはですね大体1桁の状態で、平成28年、29年は5名というふうになっております。自殺の動機といたしましては健康問題、それから経済・生活問題、それから勤務問題等が原因のようであります。

粕屋町が行っております対策といたしましては、介護福祉課の職員による直接的なですね電話での対応、それから窓口での対応をまず行っております。あとプッシュアウト的な対応といたしましてはですね、国保の特定健診。こちらを受診された方に対して受診結果を送付しておりますが、その際にですね、各種窓口の紹介、それからうつ病の自己チェック。こういったものができるチラシをですね、用意いたしまして配布しております。このチラシにつきましては、一般のですね、役場の中等の窓口とか、あと民生委員さんによる配布等も行っております。内容としては、こういったものを配らせていただいております。あと、金銭的なことが自殺の原因にもなっておりますので、町税の滞納者。こちらに対しまして収納課においてですね、ファイナンシャルプランナー、こちらの委託契約で相談を行ったりしておりますので、その相談のほうにですね結びつけるというようなことも行っております。

予算的なことですが、先ほどのチラシのほうはですね、大体費用といたしましては用紙代しかかかりませんので、1万円程度。こちらをですね、障害福祉計画推進事業費、こちらのほうの消耗費の中で予算を立てて支出しております。あとファイナンシャルプランナーにつきましてはですね、収納課のほうの予算で行っております。こちらのほうは町税等のですね徴収事務費、こちらの項目の中で委託費用としてですね、64万8,000円。こちらのほうを計上しております。補助金につきましては、福岡県地域自殺対策強化交付金、こちらのほうを活用してですね、現在、こちらのほうを活用してしておるところです、はい。以上が粕屋町の状況になります。

◎議長(山脇秀隆君)

木村優子議員。

◎ 7番 (木村優子君)

通告書に載せてないんですが、ちょっと関連するので。福岡県はこのようにです

ね、冊子をつくられております。そしてこれについてですね、町のほうも自殺のその対策の計画を練っていくように努めるというような形になってくると思うんですけれども、粕屋町においては、この計画が立てられているのかを確認したいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長(山本 浩君)

現在のところ、計画という形までは至っておりません。今後は町内のですね、 これは自殺対策となるとですね、庁内各部署かかわるところが多くありますので、 まず庁内のですね関連する部署でですね、内部のですね協議体のほうをつくってで すね、スタートさせたいと思っています。

◎議長(山脇秀隆君)

木村優子議員。

◎ 7 番(木村優子君)

それでは、先ほど予算についてもちょっとお話をいただいたんですけれども、平成28年度の決算のほうからお尋ねをいたします。地域自殺対策強化交付金が32万9,000円。国庫補助金として上がっておりました。このときの事業について、どのようなことをなされたかっていうのをお聞かせ願います。

◎議長(山脇秀隆君)

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長(山本 浩君)

28年度のですね決算におきましても、事業内容としていたしましては、先ほど 言いました2項目の内容と変わっておりません。ファイナンシャルプランナーとこ のチラシの作成。これに対する補助を受けております。

◎議長(山脇秀隆君)

木村優子議員。

◎ 7番 (木村優子君)

分かりました。本年度の予算も同じような形で出るのでしょうか。この28年度のときに、地域自殺対策強化交付金というふうな形でこう上がってたんですが、今年度の予算については各課で収納課だったりとかそういうところで上がっているのかなと今ちょっと思ったんですが、この自殺対策強化交付金に対する予算っていいますか、今年度に関してはどんな感じになっているかをお聞かせ願います。

◎議長(山脇秀隆君)

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長(山本 浩君)

内容としていたしましては、昨年と同様に今年度も先ほど言いました64万 8,000円と、1万円に対する交付を受けるということで申請をする予定にしております。

◎議長(山脇秀隆君)

木村優子議員。

◎7番(木村優子君)

それでは、ここで(2)の質問の精神対話士という活用をということで提案をしてまいりたいと思います。

まず精神対話士を御存じでしょうか。ちょっとお伺いしたかったんですけど、はい。私、この質問するに当たって初めて知ったんです。この精神対話士っていうのは専門的な知識と温かな対話で、人を癒やす心のケアの専門職であります。八女市が後援という形で3月の3日間、精神対話士による個別相談受付としての対話カフェを開催をされておりました。

厚労省が出している自殺総合対策パンフレットの中の基本認識にも、自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題とあります。これは大変な重要なことと思っております。自殺を考えたとき、どのようにして乗り越えたかという項目では、家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらったが38.8%でありました。また自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いのですが、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくなく、特に自殺者が多い中高年男性は、心の問題を抱えやすい上、相談することへの心理的な抵抗から問題を深刻化しがちと言われております。また、家族や職場の同僚など身近な人でも、自殺のサインに気づきにくい場合もあり、身近な人以外の人が自殺のサインに気づき自殺予防につなげていくことも課題であります。

自殺予防週間が、9月10日から9月16日までと設定されており、国、地方公共団体が連携して、幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進することとされております。また、自殺対策強化月間では、3月に相談事業、その他のそれにふさわしい事業を実施するように努めるものとあります。この定期的にこの精神対話士と触れ合える機会をつくることができればいいかなと考えているのですが、まずは自殺総合対策の全体的予防介入、リスクの度合いを問わず万人を対象とする対策として、9月若しくは3月に精神対話士との対話カフェというのを行ってみてはどうかと考えたのですが、このことに関してどのように考えられますか。

◎議長(山脇秀隆君)

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長(山本 浩君)

今、木村議員のほうから精神対話士について知らなかったんですけどということで言われましたけど、私も4月から介護福祉のほうに来ておりまして、この精神対話士っていうのは初めて聞きました。担当のほうに聞いたんですが、やはりこの情報というのはですね、まだよく分かってないという。今回、質問を受けましたので、こちらのほうでも調べさせていただきました。精神面の相談というのが一般的にはですね、臨床心理士とかですね、そういった心理カウンセラーとか、こういった方がされるというのが多いようですが、先ほど議員からも言われましたが、相談者の心に寄り添い温かな会話を通して気持ちを傾聴すると。こういったことで、法人のほうでですね、研修を受けることでこの資格を取るというような、メンタルケア協会ですね。こちらのほうで取得する資格になっておるようです。既に活用してある自治体もあるようで、相談日とかを設定したりですね、そういったことで対応されている自治体も既に発生してるというところまでは私どもも存じあげました。

粕屋町といたしましてもですね、今後自殺対策を検討していく必要は社会問題としてですね、取り上げる状況になってきておりますので、あると思っておりますので、その中の一つの方法としてですね、検討の中ではですね、もちろん取り上げていきたいと思っております。具体的にどういったカフェをやるのかとかですね、そこら辺まではちょっと検討しておりませんので、今後の課題ということで捉えさせていただきたいと思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

木村優子議員。

◎ 7番(木村優子君)

それでは続きまして、若者の自殺対策として質問をしてまいります。自殺者数の総数は減っておりますが、自殺する若者がなかなか減らない現状です。若年層の死因のトップが自殺なのは、主要先進国で日本だけと言われております。若者が何か大きな問題に直面したとき、誰にどうやって相談すればよいのか分からないという状況に陥ることが少なくありません。誰にも相談できないまま問題がどんどん深刻化し、ついには自殺に追い込まれてしまうという事態を何としても防がねばなりません。そのためにも、相談できたり支援してくれるところはどこにあるのかといったことを知らせるなどして、SOSの具体的な出し方を学校でしっかり教育することが求められております。

ここで(3)の、現在の学校での相談体制についてをお聞かせ願います。

◎議長(山脇秀隆君)

山野学校教育課長。

◎学校教育課長(山野勝寛君)

ただ今の木村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。いじめに 関しては、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や 人格の形成に重大な影響を及ぼすとともに、そのかけがえのない命や身体に重大な 危険を生じさせる恐れがあり、重大な問題として決して許されない行為でありま す。

その強い認識といじめはどの生徒や児童にもですね、あるいはどの学校でも起こり得る問題という形を常に先生方の中でも認識をいただいてですね、未然に防止する、あるいは早期発見するという対策に取り組んでおります。そのためにも、学校ごとに現在、いじめ防止基本方針というものをですね、校長をもとにいじめ問題への指導体制を組織化するとともに、児童生徒に積極的に関わっていただいて、教職員と児童生徒の信頼関係を深めていただき、児童生徒が発信するサインですね。それがまた時には変化をしていることと思います。そういうことをすぐ何といいますかね、受けてですね、対策に取り組んでいるところでございます。

具体的な相談体制っていうところでございますけれども、町の教育委員会には指導主事、あるいはスクールカウンセラーを配置いたしまして、また子ども館に教育相談室にですね、教育相談員。それから、スクールソーシャルワーカーを配置いたしまして、いじめ問題等の相談窓口の充実を図っているところでございます。直接の学校現場におきましても、教育相談週間や、相談ポスト、あるいは月1回行っておりますいじめに関するアンケート等をですね、実践的に行いながら、必要に応じてはこのスクールカウンセラーを学校の委員会の中にですね促せ、出席してですね、実際にその案件に対応しているいう形も体制を整えておりますので、そういう形が現在の体制でございます。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

木村優子議員。

◎7番(木村優子君)

千葉県柏市や長野県、滋賀県大津市等でも導入をされているんですけれども、茨城県取手市などでは、いじめの早期発見、早期対応に向かって匿名でいじめを通報できるアプリ、ストップイットを全市立中学校の生徒に無料でダウンロードできるようにしております。教育長、このストップイットのアプリっていうのを御存じですか。

◎議長(山脇秀隆君)

西村教育長。

◎教育長 (西村久朝君)

この前インターネットで調べてここで初めて分かりましたが、学校現場には取り 入れておりません。

◎議長(山脇秀隆君)

木村優子議員。

◎7番(木村優子君)

はい、ちょっと確認でございましたが、この通報アプリは14年に米国で開発されたスマートフォン用アプリであります。いじめを目撃した生徒や、被害者が匿名で報告・相談できるのが特徴で、文章や写真画像などを送り、匿名のまま送信先とやりとりができるものであります。送信した情報は市教育委員会に送られ、内容に応じて各中学校や各種関係機関と連携して対応。報告相談は24時間受け付けているが、対応可能な時間は原則午前9時から午後5時のため、緊急時は24時間子どもSOSダイヤル等に直接電話できる仕組みになっているようです。またアプリ導入にあわせて脱いじめ傍観者教育と題した事業を行い、教育を行っているようでありました。

こういった取り組みに関してはどのように、うちの町は考えるかをちょっとお聞かせ願えたらと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

いじめを受けたときの相談ということでの話だろうと思うんですけど、本来であれば、いじめはしない・させない・許さないというですね、まずこれを子どもたちに教育をするのが僕は原則だろうと思っておりますので、これは学校現場のほうでも指導していただいております。実際問題、学校のほうでは命の教育の推進、それから人間関係、集団づくりの推進、それから、今本当に体験が子どもたち不足しております。昔に比べますと。だから体験を重視した道徳というところでですね。これもはっきり体験活動ということで打ち出されております。そして四つ目が、基本的生活習慣の定着と規範意識の育成というところのこの四つの視点でですね、全教科全教育課程においてやると。特に今年から小学校道徳教育が始まりましたので、そういったところも指導していくと。

今ネットのことをちょっと言われてるんですが、今の粕屋町のですね、窓口にも 人権擁護委員会からこういうチラシ、それから、学校現場においては教育委員会か ら、いじめは絶対に許されないというこういうリーフレット。また、今最後にお話しされた命の電話ですね、24時間のこれだけのカードは大体4月当初に子どもたち全員に配ります。こういった対応をやっているにもかかわらずですね、やはり青少年の自殺、それから時期的にはやはり9月が多いもんですから、一般の大人は3月っていう事を言われてるんですね、3月、4月、5月と。しかし、学校現場は9月が1番自殺が多いということで、これは国も県も粕屋町もそうなんですけど、夏休みの後半、家庭訪問を気になる子どもしてくれというところですね、これやっております。

今、ネットの話なんですが、ネットまではですね学校のほうではやっておりません。というのは、小学校もどれぐらいの割合持ってるかちょっと最近調べたら、5割、6割を持ってるんですが、中学生はほとんど持ってます。これは学校には持込みは禁止をしております。それは、いじめられたときに緊急でそういった発信をするツールとしては大事かもしれませんが、それ以外に活用されるとやっぱり学校本来の中の目的にはちょっとそぐわないだろうということで。これは親から特別の申請があればですね、学校で一旦預かって帰りに返すということはやっております。

通学の安全上はですね。ところが、ネットに関しては今のところ、カードにはアドレスがある程度なんですけど、電話をまずやりなさい。それともう一つは、つい最近、人権擁護委員会の担当が各学校回りまして、ミニレターというのを法務局がやっています。いじめられたり相談したいことは、手紙に書いて法務局に送る。法務局は県のほうにこういったものが来たのかって返事を書いてくれる。これは会ったほうがいいと思えばその子と合う、そういった対応をしていただておりますので、今のところネットまではっていうのはちょっと私自身は考えておりません。

◎議長(山脇秀隆君)

木村優子議員。

◎ 7番(木村優子君)

はい、分かりました。それでは、もう一つはですね、若者が相談しやすい窓口を増やすこととして、LINEなどのSNSの活用でございます。面談や電話による相談はコミュニケーションが苦手な若者にとって非常にハードルが高い、聴覚障がいがある方もいらっしゃいます。そういう人たちが、SNSであれば、普段から使いなれているスマホや携帯電話を使って相談しやすくなります。

ここで(4)の質問の若者、子どもたちが相談しやすい窓口としてSNSの活用について、どのように考えるのかをお聞かせ願います。

◎議長(山脇秀隆君)

山野学校教育課長。

◎学校教育課長(山野勝寛君)

いじめに関して、SNSの活用はということも一つだろうと思っております。いじめ等の問題の解決につきましては、いろいろな悩みを抱える児童生徒に対しまして、相談体制の充実については、相談にかかる多様な選択肢を用意する必要があるというふうに言われているところでございます。

現在のように、先ほど議員もおっしゃいますように、このスマートフォンの普及に伴いまして、若者あるいは子どもたちがですね、コミュニケーションを行うというふうなツールにつきましては、この電話ですね。肉声の電話よりも、やはりSNSのほうが圧倒的に多いというふうに言われているのは、議員も承知されてるというふうに思っております。その結果はやっぱり、総務省が調査した内容がですね、一つ結果がございます。10代の子どもたちが平日に電話をする、話す時間がですね、22.7分のに対しまして、SNSというふうなことを利用するのはやはり1時間近いというふうな結果で、そういう結果もコミュニケーションツールがSNSが高いというふうには示してるようなことではございますけれども。これを受けまして、国はこのようなSNSを利用しました相談体制を少し試行的に行うように考えているようでございます。

しかしながら、このSNSだけをですね利用するというのも、いろんな問題点ある いは課題点があるようでございます。まず、少しお話しさせていただきますと、相 談体制というのはですね、常に24時間行うのが理想でございますけれども、先ほど 教育長のほうのお話がありましたけれども、学校においてはスマートフォンをです ね、実際持込みを禁止しております。また、家での使い方についても、(夜)10時 以降は例えば禁止とかですね。そういうふうな抑制をある程度かけないと、やはり スマートフォンに対しての被害とかですね、健康被害というふうなものもございま す。また、この何といいますか、スマートフォンから入力する、相談の表現の仕方 というんですかね。若い人にとってはですね、通常絵文字とかを使いながら相談の ツールが頻繁に出ておりますけども。それで果たして相談側に相談する側に、その ものが正しく伝わるのかというふうなことも一つ懸念されているようでございま す。当然ではございますけれども、当然、情報管理ですね、氏名とか相談内容と か、そういうなものが情報管理としてちゃんとできるのかというふうな問題点もい ろいろ提起されているようでございますので、また、これにつきましては、今後国 の動きあたりをですね見ながら、これを運用するのかというふうなものは、もう少 し時間をかけてですね、見ていく必要があるかなというふうに思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

木村優子議員。

◎7番(木村優子君)

はい、今課長の話にも出てきました。確かにLINEていうか、そのSNSに関してとかスマホに関して、いろいろ確かに問題を私もそれを分かった上で、今日質問させていただいてるつもりなんですけれども、厚労省のページにですね、30年度のSNS相談を行う団体一覧というのが表示されております。そこからですね直ぐにLINEとリンクできるようにQRコードもこういうふうな感じでですね、厚労省のページを開くとすぐにQRコードも出てきまして、すぐにここからですね、実際にお友達設定ができるということで実際どんな感じかなと思って私もお友達になっております。QRコードとってみてですね。実際やってみなれば分からないと。ただ、相談をしておりませんけれども、どういうものかっていうのちょっと知ってみたかったので、ちょっとアクセスをしてみました。こういった簡単にアクセスできるものでございます。まず一歩としてですね。相談するというところが大事なのかなってちょっと思うわけですね。

こういったことを考えまして、厚労省もしっかりとしたこの団体の一覧というの 載せてらっしゃいますので、こういったものの広報での啓発とかですね、ホームペ ージからも粕屋町のですね、ホームページからこういったところも、若者がすぐリ ンクをできるような形をとっていくとか、こういったものの啓発っていうかです ね、広報の啓発とか必要じゃないのかなってちょっと考えたもので、こういったと ころをどういうふうに考えられるかをお聞かせ願いたいんですけれども。

◎議長(山脇秀隆君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

本当にありがたい提案をしていただいてるんですが。私この通告を見てですね、一つぬかっとったなと思った点が1点ありますので、ちょっと今所管の前にですね、一言言わせてせていただきます。先ほどお見せしましたこういったカードとかですね、今、厚労省からのホームページ、私もそれ印刷して、校長に今度配るようにしてるんですが、不登校の子たちにこれ渡ってないんですよね。学校に来てる子には渡るんです。だから、不登校のままの子はそういった情報知らんままですね、中学を卒業していってしまう。そうすると、やっぱり16、17っていうそういった大事な時期にですね、したくてもできない、ひきこもりの状態だから分からないというそういった時にですね、やはり特に中学校ですけども、こういった相談窓口があるぞということをですね、ほかの子と同じように私は知らせる必要があると思いましたので、これ早速次回校長会のときには指導したいと思います。本当に今回、非常にタイムリーなお話をいただきました。ありがとうございました。

◎議長(山脇秀隆君)

中小原協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長(中小原浩臣君)

広聴は協働のまちづくり課担当ですのでお答えいたします。協働のまちづくり 課といたしましては、住民の周知といたしまして、担当課からの依頼があればです ね、広報それからホームページなどを掲載するなど対応を現在も行っております。 またホームページのトップページにあります、お知らせ一覧というのがございます けれども、これは随時各課で更新ができますので、町からの情報発信として各課に 現在でも活用をしておる状況でございます。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

木村優子議員。

◎ 7番 (木村優子君)

それでは一つ目の質問の2番ですね、2番にもう入ってまいります。第2期データへルス計画が策定をされました。一つ提案するにあたって現状から、お聞かせをいただきたいのですが、2の(1)に当たります質問です。循環器系の疾患、高血圧の方に対する指導について、粕屋町ではどのようなことを行っていますか。またその中から推察することをお聞かせください。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

まさに、私の感じるところでございます。内容につきましてはですね、若干知っておりますけども、詳しくは所管のほうから報告させたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長(古賀みづほ君)

木村議員の質問にお答えいたします。循環器疾患、高血圧の方に対する指導について、またそこから推察することはという御質問ですが、まず町民を対象としました健康相談や啓発事業等におきまして、高血圧の方には保健師が血圧の状態に応じてすぐに医療機関の受診が必要か、それともまずは生活習慣の改善でよいかということ判断してお伝えしております。それから、特定検診におきましては、血圧が140の90以上の方には医療機関への紹介状が発行され、その中でも180、110以上の方には検診当日に診察医が緊急の紹介状を発行しまして、検診から10日以内に保健師が医療機関受診の有無を確認いたします。その後も、緊急度や血圧の状況に合わせて、医療機関受診の確認や保健指導を継続して行っております。

高血圧は虚血性心疾患や脳血管疾患のリスク因子であるため、重症化予防対策として、重点的に保健指導に取り組んでいる疾患の一つでございます。高血圧の方には、減量や減塩減酒、運動、血圧の自己測定など、生活習慣の改善が大変重要ですが、対象者が改善意欲を保ちながら、日常生活の中で長期的に取組むことが必要になり、その難しさも推察されます。今後も、このような生活習慣改善のサポートに、保健師、管理栄養士、関係機関との連携の中で重点的に取り組んでいきたいと思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

木村優子議員。

◎7番(木村優子君)

今、現状聞いたわけでございますが、ここで推定1日食塩摂取量の検査導入についての提案を行いたいと思います。この検査においては、尿ですね、おしっこからどのくらいの塩分摂取量なのか、その数値を知ることができるというものでございます。関連質問になるんですけれども、まず、粕屋町の定めている塩分摂取目標値について、粕屋町私がちょっとこうホームページから探っていったら、粕屋の広報のほうにリンクしているというか、ここから見た分になりますが、男性は9グラム、女性7.5グラム、高血圧の方は6グラムというふうに載っていたんですけど、それを目標値とされているかちょっと確認をいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長(古賀みづほ君)

すみません。今おっしゃったところの数字なんですが、特にですね目標値を粕 屋町で定めてはいないんですが、厚生労働省の推奨値を目安としておりまして、男 性が8グラム未満、女性が7グラム未満、それから高血圧の方は6グラム未満とい うことでしております。

◎議長(山脇秀隆君)

木村優子議員。

◎7番(木村優子君)

塩分摂取の目標値については、今おっしゃられたとおり厚生労働省が今課長がお答えなったとおりですが、高血圧学会では6グラム、WHOでは5グラムというふうにされております。高血圧の指導においてはですね。食事について塩分を控えるなどの指導があるわけですが、自分は気がけてるようでも目に見えてデータとして塩分摂取が見えないので、実際のところはよく分かりません。またデータヘルス計画にもあるように、高額になる疾患及び長期化する疾患に循環器系の疾患や虚血性心

疾患、脳血管疾患が挙げられており、これらは予防が可能であります。これらの疾 患には、塩分摂取も大きく関与していると考えます。

また、データヘルス計画の中に、平成24年からCKD慢性腎臓病対策連携システムにより、医療機関と町の連携を行っていると記載をされておりましたことも考えて、この検査方法の導入を提案をしたいのです。ここで、広島県呉市や福島県広野町でこの検査を導入していますので、事例をちょっと紹介させていただきます。呉市においては、子どもから大人まで幅広い世代への減塩啓発もされており、特定健診に市独自に追加をされております。呉市においては、目標塩分摂取グラムはですね、8グラムというふうになっておりました。この摂取量、平成25年度の8.37グラムから、翌年は8.2グラム、更に翌々年の平成27年度は8.11グラムに下がったということであります。また、全4回のカリキュラムで支援する塩減るす教室と多分お読みするんだろうと思います。漢字の塩と減るということとヘルスをかけて、多分、作られたお名前かなと推察しますが、これを開催されて、基準を設けて、当てはまる市民に対して行っているようでございます。ここでも、受講前は推定食塩摂取量が10グラムあった方が、翌年には8.7グラムまで減少するなど、大きな効果が見られております。

さて、この検査は医療機関で行う場合は約100円程度でできるようでございました。実際に行政が依頼をして検診などで行う場合の金額については調べないと分からないかなというふうに思っておりますが、そう大差ないというふうに考えております。医療費に関しては透析においては、1人、月に50万円、医療費がかかると言われておりますけれども、1人でも重症化予防ができるのならば、安い検診補助費で大きく医療費が削減できると思いますし、ましてや、このことが住民の健康を守っていくことにもつながるというふうに考えます。食塩摂取量の見える化として、この検査方法を検診や健康かすや21など、地域を回る際などに導入してはと考えるのですが、いかがでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長(古賀みづほ君)

ただいまの御質問ですけれども、先ほど言いましたようにそれで、厚生労働省が推奨する1日の食塩摂取量が、男性8グラム、女性7グラム未満ですが、日本人の1日当たりの食塩摂取量は、基準を大幅に超えていると言われております。1日の塩分量を客観的に知っていただくために、平成29年度、これは実際には今年の2月になりますが、慢性腎臓病予防教室で1日食塩摂取量の検査を呼びかけまして、希望者に実施をいたしております。早朝尿の全てを採取する必要がありますので、

少し持参されるのが大変にはなりますが、御自身の食塩摂取がどの程度かということを知り、生活習慣改善の援助の一つになればということで行っております。現在、健康センターのほうに、こういう水色のチラシを置いております。ここにはですね、推定1日食塩摂取量の検査ができる日程について、それからその下、尿の取り方ですね、そういったものを載せておりますが、今後は生活習慣予防教室以外にも食進会、それから食進教室、ウォーキングの会、広報、各種イベント等で、参加者を募って実施をする予定にしております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

木村優子議員。

◎ 7番 (木村優子君)

実施の方向でということで、もう実際やられているということでちょっと安心したんですけれども、今この申しました検査がですね、重症化予防の取組として国民健康保険の保険者努力支援制度の得点にならないのかなというふうに考えたわけであります。重症化予防の28年度の配点は40点で、粕屋町は満点であったというふうに報告を受けておりますけれども、30年度の配点におきましてはここの部分は100点というふうになると。聞いておりましたが、このことを考えるとしたら何かしらの策が必要になってくるのかなというふうに考えたもので、これを提案させていただいた次第です。これを特定健診に入れ込むというようなことは考えていらっしゃるかどうか、そこをお聞かせ願います。

◎議長(山脇秀隆君)

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長(古賀みづほ君)

現在のところはですね、まだ特定検診に盛り込むということは考えておりませんが、先ほど、今おっしゃいました国保の特定健診、この頃今年度ですか、国保の制度が改定されておりますけれども、そちらのですね、保険者の努力支援制度の点数の加算等には当たっておりません。

◎議長(山脇秀隆君)

木村優子議員。

◎ 7 番 (木村優子君)

それでは、時間も迫ってきておりまして、3番目の質問に入ります。今回が3回目の質問になります。胃がんリスク検査についてであります。

少々長くなるんですが、御理解をしていただきますようにということで、少し長くなりますが聞いていただければと思います。胃がんは、最近の研究で95%以上が ピロリ菌の感染によることが明らかとなっております。ピロリ菌感染後、早期に発

見し除菌を行うことが、胃がん撲滅への大きな一歩となっていくことは明らかであ ります。1950年代半ばから70年代半ばにかけて、戦後の日本は高度経済成長を遂げ ました。第2次世界大戦の敗戦から復興した日本は、上下水道を初めとする生活基 盤、インフラを整備しております。社会インフラが整備される前の時代、不衛生な 環境により多くの日本人がピロリ菌に感染したと思われます。現在、高齢者のピロ リ菌感染率は実に8割に及ぶという推計もあります。戦後のベビーブームによって 誕生した団塊の世代も、数多くがピロリ菌に感染しているのは確実と言われており ます。また、胃がんは60歳を超えると急速に発生が増加します。大量に存在する団 塊の世代が一斉に65歳を超えているわけですから、胃がん患者が増えるのは当然の 成り行きです。我が国の胃がん患者のうち、50歳未満はたった3%しかいません。 胃がんの97%以上は、50歳以上になってから発生すると言われております。また、 ピロリ菌にもっと感染しやすいのは乳幼児期だと言われております。なぜ、乳幼児 期なのか。胃酸を出す壁細胞が完全にでき上がるのは2~3歳だからです。ピロリ 菌は胃に住む細菌だから、胃酸に強いと思っている人も多いかもしれませんが、ピ ロリ菌は胃酸を浴びるとたった20分で死滅してしまいます。赤ちゃんは胃酸を分泌 して硬い食べ物を消化することができませんから、母乳を飲むか流動食で育てられ るわけです。そんな胃酸が分泌できない時期にピロリ菌が胃内に入ってきたら、胃 のどの部位にでも自由に住みついてしまうということになります。ピロリ菌に感染 すると、数週間から数か月で100%の人が慢性胃炎となります。ピロリ菌によって 発生する胃の病気のほとんど全ては、慢性胃炎から始まると言われております。胃 にまつわるおよそあらゆる病気が、ピロリ菌が原因となって発生をしております。 30~40代の若い人、ピロリ菌が陰性であって、なおかつ胃粘膜が正常な人も胃がん にはなりにくいそうです。また30~40代までにピロリ菌を除菌しておけば、胃がん はほぼ100%と言っていいほど予防できるとも言われております。2013年から慢性 胃炎についても、ピロリ菌の除菌が保険適用となりました。ピロリ菌除菌前に内視 鏡検査が義務づけをされたわけです。ピロリ菌の早期治療が保険において認められ ているわけですから、早期発見に資する検診の在り方を考慮すべきと考えたわけで す。

胃がんリスク検診は、通称ABC検診というものがあります。ABC検診ではピロリ菌に感染しているかどうかをまず検査し、さらに胃粘膜萎縮を反映する血清ペプシノーゲン値を検査します。そして、がんになりやすい状態かどうかを、ABCDの4種類に分類するのです。我が国の胃がん検診は、何十年にもわたって胃バリウム検査のみが行われてきました。バリウム検査には様々なデメリットがあるため、バリウム検査に替わる検査としてABC検査が導入されてきております。この検査は採血で

行え、患者の苦痛が少ないため、実際に導入している市町村もあります。我が町におけるこの検査方法の導入をどのように考えるか以前問いましたところ、調査研究したいとの答弁をいただいておりました。私が、1回目に質問を行ったのは25年12月からもう5年近くたっておりますけれども、ピロリ菌の除菌を行った方や検査を行った方など増えてきているなというふうには感じております。また実際に胃がん予防のためのピロリ菌除菌の保険適用によって、わずか4年で胃がんによる死亡者数は約1割に減少したと言われております。

さて、今年度も検診日数やレディースデーを増やしたり、時間を早朝から行ったりと計画努力なさってきているのはよく分かりますが、2回目の質問を27年の6月に行ったんですが、胃がんリスク検診は、胃がん検診受診率には反映されないということは確認をしております。しかし、直接は受診率に反映されなくても、検診率を上げる一助になるのではないかと考えます。先ほどの塩分の関係と似たようなことだなっていうふうに思いますが、検診受診率を上げることで、早期発見もでき治療費を大幅に抑制することができます。胃がん対策を放置せず、検診と除菌を強化していけば、我が国から胃がんが撲滅できる。

近隣町、福岡市などいろいろな形でどんどん検査が導入されていく中で、なぜ粕屋町ではイベントなどでも行うことができないのか、また費用の面では一部補助であったり、費用の面ではですね一部補助であったりとか、先着何名など人数限定で行うとか、何年かの期間限定でっていうふうな方法はいろいろとあるのではないかというふうに考えております。町民に啓発するためのものという考えの捉え方で、一度行ってみるなど考えられないのかということで再度お尋ねをしたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長(古賀みづほ君)

胃がんリスク検診についての考え方ということで御質問ですけれども、現在、 町が行う対策型のがん検診におきましては、国のがん検診の指針に準じて実施して おります。また平成28年2月にがん検診の指針が改正されましたので、方法につい ては、当町でもバリウムによる胃部のエックス線検査に加えまして、胃内視鏡検査 の実施を検討しまして、平成29年度より医師会の協力のもと、個別健診で実施をし ております。

一方、胃がんリスク検診は、先ほどおっしゃいましたように、ピロリ菌の有無と 胃粘膜の萎縮の有無を見る胃がん発症の危険度を調べる検査です。胃がんのリスク 検診を胃がん検診と併用で行う場合には、過去のリスク検診の受診歴や、その結果 により一人一人の受信間隔が異なり、また除菌した場合には、リスク検診の対象から除外する必要があるなど、システムの改修や人員の確保などの課題があり、現在では対策型の検診として実施するには難しい状況にあると考えております。しかし、胃がんとピロリ菌との関連は大変大きく、胃がん予防において、食生活や喫煙、そしてピロリ菌の感染との関係性を正しく町民の方に理解していただくことは大変重要なことだと思っております。今後も検診のあり方など、国の動向に目を向けながら、検診の受診率の向上とともに、予防につながる健康教育、それから、情報の発信などに更に取り組んでいきたいと思っております。

先ほどおっしゃいました検診の中にっていうところですが、そこに関しましては、まだ今のところシステム等で管理ができませんので、例えば結果がですね、Aになった方は、Aは、ピロリ菌も陰性で、それから胃の萎縮も陰性でということですが、Aになった方などは5年後で次のがん検診はいいということになっておりますけれども、そういった方が、逆に少し安心なされたりとかですね、といったこともありまして、リスク検診を受けた場合には、理解をしっかりしていただかないといけないので、きちっと説明をしたいということと、次のがん検診をどうするかとか、そういったことにも関連してまいりますので、そのあたりが一番課題のところかなと思っております。ただ、本当に関連性が胃がんとですね、高いところでございますので、そういう情報をきちっと発信していくとか、何かの方法でできないかどうかということは引き続き検討してまいりたいと思います。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

木村優子議員。

◎ 7番(木村優子君)

それでは最後の質問になります。新たな住宅セーフティーネット法に基づく制度についてであります。

この制度の創設背景としては、高齢化が進む日本では、65歳以上の単身世帯が2015年の601万世帯から2035年には762万世帯に増える見込みであります。一方で、単身高齢者や低所得者らは孤独死や家賃滞納への懸念から、入居を断られるケースが少なくありません。また、全国の空き家は820万戸で20年前の約1.8倍に急増、このうち耐震性があり、駅から1キロメートル以内の物件は185万戸に上るなど、対策が急務になっております。

こういった背景で、民間賃貸住宅への入居が断られやすい高齢者や低所得者らの 居住支援をするために創設をされております。2014年4月に成立した改正住宅セー フティーネット法に基づく制度で、2017年10月、昨年の10月からスタートをしてお ります。高齢者や子育て世帯、低所得者などに民間の空き家、空き部屋を賃貸住宅 として提供し、低所得者には家賃補助や保証料を支援し入居拒否の不安解消となる本制度、一定の条件を満たせば、国と自治体が家賃や改修費などを一部補助するというものであります。登録制度においては、賃貸住宅の賃貸人の方は県に登録するというふうになっておりました。まず、この制度について、私が話したとおりの認識でよいのか、併せて、また粕屋町の現状ですね、例えば空き家とか空き部屋などはいかがなのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

御質問ですが、以前ですね、前担当者がですね、これはこういったことを提案 いたしました。これは厚生常任委員会のほうで提案したんだと思います。私もです ね、非常にいい提案だと思っておりますのですね。前向きに検討させていただきた いと思います。詳しくは担当者のほうから、言います。

◎議長(山脇秀隆君)

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長(山本 浩君)

制度自体は先ほど議員が言われましたようにですね、住宅セーフティーネット法。こちらで正式に言いますと、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律。こちらのほうが改正されたということで、制度の実施に向けましては、国土交通省のほうがですね、昨年の10月から住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の情報提供とこちらを行うということで、セーフティーネット住宅情報提供システム、こちらの運用を始めたというような状況であるというふうに聞いております。内容といたしましては、先ほど言われましたように、事業者賃貸住宅を供給しようとするものがですね。都道府県に対し登録申請を行って、都道府県が登録手続を行います。その登録された情報を要配慮者等がですね、閲覧して利用すると、こういうふうなシステムになっております。事業者にとってはですね、国による施設はですね、改修費に対する補助、それから住宅金融支援機構、こちらのほうから改修費の融資、こういったことを受けられるというメリットがあるようです。住宅確保要配慮者に対しましてはですね、登録をされている住宅の賃貸人の指導監督を都道府県が行いますので、そういった意味での安心感。それから低所得者の場合は、入居負担の軽減、こういったことがメリットとして考えられます。

この制度自体はですね、国が指導しまして、都道府県が事業主体となって行って おります。市町村の役割といたしましてはですね、事業者の住宅確保要支援者に対 する啓発、こちらがあるのかなと思っておりますが、現在のところ特にこれについ て取組というのは行っておりません。あと町内のですね、空き家、空き部屋ですね、この状況というのは、ちょっと町のほうで把握しておりません。申し訳ありません。

◎議長(山脇秀隆君)

木村優子議員。

◎ 7番 (木村優子君)

粕屋町において、町営住宅に希望される方が入居できないというような現状もありまして、また朝日団地などですね、今後また建替えなども考慮しなければならない状況の中で、この制度を利用することで、町営住宅の在り方の今後の見直しなどをどのように考えられるかっていうところをちょっと聞きたいんですけれどもお願いいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長(山本 浩君)

今回のこの制度自体はですね、民間の賃貸の事業者に対して行われたという位置づけになっております。この制度を公共のほうで活用とかいうのはですね、町営住宅に対して活用するというのはちょっとできない内容だと判断しております。そういった点から、先ほども言いましたが、この制度自体についてはですね、町としての役割としては啓発、こちらのほうに取り組みたいというふうに考えております。町営住宅の今後のあり方についてはですね、今、長寿命化計画に基づいてやっておりますので、それの見直し時期がもうきますので、それの中でですね、検討させていただきたいと思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

木村優子議員。

◎ 7番(木村優子君)

それでは確認です。この制度において、取扱いの課は介護福祉課でよろしいでしょうか。最初ですね、住宅の件だったので私、都市政策部なのかなと関連なのかなというふうにちょっと思ったわけです。しかし、この制度は介護福祉課が扱っているということで、私がですね、こう見たときにでも、どこなんだろうっていうふうに思うぐらいでございますので、この制度を進める上でですね、町民が分かりやすいように啓発を行っていただきたいというふうに考えておりますがいかがでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長(山本 浩君)

今回、住宅関係っていうことでありましたので、私のほうでお答えをさせても らっております。町営住宅の関係とか、そういった絡みもありますので、そういっ た点でですね、まずはうちのほうで検討はしたいと思います。あと、先ほどちょっ と言い忘れたんですけど、私もこれ制度あったんでですね。ちょっと調べてみたん です、ネットで入ってみたんですけど。福岡県でまだ3軒ぐらいしか登録されてな い状態なんで、今後、啓発することでですね、普及をさせていかなきゃいけない制 度なんだろうなというふうに今認識しております。

◎議長(山脇秀隆君)

木村優子議員。

◎ 7番 (木村優子君)

はい。啓発はですね。大変重要になってくるかと。昨年のですね、10月に開始 なっておりますので、これからだという思いで今回この質問を取り上げさせていた だいた次第です。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

(7番 木村優子君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時29分) (再開 午後0時45分)

◎議長(山脇秀隆君)

それでは、再開いたします。 議席番号13番、久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

議席番号13番、久我純治。通告書に従いまして質問します。

町長の健康状態について。また、池田元副町長退職についての本当の理由は、 又、今後について。国鉄志免炭鉱ぼた山開発についての3問を質問します。

まず、町長の健康状態について、3月5日付の診断書がなぜ3月22日までに提出されなかったのですか。町長は、昨年12月19日、総務常任委員会との執行部懇親会の夜、気分が悪くなり早く帰宅され、インフルエンザとの原因と知らされておりましたが、初めは聞いておりましたが、その後脳梗塞だったっていうことが分かったそうです。そもそも、町長が入院しておられるそのこと自体が、誰も私たちは知らず、当時、執行部に尋ねても正式な答えは出ていませんでした。

これがもし、一般の職員の人が、病気とか何らかの事由で休職するとなります。このときに、病気であれば診断書を提出すると思いますが、普通であれば何日ぐらいで提出されるのでしょうか。また、町長の病状がどうあるのか、悪いのか、軽いのか、私たち議員は誰も知らされなかったのです。いろんな臆測だけが飛び交っておりました。本当に入院してあるのであれば、診断書を出していないのがおかしいということになり、議員内でも大きな問題になりました。その後、3月5日付の診断書は、なぜか、3月22日になって見ることができましたが、なぜこんなに遅れたのか、町長に尋ねます。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

3月につきましては、3月5日の診断書、これは確認いたしました。これは2回目でございます。1回目は1月に出しておりますのでですね。2回目が3月5日、そしてから19日の消印で20日に来た、届いたということでですね。やっぱりこう忘れとったというところがございますので、問い合わせましたところ、そういった返答が返ってきておりました。こういうことはですね、最初のですね、休んだ時の3月まで放ったらかしたのではなくてですね、1月に診断書を出しておりますので、やっぱり何が病気なのかということをですね、やはり知らせるためには必要ではないかなと思っておりますので、出しておりますので、よろしくお願いいたします。

私本人がですね、インフルエンザと私自身が思ったもんやからですね、インフルエンザB型にかかっておりました。しかしながら、途中で何かおかしいという形で、家族がですね、連れて行ったところ、病院に連れて行ったところ、脳梗塞を起こしとるということです。だから、年末あるいは年始あたりはですね、私は記憶がございません。ですから、人にですね、言うことができないわけですね。分かった後はですね、診断書を出すようにということで、役場の指導を得てから書いて出しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

役場のほうからは、私たちは今言ったように初めて22日見たんですよね、5日付んとを。それまでは、私たち見たことないんですよね。診断書が来てることも知らなかったし。それはどこに出してあったんですか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

3月の5日、それから22日につきましてはですね、これは役場のですね、総務課宛にですね、やはり出しております。これは副町長をですね、やっぱ町長職として、交代するようにということでですね。やはり、齟齬の無いようにということで出しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

私が尋ねているのは、1回目の診断書はいつ出したんですかって聞いてるんで すが。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

1月だと思いますが、何か議会に問題がありますか。あるとかいな。これはです ね、総務課で処理するから、総務課に出さないかんということは分かりますけど も、何か議会に迷惑かなんかありますかね。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

迷惑とかそんなんじゃい。議会じゃなく、当然知っとくべきことやと思うんですよね。よその首長なんか、やっぱ倒れられたらすぐ出るやないですか、新聞に載ってまで。うちの町長て全然分からんし、軽いか重たいかも分からんとですよ。それで、議会になんか関係ありますかとおかしいじゃないですか、それ。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因辰美君)

職務代理者を出すために、2回目の3月は出しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

町長、1回目に総務課に出したっていうことを今聞かれてますんで。 因辰美町長。はい、因辰美町長。

◎町長(因辰美君)

今、聞くところによりますと私は知りませんので、記憶がなかったからですね。1月6日だそうでございます。1月6日に診断書を出してるということでござ

います。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

そんなふうで町長自身が知らんやった、どうのこうのと言われる前にですね、 やっぱ公人なんですよね、町長は。当然やっぱり議会人として知っとかないかんこ とになったんですよ。なんか関係ありますかと言われよったら、私たちもどうしよ うもないし、当然私たちは、特に私なんか、町長を推して当選してもらって、して ますから、人に説明する責任を持ってます。いろいろ聞かれます。

町長の健康は町長だけのものでありません。町民4万7,000人の大げさに言うと 生活がかかっております。これは、町長自身がよく分かっておいでと思いますが、 1月に入ってからも、町長の状態も誰も知らず、重症か軽いのかも分からず、役場 で聞いても正確に答えてくれる人はいませんでした。

なぜ、こんな質問するかといいますと、私自身今言ったように、町長選のときに推した人間です。いろんなところで町長のことを聞かれますが、今の私には分かりません。町長の考えも分かりません。これは、私自身の思いかもしれませんが、もし、これが町長が議員の立場であって、別の町長がこんなふうにされると、多分、私と同じような質問をされると思います。どうですか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

ちょうど朝倉市もですね、脳梗塞を患って辞任はされました。ということは表面 化はされております。しかしながら、それは様子を見たのではないかなと、私は憶 測するわけでございます。ですから、私も入院しておりましたのでですね。まった くちょっと内容が分からないわけですね。だけども、やっぱり以前も、篠﨑町長の ときも、やっぱり私は動きましたけども、そういったことがですね、はっきりする までは動かれなかったというところがありますので、篠﨑町長がはっきりしてなん て言ったことはないと思いますけどですね。そやけん、やっぱり入院しとんしゃあ とに、それは出てきてからはっきり言えとかなんか言われても、それはちょっとわ からんと思いますから、それにつきましては今、ある程度元気になりましたので、 この場に立ってから答弁しよりますけども、やっぱり、それは無理じゃないかなと いう思いでございます。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

篠﨑町長のことを言ってるんじゃないんですけどね。まして、自分で意識がないようなこと言われるんやったらですよ。なおさらのこと大事なことなんですよね、これ。

◎町長(因辰美君)

(許可を得ない発言あり)

◎13番(久我純治君)

それは私が今、言いようとです。それでいいんですけど、ただ、そんな大事なことやったらなおさら早くですね、議会も当然知るべきことやないかと思うんですよ 私たちは。だから言ってるんですよ。昔、町長たちと一緒やったとき元気な町長覚えてるから私言ってるんですよ、なおさら。だから心配なんですよ。

だから、実際本当言うと、3月の22日に診断書見たときに、3月5日付の診断で、5月31日までは休養とるようなことが診断書載ってありましたけど、町長が無理して4月9日から出てこられたから、私は逆に5月いっぱい休んでくれたほうがいいっちゃがなと思って考えよったんですよ。そして、自分の健康をですね、ちゃんとせんとですよ。さっき言ったように、これ4万7,000人の町民の長なんですよ、町長は。1人のことやないんですよね、これが。だから私言うんですよ。これが普通の家庭やったらいいですよ。お父さんが倒れました。子どもたちで何とかしますで済むかも分からんけど、それでいかんから、やっぱり今まで何人も聞かれたことであって、また、それに対して私も聞いてるんですけどね。私は私なりに、やはり町長推した責任もあるし、いろんな人から聞かれますから。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因辰美君)

ですから、生身でございますから、どうなるか。やっぱり健康では必要かと思いますけども、だから、副を置いてるわけですね。副が、もしものときは代役するということで、やっぱりこの穴をあけないようにということでですね、やっておりますので、副がその後ですね、皆さんに御迷惑かけたとなら私は頭を下げないかんと思いますけども。別にそつなくやってると思いますので、何かどこかご迷惑かけたかなと。連絡がなかったとは、気を利かせてからひょっとしたら言わんやったかも分からんけども、やはり仕事についてはしっかりとやっておったと私は思っております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

これ言いたくなかったんですけどね。今、副町長がうまくやってたと言われたけど、この後の質問なりますけど、その池田副町長が、私たちに言わしたら勝手に辞めたやないですか。これ迷惑かけてないと思われます。町長は、今の言葉で。悪いけど。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

私につきましてはですね、迷惑はかけたと。その任命責任というものがあるかと思います。私はもう、あると思っておりますけども、やはり使うことがですね、やっぱ違ったというところがございますので、やはりこの今の役場のことについてはですね、素人でございますので、やっぱり外部の見識、それからものを生かしていただいて、合併問題とかいいか悪いかっていうものもですね、していただくように計画をいたしておりましたけども。不幸にもやっぱ私が、健康を害したということでございますので、若干それが遅れたかなという思いでございます。池田のほうにつきましては、我慢ができない、先ほど説明いたしましたけども、やっぱり我慢が足りないというかどうか分かりませんけども、それは一概には言えませんけども、やっぱり責任はあるかと思っております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

私言うのは、町長が副町長がおって、迷惑かけたことないと言われるから言ようだけですよね。あれだけ期待されて町長が入れられた副町長ですけど。私たち理由も一言も分からん。昨日の話では、これ2番目になりますけど、池田副町長は何で辞められたかも分からんて。だけどしゃべれるたんびに、何か知らん言葉は悪いけど、ぼろが出てあるようなことですよね。双方の意見を聞いてくれとか。さっきの話では、午前中の話では脳梗塞やら持っとったとか。そんなことを私たちは全然知りませんでしたよね。そして、さっき町長言われたようにどっか迷惑かけましたかと言われるようなこと。迷惑かかっとうやないですか、これ。これだけ町民にも、行政にも、議員にも。と思いませんか、町長は。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

診断書のことについてはですね、迷惑はかけとらんということで思っておりま

す。しかしながら、任命をしたということはやはり責任はあるかと思っておりま す。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

はい、久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

町長の診断書はもういいんですよ、さっき言われたから。ただ、そしたらその池田副町長が辞めるときに死ぬようなことがあったと言われましたよね、最初は。これちょっと私読みますけどね、今年の成人式の日の池田氏の言動ですよね。あれだけ力強い言葉で、成人式の人たちに町長の代行じゃないんですよ、代読でもないんですよ。自分の言葉でしゃべられたんですよ、あんなに大きい声で。そして、たった12、3日後にはもう身体生きるか分からん、死ぬるか分からんようなこと言われて、一身上の都合で退職届が出された。だから、私言うんですよね。そして、今言われてる町長は、副町長が迷惑かけたわけでも何でもないというようなこと言われるけど、大きな迷惑やないですか、これは。違います。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

仕事につきましてはですね、もう粛々とですね、やっていただいたという思い でございます。ですから迷惑をかけないようにということでですね、職務代理者も 置きながら、その職務を全うしていただいおると思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

これは、職務代理者もどっちかと言うと、議会のほうから言われてなったような 私は気がするんですけど。前もって、何日から町長がそんな言わっしゃるように、 何日から置きますからって聞いた私は記憶ないんですよね。だから、今の吉武副町 長に譲られるときも、私たち議会からどげんなっとうとかって言われて初めてなっ たと思うんですよね。それはどうですか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長、

◎町長(因 辰美君)

過去の経緯はちょっと分かりませんけども、やはり出した経緯はなかったんじゃないかなという思いでございます。今度、初めて議会のほうから指摘されて、職務代理者を置くようにと、一番身近なことでございますけども、篠﨑町長がです

ね、もう2か月か3か月ぐらい、同じく脳梗塞を起こしましたけども。やっぱりそのときもですね、やはり職務代理者も置かずそのままですね、副が代理をしながら頑張っておられました。そういった中で、必ず職務代理者を置けという議会からの御指摘がございましたので、そのような形でなったのではないかなと思っておりますので、やっぱり職務代理者を置けということできておりますので、やはり、議会のほうにですね、報告するためにやったのではないかなと思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

何か話聞くと、他人ごとの言い方ですよね、私聞いたら。町長自身が早く気づい てやるべきやなかったんですかって言いよんですよ。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長

◎町長(因辰美君)

ちょうどそれは入院しておりましたのですね、やれ言われてもやれないところがあるわけでございます。だから、そげなところがあると思うのなら、やっぱりそういったですね不信任を出されればいいというようなことは、言いようわけですよね。ですから、そういったことが町民が言われるとなら、もうそげなふうにして出さしゃったらいいと思いますしね。やっぱり私は入院してからちょっとおらんやったもんやから、できなかったというのが現状でございますので、そりゃあ悪いとは思ってますよ。池田でも出て来るまでおってくれないかということは言っておりましたけども、やっぱりそういった健康上でですね、やっぱり命が危ないということで、奥さまでも連れて来きてから言うもんやから、そういったなかでですね、やっぱり、そこまで言うてから、とにかく何か居残りはできんかということでも辞めていったということでございますので、やっぱり受理しなくてはならかったということでございますので、本当はですね、私の思いから言えば、やっぱり受理はやっぱりしないほうがいいといったとこはお伝えしたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

私さっきも言うように、池田副町長辞めるときに、そしたらそんな進退極まることやったらですね、体まで悪うて死ぬようなことあるんなら、診断書をとるべきと思うんですよね。一緒に提出してもらって。もうこんな悪いから、辞めさせてもらいます。ところが、さっき言ったように、たった10日ちょっと前にはあんな大きな

声で、自分の言葉でですよ。しゃべってあるんですよ。私は、あの人の経歴、本当言うたら読みあげたかったんですけども、これやめますけどね。あの人いろんなとこで講演もやってますよ。そして、NHKを始めいろんなところの会社も勤めてありますよね。そして、就任のときもある議員から健康の面も聞かれてもどうもないと言われた。ところが、さっきのちょっと前の話では、脳梗塞じゃのどうのこうの心筋梗塞みたいなこと言われる。町長何か本当は知ってあるんじゃないかなと思うんですよね、退職の理由を。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

55歳で定年したということでございましたので、何かあるのではないかなということで聞きましたら、脳梗塞と心筋梗塞も起こしてましたと。しかしながら、体調は改善しており、病院にも診せて健康かどうかというものは確かめて、やはり副町長になったということでございますので、経過を言うただけでございますのでですね。やはり、この御理解願いたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

理解していいんですよ。ただ、これ迷惑かかっとらんなら私何も言わんとですけどね。ただ、あれだけ切望されて入った。6か月で辞めて、言われた935万円払って、やってきたという。そして町長は、ちゃんとしとったはずじゃと言われるけど、してないからこんな質問せないかんことになったんですよ。そしてこの、もしですね、今副町長が1人になってありますよね。だからこれ、さっきも聞きよったけど、どげんするか分からん、先のことはって言われますけど。

私は、これ私の意見ですよ、今から言うのは。私は逆にですね、もう副町長は1人がいいと思うんですよ。これがですね、例え悪いですよ、機械なら3人3人同じこと考えて、同じこととれるんですよ。ところが人間はとれないんです、感情があるから。だから2人やったらいいんですよ。昔、毛利元就かなんか知らんけど、三本の矢って言われたけど、あれは兄弟やったからこそよかったんですけどね。今は逆に言うと、人の意見とか感情が入りますからバラバラなるんですよ。だから今まで私ずっと粕屋町がやってきた町長1人、この先の私部長制も言いますけど、昔から部長制も反対でおりました。なぜならば、部長になられる人はいいんですよ。副町長になられた人はいいんですよ。2人おって。だけど、結局、うまくいけばいいんですけど、いかんとき多いんです、結構。

そして、逆に人間が足らんってよく言われるから、そしたら、下のほうをいっぱい入れてもらえばいいんですよ。なんぼ上のほうばっかりつめてもですね、結局、いざこざあるのは、結構上のほうなんですよ。下のほうがみんな切磋琢磨で頑張ってやるんですけど。そしてまた、上に立つ人が、下のことを信頼せんとですね。絶対運営はできていかないと思うんですよ。やっぱり信頼されれば、常に持ってる力の倍でも出ます、人は。ところが、今の悪いけど行政の中で、それないやないですか。だから、私は言うように、副町長はもう1人でいい。だから言うように私の思いですよ。町長が考えるこっちゃから、町長が先で考えればいいんですけど。私は逆に、それのほうがうまくいくと思うんですよ。そして、今言うように信頼することですよね、人を。そして、頼みごとすればですね、やっぱり信頼にこたえますよ。そうしていかんとですね、やっぱり器ばっかり大きく作っても水を少し入れたら氾濫のもとなんですよ。ガチャガチャガチャガチャで動いて。少しずつ増やして、そのまま器も増やしていかんとですね。中身と器がまだ間に合ってないんですよ、今現在は。

だから、町長は、市制に向けてするって言われましたけど、実際は、平成37年か8年ですよね。人口的に5万人になるような計算では、あくまでも。実際には、ひょっとしたら遅れて40年になるかも分かりませんけど、そのときに寸前で考えればいいことですよこれ。国勢調査で5万人になりましたという時点で、そしたら、みんな頑張ってやっぱ市に向けてやろうということで頑張れるんですよ。最初から器ばっかり大きく作ったところでですね、まだまだ、とまってないんです。それよか、現実足場のほうから下からボトムアップで町長よく言われますけど、聞いて、いろいろ意見討論して、課長集めて、当然、今年は、何が最重要課題か。そんなとこからやって、話していくのも町長の役目と私は思います。

今後、町長はどんなふうににされるか分かりませんけど、ただ、今言うようにですね、ただ幹部ばっかりつくったところで役場が動くわけないんですよ。やっぱ実際下で働く人おらんと。市に向けてって言われるか分からん、今言うように5年後か10年後か分かりません。それこそ、国勢調査が終わらんと分からんことでしょうから。那珂川町がそうやなかったですか、何年もかかったやないですか。だから、町長はもう副町長の件もさっき言われたから言いませんけど。町長、何ですかね。部長制の件についても、今から考えますと言われたら、私たちはもう言いようがないんですよ。だから私は、今自分の思いを言っただけですけど。町長は町長なりに考えてほしいんですけど。私はいろんな生き方やってますけど、やはりいろんなやり方があると思うんですよね。

だから、町長もいろんなことを経験してあると思いますから、ぜひやっぱりそこ

を考えてほしい。そしてまずですね、町長自身が健康にですね、自分で考えないかんとですよ。奥さんでも何でもないんですよ。自分なんですよね、健康は。そこが心配なんですよ。だから逆に言うと、今からでも私は逆に1か月、2か月ぴしゃっと休むなら休むと、そしてリハビリ励んで、元の元気な体に戻ってくるからと言われたほうが、私ははっきりしていいと思うんですよね。無理してこられると、見るのも忍びない、私は。昔を知らんならいいばってん、知ってますから。昔のやっぱり因町長に戻ってほしいと思います。町長どんなふうですか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

副町長と部長の件につきましては、今言われることを含めまして、前向きに検 討していきたいと思います。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

この件について、みんな散々聞かれておりますから。ただ、やはりですね、診断書なんかは、当然、取るべきなんですよね。池田副町長のときも。そして、言われたように命がかかるようなことがあると言われたけど、今さっき言ったようにあれだけ元気なこと言ってあったとに、町長の話では、結局、何か知らんけど、どっちかの言い分を聞かないかんようなこと言われると、逆にまたおかしくなる。だから、逆に町長が辞めさせたときにですね、本当のことを聞いたっちゃないですかって聞きたいんです。ただ、そこなんですよね。副町長が辞めたとは命かかわるけん辞めさせたと言われるけど、診断書もとってないって言われるように、昨日になったら、さっき言ったように、お互いの言い分を聞かないかんようなことで、誰の言い分を聞くんですか、まず。副町長は今度、元副町長は来られるらしいですけど、何のため大体来られるんですかね。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

やはり議会からの要請であると思いますが、ちゃんと議会には説明するように ということは、連絡はいたしました。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎ 1 3番(久我純治君)

議会のせいのごとなりますけどね、それは当然するべきことやなかったんですか 最初から、辞めた時点で。私たちは仮に遠慮して何も言わんやったらずっと来んわ けでしょ。要するに、粕屋町が悪いけど言葉悪いけど、バカにされとうと同じです よ。あれだけのこと言って入ってきて、たった半年で辞めて、誰か言われたように 退職金まで払って、そして成果はよう分からん。辞めた理由ははっきりもせん。今 度来るから聞いてください。私たちは、町民に何て言うて説明したらいいんです か、これを。まして、町長が言わっしゃったように、お互いの言い分みたいなこと 言われると、片一方って誰ですか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

三役の意見ということでございますから、やはり片一方ってゆうのはですね、池田の反対の方向がということになるかと思いますから、やはり両方の意見を聞いてから判断してくださいということでございますので。私もやっぱり今までですね、池田は具合が悪いということで、死ぬということで、死ぬというようなことを言ってきておりましたので、それが今具合がよくなりましたから、答弁いたしますと、議会で答弁いたしますということを聞きましたから、もう言うとらんやろうがと。

だから、議会には説明していかないかんよということでですね、やっぱり私は言いました。ですから、今まで、やっぱり自分につきましては具合がずっと悪かったということは、言っておりましたのでですね、やはり良くなったときにはやっぱり議会には説明するということが言っておりましたので、今回ではないとかなという思いでございます。ですから、議長の計らいによりましてやっぱりこう、議会にも発表するような時間をもらったということではないかと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

それを今議長の計らいと言われて、議長に聞きますけど、議長がおっしゃった んですか。議長の計らいでと言われたから。

◎議長(山脇秀隆君)

ずっとね、お話を聞いてると、どうも言葉が、記憶がね、多分曖昧なんですね、 今ね。お話を伺ってると。だから、多分私も病気のせいだと思います。ので、多 分、本人はそのつもりで言ってるつもりでしょうけど、やはり記憶がね、今までの 経緯を聞いてると、どうもそこら辺がこうバラバラというか一貫性がないってい う、ちょっと感じがしてますので、そういった理解で判断するしかないのかなって いうふうに思ってますんで。私が要請したわけではございません。はい。久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

そんなにおっしゃるのなら、そのほうに考えらなしょうがないけどですね。だけ ど、やはりここに出て来てある以上は、それなりの質問に答えてもらわんといかん からですね。質問してくんですよ。それだけ言われたら、私もこれ以上これ質問で きませんけど。

3番目に移りますけど。途中のことは、さっきのとで1番、2番、3番、一緒に入ってますので、国鉄志免炭鉱ぼた山のほうに移ります。国鉄志免炭鉱ぼた山開発について。未来環境都市協議会設立シンポジウムの発起人として、因町長がメンバーの1人ですが、どのような考えで発起人になられたのですか。また、開発のその後の予定は。について尋ねます。まず、発起人どうしてなられたか聞きたい。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

1月20日の件であろうかと思います。発起人になっていることにつきましてはですね、本当のこと言いますと知りませんでした。しかしながら、3町長はですね、この土地を有効利用してもらうということはですね、同意をいたしておりますので、そういった役員になって経営をしていくというようなことはですね、控えろうかなというようなことは、申し合わせはあっておりました。ですから、今まで何十年もぼた山を計画しては流れ、計画しては流れになっておりますので。やはりですね、地元の人に利用していただいて、そして地元の景気対策っていうことをですね、一つ入れて地元の人も雇いながらやっていただきたいかなという。ですから3人とも土地は無償で貸そうかなというような形で、一致はいたしております。

そして、この件につきましてはですね、最終的にはですね、このアニーグループですかね。これにつきましてはですね、まだ総会に行っておりませんのでですね、最終的には議会にかける予定ではございますけども、町長としてはですね、今、ぼた山の歩道ですか、歩道を擬木にするものか、普通の木でいくものかというようなことを審議して、アニーグループにつきましては、まだ全然議論には。議会にかけて判断するということでございますので、そちらのほうには至っておりません。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

ただ、言われたようにですね、発起人になっとって、あれだけ写真入りで載っと

って、内容は分かりません、知りませんじゃですね、誰も納得しませんよあれ。 3 町長ともそんな考えで発起人になってあったんですかね。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

何回も言いますけども、ぼた山というのは何回も流れては、ずっとこうしてきておりますから、この土地については、無償で貸そうねと。そして、地元対策ということをですね、やはり雇用あたりもくんでいただきながら、ぜひ頑張っていただきたいという意見はございましたけども、誰も発起人にはなるということについてはですね、これはアニーグループが考えたことであろうと思いますので、3町長もびっくりしておるんじゃないかなと思っております。ですから、先ほど言いましたように、これはですね、議会でまた決めることでございますので、提案していただいて、アニーグループのこともですね、やっぱりよく検討していただきたいと。思っております。今のとこにつきましては、先ほど言いましたように遊歩道は擬木であるか。擬木で使ってするかどうかということもですね、決めるだけの状況であります。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

今、発起人になった覚えがないと言われてたけど、3人とも、うちは当時入院してあったから知りませんが、吉武副町長がおられましたよね、あそこに。一応、その名目上座ってありましたよね。だから逆に言うと、そげん知らんことで何か分からんとには、当然、出らんでいっちゃなかったんですかね、そこまで。なぜかというとですね、平成27年の協議会においてですね、自然活用型で承認されて、平成28年継続したままだったんですよ。そしてですね、これがぼた山開発進まない理由というのは、さっき言われたように無償で貸すようなことになるけど、要するに地目が違うからっちゅうのは、よく前から聞いておりました。

一つはですね。このぼた山のもとは、国から買わされた土地ですよね。そして、これがですね。いつこげんなったかと言うとですね、これが平成27年の3町の合同で世知原、佐世保の。あんとこに視察に行ったんですよ。志免・須恵・粕屋町で。そん時の昼食会の時に、あん時の南里町長がですね、これは、3町で初めてまとまったから、プロジェクトチームを作ろうって。それをせんといかんなちゅうことになって、第1回目がですね、平成22年ですかね。第1回が23年の11月29日。粕屋町で初めてプロジェクトチームの会議があったんです。そしてその後、9回目が平成

26年の5月30日で須恵町であったんです。そのままプロジェクトチームは解散したわけでも何でもないんですよね。残ってるんですよ、名前は。そして、おまけにその上に3町の協議会もあるんです。各粕屋町もあるし、須恵もあるし、全部ありますよね、協議会というのが。総会もやってますよね。だから、もしこんなとされるんやったらですね、当然先にこんなことしよっちゃけどという一言があってもいいっちゃなかったとは私思うんです。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

先ほども申しましたように、この事業を始める前にはですね、必ず議会に説明するようにということが言い渡されとると思いますので、やはり議会にかけさせていただきたいということで、御認可していただきたいと思います。だから、これは今遊歩道をですね、変えるだけということをですね、盛んに何回も言いますけども、そこだけを可決したと。だから、それについては、擬木であるということは決めましたけども、この内容のアニーグループの提案につきましては、提案からずっと議会にするようにということは、それの要請はしております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

議会に指示してあるようなことを聞きますけど、どこの事務局に言うても、この件について何も知らんとですよね。実際、要請もなかったし、当日もなんで行ったか分からんけど、しござあから来ましたちゅうことが多かったんです、よその事務局も。実際に今町長がおっしゃるように、進められるつもりなんですかね。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

内容につきましてはですね、説明がありますので、事業者から、アニーグループからですね。それを聞いてから判断していただきますようお願いいたします。議会もあることでございますから、議会にかけるということが主になるかと思います。しかしながら、提案するからにはですね。やはり、どげなもんかということは確認はいたしましたからですね、やはり、じゃあ、よかったから、この議会に提案していただきたいという思いでございます。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

そしたら、その議会に諮られるのいつ頃ですか。

◎議長(山脇秀隆君)

吉武副町長。

◎副町長(吉武信一君)

事務局といたしまてもですね。やはりそのぼた協ですね。そちらのほうに相談もなしに話が進んでるということで、アニーグループですかね、NPO法人のアルフィーのほうから、8月27日に総会をですね、予定しているということを聞いております。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

総会というのは、ぼた協の人間も出てからの総会ですか。それともアニーグループだけの総会ですか。

◎議長(山脇秀隆君)

吉武副町長。

◎副町長(吉武信一君)

だから、ぼた協というか、開発推進協議会ですかね。そちらのほうで、アニー さんを呼んで説明をさせるということだと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

実際は、もう動かせるわけですね。町長はさっきはあまりいい返事やなかったけど、地元の無償で貸すようなこととか地元の人を雇うとか何か言われましたけど、結局、町としてはそんなふうな方向で動き出したいっていうのが、発起人になられた時のあれですかね。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。はい、吉武副町長。

◎副町長(吉武信一君) 私は、聞いているのはですね。そのアニーさんが、提案をして来てありますけど、アニーさんのほうがですね、国からですよ、補助金を30億と40億かですね、持ってくるという話をしてあったんですよ。だけど、実際のところですね。それがはっきりしてるわけじゃないじゃないですか。だから3町ともですね、そういうふうな実際に持ってくるという確証があればですよ。話に乗ってもいいんじゃないかということで静観してるという状況だと思うんです。

よ。それこそ麻生さんでも安倍首相でもですね。今の問題いろいろあってますんで、実際にそれをですね、そういう国から直接持ってきてくれるっていうことを話してあったんで、それが実現できるのかなっていうところですよね。だから3町とも本当に今静観して、本当にそういうような話が進んでいけるかなということを見ているというとこだと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

私がなぜこげん言うとですね、私プレイパークをずっと実際は藤石さんが議長 の時と古庄さんが議長のときに、私が議員なる前なんですよ。これは私、プレイパ ークの話で県の教育センターとか粕屋町でいろんな講演会やってたんですよね。そ の時的申し込んだんですよね。ボタ山を自然活用型のプレイパークにちゅうこと で。だから、この話は私賛成なんですよ。ただ、今言われるように、ちょっと数が 雲つかむような話なんですよね。それに、3町の町長が乗ってあったというから私 は言いようだけなんですよ。進めるなら進めてていいんですよ、実際。逆に言うと 要請してですね。町長、3町長、それとか、私は前から言うように県議。国会議員 やら行って、陳情して、無印にしてもらえばいいことなんですよね、ぼた山を。そ したら、無償で貸そうがなんしょうがいいんですよ。それができてなくて、今まで 県に県にと言うて断られたからこそ、この何十年かが何も進んでないんですよね。 だから私は、逆にそこをしてほしいんですよ。何も分からんけど発起人なっとった じゃなくて、もう一歩出てですね。その進め方によっては、ひょっとしたら実現す るか分からんけど、実現せんとならもう、やはり私たちが前から持っているぼた協 といろんなとでまた話し合わないかんし、今んとこは中断して、尻切れトンボにな ってるんですよね、実際が。だから私たちとしては、もう視察行くとこもないんで すよ。

だから逆に言うと、もう国が進めることやったらもう各事務局に言うんですけど、いっそ解散したらいいんですよて言うんですよ。することなかったら。そしたら、経費も要らんし、いろんなこと言われんでいいから。だから、どっちかを聞きたいから、町長が発起人になられとうからですね。進められるんやったら進めてほしいし、吉武副町長言われるように雲をつかむような数言われるから、どうか分からんと言われるんやったら、それなら、逆にこっちから申し込むか何かせんとですね、いかんと思うんですよ。その27日でも結構なんですよ。ただ、中島町長も変わられましたよね。町長自身も21日、まだはっきりしませんよね。自分のこと言えるかどうかですたい、いうような、だから、私はなぜ発起人なったのか、そして今後

ぼた山を町長たちはどんなふうにしようかと思って、それを聞きたかったんです よ。

◎議長(山脇秀隆君)

はい。吉武副町長。

◎副町長(吉武信一君)

町長申しましたようにですね、発起人になるとはっきりですね、なったという のは3町長もですね、御存じないんですよね。これは、本当に言うてですね。先ほ ど町長が言いましたように、去年の8月ぐらいからずっと話があってですね、進め ていく。そのアニーグループですね。それで、そういうふうないい話ならですよ。 乗ろうということで、話し合ってたと思うんですよ。実際にそのアニーさんが1月 20日の日にですよ。今年の1月20日にですね、説明会するということになったとき に、名前が発起人になってあったんで、私も聞きました。いつこういうふうな話、 決まりましたかねということで。それは決まってないよという話を、私は聞きまし た。アニーさんのほうがちょっと独断的に走られたというところがありますね。町 長さんたちは結局、国からですよ、そういうふうな研究施設とか持ってくるのです ね、提案されたらもう本当にいい話ですから、そういうふうにいけばですよ。うま くいけばそれに乗ればいいなというとこで、何と申しますかね。順序がですね、実 際のとこぼた協のほうに説明しといてですね、それからするというなら分かるんで すけど、そういう逆になってたんですね、そういうとこを事務局のほうも困ってで すね。はっきり説明をしてくださいということで今度8月27日ですね、実際に皆さ んに説明して、こういうふうな経過になりましたということがですね、計画とかを 説明していただきたいと。そういうことで、今度開催するというふうになったと思 ってます。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

メンバーとしても、そうそうそうたるメンバーですよね、知ってあるとおり。だから、実現できるとかなっていう反面、雲つかむような話なんですけどね。できれば、今まで粕屋町だけやなくて3町でここにやってきてできなかったことをできればですね、私も大賛成なんですよ。さっき言ったように。だから、ぜひ進めてほしいんですけどね。ただ、安易にやっぱり町長たる人が知らんやっけんって、名前載ったけんって言われてもですね、やっぱり今後、やっぱそんなことされると困るんですよね、私たちとしても。やっぱり慎重に動いてほしいと思います。もう終わったやけんしょうがないと言われたら、しょうがないんですけどね。やっぱ今後、そ

んなふうなことやなくてやっぱ町長は、いやこれはおれは知らんなら知らんで断る ことをやってほしいと思います。お願いします、町長。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

御指摘はもう重々分かっております。しかしながら、とめることっていうかですね、帰って来てから見らんと分からんやったというところもありますから、この辺につきましてはですね、重々と注意してから、言論と言いますか発言もですけども、注意したいと思います。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

あんまり言うと、町長血圧が上がってたらいけませんけど、やめますけど、とにかく健康に注意してください。それだけです今は。あとは、今ここにおられる行政の人がですね、しっかりやっておられますから、任してやってくださいよ。それだけです。どうもありがとうございました

(13番 久我純治君 降壇)。

◎議長(山脇秀隆君)

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時35分)

(再開 午前1時45分)

◎議長(山脇秀隆君)

それでは、時間になりましたので再開いたします。

◎議長(山脳秀隆君)

議席番号1番、末若憲治議員。

(1番 末若憲治君 登壇)

◎ 1番(末若憲治君)

はい、議席番号・・・

◎議長(山脇秀隆君)

続けてください。

◎1番(末若憲治君)

議席番号1番、末若憲治。一般質問通告書に沿って質問をさせていただきます。

私の質問も町立中央・仲原2園の老朽化建て替え問題についてでございます。も う、そのほかの皆さんの議員も、何人の方か質問をされましたので、重複する点も あるかと思いますけども、それだけ町民の皆さんの関心の高い件だと思いますの で、御答弁のほうよろしくお願い申し上げます。

通告書に沿って質問をさせていただきたいと今申したばかりなんですけれども、まず、民営化をするに当たって、私立の認可保育所の考え方と言いますか、立ち位置といいますかですね、その関係をちょっと教えていただきたくて。私の認識が間違ってるのかというか、勘違いなのかもしれないんですけど、私自身の認可保育所を私立の保育園であっても、粕屋町が保育料を当然徴収して入園に関しても入園の手続等も粕屋町が行う。昨日の一般質問でも出てましたけども、私立の認可保育園だと粕屋町が手放したような感じに聞こえるんですよね。そうなると、やっぱりその保護者の方も御納得いかない部分があると思いますので、これ5番の私の質問にもちょっと関わるところなんですけども、粕屋町にとって私立の認可保育所は、どういうポジショニングなのかっていうの、お答えをいただいていいでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

詳しくは、所管のほうからお答えいたしたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

まず、私立の認可保育所ってどういう立ち位置なのかということなんでしょうが、基本的にですね、保育は市町村が行うべきものです。それを私立の場合に関しては、委託をするという形になります。ですので、あくまで保育そのものの業務といいますか、は必ず市町村が行うべきものという考えになりますので、それが町立でやるのか民間に委託をするのかと、その違いだけでございます。

◎議長(山脇秀隆君)

末若憲治議員。

◎ 1番(末若憲治君)

そうですね、やっぱりどうしても私立の保育園にしてしまうともう町が見放したというか、どうしても町が関係が希薄になってくるのでっていうところがやっぱり感じてらっしゃる方が多いのかなということを、私自身もどちらかというその認可保育所というのも町の施設のような考え方を私自身は思ってまして。体育館かすやドームもそうですし、サンレイクなんかも建物は結局町の施設、中の実際働いて

る職員の方が委託されてるっていう形になるかと思うんですけど、保育園もそういったところに近いのかなという思いでいます。

そこら辺もちょっと踏まえて質問に入っていきたいと思います。昨年の6月ですね、老朽化した2園を民営化して建て直したいということで。まず最初、メリットと言いますか、なぜその民営化を選ばれたのか。かなりもう、これ何度も説明をされてらっしゃると思うんですけども、もう一度なぜ民営化を選ぼうとされたのかをよろしいですか。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

町長、散々この件について話されてありますんで、私のほうにということなんでしょうが。老朽化した保育所ですね、建替え、これを言われてあるように可能な限り早く行う必要があると、もうこれは誰もが疑うことのないとこなんですが、これ長期的にですね見た場合に、町で行うかそれを民間に託すのかっていう場合、まず当町では多くの公共施設、インフラ関係の更新に多額の費用が必要がもう出てきております。それは、ほかの議員の方の公共施設等総合管理計画のところの話でも出ておるとおりです。そういう状況の中でですね、基金自体がそうさほど潤沢にあるわけではないという状況です。であるならば、経費はどこからか捻出しなければならないわけで、その場合、可能な限り国などの補助金とかですね、交付金を使って、町からの持ち出しを極力抑えていく必要がある。保育所の場合には、これは国の政策になるんですけれども、公営での建替えっていうのは、ほぼ国の支援が非常に少ないという状況があります。よって、なるだけ町からの持出し金を抑えるためには、民営化によって建替えを行うことが必要と。

これが民営化の町におけるメリットというふうになろうかと思っております。以上です。

◎議長(山脳秀隆君)

末若憲治議員。

◎ 1番 (末若憲治君)

民営化のメリットについても、ちょっとお話をしていただきましたけども、どちらも、町立の保育園も私立の保育園も、10対0ということはないと思うんですよね。やっぱりどっちもいいところも悪いところも当然あると思います。やっていく中で、私立だから、昨日も述べられてますけど私立だから悪いわけではなくて、町立だから悪いわけでもない。その中で、やっぱりメリットとデメリットをしっかりと考えながらやっていかないといけないということで、町の持ち分を少しでもやっ

ぱりこう減らしていきたいというのは町の考え方だと思うんですけども。そのほか に何かこう民営化することによって、保育の質、関係でもいいですけども、何かメ リットとそれ以外には何かないですか。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

私立になりますとそこそこの園でですね、いろんな方針とかいうのが顕著に違うんですね。特に、ある部門に特化していろんなことをしていく。例えば市内の保育園で私がよく知っているとこで実用教育何かを前面に押し出してあるようなとこもありますし、それこそ体験活動的なですね、ものを前面に押し出されるとか。自然との触れ合いを前面に押し出されるとか。私立によっていろんなメリットを打ち出して、当然私立園児募集というのが、そこ要になってきますんで、そういう自分ところの長所というのを売りに出してやられるっていうところは、それぞれの特色が出るという意味では、民間のメリットでの部分ではないかと思っております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

末若憲治議員。

◎1番(末若憲治君)

次に2番に入りますが、今度は逆に民営化するデメリット。やはり、デメリットが大きいということで、やっぱり保護者の皆さまはじめ9,000人の方が署名が集まりですね、やっぱりどうしてもそのデメリットの部分が大きいから民営化を反対だということになってるかと思います。保護者の説明会の時に出ていた内容等も含めてちょっと幾つかピックアップしたのを書いてますので、順番に御質問をしていきたいと思いますが。

民営化するデメリット、一つ目が支援を要する児童の受入れができないのかということ、これが大きくなっていますけど、こちらのほうもご回答していただいてよろしいでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

支援を要する児童の受入れというのはですね、町立だから、私立だからということでは、基本的にはございません。ただですね、私立の認可保育園でもいろんな支援を必要とすると言っても一口にですね、一様じゃないので、いろいろパターンが違いますし、入園してから分かる場合なんかもあるんでですね。そういうのも何

とも言えないとこではありますが、どうしても現状ですね、町立の保育所での受入 れのほうが多くはなっております。これなぜかと申しますとですね、どうしても私 立のいわゆる認可保育所に関して言うと、職員の給与の処遇というのが町立に比べ るとやっぱり低いっていうふうに言わざるを得ないんですね。そういうところで現 状、例えばそういった支援を必要なお子さんがいる場合に加配の職員をつけると町 立であれば割と、今でもですね、町立でも加配職員って足りてはないんですが、民 間のいわゆる認可保育所になると更にやっぱり採用が難しいというのが現状です。 うちの、どうしてもですね、園児の募集自体も若干、よそに比べると遅いのかなと いう状況がございまして、なかなか最終的に受入れ園を決定する段階がもう2月と かぐらいになりますと、なかなかもう保育士を新たに探すというのが難しくなって くる。もうその頃には大体ですね、新卒の学生さんなんていうのもほとんど決まっ てますんで、そこに4月の開所といいますか開所とか、4月からに向けて、どこの 園も保育士の確保は奔走されますんで、なかなかそこで加配のほうの例えば臨時職 員とかを確保するというのは、非常に難しいというのが現状です。ですので、どう しても町立に比べると、民間ではそういった加配の職員とかの配置が難しい現状が ありますので、なかなか、そこで受け入れを拡充していくっていうのは、困難な状 況というふうになっておると思います。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

末若憲治議員。

◎ 1番(末若憲治君)

支援を要する児童のやっぱりですね、町長もおっしゃってると思いますけど、 粕屋に生まれた子どもですので、どこも関係なく分け隔てなくやっぱり見てみてい きたいという思いは皆さんお持ちだと思うんですけど、どうしてもやっぱり受入れ ができないっていうふうに思われている事実は、やっぱりあるじゃないですか。も う何度も確かに私も正直なところを受け入れられるっていうのを聞いてますし。で すけど、それをやっぱり払拭できてない拭えていないっていうのが現実で、先ほど ちょっとお話にも出てましたけど、その入園の手続ていうんですか、それが2月ぐ らいで遅いから加配の職員の方をつけることができない。じゃあ、それを早めるこ とっていうのはできますか。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

これはですね、私が4月から課長になりましたけれども、それ以前からどうも 考えられているようでございまして、何とか手続のほうを少し早めることはできな いのかなというような検討が現場のサイドでは進んでおるようでございます。できれば、そういう形でですね、なるだけ、そういうその職員の確保とか支障が生まれないような形での事務の手続上の改善なんかも、今後進めていきたいなと考えております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

末若憲治議員。

◎1番(末若憲治君)

保育士さん不足ということもうたわれてますので、時期を早くしたから集まるのかというところもあると思うんですけども、やっぱりこうデメリットを一つずつクリアしていかなければ話が進んでいかないと思いますのでぜひ、進めていただきたいなというふうに思います。

あと次にいきますが、保育の質が下がるのか。これ、ちょっと次の質問も似たような形になるので、重ねて質問をさせていただきますけども。保育の質が下がる。 先生が若くなるので、どうしてもその保育の質を保てないっていうことだと思うんですけども、私立の保育園には若い先生しかいないというか、いけないような状況にあるっていうのはあるんでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

ええっとですね、私立の認可保育園は、どうしてもやはり若い職員が多いっていうのは印象としてはございます。現実ですね、ある程度経験を積まれると、やっぱりやめられるという場合結構多いようです。今ですね、言葉は悪いんですけど、引き抜きといいますか。保育士を現場が取り合ってるような状況もございますので、一部民間の保育所に行かれてある方から聞いた話では、うちの園でも中堅どころが急に辞めて、実はどっか違うところでされているようだとかですね。そういうお話もやっぱり聞いております。なかなか、やっぱり今、給与面でですね、どうしてもこれはずっとマスコミでも言われてる話なんですけど、保育士の処遇というのはどうしてもなかなか上がって、業務の内容に比べると上がってない。低いって言わざるを得ない部分がありますので、なかなか確保が困難な状況。どうしてもそれで途中でやめられるんで、新卒で新しい人をどんどんやっぱり入れていかざるを得ない。総じて年齢が平均的なですね、先生の年齢が若い方が多いということがやっぱり多いのが現状かなという感じが思われます。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

末若憲治議員。

◎1番(末若憲治君)

はい。先生たちが若いからだめだということではないと思うんですね。経験値が少ないかもしれませんけどもやっぱり若いだけあって一緒に園児たちと走って走り回って、一緒に遊べるっていうメリットもあるし。私は、福岡市で最初のほうに民営化された保育所を昨年訪れた時には、園長先生が、やっぱりその保育士さんは先生もバランスだということで、ベテランの先生も当然必要だし、若い先生も当然必要だということをそこの園長先生がおっしゃってましたので。一概にだからベテランだからいいということではないと思うんですよね。バランスをとる、こういうったのを例えば仮に民営化をして園を選ぶ段階で先生たちの年齢層をある程度制約するとかですね。そういった選定の条件の中にも入れたりとか、ていうのはどうですか。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

要は、それは認可保育園を認可する際に、そういった職員の年齢要件的なものをこちらのほうでということですか。

◎ 1番(末若憲治君)

まあまあ、そんな感じです。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

正直言って、なかなかそれは難しいのかなとそれはこちらの立場ですね、何歳の先生を何人用意をしなさいとかですね。それはちょっとなかなか現実的には難しいかなと思っております。あくまでも運営は、ある程度もうお任せする形、あるその決まったですね基準の中で、独自性を持ってやられることになると思うんでですね。大変申し訳ないですが、そこまではちょっと要件としてするのは困難なのかなというふうには思っております。以上です。

◎1番(末若憲治君)

(許可を得ない発言あり)

◎議長(山脇秀隆君)

末若議員。手を挙げて。末若議員。

◎1番(末若憲治君)

すみません。最初のほうだけというですかね。例えば民営化した保育園にまちの人が、ちょっとこう監査に入るというか、そういった形で、ずっと例えば、できればこうバランスよく先生を配置してくださいねと言い続けることとかっていうの

はできないんですか。約束ができなくても、それをやっぱりしっかりうたっていくっていうか。厳しいですか。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

すみません。ちょっとそこまでの私も知識がないもんでですね、そういうことが 果たして可能なのかどうかっていうことで。監査と申しますと認可保育園というの は、別の方の質問もありましたけど、認可は県でございますので、監査も当然県の ほうが入られます。私どもも同行はいたしますが、基本的に監査を行うのは、県の 方になりますんで、そこまでこちらのほうで、その要望事項的なものが出せるのか ですよね。ただ園長先生とかですね、ほぼ毎月ぐらい毎月ですけど、園長会、これ 町立も民営も一緒に全部やってますけど、園長会っていうのをやって情報交換とか もしてます。その中でもやっぱり職員採用の問題とか非常に悩みを、やっぱりそれ ぞれ言われますですね。そこで言われるのは、例えば福岡市みたいに家賃補助でき ないんですかねとかいろんな御相談も受けるんですけど。その中で、そういったバ ランスをとって採用をお願いしますねっていうお願い程度のお話ではですね、やる ことは支障がないのかなとは思っておりますけど。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

末若議員。

◎ 1番 (末若憲治君)

すみません。何度も言いますけど、このデメリット一つずつクリアしていかない といけないと思うので、どんどん、お話を進めていきたいと思います。

あとよく出てるのが、引き継ぎ保育において、子どもたちや保護者の方がストレスを感じてしまう。先生が変わったりとかするというような形もあると思うんですけども。どうしても、そのストレスを感じてしまう部分も変わるのであると思うんですけど、それを少しでもやっぱり感じないようにしていただくために、町としてできることっていうのはありますか。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

要は、先生がそのまま引き継いで、園にいていただければいいのにということなんですけど。当然、町立を民営化した際に町の職員の身分の一般の職員の身分の方ですね、嘱託・臨時は別ですけど、その方々についてはなかなか、この方々をそちらのほうに例えば一定期間でも派遣するっていうのは、なかなかちょっと難しいの

かなというふうには思っております。そういった前例があるのかどうかというちょっとまだ調べたこともございませんので、あれであれば調査等、考えたいと思います。ただ嘱託職員とかですね、臨時職員については引き続きの雇用を大体受けていただく時にはお願いをしております。そうすることによって今現状、保育所の場合、嘱託職員と臨時職員の方が正職員より多いような現状ですので。そういう部分では解消を、その辺のなんて言いますかね、子どもたちのストレス解消とかにはつなげられるのかなというふうには考えております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

末若憲治議員。

◎1番(末若憲治君)

そうですね。やっぱり引き継ぎ保育とかもやっぱりその先生が変わることが1番大きなストレスだと思うので、当然、臨時の方とかは残っていただくように努力をお願いして。では引き継ぎ、その前の段階たつまでの段階で新しく入る先生が早めに、保育園のほうに行って引き継ぎを行っていければ、少しでも改善していけるんじゃないかなというふうに私自身も思います。あと次行きます。保育料は変わるのか。これも質問があるかと思うんですけど、当たり前ですが、もう一度。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

保育料については、先ほども申しました保育は町のほうで行う。業務のほうの委託になりますので、この保育料については、認可保育園に、私立認可保育園に関しては町立と全く同じという形で、所得に応じての保育料が決まっております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

末若憲治議員。

◎ 1番(末若憲治君)

次に、教材費ですね、制服代。その他かかる経費が高くなるんじゃないかとこの声もよく上がると思うんですけど。そちらの点についてはどうでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

この教材費っていうのがですね、これ保育園ごとに違うんですね。それぞれの 保育園でどういうことをされるかによっても当然違いますので、これはですね、大 変申し訳ありませんが、一概に増えるとも減るとも言えないっていうのが回答にな ろうかと思います。当然、私立の認可園ですから、いろんな園児獲得のためには、いろいろ特色を出そうとするといろんなことをやれば、当然それに伴う教材は増える可能性は当然あるかとは思っております。ですので、そこの園の活動次第と申しますか。町立と同じレベルのことをやってあるんであれば、そう変わらないのかもしれない。教材に関してはですね。

それから、あと制服です。制服についてはですね、現状町立の園についてはありません。私立の認可保育園については、規定をしている。全ての年齢というわけではないですけども、ある程度の年齢からとかですね、その園によって違いますが、制服の規定をしているところは多いようです。ただしですね、大川保育園。これは町立の大川保育所を民営化でしたわけですけど、この大川保育園には制服はございません。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

末若憲治議員。

◎ 1番(末若憲治君)

教材費が急にかかるようになると、やっぱり保護者の方も負担に感じると思いますし、まず、やっぱり町立の保育園の予算をそのまま引き継いでもらえるような保育園になっていただけると1番いいというような感じですね。制服代の件もそうですけど、民営化して急に制服代がかかってしまうと、やっぱり保護者の方もえっというふうになると思うので。もしその選定の段階でそういったことでお話ができるのであれば、これもクリアできるんじゃないかな。先ほども杉野課長おっしゃったように、園っていうか、法人さんにならないと分からないという部分もあるかと思うんですけども、それを下げられるというか、その他の出費がなるべく出ないようにする努力というのは、十二分にできるんじゃないかなというふうに私も考えます。

次に建設費についてですね。こちらは町が民営化する最大のメリットというところかと思いますけども。もう一度確認したいんですけども、民営化で例えると、国の補助金が出て町の持ち出し分が12分の1でいいということで、間違いなかったでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

保育所等整備交付金、こちらを用いる場合ということになりますが、いろいろ 町でそういった計画とかを立てているか否かとかそういう条件はいろいろあるんで すけども、今現状でうちが建てているいろんな子どもに関する計画のですね、関係 であれば、現状として、対象経費の実質支出額から交付金の算定基準額のいずれか低い額の12分の1。こちらを町が負担するということになっております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

末若憲治委員。

◎1番(末若憲治君)

この建設費の問題もですね、以前だと思うんですけども、先輩議員もお話しされてたかと思うんですけど、交付税措置があり起債も特別なものがあるというふうなお話も出てて、少し私の中でも情報が幾つかあって、どれが真実なのかというか、どれが正しいのかちょっと分からなくなってる部分があるんですけど。もう、公立で建て直した場合は、一切ないという形で。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

一切ないというか交付金とか補助金という類いのもので言うんであれば、ありません。ただ交付税、これについては措置があります。交付税措置について過去、議会でもいろいろ出てきております。私もいろいろ調べまして、平成27年の3月ですか。国会で高市早苗総務大臣が答弁されたっていうのがありましたんで、私もそれ調べまして、一応全部見てみました。その中で公立保育園に係る施設整備費及び運営費については、事業費の50%を一般財源化に係る地方債の対象とし、事業費の半分ですね。一般財源化し、地方債の対象としますと。その元利償還金については、事業費補正により70%、単位費用により30%、合わせて100%地方交付税で措置するというふうになってます。つまり事業費の50%については、地方交付税に計算する際の基準財政需要額というものがあるんですけども、これにおいてみていますというふうに言われております。

ただですね、いいですか続けて。ただ先ほど単位費用というのを30%って申しましたが、この単位費用の30%については、標準的な行政経営を行う場合に必要な一般財源の額を表すものであり、保育所建設を実施するとか否かとか、そういう影響を受けるものではないということで、当町においては、この施設整備に対する交付税措置としては見てませんで、先ほど事業費の50%分のうちの補正事業費補正分70%事業費全体で言うたら35%分を、基準財政需要額に算入されているというような形で考えております。でですね、参考までにその基準財政需要額っていうのが、地方団体ごと、自治体ごとに標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源の額というふうに言われてます。この地方交付税はこの基準財政需要額から

基準財政収入額、地方団体の標準的収入の一定の割合により算定された額を差し引いた額というふうになるんで、要は、交付税の基準額には算入するんですけど、35%ですね。

でも、粕屋町って意外と財源がよそに比べると充実をしているというふうに見られておりまして、なかなか、その分全部が入ってきているというわけではないようなんですね。当町の平成29年度の基準財政需要額というのが約65億円、実際かかると言われるお金。で、基準財政需要収入額、入ってくるよっていうお金ですねこれが56億。差し引きで交付税が9億円ほど国から入ってくるいうことになります。ですから、非常に難しいんです。交付税の計算ですごく複雑なもので、何とも言えない部分はあるんですけど、公立保育園に係る施設整備費が35%交付税計算に入っているということにはなってるんですけども、現状の交付税の入ってくる金額から引くと、必ずしも全額国から交付されてるということではないのではないかというふうに思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

末若憲治議員。

◎1番(末若憲治君)

非常に難しくなってきてますね。どういうふうにこれを私自身も町民の皆さん に説明していいかって、なかなか僕らも1年しか経ってないんでなお難しいなと思 うんですけども。もう中身をこう突き詰めていくと、いろんなことが分かってくる んですけども。結局、それをやっぱり天秤に掛けたときに、どう考えても民営化の ほうが、町としてメリットは大きいということ、これで間違いないですか。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

いわゆる町のメリット、コストということで考えれば、コスト的には断然民営化 にしたほうがメリットがあるという形になろうかと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

末若憲治議員。

◎1番(末若憲治君)

次、4番に入っていきます。またその建設費が当然浮くと、浮くと言いますか、持出し分が少なくなるということで、残る財源も多くなってくると思うんですけども。やっぱりその財源を残して、全部が全部じゃないですけども、これもおっしゃってたと思うんですけども、やっぱりその民営化して、更にプラスアルファより良くしていきますよっていう形に持っていければ少しでも納得をしていただける

んじゃないかなと思いますが。残った財源、どのようにやっぱり生かしていきたいかというか、どのように生かしていくかっていうのは考えがございますでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

私がお答えするべきなのかっていうのはあるんですが、日ごろ町長とお話をさせていただく中でですね、言われておりますのは、要は、認可保育園の職員の処遇なりが非常に低いというですね。いわゆる支援を必要とするお子さん方を見るにしても、今年からようやく加配の給与分ですね。1人分全額と言いますか、今までは2分の1だったものが、その倍になったということで改善はされておりますが、これでも町の臨時保育士がフルに勤めた場合の給与よりはまだ低いですよね。そういうことを考えると、もう少しそういったところの改善であるとかいうことは考えないていかないと、なかなか職員自体も集まらない。それから、給与自体が保育士さんが何年勤めていっても、あんまり民間のほうは上がっていかないっていうようなことも現実があるようですので、そういった処遇の改善とかいうのには充てていかないといけないのかなと。

当然のことながらですね、この保育部門にだけお金を使うという話は当然ならないと思うんで、それ以外の様々な福祉の分野とか、そういうところにも当然こういったお金はいくのかなというふうには考えておりますが。私としてましては、担当であります当然保育園関係の話になってしまいますんで、保育士の処遇改善等ですね、やっぱりしていく必要が急務じゃないのかなというふうには考えております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

末若憲治議員。

◎ 1番(末若憲治君)

やっぱりどうしても、財源を残して、結局関係ないところに使われてしまうとやっぱり保護者の皆さんというか、保育園にかかわる方たちには御納得いただけない部分が多いのかなと思うので、少しでもやっぱり余分な財源をつくって新たに手厚くフォローしていくというのが大事だと思いますので、そこら辺も重ねてお願いをしていきたいところであります。

最後、最初にちょっと御質問をさせていただいたのであれですけども。町有地を 無償貸与して認可保育園をやってしまうと、町有地が、無駄になってしまうんじゃ ないか。無駄と言いますか、よくないんじゃないかというようなお話も聞きますけ ども、先ほど申したとおり認可保育所、私の中でやっぱり私立の認可保育所というのは、町のほぼ施設に近いものであるというふうに考えておりますが、町立で保育園をやった場合と私立で保育園やった場合、例えば避難所の問題とかもお話に過去上がったろうかと思いますけれども、ちなみに認可保育園は私立の認可保育園を避難所としてお願いすることっていうのは、もうこれ完全にできないことなんでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

あのですね。保育所、町立の保育所は場所によっては、避難所になっております。保育所だからできないということはないんですね。私立の場合、じゃあこれができるのかっていうと当然、私立の場合ですから、町の施設ではございません。町が補助金等をですね、出してつくっているとは言ってもですね、町の施設ではございませんので、単純に避難所に指定するというわけにはいかない。

ただし、これ民間の施設でもですね私が答えるべきかどうかは分からないですが、本来は協働のまちづくり課ですけど、私の前任のとこなんでそのままいきますが、基本的には民間の施設でも協定を結べば、避難所として開設は可能です。現状として一時避難所としてですけど、例えば乙仲原西区であれば、ミスターマックスの駐車場2階の部分とかですね、既に一時避難所としての協定で結んでおるし、いざというときは活用可能なようになってます。そういうところからいうと、私立の認可保育園に対しても、そういった協定を締結することによって避難所に指定することは可能ではないかというふうには考えます。ただですね、基本的に保育所というのは、災害が起こった後も、一番最初に業務を開始するところになります。学校は最後まで避難所としては使いますけれども、どうしても、いわゆる保育所に預けるお父さん、お母さん方が仕事を再開される際には、必ず開いておかなければいけない施設ですので、長期にそこを避難所としていわゆる避難者が生活をするという形では使うことは無理ではないかというふうには考えております。ですので、あくまで一時避難所というようなことであるんであれば、協力を求めることは可能ではないかと考えて、私的にはおります。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

末若憲治議員。

◎1番(末若憲治君)

町有地の無償貸与は少しお話に上がってましたけど。そのほかに何かこう、民営 化を私立の保育園を誘致する何か問題っていうか、デメリット。結局家賃が入って こないとかっていうようなお話も出てたと思うんですけど。結局は町がやっても同じような、私自身は結局町がやっても家賃は入ってこないので、それをやってるところが民間か町かというところで、やってる間は問題ないかと思うんですけど、結局、出ていってしまった後の話が出てたのかなと思うんですけども。それもですね、しっかり契約の段階で出ていく。仮にも保育園運営をできなくなってしまったということを、早めにこう言っていただくというか。急にやっぱり出て行かれると、これもう大変なことになるので。それを早めにこう、契約を打ち切る場合は、3年だったりとか1年、それちょっと具体的にはあれですけども、そういったことも実際、法人がどうしても出ていかないといけない、保育園を続けていけないということになった場合っていうのは、早め早めに契約についての話なんかは、もう事前にできる話はありますか。

◎議長(山脇秀隆君)

杉野子ども未来課長。

◎子ども未来課長(杉野公彦君)

現状としてですね、そういった話を事前にどの時期からできるのかっていうのは非常にちょっと想定がされてない部分であろうと思うんですね。おっしゃるようにこの先ですね、子供の数はいずれ少なくなっていくんですね粕屋町においてもですね。ですので、その場合に経営的に立ちゆかなくなるところが出て来るやも知れんというのはございますので、その辺は監視をしていくしかないんですけど。そのために恐らく監査とかいうものがあるのかなというふうには思ってるんですね。ですので、そういう事案が発生しないように、日ごろから園のほうとの情報交換等をやっていくっていう形でしか、ちょっと現状としてはないのかなというふうには考えております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

末若憲治議員。

◎ 1番(末若憲治君)

ちょっと、なかなかその始める段階から契約を解除するお話というのは難しいと思うので、潰れることをあまり意識してやるのもどうかなと思うんですけど。先ほど言ったようにやっぱり急になくなってしまうのは、大変なのはやっぱり町なので、そこらのしっかりフォローもしていかないといけないなと思いますし、厚生常任委員会で、議会報告会ということで、町民の皆さんから声を聞いたときにも、幼老の共生施設というか、一緒に今やってるところもあるということも話が上がってますので、メンバーになってからじゃ、なってからというかそういう現実があらわれてから取り組んでも遅いので、しっかりとそこら辺も私たちもしっかり勉強して

いかないなとといけないなと思いますし、ぜひそういった先を見据えた形で取り組んでいただければなというふうに思います。改めて民営化についての御質問をさせていただきました。

昨年の6月からですか、1年経過をしましたが基本的にはもうあのときから何も 変わってない状況といいますか。結局足止めをしているような状況で。当然9月に 請願が採択されまして、9千数十名の方のですね、思いを受けとめて、どういうふ うに進めていこうかというのを御苦労されてらっしゃると思いますけども、もう、 まず今現状分かってることっていうのは、やっぱりその老朽化したから建替えない といけないというところが1番の大きなところで、それを今このままずっと続けて いくと、より子どもたちが危険な目に遭ってしまうっていうの、これもう誰もが認 識してることですので、大変御苦労されると思います。正直このまま2園民営化を していくのか、それとも町立でいくのか。はたまた1 園だけ民営化して1 園を町立 でいくのか、いろんな方法があると思いますけれども、町長も戻られましたしです ね、しっかりと前に進めていただいて。私も議員になったときに、先輩の方から町 執行部の方と議会は両輪でやっぱりやっていかないといけないということで、御指 導いただきましたので、議会としてもですね、やっぱりだめなことはだめって言っ ていかないといけないと思うんですけども、一緒になってですね、この民営化につ いての問題を進めていければなというふうに思いますので、町の執行部の皆さまも ぜひ早めに行動をとっていけるようにですね、計画のほうをよろしくお願い申し上 げまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

(3番 末若憲治君 登壇)

◎議長(山脇秀隆君)

これにて、予定しておりました本日の一般質問を終結いたします。

お越しいただいております。傍聴者の皆さまにお知らせいたします。

議会運営委員会における協議結果によりまして、本日は4名をもって終了いたします。明日、6日水曜日にも4名の一般質問を実施いたします。時間の都合がつきますれば、明日も引き続きお越しいただきますよう御案内申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午後2時23分)

平成30年第2回(6月)

粕屋町議会定例会

(一般質問)

平成30年6月6日(水)

平成30年第2回粕屋町議会定例会会議録(第4号)

平成30年6月6日(水) 午前9時30分開議 於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

9番 議席番号 6番 中 野 敏 郎 議員

10番 議席番号 9番 川 口 晃 議員

11番 議席番号 11番 福 永 善 之 議員

12番 議席番号 2番 井 上 正 宏 議員

2. 出席議員(16名)

1番	末	若	憲	治		9番	Ш	口		晃
2番	井	上	正	宏		10番	田	Ш	正	治
3番	案	浦	兼	敏		11番	福	永	善	之
4番	鞭	馬	直	澄		12番	小	池	弘	基
5番	安	藤	和	寿		13番	久	我	純	治
6番	中	野	敏	郎		14番	本	田	芳	枝
7番	木	村	優	子		15番	八	尋	源	治
8番	太	田	健	策		16番	Щ	脇	秀	隆

3. 欠席議員(0名)

4. 出席した事務局職員(2名)

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 髙榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名(19名)

町 長 辰 美 副町長 吉 武 信 一 大 教 育 西 村 久 朝 総務課長 堺 長 哲 弘 経営政策課長 今 泉 真 次 税務課長 中 原 一 雄 収納課長 臼 井 賢太郎 協働のまちづくり課長 中小原 浩 臣 学校教育課長 山 野 勝 寛 社会教育課長 新宅信久

給食センター所長	神	近	秀	敏	都市計画課長	田	代	久	嗣
地域振興課長	八	尋	哲	男	道路環境整備課長	安	松	茂	久
上下水道課長	松	本	義	隆	総合窓口課長	渋	田	香煮	令子
子ども未来課長	杉	野	公	彦	介護福祉課長	Щ	本		浩
健康づくり課長	古	賀	4	づほ					

(開議 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

皆さんおはようございます。

本日は、一般質問最終日であります。4名の議員の予定であります。

WHO世界保健機構の高齢者の定義は65歳以上であります。政府は、2040年には 団塊の世代が高齢化に入るため、健康寿命を延ばすことを対策として、各自治体の 取組を推奨しております。こうしたことを踏まえ、喫緊の課題である健康寿命を延 ばす取組の一般質問が昨日行われました。ピロリ菌の消毒や減塩による健康増進と いった事柄で、これからの高齢化社会に向けた行政への方策の提案でございまし た。一つの例ですが、一般質問では、議員一人一人の専門知識を生かし、町民から の要望や陳情をそしゃくして、自分の言葉で執行部へ訴えております。執行部にお きましては、議員からの意見や提案には真摯に受けとめ、簡単にできないと判断す るのではなく、実行できるように模索をしていただくことを要望するものでありま す。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、た だ今から本日の会議を開きます。

◎議長(山脇秀隆君)

ただ今から、一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっと り簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しか も簡潔にされますことを改めて、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手 されますよう併せてお願いいたします。それでは、通告順に質問を許します。

議席番号6番、中野敏郎議員。

(6番 中野敏郎君 登壇)

◎6番(中野敏郎君)

議席番号6番、(咳をする音) すみません。中野敏郎。

一般通告書に従い、質問をさせていただきます。

すみません。昨日からちょっと私自身もテンションが下がっておりまして、何らかの形でテンションを上げなきゃいけないなっていうふうな形を思っておるんですが、先ほどから議長もおっしゃってたようにっていうかですね、健康寿命っていうかそういうふうな部分で、すごく考えるところがありました。

6か月前、私は一般質問して、3か月前ももちろんしまして、そのときに旧庁舎 の話なんかもしましたが、それが、町長その後ですね、倒れられて、その後、そう いうふうな話というのはどうなったんだろうかな。思いながら、今日の大きなテーマというのは、準備、そして推進というふうな準備力、そして推進力、これが全体を貫いている話でございます。どうやってね。準備していくかって、そういうふうなことと健康寿命、どういうふうに関係あるんかなと。町長の6か月の話から私もいろいろ自分の人生というのを考え直しました。もう単純に言えば、もう本当に単純な笑い話であるかもしれませんが、夕食毎回納豆食べるようになりました。もうこれも血液さらさら、私もね、ある意味で町長と似たような体格かもしれないし、それからウォーキングっという名の散歩をするようになりました。毎日1万歩歩こうと。そうやって少しずつ自分の健康寿命っていうんですかね。それを延ばしていこうかなと。もう一つ言えば、もうこれも1年近くなるんですが、毎日落花生を10個食べる。これってぼけ防止っていうふうな話でっていうか。かと言って私もこうやって、一般質問する時にいつも三つ四つ言いたかったことを逃しているというか。そうありながら、原稿読みながらっていうのも、訴える力というのが弱いかなと思ってなるべく見ないでやっていきたいなというふうな思いあるんですが。

早速、準備と準備力と推進力、そういうことから始めさせていただきますが、議長もいろんなことを話しされるんですか私、この3か月間、3月のですね、議会から一番なんか自分の中に感動したことっていうの。何かって、準備力の話でもちろん言います。

大谷翔平という選手ですね。大谷翔平という選手のことで、準備力というのをす ごく私は高まりました。NHKが、5月の3日の日に、NHK、朝、おはよう日本 という番組です。その中で取り上げてたんです。大谷翔平っていうのは、毎回毎回 特集で最近取り上げられてますから、皆さんもいろんなところで見られてるかと思 いますが、そのときの特集ってすばらしかったですね。視点がすばらしかった。誰 が出たか。大谷選手皆さん御存じのように、花巻東高校を出ておりますが、そのと きのチームメートが何人か出ておりました。そして記者が聞くんですよね。ね。あ なたたちの準備力というふうなストレートなことじゃないんですけど、何と聞いて たか。チームメイトだから彼らは質問されたんですけど、その質問内容というのは どういうことしてたんか。大谷選手がどうのじゃないんです。僕らはいつも打席に 立つときに、その一歩手前っていうのは、ネクストバッターズサークルというのが ありますが、ネクストバッターズサークルで準備するわけですよね。あいつの球は こうっていうな形でバットを持って。だけど、彼ら何て言ったか。私たちはそうじ やない。ネクストネクストバッターズサークルで準備していますって言ったんです よね。で、何が映像に出たか。エンゼルスで大谷選手が実際にやってるんですね。 ベンチの中で、何にもバットも持たないで、投手のね、タイミングを合わせながら

してるんですよね。ネクストネクストバッターズサークル、このことなんだな。

もう1人の子がこんなこと言うんですよ。私たちは常日ごろ100%の力を出すた めに、200%の準備をしています。軽々と言うんですよ。みんながそう思ってるん ですね。それを言ったのは、佐々木洋という若い監督です。まだ42歳ぐらいなんで すかね、その監督が言ったんですが。ただ、私ここだけで終わらなかった。その番 組はそのぐらいしかなかったんですけど。あぁ佐々木監督、すごいなって。いろい ろこの人、話題にもなった人なんですけど、何がすごいかって。ある時、彼の恩師 が練習風景を見に来たわけですね。そうしたときに、彼に対して恩師が何と言った か。おまえがね。佐々木監督が、おまえが練習の邪魔をしてると言ったそうなんで すよね。何のことはない。こんな話ってよく聞きますよね。やっぱり、監督が出し やばり過ぎている。いろんなことを言うからね。ぼんぼんぼん指図ばかりするか ら、それぞれの選手が考えていないと。自分で考えようとしてないと。これはいか んなと思ってから、数年後から彼はすごく考え方変えて、なるべく考えて行けよっ て。考えさせるような方策で何か指導をやっていったというふうなところです。そ ういうふうな脈絡が今も大谷選手やいろんなところにね、息づいてるんかな。そん なことがあれば、ひょっとしたら、こないだも話題になっておりました日大のアメ フト部みたいな形も起こらなかったんかな。そんなふうなことも思ったりします が。

さて、いよいよの本文なんですが、そういうふうな流れで世の中を見ていくとき準備力っていうのは、大切なことだなと。もちろん私も、この一般質問をするのに200%の準備をしてっていうか。100%の力を出したいなと思っておりました。ただ、昨日の町長の発言とかいろんなことで自分自身、ちょっとグロッキーになっておりました。なるべく明るくっていうかですね、未来を見据えての発言やりたいと思いますが、その辺勘弁お願いしたいと思います。

じゃ、1問目なんですが、民営化って昨日も町長の中で出ておりましたよね。町でやれることは町でやる。民営化できるものは民営化するっていうかですね、そういうふうな流れというのは確かに大きくあるかと思います。そして、IT化、地方分権、そういう流れの中でっていうんですか、役場の中で最終的に残る部署っていうのは何なんだろうか。そういうふうなことを私もいつもなんか常日ごろ、ね、そんなことを考えてるんですね。じゃあどうなるかって、そんなふうな流れの中でっていうか、まず最初、第1問です。

30年前の職員配置から大きく変化した部署っていうのはどこなんでしょうかということで。実はこれ対象者皆さん全員ですから、皆さんに質問というふうなことにしてたんですが、どこの段階か。総務課長というふうなことになっておりますの

で、総務課長のほうから30年前のっていうんですかね。そういうふうな趣旨でどういうことかということをお話し願いたいと思いますが。

◎議長(山脇秀隆君)

堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

御質問にお答えをいたします。

なにぶん30年前ちゅうのがなかなかちょっと以前の話過ぎてですね、情報が余り探しましたが残っておりませんし、またその変化の大小の判断がなかなか難しい面もございます。

一応調べました範囲でですね、現在の介護福祉課あたりが、平成11年にまず介護保険課として新設されて以降、介護支援課とか介護福祉課という形で変遷をしてきております。そこも含みまして、住民福祉部の各課ですね、平成16年、19年、22年と3度にわたりまして組織の改編が行われておりまして、仕事内容に応じて、課を分離したり、合併したりという形で課の数自体も変わってきております。で、このあたりがかなり大きく変化をしている部署ということで言って差し支えないかというふうに思っております。

◎議長(山脳秀隆君)

中野敏郎議員。

◎6番(中野敏郎君)

もうちょっと補足のですね、説明をいただきたいなと思いますが。もう一つ大きな変化というのは何かといったらやっぱり旧庁舎であったころの、これ1,900あぁすいません、58年以前ももちろん経験されてる方結構いるんじゃないかなと思いますが、1番長老と言ったら失礼なんですが、そういう世界をしってある吉武副町長、旧庁舎のあたりのっていうんですかね。そういうイメージで今とすごい変化したなあということを、自分の思うことで結構ですので、そんなことでも一言アドバイスいただければと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

吉武副町長。

◎副町長(吉武信一君)

私、ここが昭和58年ですね、その前に自分が入ったのが昭和52年なんで、6年ほど旧庁舎におりました。その頃から考えればですね、一番変わったと思うのは総合窓口課だと思います。それぞれ旧庁舎には窓口っていうのがありましたけど、それは税務課とかですね、住民課とかそういうふうにありましたけど、統一的に、今の現在の庁舎で言えばですね、玄関を入ってくれば総合窓口課で、ある程度の、住民

が来られて、どこに行くかというふうなですね、そういうようなシステムっていうか、そういうのは大きく変わったんじゃないかと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

中野敏郎議員。

◎6番(中野敏郎君)

吉武副町長。誠にうれしい私なんか回答いただいたというか。この後にすごくつなげれる話でございました。その前にというかですね、私も何かやっぱり自分の中でこれ知らなきゃいけないなと思ってですね、いろいろ調べてたんですね。

粕屋町史っていうのがもちろん皆さん御存じですが。これ読んでてまた人生がちょっと狂ったんですね、何かと言うたらすごくすばらしいんですよ。この内容がですね、もう表紙からきょうおべんちゃら言うわけじゃないんですけど、前の議長さんなんかが挨拶の言葉なんかされてるんですね。出版の挨拶。もうそれここで読んでもいいんじゃないかと思うぐらいに町の将来を見据えてのというか、過去を知って町の将来をというふうな話がこの中にいっぱい書いてある。

そんな中で私が興味を持ったのは、例えば、粕屋町が成立したですね、61年前。 どれぐらい職員の方がいたんだろうとかですね。そしたら、あんまりきちっと書い てなかったんですよ。10何人の大川役場と10何人の仲原役場、その人数がかみ合わ ないのでその合併のときいろいろ悶着あった。だから40人とかですね、そのぐらい の人数が最初の合併のときの職員の数だったと思うんですよね。

それからもう一つ、いろいろ言って言ったら話が混乱します。この、役場になったね。58年ぐらいの財政規模っていうのはおおよそ50億円ぐらいっていうですかね。そのぐらいだったと。そういう流れから見ていくときに、私たちはいつもこういうふうな線を提示するんです。こんなふうに来ててから、ひゅっと今動き回っていると上にぐっと上がってるというふうなことが見えるっていうんですかね。これは私自身がすごく感じたこと。ほかの議員の方あるいは職員の方も感じたことかもしれませんが、このところっていうかすごく世の中がもう、こんなに変化している。そんなことっていうのはいろんなとこから読めます。

例えばですね、教育長ですね。去年おととしの仲原小学校の松井校長でしたっけ。彼が話しましたよね。今の小学生がもう大人になるころにはその職業は半分であるとかですね、大部分なくなってるとかもそんな話がぞろぞろっと、この中に出てきましたよね、2年前。そして今度の失礼しました。これが松井校長ですね、今年の西村校長ですか、そちらの話は何をされたか。ITの話をされました。AIの話もされました。もう世の中のっていうんですか進歩というのがすごく変わってて、変化してて、伸びていて、その記事が私図書館で懸命に探しました。その元に

なっている記事ってのはこの記事で皆さんとこから読めませんが、AIロボ時代、 省力化加速、人手不足、分業で打開っていうことなんですが。

ここでちょっとだけ読んどきますが、例えばの話。野村総合研究所によると、今後10年から20年で日本の労働人口の約49%、ま50%ですね、がつく職業がAI。あるいはロボットに置きかわる可能性があると、ね。こんなことを小学校の先生知ってたらですね、今ある教育のシステムをやっぱり考えていきますよね。そうやって探していくと、まだまだいっぱいなんかそういう記事がこれも読売のおんなじようなところにあったんですが、フインテックであるとかいろんな記事があって、確かにそうだよな。どこぞの銀行に行ったら最近並ぶことあまりないよね、ですよね。番号札もらっても1番2番じゃない、こんなの要らないやんというぐらいに。なんでかって言ったら、そういうふうな形ですごい便利なっていうかAIの技術なんかが進歩してきたというふうなところかとは思いますが。先ほどの記事というのはメガバンクの話で、みずほであるとかそんなところが今から職員をっていうんですか、例えば3割であるとかですね、減らしていくというふうな世の中になっていくというふうなことであればっていうか。

じゃあ、そういうところから収益を上げてって言ったら失礼ですが、税をいただいてやっているこの役場、役場のシステムというのはどう変化していくんだろうか。この間、私がこれ出したときにも職員の方に言われました。あぁ、役場の職員いらなくなる、これやばいよなとか。しかして世の中では労働不足とかも行っているね。ホワイトカラーであるとか。あるいは役場のほうではですね、65歳定年延長というふうなことも行なっていますよね。そうしたときにどういった形でどういうふうな形で、私たちの仕事があるんだろうかと。

先ほど吉武副町長が言っていただいたような話がまさにあるっていうかですね。何かといったら、ついこの間 5月21日に私も別な仕事をしてて、ある建設設計会社の仕事いっぱいされてた方に庭づくりの図面持って行ったんですね。すいません、私今ちょっと議員をやっててちょっと何かすぐには図面出せないんですよって話したんです。そしたら、その方どこで議員をやってるんかと。粕屋町です。そしたら、その方が何と言われたと。あ、粕屋町。粕屋町の建物すごいもんなと言われたんですよね。へえ、粕屋町も大分たっててかボロイもんなとか思いながらですね。それが吉武副町長が言われたことだったんですね、ワンストップでの、やっぱりフロアーをきれいにしてる。やっぱり私も設計士の免許持ってるんだけど、設計する人っていうのはそういうモデルを求めるわけですよね。どこがこんなふうに改良してやっているからあそこに視察に行こう、見に行こうとかですね。そういうのにやっぱ町はなってたわけでしょ。ずっとなってたんですよね。だから、そういうモデ

ルになっていろんなとこにこれが反映していると。それによって人員がどうなった かというのを私もそれ前のことでちょっとね知りませんけど、そういうふうなこと っていうのがいっぱい起こっていくわけですよね。

じゃあこの後っていうか、皆さんに変わって受付ももっと変わるかもしれない。中国なんかはすごいですよね。もうAIロボットとか、そんなのがいっぱい出て、ですね。これ質問していいかどうか分かりませんが、それもNHKのニュースであったことです。ロボットにこんなことを聞いたそうですね、世界で一番美しい人は誰ですか、とAIロボットに。誰かこれ答えてもらえますか。世界で一番美しい人は誰ですか。目が合った人にとか言ったら失礼ですが。これ答えようとしたら、最近危ないですよね。怖いですよね。変な答えによってはですね、すごい叱責されるかもしれない。だけど、AIロボットって簡単に答えるわけですね、何と答えるか。そのニュースで言ってた。私はっていうか、美しい人がいっぱいいて、世の中にいっぱいいて答えることができません。何たる対応してくれるんだろうな。そんな対応がですね、できるようなAIというのがぽんぽんぽんぽんぱんと役場に出るかもしれないというふうな中ですよね。あまり私がいろいろしゃべり過ぎると、いろいろね、あれがありますので。

じゃあ、そういう中でっていうんですか、質問していきたいと思いますが、もう 2番目なんですよね。2017年が、AIの基準年というか元年だったそうなんですね、去年ですね。粕屋町っていうのAIね、そういった取組というのはね、どうなっていますかって。今後どうするような予定なんですかというところを質問したいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長(今泉真次君)

全国を見ますと、自治体におけるAIの実証実験や、パソコンの定型業務の自動化などが行われておりますが、今のところ、粕屋町では先行団体の情報を収集しながら、導入について検討したいと考えております。また、AIに関連する取組としては、昨年度から福岡都市圏において、オープンデータに関するワーキンググループに参加し、今年の秋を目標に、福岡市、北九州市、福岡県に続いて、自治体オープンデータの専用ウェブサイトを公開する予定としております。以上です。

○議長(山脇秀隆君)

中野敏郎議員。

◎6番(中野敏郎君)

何かうれしいような展開になっているわけですが。確かにその町という単位の中

でっていうんですかね、なかなかできにくくなるんだろうな。私も議員なってからすごく思ったのは、いろんな委託であるとかですね、そういうのが多い。じゃあAIであるところに部署にですね、その一つを取り入れたと。それがすごい金額がね、出てくる、金額がある。そうしたときにそれで職員を例えばやめさせるじゃないですけど、余り入れないでするのと、そういうデメリット、メリットというの考えたときどうなんだろうかとかですね。いろいろこう考えるところというのはございますが。ずっと考えていったらね町長、よく思うんですけど、これってですね、ひょっとしたら役場の世界っていうのは今現在ですね、昔40年、50年前ぐらいのですね、農業の姿じゃないかなとか思ったり、極端ですけど。意味分かりますよね。僕が言いたいこと。

なんでかと言ったらですね、やっぱりそういうふうな機械を入れるために、田植えしなきゃいけない。田植え機がいる。コンバインがいる。そういうふうな形で、次から次にそういうふうなのをですね、今から納入していくっていうか、町は入れていかなきゃならないんじゃないかというふうなことも想像したりする。それが町単位でできるようなね、すごい低価格でやっていくというんやったら、一番最初に上げていったところのっていうんですか、私は、このちいちゃな単位というんですか、自治組織での今の粕屋町というのが大好きなんですけど。そういう単位でいけるかと思いますが、それがですね、そうならないかもしれない。そういうところの勉強というものもやっていかなきゃいけない。

それが、3番目の質問になってくるわけなんですが、AIで懸念することっていうそういうところんなるんですが、結果的に言ったらここに書いてます3番の質問というのは、市政構想。そういうふうなですね、合併であるとかあるいはそういうふうな自分の町だけでというふうなことと、これから来るであろうと、もう本当準備力と思うんですよね。どう考えていくかと。その辺で町長どんなふうなことを思ってあるかっていうところを一言お願いしたいと思うんですよ。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

ただ今の質問にお答えいたしたいと思います。

実は、市制に向けて、どのようにするのかと、準備をするのかということでございますけども、市制にはですね、やはり合併と5万人になる単独の二つがあります。そういった中で、やはり合併につきましたら、近隣の首長と話あわないかなければならない。5万人になれば、おのずと市制に持っていけるというところもありますが、今の4月からですね、取り組む予定でございました。しかしながら、健康

上ちょっと悪くなりましたので、元気になり次第取り組んでまいりたいと思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

中野敏郎議員。

◎6番(中野敏郎君)

そのあたりのことは残念ですが、それ3番のところでまたですね、町長にお願いしたいっていうなところでございますので、やっていきたいと思います。そういうふうな形でっていうんですかね、やっぱり私たちの町っていうのを取り巻くっていうか環境というのは、この10年でそういう時代の流れの中でどう変わっていくかっていうのは本当、私も想像できない。

もう最初の話から言えば、ETCであるとかあんなものだって私もこんなのはもう10年後20年後よって思ったら、あっという間になりました。それによってどれだけのね。働く人たちがっていうかですね、なくなった。なくなったというかですね、いらなくなったといろんな意味ありましょうけど、そういうふうな形ですよね。30数年前に、私は携帯電話持っておりました。もう、自分が独立したときに動く事務所だからいると。もうセルラーという電話で電池を途中で変えるような、そんなときに私はいつも電話使いながら、世の中みんなが電話持つなんてあり得ないとみんなもそう思ってたと。そしたら、今こんなふうな形で全員が持つようなった。おまけに小学生でも持つようになった。

こんなふうに世の中がっていうんですか、変化していっているということをね、見ていったときに、今からもう本当10年後っていうのはですね、すごく変わっていくんじゃないかと。そんなとき、やっぱりリーダーの準備力っていうのはですね、大いに必要なことだと思ってるんですね。それは議会でも言えるっていうか、議長も御存じのようにですね、篠栗がiPadでやっていると。そしたら今度志免ももうやっているっていうかですね。篠栗やったiPadはもうちょっと古くて。うんというふうな世界が言われていると。志免は今からやっていく、もうすぐなんかチェンジしていくかもしれませんけど、取り組んだっていうんですか、取り組んだ第一歩というのはやっぱり蓄積していくんじゃないかなという気がするんですよね。

私、私もiPadであるとかいろんなことを得意じゃないんですね。自分の息子からなんて言われたか。父ちゃん、父ちゃんITリテラシーがないね。これ待てよ。なんか褒められたような言葉じゃないねって。リテラシーという言葉がよう分からなかった。要するにね、ITのそんな素養というんですかね、無いねなんて言われたんですよね。もう正直言ってこんなふうな成長をやってるから、子どもたちのほうが自分が生まれたときの流れはこんなに上がっていったら、何年かで追い越

されるんですよね。生まれて10何年でもう追い越されます。そういう時代がなってくるから、ね、いろんな形の先輩、後輩とか経験がというふうな世界が随分減ってくる。それがAIの時代になってくるんかなと。

今たまたまですね、新規採用というのは新しくですね、4月やらやってあるけど、やっぱり若い者でそんなもの持ってるものが、ボンと動くほうがよっぽどいいんじゃないかって、議会に入る前なんか私そんな技術者がいてからこんなネットワークとかそんなのを彼がすれば、一人の人物がすればいいんじゃないかなんて思ってたんですが、それは置いといて。例えば、新しく採用する中にそういうITに対してっていうんですかね。すごい詳しい技術者って言うんですか、そんなのを採用したいなとかそういうふうな思いというのございますでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

できれば、そういった専門職をですね、育てるようなIT関係、今から一番財源は人件費でございますので、そういったものをですね、加味しながら考えていきたいと思っております。

◎議長(山脳秀隆君)

中野敏郎議員。

◎6番(中野敏郎君)

今の話でまたちょっと思い出したんですが。やはりね、私たちのこの後々の将来の仕事であるところが、さっきの野村証券の研究所でしょうかね。後々まで職業がなくなるという、後々職業がなくなりやすいなと言われてるのが、一般事務員、受付係、銀行窓口係あるいは警備員、経理事務員、こういうふうなことがずらっと書いてあります。

だけどっていうかですね、逆に言うたらこの中で残ってる、いやいやいつまでもあるというなのは、例えば小・中学校の教員であるとかね、それとか保育所のね、保育士であるとか、こういうところは必要だろうというとこですね。後々の役場のシステムからいってそういう人材というのも、やっぱりきちんと確保しとくというふうなところも長い目で見たときに、必要かなというふうなところをちょっとつけ加えて、2番目に入らせていただきたいと思います。

2番目ですが、水道水まちづくりを先進地に学んでということなんですが。実は これ先進地っていうふうに書いておりますが、お隣の志免町ですね。たまたま4月 のころでしたか、4月にですね、志免祭りというのがあって、そういうイベント自 体も私は大好きなんですが、町がですね、いろんな関わりもやりながらっていう。 そのときにうろうろしてて、シーメイトに行って、大体私はそういうところに行ったら、その町の町の広報であるとか、議会の広報でそんなものとってくるっていうか、いただいてくるというの習慣づけております。ぱっと見ていったら、そこにあるんですよね。何があるかといったらすみません、順番を随分変えてしまって。古庄議員、御存じですな。その古庄議員が写真入りで、これですよね、タテコーラ。もう名前が洒落ておりますよね。竪坑とコーラを掛け合わせた。だけどコーラでは水の色が余りにもよくないから、サイダー実際上はサイダーみたいですが、もう期限を切れているんで飲むっていうわけにもいかないんで、私も大切に持っておりますが、まだね泡は出ているかと思いますが。こんなものをつくっているというふうな形で、すごいな志免町。こんなことをやってるなあっていうふうなところを気づいたんですが。

町長ですね、先ほど、これもうちょっと中身を話さないと分かんないですね、これがどんなものか先ほどあまり知られなかったから。たまたまこの町にはですね。 志免町の在住の職員いますが山本課長。このことについては知ってますか、知ってる情報だけお語りください。

◎議長(山脇秀隆君)

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長(山本 浩君)

私も志免に住んでおりますので、タテコーラは知っております。文化祭とかですね、ほかの行事でもですね販売をしております。対策は志免の上下水道課のほうでですね、取り組んだということで。志免の浄水場からの水道水のところからの水を使ってですね、コーラをつくったというふうには聞いてます。その程度です。私も1ケース買いました。

◎議長(山脇秀隆君)

中野敏郎議員。

◎6番(中野敏郎君)

いや、何か山本課長が何も知らないといったらどうしようかと私も思ってたんで すが、すばらしくっていうか、コーラを買ったというふうなところまで言われたん で、失礼ですが、おいしかったですか。

◎議長(山脇秀隆君)

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長(山本 浩君)

我が家では全部飲みました。はい、おいしかったです。

◎議長(山脇秀隆君)

中野敏郎議員。

◎6番(中野敏郎君)

そういうふうな形でっていうですかね、志免町では、タテコーラていうのをしてて、私もそれ以降というか、タテコーラ、タテコーラということで、ずっと志免町のっていういろんなところを探し回りました。その時町長さんであるとか議員であるとかね、おられてから、竪コーラないですかね、ないですかねって言ってからいろいろ探して、食品会社がちょっと持ってあたからそれいただいたりとか議員から配慮していただいたりとかして、どうにかして手に入れてっていうんですかね、これ。

そしたら、一般質問の中にっていうんですか。志免町の中でも相当に話題になってるみたいなんですね、2人の議員がこのタテコーラのことについて、一般質問をしてあると。図書館に行って私は、会議録をずっと読ましていただきました。あぁそうなんだ。よその町に行ってそういう会議録を読めばよく分かるなぁと、ちの町と対比することもできるしっていうかですね。これ書いてあってから、何がすばらしいか。これ、松本課長ね、いろいろ調べてあると思いますのでね。この流れというのもうちょっと詳しく言えるんだったら言ってもらったらいいかと思います。お願いします。

◎議長(山脇秀隆君)

松本上下水道課長。

◎上下水道課長(松本義隆君)

質問にお答えいたします。

志免町のタテコーラの企画販売は、粕屋町でも奨励に値しますかということだったんですけども。タテコーラについてちょっとお話をさせていただきます。タテコーラの企画は志免町の水道事業50周年に当たり、上下水道課の職員さんたちが、町民の方に志免町の水をPRしたい。安心して飲めるきれいな水であることを知っていただきたいという思いで、志免町の水道水を源料としてご当地サイダー2,770本を作成し、タテコーラとして文化祭等で販売したものでございます。志免町のランドマークである竪坑櫓にかけてタテコーラとネーミングされ、地元愛あふれる名前で大変好評だったと聞いております。御当地サイダーは、平成27年度に大野城市の50周年水道の50周年記念事業でも作成されており、水道でなく町のPRにもつながるよい企画だと思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

中野敏郎議員。

◎6番(中野敏郎君)

今町長聞かれてですね、実は志免町でもちょっと話題にいろんなことで話題になったんですが。こういうふうなことっていうのをですね、例えばこれ職員がやったわけですね。もう一つ言ったら、職員の中のっていうんですかね、まちづくり課っていうかそういう課にいた子が、水道課のほうに異動して、私その課を調べてたら、すばらしい名前なんですよね。何て書いてあるか。

町の魅力推進係課。ね。町の魅力を推進するこんな課であれば、もう毎日毎日そこの課に行ってから、そんなことを考えなきゃいけないですよね。そんな思いを持ってた職員が、水道課に行ったとき、こんなのやろうやっていうふうな形になっていたわけですが、ただ、私もちょっと不安があるんですよ。10人中これ進めていったとき、1人2人はそんなものって言うんです。なんでそんなものと。町長はどうお思いになりますか、こんなことを職員がしたい、する、したっていうことになれば。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

ただ今の御質問でございますが、やはり職員はですね、やはり新しいものを欲しがるものでございます。ですからぜひですね、そういった案があればですね、取り組んでいただきたいと思っております。非常に1人で考えるよりも、全職員で考えたほうが、いい発案が出ると思いますので、その辺はですね、ぜひ議員の方も御協力をお願いしたいと思います。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

中野敏郎議員。

◎6番(中野敏郎君)

職員の皆さん、ういうふうな形でですね、大いに推奨されるというふうなところなんですが、古庄議員はこのことに関してですね、何か質問されてんですよね。町はそういうふうなタテコーラ何かすばらしいアイデアを出してからしたことに対して、褒めるとか、推奨するというか、そういうふうな制度はあるんかっていうふうなことを聞いたら、世利町長のほうは、いやない。実際上は12月の忘年会かそういうふうなときに、こんな何かあって、ちょっと褒めてる。というふうな町としてというかその職場の中でのですね。推奨というふうな形なんですが、粕屋町にもそういうものっていうのはありませんよね、現在。どうですかね。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

先ほど答えられましたように、世利町長の対応というものをですね、私から見ればですね、予算を簡単に使うということはできませんので、やはりそういう褒めることだけで終わるのかなっていう気でございます。

◎議長(山脇秀隆君)

中野敏郎議員。

◎6番(中野敏郎君)

褒めるだけでも十分なっていうんですかね。価値あるかと思いますが、これが私はですね、この町にやっぱり起こってもらいたいというふうなことを思うんですね、大いに。で随分前、今も若い、若くはありませんけど議員になり始めたころに、予算委員会でしたか、水道課の話で質問したことあるんですよね。粕屋町の水はどうなんだっていうか、せっかく酒殿というところがあって、あそこは昔ですね、すごい水がうまかったと。まぁ、吉武副町長もうなずいていただけるように、やっぱ地元のですね、大切なあそこにね、おいしい水があったんですよね。水町とかいう地名が昔あって、それは実はもうぼた山の下あたりぐらいですね。実際上これに書いてあったんですね。移動して今別なところに水町。もう水町っていうふうなね、名前が付くほどに水が湧いていた。そういうふうなものと酒殿、さけどのっていうんですか、そういうのというのは、なっていくわけですが。そういうふうな水があってね、どの水もどうなんですかというふうなことを聞いたことがあるんですけど。残念ながら、どのどれもこれも一緒ですよ。これ、1番の質問になってくるわけですけどね。そういうふうな形になっていたんですよね。

だけど、そういうアイデアでってなんか考えれば、いろんなことができると。私は、前も言いました。何回も言うたら皆さんの頭の中にしっかり植えつけられるかと思いますので、言いますが。例えばボタ山にですね、カシスを植えようと言いましたよね。そのカシスと酒殿のその水と合わせてからですね、その水をおいしい薄いジュースが飲めるなんてすてきだな。いつも思います。視察に行ったときに(商品名)よりも、そういう地元のお茶を出したほうがいいじゃないか。私たちももらってもうれしいっていうかそういうものをですね、一つでも二つでもすね、元気よくつくっていくような風土っていうものをこの町にね。根づかしていただきたいというふうなところを思ってっていうんですか。今の竪コーラのね、話をさせていただいたんですが、ちょっと幾つか抜けたとこあるんですが。

もう一つっていうんですか。これっていうのは、福岡の水というふうに書いてありますが、これ私がたまたまっていうか。こないだ大山町に森のほうの植樹に行ってその帰りにこれをいただいて、そのあとっていうんですか、これがずっと私の頭

の中にありました。何があったかって言ったら、今まで議会とかでもいろいろ論議してて、そんなのも、中野は気づかなかったんかなというふうなこと言われたら、ほんとおしまいなんですが、よく見ていったら、私たちが飲んでいるこれが毎日飲む水だとしたら、このうちの3分の1ですね。3分の1は、この福岡都市圏ですよ。筑後川の流系、あの流れから来ている水だというんですよね。よく話を聞いていったら、実は粕屋町は、3分の2。このあたりまでの水というのは、ね、この山からおりてくるような地下から湧くような水じゃなくて、筑後川の水なんですよっていうことを聞いたわけですよね。これを聞いて、私はよくいうような自給率とかいろんなことを思ったんですが、町長もこの私がここにコメント書いておりましたので、この数字を見られてっていうんですか、率直な話、これでどんなことを思われたかっていうところで結構です。どんなふうに思われました。この3分の1であるとかですね、3分の2であるとか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

一応、議員からいただきました答弁書を見てみますと、やはり3分の1と3分の2ということですね。書いてありますから、その差異はどうなのかという御質問ということでございましたから、確認は担当にいたしました。これは、議員が確認したらですね、誤確認ですよと言った形で、一応は聞きましたけども、何が誤認かどうか分かりません。

しかしながらですね、それはもう議員のほうにちゃんと連絡は済んでおりますていう回答は聞いておりますけど、今何がその差があったのかっていうことはですね、それまではちょっと話は聞いておりません。ですから、よかったらこの場で聞いていただきたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

中野敏郎議員。

◎6番(中野敏郎君)

少々、ちょっと回答。町長がですねこの数字で思われたっていうふうなところで、素直にですね、思われたところで結構だったんですが。私自身もですね。こう言った数字というのを知らなかったんで、松本課長のところ行ってっていうかですね、いろいろなんか知りたいっていうか。おい、自分たちの飲み水というのことしっかり考えなきゃいけないよね。何だよ、わざわざね、向うまで森に行って木を植えてんだけど、自分たちの原水ていうんか水源でいうんか、そんなのはどうなってんだっていうんですかね。そういうふうな思いも持ったわけですよね。だから、こ

の辺なんてこういうふうな数字になったのかとか、経緯とかですね、その辺は松本 課長のほうがね、詳しく説明してくれるかと思いますので、ぜひよろしくお願いし ます。

◎議長(山脇秀隆君)

松本上下水道課長。

◎上下水道課長(松本義隆君)

お答えいたします。

17市町で構成されている、福岡都市圏の総配水量に対する福岡地区水道企業団からの受水比率は38.9%でございます。当町は、昭和53年、平成6年の大渇水の経験、また、順調に伸びる人口に対する水需要に対応するため、計画的に確実に用水供給が見込まれる、同企業団による受水を求めました。そのため、当町における比率は64.2%、約3分の2となっております。受水比率につきましては、各水道事業体の計画によりまちまちでございます。受水比率が多い自治体では80.5%、少ない自治体では6.4%となっております。

また、同企業体の供給先の約6割が福岡市さんであり、受水比率などは福岡市さんの現状に近くなる傾向がございます。以上でございます。

◎議長(山脇秀隆君)

中野敏郎議員。

◎6番(中野敏郎君)

はい。先ほどのね、合併論議とかそういうふうなことともね、つながってくるか と思いますが。

私たちの町っていうのは、水をっていうか今現在3分の1っていうかね、ぐらいしか自分たちで自給できないという、そういう現実があるんだ。やっぱりね、みんないっぱいこの福岡都市圏は使ってるんだということで、こんなパンフレット出ていると。えっ、3分の1。やっぱりそういうふうな、みんなが驚くほどに筑後川に恩恵なってるんだというふうなところだったんですよね。私もこれはないんじゃないかどうのこうのって思いながらっていうかですね、もっともっとこの辺掘り下げなきゃっていうふうなことを思ったんですね。

ところがもう先ほどのこの世界に入り込んでいって、そしてこれを入り込んでいったら、卯平さんあたりなんかにね、つながっていく。そしたら、この卯平さんの時代に、すごいね長卯平さんが若杉の山ぐらいから水を、これ農業用水というふうなですね、中心になるかもしれませんが。先人というのはそんな動きをやられてからね、私たちの農業であるとかね水であるとかそういうものを加工してきているという。

今現在というのは、たまたまこの福岡市の近辺に行ってグループがぽんとできて 福岡市っていうですね、大きなシステムがあるからボンっと大山町にダムつくろう やと江川にダムつくろうやとね、そういうふうなところで一緒に金を出しましょう やということで、なれたんだけど。そうじゃなかったら、おい大変だよな。志免町 は以前、マンションをつくるというときに何か水不足とどうのこうのってありまし たよね、もう建てちゃいけないと。粕屋町でそんなことを聞いてなかったから、潤 沢にあるんだろうななんて話を私は単に思ってたら、古大間までしたか、その古大 間に脈々と水があるから、こんなにいっぱいあると思ってたら、そうじゃないんで すよと。あの表面の1メートルだけが、私たちの水利っていうかですね。水飲むた めの権利ですよというふうな。違ってたら後で訂正してくださいね。そんなふうな ことを担当から言われるから、あぁそうなの、俺たち足りないんだ。そうしたら、 何かそういうふうな山に関してもっていうかですね、あの近辺の山焼却場にしてた ような山とか、あの辺から森から豊かな水が生まれてくるのもあるんだから、やっ ぱり考えなきゃいけないんだと。そういうふうなこともやっぱり準備していくとい うかね。そして、そういうふうなことも少しずつ何か推進していくような、形にな ってもらいたいというふうなことをもってこの2点目というのは、終わりたいと思 います。

あと3点目っていうような形になりますが、3点目っていうのはですね、大体これ、今回の一般質問というのは、2点目で大体終わりにしようとしてたんですね。 そしたら、たまたまなんです。何がたまたま。5月の21日でしたか、そのころに、 隣の町ですね。篠栗町で三浦町長が住民説明会っちゅうか、住民のまちづくり住民 説明会みたいなことをされてる、これっていうのは、町長がやるようなですね、選 挙的な形の。それかなあと思ったら、いや違いますよと。回覧版で回してっていう んですかね。そうして、職員であるとか、町民を集めての会をやってますっていう ふうな話を聞いたんですよね。それをほんと翌日聞いて私行きたかったなと思った んですが、残念ながら行ってないんですが。

そうしたらいろんな人から話を聞いたら、町長が90分ぐらいにわたってですね。 あそこは何でしたっけね、あそこのクリエイトですかね。クリエイトの3分の2ぐらいに集まったそうです。動員もいっぱいかかってたかもしれませんが、それだけ集めて町長はずっと90分間パソコン一つ持ってっていうんですか。ずっと操作しながらしゃべっていたと。自分はこうこうこうですよ。前も、あの人を見に行きました。あんな世界でやられたんかな。すごい町長だなっていうふうなね。感じ思ったんですが。ちょっと待ってよ。それを自分の町に振りかえなきゃいけないなと私思ったんですね。 ここに書いているようにですね、去年の秋にやりましたね、課長がみんな一般公開のプレゼンテーションというのをやりまして、あれっていうのは、課長がそれぞれやられて、やっぱり町長がそれに返さないといけないかなと私その時思ったんですよね。そうよね。あのときの町長の話っていうのは、挨拶でしたもんね。挨拶で一応これの中の3分の1はとかいうそんな話だったんですが、ぜひっていうかこれね、やらなきゃいけないもっとアピールしなきゃいけない。それを受けてっていうんですか。それがやっぱりちょうど4月でよかったんじゃないか、5月でよかったんじゃないか。ただ、ね、具合が悪くて町長ね、残念ながらそうやったんですが、思ったんですね。そのタイミングで、例えばわかりやすい予算書が送ってきたんですね、我が家に。おいこれやない。裏表紙。こんなことじゃなくてですね、何月何日町長がそうやってやりますよってですね。やってからできないかな。そうしたらいいじゃん。何にしたっていいじゃないですかね、自分が訴えることやっぱりやんなきゃいけないと思うんですよね。今やれないかもしれませんが、思いだけをね、私にね、お答え願いたいと思います。そういうふうなことをやっぱすべきじゃないのかっていうことですね。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

ただ今の中野議員の質問にお答えいたします。

元気になり次第ですね、そういったことで考えはあります。しかしながら、日ごろの業務がありますし、いろいろなこともありますから、できるだけやっぱり住民にもですね、迷惑をかけたらいかんところもありますし、やはり防災もあります。 議長とも話したんですけど、いつかはですね。もう、年に1回みんなで防災の日というた形でですね、各自、各身障者の方もなんもかも全部連れて来るぐらいのですね。やはり、そういった防災運動もしなくてはならないなと。

ちょうど小石原のですね、村長が言われておりましたけども、ちょうどその計画をして実施した後にすぐ大水害が起こったと。いうことで、やはり大変多くのですね。命が助かったということでございますから、そういった訓練等もですね、いろいろありますし、やはりそういったことをですね、やれればいいかなと思っておりますし。

先ほど昨日の質問ございましたけども、やっぱりあの、予算が決まっておりますから、そん中で誰かが泣かないかんというところもありますし、やっぱりこれは人間にかけていくもんであるというところが、いろいろありますからですね。やはり財政的なことにつきましてはですね、やはり決めたほうについてはですね、町民に

ですね、ぜひ話して、そういった会議を持ちたいと思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

中野敏郎議員。

◎6番(中野敏郎君)

すみません。何か、かみ合ってなかったような気もするんですが、私は、これお金がかからないことでっていうかですね、広報どうせ出す裏にして、そうやって人を集めていただいて、やっぱそれぐらい苦労してでもって、苦労はしないんですよね、集めて自分の思いというのを伝えられるほうがいいんじゃないかと思うんですよね。だからぜひ、例えば、もう民営化の問題とかそんなことをボンボンボンやっぱ町長ですね、そんな中で言われたほうがいいと私は思ってるんですよ。逆にですね、自分の考えというものをボンと出すというか。このあたりの作戦ていうか考えというのは、池田副町長がおられたことに考えられたことかもしれませんが。池田副町長、こんなことに対して、町長もやっぱ発言しなきゃいけないよというふうなアドバイスとかいうのはなかったんですかね。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

それはありました。はっきり言いましてからですね。そういったものにつきましては、今後今から発信していきましょうということでは、それは●●

◎議長(山脇秀隆君)

中野敏郎議員。

◎6番(中野敏郎君)

今はもう池田副町長いらっしゃらないからそれはですね、そんなふうな形で消えて、町長の健康状態も●●。次回というか来年はありますしね。こんなタイミングでぜひっていうか、そうすることによって、やっぱりいろんなあのときに言った課長のっていうんですか、思いというのが分かるし、自分らはよく分かるわけですよね。そしてそれがまた振り返って秋に皆さんがしゃべることにつながってくるんじゃないかと思うんです。毎回毎回それを重ねることによって、だから今は聞いたばっかりで町長の答えがない。特に今年は施政方針だってですね、町長の100%じゃないでしょう。ね、そんなところ思ったらやっぱり発信が弱い、弱いんですよ。だからぜひそんなところもやってください。元気になられてっていうかですね、それが僕は必要だと思っておりますので、お願いしたいと思います。

最後の質問になっていきますが、副町長いらっしゃらなくなってっていうかです ね、2人目のっていうんですか。副町長をですね、どうするかというふうなところ になってくるんですが。今までにもうっていうんですかね、いろんな形でね答えというのが出てきたんですが、やっぱり井上議員が今日も言われるかもしれません。 言われるかと思いますが、私はいつも思うんですよね。根本というのは人だと思っているというかね。人がどう動くか。どういう担当があってそういう部署があればそれで動いていくし、思いがあれば動いていくと思うんですよね。

だから町長が、これやりたいんだとかいう人材を持って来てですね、1 点突破とかいうふうなことをやられたらいいんじゃないか。そんな思いが私たちに伝われば、ね。オーケー出しますよ。ね、そういうふうなとこでこれやっていったほうがね。未来につながるんじゃないかとAIでもさっきね、建設的な意見言っていただいた。そんなものも必要だろうし、合併のことやら。ね、いろいろ何か情報を得ていくとう~ん遅れてるよな。

先ほど言いましたように、志免のね、議会録読んでたら、いっぱいその合併についてですね、討論やらが垣間見えるっていうかですね、いろんな動きされている。そんな見えながら私たちもやっぱ計略、計略と言ったら失礼ですが、うまい具合に何か結びついて、これとこれはうまくやっていこうやってね。そんなときに町長が動けないんであればですね、副町長っていうのをね。今ある吉武副町長とあわせてネットワークをつくってやられたらどうかと思うんですが。それは町長のやっぱり元気度合いっていうか、それをバンとやろうとする意気込みだと思うんですが。そのあたりを最後お聞きして終わりたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

今、質問でございますけども、今後はですね、2人から1人になったということでですね、今は大変ですね。アドバイスをするという人がなくなりました。しかしながら、今後につきましてはですね、今、副町長に自分がしたいこと。やはり住民と約束をしておりますマニュフェストの実現のためにですね、やはりこれはしたいというようなこともですね、やはり、こう言っていかなければならないかなというところがございますので。もうちょっとですね、検討は私元気になりましてから発信していきたいと、私は思っております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

よろしいですか。

◎6番(中野敏郎君)

はい、終わります。

◎議長(山脇秀隆君)

一言終わりの挨拶を。

◎6番(中野敏郎君)

すみません。終わりの挨拶を言うと長くなるんですが、もう一つ本当は思ってたんですが。

◎議長(山脇秀隆君)

5分ありますよ。

◎6番(中野敏郎君)

そういう意味で言われるなら十分言えるんですが。

実は私思ってたんですが、こんな言い方すると久我議員みたいにいつものパターンなってしまいますが。

例えばの話、今度のですね、入学式、挨拶がございましたけど、そのときの挨拶というのは私の大川小学校では、堺課長が挨拶されたんですよね。ね。緊張してるだろうって聞いたらですね、いえ、ただ町長の代読をするだけですからとか言って。だけど、堺課長というのは、当番になったらですね。当日の本番のときは、ちゃんと何か自分なりに子供たちに合わしてっていうんですか、やってたんですね。すごいなと思いながら。

ただ私が言いたいのは何かって言ったらですね、今町長がこうやって不在であるとか、いろんなことがあってっていうんですか、代読っていうんですか、そんなのが多過ぎると。この間、商工会総会やったけど、吉武副町長もちろんね、代読というような形で。ほかにずらっと来賓来られてみんな代読でした。こんなのはいけないよな。やっぱり自分の意見を言えよというふうな思い持っております。

だからっていうか、4つの小学校あるんであればっていうんですが、今後その町長、副町長、副町長もう1人いるかいないか分かんないけど、それと議長であるとか副議長であるとか。それぞれが自分の考えでというかですね、そういうものを出したほうが私はいいんじゃないかと。

もう一つ言えば、もう小学校1年生の子どもたちは聞いてませんもんね。正直言って聞いてないんですよ。ほとんど聞いてない、知ってあるでしょう皆さんね。小学生何してるか、だから校長苦労してるじゃないですかね。いろんな手品をしたりであるとか、玉手箱からどうのとか、もう本当そうなんですよ。それよりかって、自分の魅力で何か出してほしいなと思うんですよ。いつも議長がやられてるように、そんな思いで何かやられたらいいかなと自分の考えというのは出しましょうというところで締めの挨拶とさしていただきます。すみません。終わります。

(6番 中野敏郎君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時29分)

(再開 午前10時40分)

◎議長(山脇秀隆君)

それでは、再開いたします。

議席番号9番、川口晃議員。

(9番 川口 晃君 登壇)

◎9番(川口 晃君)

それでは始めます。

議席番号9番、日本共産党の川口晃です。よろしくお願いします。

最初は須恵川及び須川及びその周辺地域の水害対策問題について質問します。そ の項目の1番目として、須恵川の浚渫問題です。

昨年の九州北部豪雨が示しているように、非常に短時間に集中的な豪雨が襲います。思い起こせば昭和48年、酒殿から甲仲原にかけて須恵川左岸が氾濫しました。また、宇美側の氾濫とも重なって扇から四軒家、柚須から下流福岡市の二又瀬、吉塚、箱崎にかけて、地域一帯に大被害を及ぼしました。あれから40数年が経過しますが、須恵川流域の田畑には、人家や工場や大型の店舗が建ち、遊水地が狭められてしまいました。一層危険な状態になったものと思います。須恵川の土砂の堆積の問題は、過去にも幾度か一般質問しました。扇橋の上流域から福岡市の松田の新幹線の付近まで大量の土砂が滞留しています。過去10年ぐらいで、1、2度ですね、浚渫された区域もありますが、見た目にこれは非常に危険な状態になっているなというふうに感じます。先日までは、土砂が分かってたんですけど自在王井堰を上げましたんで、水がですね、溢れて今日は流れていますので、そのあとは分かりません。しかし、危険な状態じゃないかなというふうに思います。

須恵川は、2級河川で福岡県の管理ですが、被害を被るのは市町村です。緊急に 浚渫が必要ではないかと私は思ってるんですが、県は、須恵川の水害対策について 浚渫計画等はお持ちでしょうかということ。町長、分かっておれば答弁をお願いし ます。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

御質問にお答えしたいと思います。事あるときにもですね、浚渫をするようにということでですね、要望はいたしておりましたけども、やはり今回の九州北部豪雨

等のほうに、予算をとられてですね、なかなか浚渫ができないということでございます。できるだけ早く対応したいということは多々良川も両方ともですね、片一方は柳の木が生えて、非常にうっそうとしておりますし、今、議員がおっしゃいます須恵川のほうにつきましては、やっぱり真砂土が流れ込んでから、非常に多く堆積をしております。ですから、それを上げていただきたいというところがございますので、要望はしております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

はい、川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

はい、町長も認識のようなので安心しました。要望していただきたいと思います。

それでは、2番目に移ります。続きまして、須川の浚渫の問題です。

須川は5月から6月にかけて鯉や鮒が産卵に押し寄せてきます。40センチから50センチメートルぐらいの大きさの鯉が、20匹、30匹群れをなして産卵します。川にはですね、こもが生え絶好の産卵場所になっています。こうした場所を保存することは非常に大事なことだと思いますが、そうとばかりは言えない状況があります。須川の近所の人の話では、背骨が曲がったり、変形した鯉が泳いでいたり、危険な魚がいるそうです。昨年、私の家に電話がかかってきました。ミスターマックスの前に今いると。須川に真っ白な水が流れている。なんでしょうかと問うてきましたんですが、私は分かりませんから、役場の環境課のほうに電話してくださいというふうに伝えました。

こうした汚染された水が流されたりしている状況です。土砂も堆積も1年ごとに増しています。一度ですね、全面的に浚渫して、化学物質等が汚染された土砂の撤去が必要ではないかというふうに思います。須川はですね、私が知ってる範囲内では、結構底の部分をコンクリートで固めています。そういう部分が結構長い距離あります。それで、普通の川よりも浚渫しやすいというふうに思います。因町長の答弁をお願いします。係でも結構です。

◎議長(山脇秀隆君)

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長(八尋哲男君)

須川については南里水路とも呼んでおりますが、これにつきましては本年度4月にですね、乙仲原西農区から浚渫の要望がなされているところでございます。現状確認いたしますと、緊急性はそれほど高くないと思っておりますが、今後は、校区分け等を行いながらですね、計画的に浚渫工事を実施していく必要があると判断を

しているところでございます。

体積土量等、不明な状況でございますので、基礎調査等まずは、必要ではないかと考えております。今後は、道路環境課とも協議をしながら、計画的に事業実施をしていきたいと思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

今度の補正予算書を見ますと、200万円ぐらいの中でついてますが、それが今、 八尋課長が言われた中身なんですか。南里水路の。

◎議長(山脇秀隆君)

安松道路環境整備課長。八尋地域振興課長。

◎地域振興課長 (八尋哲男君)

予算は、道路環境整備課のほうの予算のこと言われてるんだろうと思います。地 域振興課としましては、今年度予算は実際ございませんので、今後の検討課題だと いうことで考えております。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

そしたら予算書、補正予算についている調査費はどちらの関係ですか。今回のや つですよ。

◎議長(山脇秀隆君)

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長 (八尋哲男君)

南里水路ですね、今回は浚渫のことじゃなくて、一部コンクリート矢板擁壁が崩落してるところがございます。それの関連で、予算要望をしているというようなところでございます。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

分かりました。それでは、次に移ります。釜屋橋の架け替え問題です。

釜屋橋の架け替えは、前伊藤議員からも一般質問を何度もされております。随分前から、地域の人たちからの要求がこれありました。釜屋橋は、結構頑丈につくられていて、緊急な補修の対象には今のとこなってないというふうに聞いてます。また、この道路、釜屋・箱崎線は大型車が非常に多く通ります。危険な道路ですか

ら、道路の拡張をして、釜屋橋は歩道がかけられる計画も以前はありました。粕屋 町の計画が進む前に、周辺の状況が一変しましたんで、この傾向が止まったようで す。残念なことですが。

今回私が問題にしてるのは、橋の構造の問題です、構造。昔は、橋の高さは、土手の高さと大体同等に水平になっていました。しかし、これでは橋桁が水面のほうに近づくわけです。それで現在の橋の構造は、だいたい穏やかなアーチ状になってると思います。それで写真を示します。これは阿恵橋の状況です。ちょっと近くから撮ると全体が分からないので、遠くから撮ったんですが、大体アーチ状になる。橋のところまで坂道になってきて、両方からですね、こうなる。それでは、これがさっき言いました南里水路。粕中側から見た写真です。ここの土手のところが高くなってて、アーチ状になります。これをもっと接近してみますと、土手の高さと橋桁の下、一致するようになる。恐らく、こういうふうな設計にしようというような指針が出たんじゃないかというふうに思います。私は、こういう話を7、8年前なんか聞いたような気がします。釜屋橋は、現在の橋の設計指針には合致していないんじゃないかと思うんですね。長寿命化という立場だけでなく、水害対策、防災の立場でですね、橋の架け替えを要求しているんですが、その辺についてはどうでしょうか。回答をお願いします。

◎議長(山脇秀隆君)

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長(安松茂久君)

御質問にお答えいたします。

釜屋橋につきましては、昭和46年に架設され、47年が経過をしております。それで、平成27年度に橋梁点検を実施いたしましたが、診断の結果は、構造物の機能に支障が生じていない状態ということで、健全という診断がなされております。道路の維持管理を担当しております道路環境整備課といたしましては、現時点では釜屋橋の架け替えについての検討は行っていないという状況でございます。また、床版下部が道路面より下がっております。今、議員さんが言われましたように、実際下がっております。しかしながら、道路の底から床版の下までのあれが、約2メーター40ぐらい今ありました。それでそこに一部堆積物がございましたので、堆積物の水害対策としては、水路内の浚渫を計画していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

そういう対策は必要だというふうに思いますが、なにしろ、その釜屋橋というのは非常に古い橋です。確かそれのひとつ上にミスターマックスの手前に橋がありますけども、あの橋は、後で作られた橋でして、それで釜屋橋と古い橋、こっち側、今言ってる橋、それが1番古い橋なので、恐らく以前の設計法でやってるのでですね。現在の設計には、恐らく合わないんじゃないかというふうに思います。確かに、強固な橋ですから、体力的にはもてると思いますけども、そういう意味で、なるべく早く架け替えをお願いしたいなということを最後に言います。

それでは3番目、自在王井堰下流域の側溝の浚渫と簡易堰の設置についてです。簡易堰といいますと、どう言ったらいいかな。いろいろな方法があると思いますが、自在王井堰から水田用の取水のための水路が、土井ノ内から道徳を経由し、柚須西信号を通過して内橋・二又瀬線ですね、道路の。それに沿って真っすぐに西のほうへ流れ、福岡市へ向かいます。柚須区の地形は条理制をなしていまして、この水路が、水路にとって、直角方向に大体110メーターぐらいの感覚で北のほうへ水路が引かれています。この水路をきれいにしておけば、水は原田のポンプ場にスムーズに流れます。ポンプ場から須恵川のほうに、くみ上げられて、水害対策に非常な効果を及ぼしています。しかし、残念ながら分岐の簡易の堰がありません。それで、具体的にはこういうものがあるということで示したいんですが、これは、志免の水路の分岐線の写真ですね。ここ、どっかここに差し込んでぐーっと上げれば、水路の下のずっとこう上がってきて、簡易な堰になります。そして、水を分けていくことができます。粕屋町にもですね、私の知ってるところは、酒殿にもありましたし、長者原にもあります。確か、内橋の近所にもこういうのがあったように思います。

それで、分かっていれば答えていただきたいんですが、大体こういう簡易な堰としては、どれぐらいの費用がかかるんでしょうか。ですから、粕屋町も関係しているので、大体の費用は分かると思います。担当課で答えられたらお願いします。

◎議長(山脇秀隆君)

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長 (八尋哲男君)

さっきの形状あたりはイメージがつくんですが、私もちょっと4月に来たばかりですので、具体的なだいたい幾らっていうのがちょっとまだ把握はしておりません。申し訳ございません。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

私の経験的な感じでは、そんなに費用はかからないんじゃないかと思います。ま あいいです、その話は。それで、柚須駅付近はですね、防火栓も水道管の圧力の関 係で一つしか設置されていません。防火用の取水のためにどうしてもですね、必要 なものではないかと思います。

数年前ですね、ある工場から出火しまして、それを消すのに10時間かかりました。須恵川から水を引いて、その近くに流そうとしたんですけど、それができませんでした。こういうのがあれば分岐して、直ちに流すことできます。そういう意味で、緊急に対策を講じていただきたいなというふうに思うんですが。因町長、答弁お願いできますか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

必要性っていうものはですね、感じております。そういったものがあるとすればですね、火災等も防げるというところもございますが、なんにしても財源というのがありますので、やはり一つを●●すれば、一つは消さないかんというところもありますから、それは、優先順位をつけられて、それから判断してまいりたいと思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

金の問題はいろいろあるんですが、柚須関係の水路はですね、粕屋町の中でも一番最初の頃、三面側溝されておって、まず、あの横に流す対策とかいうのはあまり図られていません。だから、非常にこういう方法が遅れておりますので、なるべく早く対策を講じていただきたいっていうのをお願いしたいと思います。それでは、時間の関係もありますので次に移ります。

二番目は、公文書の問題です。まず最初に、公文書の保管の意義と範囲についてです。今まさに公文書の改ざん、隠ぺい、廃棄の問題が安倍政権を震撼させています。

昨年でしたか、NHKで福岡共同公文書館に市町村から公文書として保管される ものが少ないというような放送がNHKでありました。その時は何気なく見ていた んですが、今の政治状況みてると公文書がいかに大事なものかということが分かり ました。

国においてはですね、公文書等の管理に関する法律というものがあります。第1 条の目的でこのように書かれています。この法律は、国及び独立行政法人などの諸 活動や歴史的事実の記録であると。公文書などが、健全な民主主義の根幹を支える 国民共有の知的資源として、主権者である国民が、主体的に利用し得るものである こと。それから、国民主権の理念にのっとって、現在及び将来の国民に説明する責 任が全うされるように云々というふうに危惧されています。つまり、健全な民主主 義の根幹を支える国民共有の知的資源と位置づけてあります。それから、主権者で ある国民が、主体的にこれを利用していくことができるというふうに位置づけられ ています。第2条では定義があって、アラビア数字の8項にですね、公文書とはと いうことで、行政文書、それから法人文書、特定歴史公文書、まぁ三つに分類され います。

役場などで取り扱うものは、一般的には行政文書であろうと思います。まず、な ぜ公文書を保管するのか。そこの意義について、粕屋町としてはどのように認識し てあるのか。答弁を簡単にお願いします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

同じテレビを見たのではないかなという思いでございますし、当時は田川地区の 方が出られたかなっていう。あれは、もう2回も3回も放映されたということがご ざいますけども、公文書保管につきましては、認識をいたしております。そうした 中、粕屋町につきましては、総合計画並びに歴代の広報等ですね、保管していると いうふうに報告があっています。詳しくはですね、担当のほうからしたいと思いま す。

◎議長(山脇秀隆君)

堺総務課長。川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

それでは、多分重複した答えになると思いますから、ほかの範囲の問題を問いた いと思います。

例えばですね、役場の文書っていうのは、医療費とか介護費用とか各種の税金とか個人情報はありますよね。それから、事業に関する他社との折衝の記録、今度だいぶ最高の問題になってるそういうもの。それから会議等の記録など数限りないものがあると思いますが、役場で取り扱う全ての公文書が文書なんですかね、こう言われる法律でいう公文書になるんですか。担当課で結構。

◎議長(山脇秀隆君)

堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

まず、最初の公文書の保管管理の意義という形で、先ほど議員が言われました通常の公文書管理法ですね。こちらの目的、もうおっしゃるとおり、これ意義であるというふうに考えます。それともう一つ、粕屋町文書管理規程というものが定めてありまして、そちらのほうにも趣旨という形で書かれております。行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政の適正かつ効率的な運営に資すると書かれておりまして、こちらが粕屋町として定めておる意義ではあるというふうに思っております。

公文書の範囲でございますけども、これも先ほど議員が言われたとおりですね、 行政文書、法人文書、特定歴史公文書。これがいわゆる法律上定めてあります公文 書等の範囲でございます。粕屋町としまして、特にどこまでが公文書という定めや 明文はございませんけれども、この、行政文書というところで定められております とおり、行政機関の職員が職務上作成し、または取得した文書であって、当該行政 機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有していると。これ が、粕屋町で行政文書、公文書として取り扱っているものは、ほぼ全てになるのか なというふうに思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

そしたら、役場の仕事の業務に関する全ての書類は、公文書という位置づけになるんですかね。そう理解していいですか。

◎議長(山脇秀隆君)

堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

はい、そうですね、組織的に用いるというつもりで職員が仕事上作った文書というものは全て公文書と。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

私は、ちょっと気にかかったことがありますので、これは緊急に質問したいと思うんですが、一昨日から池田副町長の在任中の仕事の中身についての質問がいろいるありました。

私がちょっと気にかかっているのは、彼は役場職員に対して個人面接をしてですね、聞き取りをしています。それが、私の最初の任務だと言っておられました。役場職員は、220名を超すぐらいの正職員とそれに匹敵するぐらいの非正規の職員が

いると思います。彼が聞き取りをした職員っていうのは大体何人ぐらいいらしゃ る。そして、どの範囲で書類として残ってるんですか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

200名を越す方から、事情聴取を個人面談を行っていると思います。それから内容につきましては、私が健康になってから引き継ぐということでなっておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長(山脳秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

はい。それでは、文書は誰が引き継ぐかっていうことは、町長が引き継ぐわけですね。保管も町長が保管するわけですね。これは、多分個人情報がかなり含まれているんじゃないかと思います。これが外に漏れると職員としてですね、非常に迷惑を被ることが多々出てくるんじゃないかというふうに思います。

それから、次です。彼は、SPCとの交渉に何度か行かれたように聞いています。町長もこの前言われましたね。彼はSPCとの交渉に何度行かれたんですか、結局。

◎議長(山脇秀隆君)

質問の意図がですね、この通告書にないので、言い方を変えて。川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

言い方を変えます。彼がそういうふうにしたんですけど、彼の交渉記録っていうのは載って誰か記述してるんですか。保管してるんですか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因辰美君)

それをまだ見ておりませんのでですね、後日検討したいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

それはちょっと極めて…

どういったらいいですかね、手落ちやないかと思いますので。彼が要するに公文 書として残すべき代物は、全て役場のほうで把握しないといけないんじゃないかと いうふうに思います。恐らく今、今度裁判があっているので町長と池田副町長が行 かれた中身についても、いろいろ出てくるんじゃないかと。それは、ちゃんと町長 の責任で押さえる必要があるというふうに思います。答弁をお願いします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

内容についてはですね、口頭である程度のことについては聞いております。しか しながら、それが書類に残ってるかって言われればですね、確認をせんと分からん ということでございますので、元気になってから、それを確認したいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

わかりました。次に移ります。

福岡共同公文書館に保存されているものはどのようなものがあるかということなんですが、公文書館は上古賀にあって、粕屋町からも、確か数年前派遣していましたよね。誰か派遣してあったというのは。だから、保存の範囲はどの範囲を保存しているんでしょうか。端的に答えていただきたい。

◎議長(山脇秀隆君)

堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

共同公文書館のほうに保管をしております文書ですけれども、町の総合計画です とか国土利用計画など複数いろんな資料がございますけども、各種の計画・構想等 ですね、そういったもの、また、昭和32年の町制施行時からの広報紙、また、

20年、30年とか、節目ごとにつくりました何周年記念という形での記念誌。それから、町政要覧の資料編ですね、こういったものが保管を移管をして保管をされておるところでございます。

◎議長(山脳秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

重要な交渉記録とかいうのも保管してあるんですか。

◎議長(山脇秀隆君)

堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

交渉記録ですとかそういったものはですね、基本的には移管文書の中には含んで いないというふうに認識しております。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

分かりました。これはまた次回に詳しく聞いていきたいというふうに思います。 最後、3番目に、過去に公示された建物・河川・公園などの設計図書の保管について質問します。

過去に工事されたいろいろな建物、土木工事などの設計のための計算書、設計図、工事途中での変更などの所見など、私は、個人的に非常に大事なものだと思っています。身近な例としては、柚須区の文化センターの耐震診断の問題が発生したんですが、副区長が一級建築士なんで、設計図を取り寄せて耐震診断をやろうとしたんですけど、設計図がないということで、柚須区としてはこれを断念したそういうことになっています。現在、建物などの長寿命化が大きな課題ですが、計算書や設計図がないと改修や補修ができません。

粕屋町には、ドームやサンレイクや、役場庁舎、図書館、給食センターなど大型施設がいっぱいあります。駕与丁公園のような大型の土木事業もあります。保管期間が5年だからだとか、例えば10年だからと廃棄してしまうということは、これは許されないんじゃないかというふうに思うんですが。長寿命化計画で40年、50年に出すということになってますから、40年、50年はやっぱりちゃんと保管する必要があるんじゃないかというふうに思いますが。因町長、西村教育長、何か答弁ができたらお願いします。

◎議長(山脇秀隆君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

教育委員会が保管しております、社会教育それから学校施設等につきましてはで すね、所管の課長のほうから答えさせたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長(新宅信久君)

議員御指摘のように社会教育課所管3施設、ドーム・フォーラム・サンレイク等 ございますけれども、完成図書等につきましてはですね、庁舎の書庫の中にきちん と保管をしております。対象としては永久保存扱いになっておりますので、10年ご とに見直すことにはなっておりますけれども、基本的には永久保管ということで対 応をさしていただいております。完成図書のですね一部は、業務に必要はありますので、各施設にも分冊して保管をしている状況でございます。以上でございます。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

私が意図したことは、説明されましたので、大変うれしく思います。何か、また おっしゃるかな。

◎議長(山脇秀隆君)

山野学校教育課長。

◎学校教育課長(山野勝寛君)

つけ加えて、学校教育課の施設であります学校等ですね。近年改修工事も行っておりますが、以前からの設計図面につきましては、役場の文書規程の中でですね、永久保存となっておりますが、最近ではデータ管理もですね、行えるようなものについてはですね、データについても一緒に保管をしておるような状況でございますので、申し添え報告という形にさせていただきます。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

神近給食センター所長。

◎給食センター所長(神近秀敏君)

給食センター所管といたしましても、社会教育課並びに学校教育課とですね同じような感じで永久保存文書ということでですね、区分しておりまして、10年間の保存の見直しがありますけども、ほぼ永久保存ということで文書につきましては、給食センターのほうで保管をしております。以上でございます。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

駕与丁公園のほうは何か。

◎議長(山脇秀隆君)

田代都市計画課長。

◎都市計画課長(田代久嗣君)

駕与丁公園につきましても、工事を行いました都市公園の図面なども完成図書につきましては、永久保存としまして10年ごとに見直しは行いますが、竣工図面等については、現在も庁舎内の倉庫に保管をしております。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

分かりました。それでは次に移ります。

三番目は、男女共同参画について質問いたします。

去る5月16日、政治分野における男女共同参画推進法が成立しました。これは、超党派の議員立法として提案されましたが、男女の候補者数をできる限り均等に資することを目指した理念法です。各政党には数値目標を定めるなどの自主的な努力が必要です。ちなみに、地方議会においてはですね、市とか区議で女性の議員の比率は14.6%だそうです。それから町村議会では9.8%だそうですが、非常に少ないという状態だそうです。粕屋町においては、16名のうち2人ということで、13%ぐらいになるんですけど。女性議員の比率を増すことは、必要不可欠なことではないかと私思います。

さて、安倍首相が2013年にアベノミクス3本の矢を経済政策として掲げましたが、その第三番目の矢、成長戦略の中で女性が輝く日本を目玉にしました。もう、皆さんもちょっと思い出していただきたいんですが、その政策に重点政策として3点挙げました。一つは待機児童の解消。二つ目は、職場復帰再就職の支援。なんか、女性はM型の状態でなんかなるとかいうことで、この下がったところをぽっとアップしなくちゃいけないということだそうです。3番目は女性役員、管理職員の増加というふうに、3点が掲げられました。

粕屋町では平成27年の3月に男女共同参画計画が発表されました。これはですね、この計画の期間が2015年度から、2024年度の10年間となっています。平成27年の9月にですね。私は、これを使って一般質問をしました。それから、約2年半が経ちました。同じような項目で質問していきます。

方針決定する場への女性の参画についてですが、これの10ページに表がありまして、平成26年度の状況は粕屋町では28.5%、福岡県は29.1%で、糟屋郡の他町との比較では、3番目に高いところにあります。46ページにはですね。こういう表が掲げてありまして、それの目標2というところにはですね。各種審議会の女性の参加率ということで、平成26年度は28.5%でした。数値目標として、平成36年度は50.0%、にするというふうに目標が書かれています。今、2年半、3年近くかかっていますけど、このときですね、各種審議会はどんな審議会かということで対象審議会を、問いましたけど、明確な回答はありませんでした。この数値目標が指摘している各種審議会の対象審議会を問いたいんですが、関係の方、関係の課長さんお願いします。

◎議長(山脇秀隆君)

中小原協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長(中小原浩臣君)

川口議員の質問にお答えします。

各審議会の中身はどういう審議会があるかという御質問ですかね。粕屋町における地方自治法第202条の3に基づく審議会のということだろうと思いますけども、その審議会18ございます。

幾つか言いますと、粕屋町国民健康保険運営協議会だとか、粕屋町青少年問題協議会だとか、粕屋町文化財保護委員会でそういったいろんな審議会、委員会が18存在するということになります。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

そしたら、対象の審議会のですね、一覧表ですか。そういうものがあったら資料 として私に頂けないでしょうか。

それから、2番目に移りますが平成29年度の各審議会、おたくが言われた各審議会の女性の、委員のですね、実数値、%でもいいですから、同じく答えていただきたい。

◎議長(山脇秀隆君)

中小原協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長(中小原浩臣君)

平成29年4月1日現在の資料でいいますと、27.8%というふうになっております。以上です。

◎議長(山脳秀隆君)

それと今さっき言いました・・・

◎9番(川口 晃君)

資料の提供ですね。

◎協働のまちづくり課長(中小原浩臣君)

資料はありますので、提供させていただきたいと思います。

◎議長(山脳秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

やはり、数値目標を立てて前進していくっていうのは、この計画の実行に当たりますので、数値目標を決めてきちっと進行していただきたいというふうに思います。

2番目は男女共同参画を進めていく教育啓発活動についてですが、ちょっと前に いろいろありますので文書読みます。

男女共同参画の基本は、女性の地位を高めること、女性の人権を高めることだと

いうふうに思います。1960年代には、人生手帳という薄っぺらな雑誌がありました。集団就職で関東や関西に働きに出てきた青年男女に大いに読まれました。労働の厳しさとか都会生活の大変さ、働くことの意義、人生の迷い、恋愛、結婚などを題材にして、雑誌を使って交流が行われました。学生や青年組織にも大きなこれは影響を及ぼしました。もちろん、私はそのころ若かったので青年団所属してたんですが、青年団にも大きな影響が及んできました。女子青年の活動がですね、花嫁修業型の活動から女性の地位を高める活動への大転換が図られました。こうして地域の民主化が進んできた訳です。

この計画では24ページに社会教育課と協働のまちづくり課が関係してるプログラムが掲載されています。こうですね。上は学校教育課ですから、これはもう学校でやるから、時間に応じてね、やっていかれます。社会教育は非常に難しいんですけど。1番上から子育て世代への啓発の推進、それから、1番下の各団体研修等での啓発の推進とありますが、一つ一つ聞くと大変ですので、何か特徴、三つほど聞きましょうか。子育て世代への啓発の推進、これはPTA行事などでの講演会、研修会を開催そのときにやるということですが、何かこうやられたようなことは聞いておりますか。

◎議長(山脇秀隆君)

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長(新宅信久君)

御質問にお答えをいたします。

啓発活動ですね、今うちのほうでPTAを通じてですね、各小中、幼稚園のPTA10園・校になりますけれども、そこで家庭教育学級というのを実施をしていただいております。その中で、各講師ですか、そういったところで、こういった男女共同参画の講師もぜひお願いしますというお願いは、各家庭教育学級のほうでお頼みをしている状況でございます。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

粕屋町で公にやっているということであれば出前講座による学習機会の提供ではないかと思うんですが。これ、一覧表をちょっとどんなことをやられてるかっていうのを出前講座メニューを見たんですけど。直接的にですね、女性の地位を高めるとか、そういう位置づけのなんかこうプログラムがないように思うんですけど。何か感想を言ってください。どっちがですか。社会教育課でもいいし、協働のまちづくり課でも結構です。担当は協働のまちづくり課ですね。

◎議長(山脇秀隆君)

中小原協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長(中小原浩臣君)

協働のまちづくり課ではですね、出前講座というのはですね、各いろいろな健康づくり課だとか社会教育課だとか、そういった専門の方がどこでもどの時間でも講座に行きますよというふうな講座だと思っております。今、議員さん言われるように、まだまだ男女共同参画について直接的なですね講話が、中見たら少ないかなというふうには感じております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

やはり、やっぱ計画書を進めていくという立場があると思いますので、1項目ぐらいそれぐらいに匹敵するような中身のある、何かプログラムを入れられたらどうでしょうか。これは予算がついてるので、予算をつけないとなかなか社会教育の学習活動は進まないというふうに思います。

それではですね、この項の最後に、女性の採用登用問題について質問いたします。女性が輝く日本の重要な施策としては、女性の役員や女性管理職の増員は大きな柱です。役場の管理職と言えば課長、部長制があったから課長、部長になるんでしょうけど。この場合ですね。係長さんも含めてですが、の推移。平成27年から平成30年今年まで、女性の課長さん係長さんは、どのように変化がありましたでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

まず管理職、課長のほうから申し上げますけれども、課長職に占める女性の割合が28年度が11.1%、29年度が11.8%、30年度が15.8%という形になっております。 昇格する、それぐらいの年代の女性の職員数とかっていうところに左右をされますので、一どきに増えるものではございませんけども、増加傾向にあるという状況でございます。また、係長職でございますけども、同じく28年度から申し上げますと43.9%、29年度が54%、30年度が50.9%こちらはちょっとその時期によってですね、前後上下がありますけれども、大体半分近くぐらいが女性が占めているという形になってきております。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。はい。係長さんがこれだけ増えていくことは、上のほうも増えてい

くことになるでしょうから、非常に傾向としてはいいんじゃないかというふうに思います。

それでは、最後の項目に移ります。これ一番難しい問題があるわけですが、4番目、子ども青少年の社会教育及び支援問題です。

1番目、子ども・若者育成支援推進法に関してお伺いします。

私は福岡市の社会教育研究会に時々参加して行きます。会報によると、近年、子どもの貧困や若者の社会的移行の困難が深刻化する中で、2010年に子ども・若者育成支援推進法がスタートし、地域における居場所づくり、学習支援、生活支援、就労支援など多様な取組が展開されています。福岡市の公民館でも現在幾つかの公民館で若者や学生と連携した事業や地域活動への参加が進められていますというふうに書かれていました。こうしたことで、この法律の存在を初めて知りました。また、昨年こういうことが私のほうに相談がありました。

ある青年の親類からですね。彼、このある青年は、彼は知能が小学校、小学生3年生ぐらいの知能しかなく、彼は職場に仕事に行ってます。職場に行ってタグ付けの仕事を担当しているそうです。なんかこう伝票みたいなものペタッと貼ったりですね、巻き付けたりするんでしょうけど。彼は、間違いが非常に多いので、すぐですね、上司の方からもういいからいすに座っておきなさいというふうにして仕事を外されるそうです。それで、昨年の2月か3月。2月頃だったですか、会社からもう雇えないから辞めていただきたいと言われたんで、それで私のほうに相談に来たわけです。私は、福岡県の技術支援センターが若宮にありますので、あそこに助言を求めて行きました。いろいろな措置があるんですが、その措置をクリアして、この青年は解雇されずに済みました。多分、今も行ってるんじゃないかと思います。しかし、彼の将来はどのようになっていくのか。もう私は不安です。この若者に似たような境遇の若者も結構いるのではないかというふうに思います。こういう経験もあってですね。この支援法が気になって気になって、今回質問することにしました。

この子ども・若者育成支援推進法の目的は二つだそうです。教育福祉雇用などの 関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的推進、二つ目は、ニートやひ きこもりなどの困難を抱える若者の支援を行うための地域ネットワークづくりの推 進だそうです。そして、この法律の一番の特色はですね、ニートやひきこもりなど に対して、関係機関が現場レベルでより一層連携して支援する地域協議会の仕組み が定められたことだそうです。そういう目的が明確化されているんですけれども、 これに対する担当課としては、どちらが担当課になる。意義づけについてちょっと 質問したいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長 (新宅信久君)

この法律についてですね、目的は、今議員さんがおっしゃられましたとおりの目的で、一つは国における大綱や地域における計画、相談窓口の開設。社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を支援するネットワーク整備ということで、今議員さんからも御指摘ありました地域支援協議会というのが、先日県のほうからも説明がですね、ございましたけれども。それを、市町村として設置するように努めなければならないということにされております。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

はい。この法律の9条は、市町村子ども・若者計画の作成というのがありますけど、うちの町としては、これ作成していられていませんね、これ。そうですよね。 初めて聞いた・・・

◎議長(山脇秀隆君)

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長(新宅信久君)

はい。御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、上位計画のですね、県が今年度からこういった福岡県青少年健全育成総合計画、これ略して青少年プランということで、今年度から開始の上位計画を説明会を受けております。粕屋町としてはですね、特化した支援計画はございませんけれども、私、調査しましてですね。ほかの自治体ではですね、実はこちら粕屋町で策定しております、子ども・子育て事業計画ですね、これと重複する部分がかなりございまして、ただ対象年齢が、こちらは18歳までを対象として、この推進法ですね。推進法の計画ではおおむね30歳までを対象としているというところが違ってですね、特化したものはございませんけれども、一応計画としてはこちらに基づく計画になろうかと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

分かりました。私もインターネットで見たんですが、福岡県子ども・若者支援地 域協議会の設置についてということで、県が・・・同じものだと。でしょ。それで ですが、この支援、データがちょっと知りたかったんで、これ質問します。 この6条はですね、政府は毎年国会に我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならないというふうになっておりまして、毎年、年次報告がされますが、これのデータの基本というのはですね、どこから取ってるんでしょうか。政府がつかんでる子ども・若者の状況というのは、地方自治体からデータをとっているんですか。それとも例えば、子ども若者組織とかNPO法人とかそういうものでしょうか。それとも、例えば、青年の家とか少年関係の公的な施設とか。大体、どこが基本なんですか。それ分かります。分かったら教えていただきたい。

◎議長(山脇秀隆君)

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長 (新宅信久君)

はい。この政府のですね、年次報告は乳幼児期から30歳を対象としてですね、人口動態、保健、保育、教育ですね。産業刑法犯罪など、そういった統計情報は網羅されておりますので、多分各市町村から上がる、それぞれの調査データをもとに政府としてまとめ上げているもんだろうというふうに考えております。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

そしたら、こういう報告書を出さなくちゃいけないというようなことで書いて、 それに該当に書いて出してくださいというそういうデータの集積じゃないというわ けですか。

◎議長(山脇秀隆君)

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長(新宅信久君)

例えば1例を申し上げますと、不登校数とかのデータも載っておりますけども、 それは、例えば学校教育の所管の調査によってしか上がらないと思いますので、そ ういったデータを用いているということは、この推進法に特化した調査のやり方じ ゃなくて、それぞれの部門から引き上げてきたというふうに考えております。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

はい、分かりました。さっき施策の問題で新宅課長から言われたんですが、政府 が講じた子ども・若者育成支援施策の実施状況ですけども、具体的に粕屋町の施策 としてはどのように反映されているのか。それはまだです。研究しているんです か。どの分野がそういうのを扱うのか。

◎議長(山脇秀隆君)

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長(新宅信久君)

はい。議員御指摘のように、これ多種多様なですね捉え方がありますので、どこら辺をですね青少年の育成という施策にですね、それぞれの課でやられてる部分もあろうかと思います。

当課ではですね。例えば、町でも青少年育成町民の会というのを組織して、それぞれの行政区に参加していただいて、巡回指導とかですね研修会を行っていただいております。例えば、各地域においては、アンビシャス運動もそれに該当するんじゃないのかなというふうに考えております。先ほどお話しした家庭教育学級でありますとか、放課後等、地域公民館において寺子屋事業なんかも行っておりますけども。これも放課後児童のですね計画としては、この政府の出した白書の中にもそういった放課後の対策事業も載せられておりますので、そういったのも施策としては、既に実施をしているところだというふうに把握をしております。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

時間がありませんので、次に移ります。

青年組織の問題ですが、私のイメージは、60年代、70年代の青年運動、学生運動が頭にあってですね。九大にジェット機が落ちて50周年ということで、今年はなんか歴史的な何か展示会とかなんかやってるそうですけど。私たちの研究室の50メートル北側にジェット機が落ちたんですが。そういう時代から考えると、今の青年は何してんのかなあ。さっぱりちょっと分からないんですが、社会教育課として、接触してある組織、それとかサークルとかいうことで、特筆してこれは言っておきたいということがありましたら、ちょっと述べていただきたい。青年の現状はどうなのかっていうのは。

◎議長(山脇秀隆君)

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長(新宅信久君)

それでは、粕屋町の現状としてですね、今、議員さん御指摘のように、うちのほうでも青年団という組織がまだ粕屋町としては残っております。これ糟屋地区内でももうほとんど残ってない。粕屋町のほうではですね、いろんな町の事業にです

ね、青年団の力を借りながら実施をしているところでございます。それと空と海の会という会がございまして、この会にも支援を行っております。このほかですね、推進法の立場から言いますと、インターンシップ、高校生とか大学生の就業活動の援助になる活動もですね、総務課を通じて役場としては行っているような感じでございます。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

もう時間がありませんので、最後の質問に移ります。

特別支援学校の誘致に関しての町としての考え方ですけど。3月議会で山野学校 教育課長から、私の質問に対して回答がありました。私は、山野課長にもう、何か こう腹かいているとか立腹してるんではありませんから。

誘致の条件が3点示されました。全くもってですね、厳しすぎてちょっと私も見過ごすことができないんですが。1番目が土砂災害区域ではないという土地、なおかつ最低2万㎡の造成地、3番目が、要するに更地の状況の土地を無償で提供しろということだったですよね。何かもう福岡県の対応が余りにもですね、そんな上から目線でないかというふうに私は思います。本来ですね、これは県の主体的な事業なんですよね。県が自分で独自に見つけてでも建てなくちゃいけない代物。何だ。このサイドはというふうに思うんですが、因町長。このような福岡県の態度についてどう思われますか。私は腹かいているんですよ。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

必要性というのはですね、やはりどこかないかというような調査ではないかなという思いであります。しかしながら、今、議員がおっしゃったように、やっぱりそういう言い方であればですね、立腹するようなこともありますのでですね。やはり、これからお互いにですね、情報を出しながらいきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

誘致に関しては、非常にみんなが待望しております。例えば、西小学校入学式の時でしたかね。校長が状況報告されたんですが、822名の生徒のうち支援を要する生徒が88名だそうです。1割以上いるんですね。これには、本当にびっくりしまし

た。私だけじゃないんです。周りの人がみんなびっくりしたんです。支援学校を選択される方、それから地域の小学校を選択される方。それは、それぞれの子どもと 親御さんが選択を決めるわけですけど、それは自由です。しかし、確実に支援のい る生徒が増えていることも、これは見過ごせません。特別支援学校の誘致は粕屋町 にとっても称美の的となっているというふうに思います。

最後に因町長。誘致に関してですね、頑張っていただきたいと思いますけども、 一言お願いします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

議員のおっしゃいますように、考え方はですね、土地があれば立候補したいという思いは十分あります。しかしながら、今所管が答えましたように2万㎡ですかね。ぐらいの土地もですね、ございませんので、そういった中ではですね、なかなかこう手を挙げることができません。しかしながら、久山に一部が残ってるということを聞いておりますので、それはですね町長会で議論はしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

川口晃議員。

◎9番(川口 晃君)

それでは、これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。 (9番 川口 晃君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

それでは、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時40分)

(再開 午後 0時45分)

◎議長(山脳秀隆君)

それでは、再開いたします。

議席番号11番、福永善之議員。

(11番 福永善之君 登壇)

◎11番(福永善之君)

議席番号11番、福永善之です。本日は2問、質問をさせていただきます。

1点目がですね、小中学校での性的な少数者に対する配慮に関してということで質問します。 2点目が、平成30年の当初予算の審議を終えてということで、私的なですね感想も述べながらですね、質問させていただきたいというふうに考えてま

す。

では初めにですね、小中学校での性的少数者に対する配慮に関してということで 質問をします。

まず、教育長に質問します。性的少数者という文言はどういう意味をなすのでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

性的少数者っていうのは性的マイノリティーと言いますかね、LGBTとこういう言葉もございますが、今回福永議員、この件について御質問なんですが、一応学校現場もですね、平成24、5年からですね、研修はずっと取り組んでまいっております。多様な性について考えるということの中に、この性同一性障害とかいうことでですね、子どもの人権を守るというところで、研修を深めたり、またそういった該当児童がおりましたら、生徒がおりましたらですね、対応するようにということは文科省も言っておりますし、県のほうも言っております。また私たちもそれはすべきだろうというふうに思っておりますので、研修は現在も進行中でございます。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

福永善之議員。

◎11番(福永善之君)

性的少数者の中にですね、くくりとして国連でも認知されているですね、先ほど、教育長言われましたようにLGBTというですね、頭文字4文字ですね、を含めた文言があると思います。皆さんの中にですね、そのLGBTというですね、頭文字がどのような意味をなしてるのかっていうところがですね、認識されてない可能性がありますので、私のほうから触りを述べさせていただきます。

まず、先ほど性的少数者、これを英語表記にすると、教育長言われてましたようにセクシュアルマイノリティー、SEですね、と言われています。その中で、最大にですね、性的少数者の中でも認知されているのが、LGBTという4つですね。 Lは何を意味するのかっていうのは、これは女性の同性愛者ですね、レズビアンを指しています。Gに関しましては、これは男性の同性愛者。これはゲイを意味します。Bに関しましては、両性の愛者。これはバイセクシュアルを意味します。Tに関しましては心と体の性が一致しない人。トランスジェンダーを意味します。先ほど、教育長のほうから、平成25年から当町の小中学校でも研修をしているというふうに言われましたが、では、まず私の第1間ですね。

福岡県糸島市の教育委員会では、来年度から全小中学校で、性の多様性を学ばせる学習を導入する方針のようですが、当町教育委員会は、どのように平成25年から研修を行っているのか。

◎議長(山脇秀隆君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

先ほど、私が申し上げたのは、職員の研修に性同一性障害ということでですね、それでしとってくれということで研修をしてるわけなんですが。性教育については今までも行ってきております。例えば小学校の保健体育または道徳教育、若しくは総合的な学習若しくは保護者と一緒にですね、望ましい異性の理解というようなことで、性教育の講座を開いております。中学校においても同様の教科若しくは実際問題の第二次成長期あたりでですね、学習を子どもたちしとりますので、今、議員が問題にされているLGBTこの文言を使っての授業というのは、直接はないと思います。ただ、多様な性を認める、また異性を尊敬するとかいう大事にするというこういった人権の視点においてのですね、授業は全教科でやるというふうになっておりますし、特に保健体育と先ほど言いました道徳の教科、これについても継続中でございますので。

それともう1点、ちょっと立ったついでにお話させていただきますと、糸島が今年度からというのはですね、実は、糸島の人権教育研究会のほうが、3冊目の冊子としてですね、この性の問題を取り上げてあるようです。1冊目はちょっと不確かなんですが、同和問題取り上げたのか、ちょっとそこ分かりません。2冊目は身障者差別についての手引きをつくっているようです。3冊目としてこの性に関するものの指導の手引きをですね、全小中学校の先生たちに配布して、この教育をやるというふうになってるようです。これ恐らく新聞発表されとったのを、議員はご覧になられたのかなと思いますけど。改めてこれを新しく入れるんではなくて、この項目がただ表に出てきただけであってですね、その教育は粕屋町でも行っておるところでございます。

◎議長(山脇秀隆君)

福永善之議員。

◎ 1 1番(福永善之君)

性教育という観点でですね、私が申しておるわけではなくてですね、今言われま したように人権ですね。人権という観点でですね、私は今回質問をしております。 こういう方たちがですね、どのように声を出していくのか。出しやすいのかってい う視点でですね、捉えた場合に、なかなか親に言えないとかですね、周りの人にも 言えない。俗にいう何ていいますか、表明ですね、カミングアウトと今言われてると思うんですけど。カミングアウトがなかなかできないような状況になっていると。そういう中で文科省が、先ほど言われてましたように平成25年の10月ですね、全国の小中学校に対する学校関係者に対するですね、このような方たちの性と、性が同一的に障がいを持ってる方たちに対する配慮を、学校のほうから進んで取り組みなさいという通達を出してると思うんですよね。そういう中で、粕屋町として性教育やってますよと。

ただ、このようなトランス、性同一性障がいをお持ちの方に対するですね、取組っていうのもやってないということですよね。こういうところをですね、国のほうから文科省のほうから通達でやりなさいと。ただ、町としてやってないというところにですね、やはり、そういう人たちがいらっしゃるというところをですね鑑みると、なぜやらないのかというところが出てくると思うんですけどいかがでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

西村教育長。

◎教育長 (西村久朝君)

やらないというんじゃなくて、これは何て言いますかね、この言葉だけを使って の知識伝達なり、そういった町村なり、そういった指導なりをやってないというこ とであってですね、これは人権の視点で、当然これ取り組む内容に今入っておりま すので、私がさっき言ったのは、教科として取り組むとすれば、保健体育なり道徳 だというのをお話したんですが。人権教育は全ての教育課程においてというのがご ざいますので、文科省からもですね、性同一性障がいや性的思考、性自認にかかわ る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について、教職員向けというですね、 こういったリーフレットが職員のほうにもあります。この中で、Q&Aの中にある んですが、こういうふうな性同一性障がいとか性的思考それから性自認に関するア ンケートを積極的にとる必要はないというQ&Aが書いてあります。というのは何 かと言うと、改めて、それをこちらから提示をしますと、ある意味面白がる、差別 用語になっていく若しくはいじめの対象になっていくというのがございますので、 基本は何かと言うと、人の人権、自分を守る、自分を大事にする、も大事にすると いう、この視点でやっていくとですね、あえてこちらから積極的に、こういう人達 がいるから、こういう人たちを認めないかんよっていう指導っていうのは、僕はお かしいと思うんです。

今、学校のほうとしてはどういうことで進めているかというと、いろんな悩みを 先生たちが直接できるような体制づくりとか、先生たちにこういった知識とか、も しそういった子が入学してくるて分かったときの校内体制はつくる準備をしとかないといけないよねというところまではいっているかと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

福永善之議員。

◎11番(福永善之君)

はい、そうですね。確かに言われるように糸島市のほうでもですね、まずは教職 員のほうからですね、そのような知識をですね、まず身につけようということで動 いてると思いますので、当町といたしましてもですね、そのような方向性でよろし いかと思います。

では、2問目に移ります。これ、文科省が調査をしておるみたいです。2013年の4月から12月というですね、限られた期間ではあったんですけど、子どもの方がですね、学校に寄せた性同一性障害に関する相談ということで、全国の中でも、大体600件近く相談が寄せられているという調査結果があるようです。その中でも、トイレへの配慮が最も多いということで、先ほど申しましたように文科省のほうで通達を全国の小中学校に出したということであります。当町のですね、小中学校のトイレ状況っていうか、そういう方たちに対する配慮っていうのはどうなっておるかという質問です。

◎議長(山脇秀隆君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

そういう方たちっていうのは、今のところ聞いておりませんので、なんていいますかね、事例はございません。

◎議長(山脇秀隆君)

福永善之議員。

◎11番(福永善之君)

当町では、まだそういう方たちに対する配慮がないということですね。今、教育長が言われたのは、あくまでもそういう声が上がってないということを前提にしたですね、教育委員会としての取組だと思うんですけど。先ほど、私が申したように、世間一般ではですね、どうしても、こういうことをですね、自ら相談する人、相談する機関っていうのがなかなか限られてですね、なかなか自分から言い出せることは難しい。私がもしその立場であればですね、私もやっぱり難しいなという次第です。それをですね、やはり言葉ちょっとおかしいかもしれませんけど、やはり住民サービスの観点からですね、やはりいろいろな人がいらっしゃると対応化の社会ですね。その中で、こういう方たちもいるんだぞということの認識に立ってです

ね、こういう方たちのために声が上がってなくても、このように準備しておこうと 対応できるようにしとこうというところがですね、私はサービス業ではないかな と、行政サービスじゃないかなと思うんですけど。いかがでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

これ私も現場におったときもそうなんですけど、先日も校長のほうにですね、毎回校長は、伝達・達し事項だけじゃなくて、いろんな経営課題についても議論をしてるんでが、これも議論したことございます。そういった子がおった場合にどういうふうに学校は対応できるかというところでですね、話し合った結果ですね、やっぱり異口同音出てきたのは、学校は保健室がございますので、保健室にトイレはあります。そこを使うというのがまず第1条件で出てきました。その次に出てきたのは職員トイレを使ったりとかですね、授業中にちょっとトイレ行きたかったら、先生に言って職員室に顔を出してほかの生徒がいない時間帯にトイレに行かせるとかですね、そういったことはもう十分分かってありますので、私は何も準備してないというふうには思っておりません。

また、恐らくこの後体育の授業はとかっていうのはいろんな話をされると思いますが、そういった個々についてもですね、例えば修学旅行中の配慮とかですね、そういったことも実際話は、話題は上がってきております。また学校としてもそれについては対応しないといけないよねという、やっぱり人権を守るという視点においてはですね、最優先しますので、そういった準備はしてるかと思います。

特にですね、この対応で1番核になるのは、私は養護教諭だろうと思っておりますので、保健室の先生が中心となってですね、管理職と一緒になって学校の方針若しくは研修等をやっていっていただいてるというふうに思っております。以上です。

◎議長(山脳秀隆君)

福永善之議員。

◎11番(福永善之君)

なかなか各児童生徒にですね、こういう方は、こうこうここを使いなさいという 告知も難しいと思うんですけど、現状、教職員の中の内輪の話としては、保健室、 職員トイレを優先的に使わしていこうかという内々の話はできているという感じ で、受け取りました。それを今後いかにですね、やはり具現化というかですね、そ ういう方たちが本当にいらっしゃったときに、本当に対応できるのかっていうとこ ろがですね、やはり詰めていってもらんといかんかなというふうには考えておりま す。

では、3番目ですね。これはですね、福岡市の教育委員会がですね、今年度からですね性的少数者にも配慮したですね、中学校の制服のですね、あり方を検討しようというですね、会議を設けるということを表明されております。それに先行するような形でですね、これは福岡市のですね、警固中学校っていうところが、中央区のほうにあります。そこのですね、PTAと校長のほうで、いろいろな議論を重ねた結果ですね、来年の4月から多様な性に配慮するために、制服を全面的に見直そうと。その中で具体的には、生徒がですね、ズボンもスカートも自由に選べるようにしようと、ここはやっていこうというところまでは決まっているようです。

当町といたしましては、私は実際にはいろんな方からも全くこういう制服の見直しの要望とか聞いたことは全くありませんが、当町としてですね、これはもう、今後の想定をしていかないといけないと思うんですよね。社会がですね、このような多様性なる多様のですね、社会になっていきつつある。ましてや、福岡市、福岡県の中でも政令指定都市の福岡市がですね、このような感じでやっていこうという感じでですね、まず協議を始めているとなるとですね、福岡市がもしこれを全面的にやった場合にですね、これはもう周辺のですね市町村も、おのずと追随していくような感じになると思うんですよね。そういう中で、当町といたしまして、制服に関する在り方ですね、どのように考えているのかという質問になります。

◎議長(山脇秀隆君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

制服問題のほうに話が移ったわけですけど、先日、皆さん御存じと思いますけど、東京の銀座のほうでですね、泰明小学校だったかな、あの問題で随分世間騒がせたかと思いますが、それは学校のブランドというところでですね、お話だったので、ちょっと今回とは直接違うかもしれませんが、現在ですね、中学校の制服については、見直すという動きはございません。

また今後ですね、そのことについて見直す必要があるのかないかについては、私のほうから聞いてはみますけども、今、そういった動きそういった声は、私のほうに耳に届いておりませんし、恐らくPTA、それから学校の職員等についても、今のところその意識はないだろうと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

福永善之議員。

◎11番(福永善之君)

はい。みずからですね、そのようなことをですね、議論していくっていうまだ土

壌というのが、なかなか難しいかなっていうところがあると思うんですけど、先ほど申しましたように、日本の中でもやっぱり、東京都とか、大都市のほうでやっぱりそういう動きがあってるっていうことはですね、やはり今後見据えてですね、そういう大都市圏がやったら、もう恐らくどの市町村でも追随していくっていうところが出てくるとは思いますので、仮にそういう声が上がった場合はですね、そういう話ももう議論の対象になってくるだろうというところはやっぱり、行政機構としてですね、やはり押さえておくべきかなというふうには考えております。何かありますか。

◎議長(山脇秀隆君)

西村教育長。

◎教育長 (西村久朝君)

議員がおっしゃるようにですね、確かにそういった準備若しくはすぐ体制がとれるようにというのは、必要だと私は常々思っております。ただ危機管理の視点から言いますとですね、一部の本当に僕は、これは5%こういった方がいるというふうな統計もあるようですけども、このことをあえてですね、今から準備するということは僕、学校現場に混乱を来すと思いますので、今のところ制服問題については、私はそうっとしておきたいというのが私の見解です。

◎議長(山脇秀隆君)

福永善之議員。

◎11番(福永善之君)

まぁ、それはそれでよろしいでしょう。まずですね、制服に関して、一部ですね 声が上がっているのが、我々の中学校、小学校の年代のときと比較してですね、や はり今現在の気温ですね、体感気温っていうか、これもう確実にですね、上がって ます。私が今昭和48年生まれなんですけど、私の時ですね実際に考えてみるとです ね、夏でも暑いなっていうのが大体28度ぐらいやったと思うんですよ。今はです ね、気温的に30度を越えるっていうのがですね、自分の体温と一緒ぐらいなんです よね。ということは、もう息をしただけで恐らく汗が吹き出てくるという状況であ ると思うんですよ。

学校施設には、今行政の方からエアコンを設置させていただいたという面もあるんですけど、ただ、いろいろな朝刊誌の新聞とかのですね、オピニオンとか欄とか読むとですね、いろいろ投書があってですね、やはり、セーラー服のブレザー、これも本当に効率が悪いとかですね、もう暑くて脱げもしないとか、そういう声も一部あるのはあるんですよね。それからあと男性に関しましては、例えば、首を締めとるですね詰襟っていうんですかね。詰襟が、もう本当に息苦しいと暑いのにどう

して脱げないんだとかですね、そういうところがありますので、我々としてもやっぱりですね、自分たちはこうでよかったんやけど、今の現状をやっぱりですね、現状はこうなんだっていうところをやっぱり把握して、やはりそうだよね、現状やっぱりこうだよねと、昔のままじゃいけんよねとかそういうところですね柔軟さというのはやっぱり出していくべきかなというふうに考えております。いきますか。じゃあ、はい。

◎議長(山脇秀隆君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

中学校、小学校は制服ございませんので、中学校に特化した話になるかと思いますが、以前はですね、6月と9月末10月かな、衣がえの時期という言い方がございましたが、今は学校のほうも柔軟にですね、例えばもう、5月の連休明けからも夏服、中間服等の移行はオーケーだというような、そういった柔軟な対応はされておりますのでそれからあと制服の繊維というのかな、素材っていいますかね、あれもちょっと変えるという話もちょっと2、3年前に動きがあったんですけど、少し高くなるということがあってですね、結局PTAとの協議の結果、やめた経緯を私自身ちょっとありますので、それをちょっとお知らせしておきます。

◎議長(山脇秀隆君)

福永善之議員。

◎ 1 1番(福永善之君)

では続きまして、2問目に入ります。ちょっと一つですね、つけ加えますとですね、この今回この問題をですね、ちょっと提起させていただいたのはですね、私が私読している朝刊誌でかなり2週間くらいににわたってですかね、かなりポンポンポーンとですね、こういう記事をですね、出してきました。私自身も身内にですね、身内に正直まだ、そうだっていう方たちがいらっしゃるのかどうか正直分かりませんが、やはり、自分のもし身近な人にこういう方たちがいたら、果たしてどうなのかなと、やはり自分も、真剣にやっぱり考えていかないといけないだろうなと。やっぱりそういう観点も含めてですね、今回やっぱりこういうなかなか当事者が言い出せない問題をですね、まず公にする。公にすることによってですね、やはり、問題を前に進んでいきたいなという観点もありました。

余談なんですけど、私が2000年ですね、ちょうど日本を出国してですね、ある国 に着いて、3日目にですね、私自身ですね、ある人たちの現地の人たちですね、ホ ームパーティーに招待をされました。そのホームパーティーは、正直な話は、その とき初めて私も人生の中で体験したんですけど、そこが男性のゲイの方たちのホー ムパーティーだったという感じです。それから、いろいろな私も、それから、30数か国行ったんですけど、どの国に言ってもやっぱりですね、そういう方たち、性的少数者というかですねそういう方たちに、交流を深めていったという観点もあります。だから、日本に帰って来てですね、そういう人たちが、私の周りにいらっしゃると思うんですけど、なかなか公表できないとかですね、そういうところでありましたので、何ていうか、朝刊が取り上げたですね、特集を見ながらですね、日本でも、やはりこう人たちがちゃんと自分たちの意思表明をできればいいかなというふうに、やっぱり考えた次第であります。

では、2問目ですね、これちょっとメインにさせていただきます。平成30年度の当初予算の審議を終えてっていうことで、今回、町長に質問なんですけど。まず、質問ちょっとそれるんですけど、北九州市議会、北九州市がありますよね。北九州市がですね、今回特にメイン的にですね、捉えてられる問題っていうのは、町長御存じですか。あ、いいです、いいです。北九州市議会が今回ですね、問題にしているのがですね、北九州市は、相当のですね公共施設持っております。その公共施設の中で、158の公共施設をですね、来年の4月1日から料金体制の見直し、全て値上げです。値上げに関する議論をですね、今回の市議会でやりたいと。それがもし通れば、財源的にですね、3.2億円が増収になるという感じで、報道をされております。本題に入りますと、町長自身ですね、

いろんなところで自治体を経営するという言葉を投げられておると思いますが、 今もそのお気持ちは変わりありませんか。

◎議長(山脇秀隆君)

はい、因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

やはり議員御指摘のように、経営はやはりトップになりますと、支出だろうと思います。ですから考えは変わっておりません。

◎議長(山脇秀隆君)

福永善之議員。

◎11番(福永善之君)

私も、自治体を経営するという言葉にはですね、ものすごく私は共鳴をさせていただくという次第です。

ただ、こういうですね、何ていうか民間の組織ではなくてですね。税金で運営されている行政機構でですね、自治体を経営するという言葉に対してですね、かなり拒否感を覚える職員の方、とあと議員の方が多々いらっしゃると思います。その中で、平成30年の当初予算のですね、審議は全て終了して全て議決で進んでいきま

す。そんな中で、当初予算の審議内容っていうのを、いろいろとヒアリングは受けられましたか、町長。職員の方から。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

ヒアリングは受けております。そういった中でですね、まず最初に耳に飛び込んできたのはですね、義務的経費と政策的経費があります。そういった中で、義務的経費はもう整っておりますけども、政策的経費がですね、全くないということで、どうしますかということでですね、尋ねられました。だからですね、今考えますと非常にですね、厳しい財政状況であるということでございます。

◎議長(山脇秀隆君)

福永善之議員。

◎11番(福永善之君)

ちょっと経営政策課長にお尋ねしますが、これ一般会計ベースでちょっと私申します。当初予算が136億ぐらいでしたっけ。その中で、粕屋町が独自にですね、粕屋町の意思で使えるお金っていうのは大体どのくらいでしょうか。大体でいいですよ。

◎議長(山脇秀隆君)

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長(今泉真次君)

なかなかですね、そこの区分けっていうのは、国が●●で決めたものとかいろいろありますんで、そういう特別にですね、独自で使えるものという区分けをですね、予算的にはしておりません。一般財源ベースで90億程度だったと思います。

◎議長(山脇秀隆君)

福永善之議員。

◎11番(福永善之君)

いや、そういう質問ではなくてですね、例えば、必ずしないといけない人件費とかですね、例えば国からおりてきてるもう全国スタンダードのですね、福祉政策とか、そういうのを除いたですね、粕屋町が例えば独自事業としてやってますよね、町道の整備とか、そういう、粕屋町独自のですね、粕屋町の意思決定で使えるお金は幾らかということです。

◎議長(山脇秀隆君)

スムーズにいくように、前もって通告書に書いとってもらったら助かると思いま すんでよろしくお願いします。 これ、福永議員のほうで掌握はしてないんですか。福永善之議員。

◎11番(福永善之君)

10億に満たないぐらいと聞いてるんですけど、それでよろしいですか。8億から 10億ぐらいということで。

◎議長(山脇秀隆君)

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長(今泉真次君)

ちょっと資料のほうがすみませんが、それぐらいだったと思います。すみません。

◎議長(山脇秀隆君)

福永善之議員。

◎11番(福永善之君)

先ほど冒頭にですね、私申しましたように、北九州市はですね、公共施設抱えてますよね。必ずものつくったとなるとですね、これ建替え、改修がですね、必ず必要になってくると。改修をする費用、維持管理ですね、要は。維持管理をしていかないといけないということで、北九州市も今後のことを見据えてですね、やはりそれでも成り立っていかんという判断だったと思います。今回、そういう値上げの提案をしてきたというふうに私は捉えてます。

そんな中で、今、国のほうから、公共施設等総合管理計画というのを、各地方自 治体にですね、出しなさいという通達が出て、もう数年たっております。一般質問 の中でもあったと思うんですけど、平成30年度に取りまとめ、32年度ですかね、ま でに取りまとめますという話をされてましたが、なぜ国のほうでですね、ここまで しないといけないのかっていうところは、考えてますか、経営政策課長。じゃなく て総務課長。

◎議長(山脇秀隆君)

堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

はい、もう全国的にですね。高度経済成長期につくられた大変数の多い公共施設、道路とか、これ橋梁も含めてですね。そういったものが、だんだん老朽化しておって、その維持管理、言われるように更新に非常に経費がかかるということが社会的にちょっとネックになってるというところをもう当然政府も心配しているというふうに考えております。

◎議長(山脇秀隆君)

福永善之議員。

◎11番(福永善之君)

本来であればですね。各地方自治体が、責任をもってそういうところをですね、推し進めきるですね、能力があればですね、わざわざ国が一律的にですね、補助金を払ってまでですね、こういう総合計画を立てなさいということはないんですよ。正直な話は。国のほうとしてですね、もう地方はそういうことはできないという見透かされてるからですね、わざわざ補助金を出してやりなさいというふうにですね、私はしてると思います。自らやれるんだったら、わざわざですね、そういうことはしないと思います。そういうのを前提に立ってですね。今、粕屋町が持ってるですね。そういう設備とか、目に見えない地下の配管とかですね。道路、町道の道路の補修とかそういうのを考えた場合ですね、どのくらい金が要るのかっていうところをやっぱりですね、そういう視点が私はですね、執行部は持ってるかもしれませんが、全ての職員と、あと議会の中で、そういう認識があるのかなっていうのは、もうクエスチョンマークをつけなきゃいけないかなというふうには考えてます。これは申しわけないんですけど。

ただ、その中で、町長。自治体を経営すると言われておりますが、町長自身、各 課から上がったですね、概算要求を見られてですね、各課の上げてきた内容を精査 して、各課の職員が自治体を経営するという町長の思いとずれはないのかっていう ところはいかがでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

以前から、この考え方につきましてはですね。出せばいいっていうようなことは、少しは残っているかと思います。しかしながら、これはもう慣例やないかなということがございます。しかしながら、今、ここ2、3年はですね。やはり、もう出しても蹴られると、財源がないからですね。ですから、非常にシビアにですね。組んでまいります。ですから、今後はですね。やはり、経営を考えて出してくるものと、私は、職員は考えています。

◎議長(山脇秀隆君)

福永善之議員。

◎ 1 1番(福永善之君)

ゼロベースという、昨日もそういうお話があったと思うんですけど、ゼロベース ということがありますよね。確かにゼロベースの中でもですね、もうはなからこれ はもう絶対必要だっていうところのですね、認識で皆さんが今、予算を立てられる っていうところが多々あると思うんですよ。ここは絶対切れんぞとかですね。た だ、やはりですね。私も予算審議ですね。もう何回となく受けてるんですけど、予 算審議の欠点としてですね。やはり、皆さんからは、ただ自分たちが出したやつに 対するですね、数字の流れを説明で終わってるんですよね。

私からするならですね。予算、ある事業があったとするならその事業に関連してですね、例えば、タクシー代これぐらいだとかですね、食費がこれぐらいだとかですね、人件費はこれぐらいだとか。そこまで出してですね。自分たちが、これはちょっとおかしいぞというところは、議会にやっぱり投げていくとか、そういうところもちょっと姿勢を出してほしいなというのはあるんですよね。そういうレベルでですね。していかないとなかなかゼロベースというかですね。本当にこれは必要なのかとかですね。そういうとこまで、やっぱりもっていけないと思うんですよ。ただこの事業を、あっこれいいねとかそういう話でですね。終わってるような状況なんですよね。

その中で、例えば新規の事業ですね。これ既存の事業でもいいんですけど、補助金事業がありますよね。補助金事業に関して、今回、こういう事業を始めました。そういう説明を受けて、はい可決しました。来年も同じように、また持ってきました。そういうのは、多々あるんですよね。そういう中で、PDCAの評価はどうしとるんだと。いう話を投げかけるとですね。いや、これ喜ばれてますとか。ちょっと違うぞと。喜んでるのは、使ってる人は確かに喜んでるでしょうと。ただ、実際に税金を払ってるですね、文句を言わない人。文句も言わないで、決められた税金を納めてる人。行政サービスを使わない人は、どう思うのかっていう視点がやっぱりかなり欠けてると思うんですよね。そういうところの補助金のですね、補助事業がついた事業の見直しというかですね。例えば、何年間はしますよと。ただ、それ以降はちょっと考えますよとか、そういうところのですね、やっぱり区切りができないような状況が今、問題かなと。

もう一つの問題は、2年周期が若しくはそれより短い周期でですね。各課の責任者変わっていくと。そうなってくると、自分の時にはそういう削ることはしないでくれと、そういう意識がやっぱり湧いてくるんですよね。そういうところの問題。これどこの組織にいってもそうです。ただ、行政から見る。特にですね。そういうのが私からすると強過ぎる。自分の時にはしないでくれと。ほかの人の時にやってくれとかそういうところですね。となるとですね、私、結構議会の中では、予算をやっぱりですね、削る方向はやっぱり私の方向でやっぱり話してますので、全然話が進まないような状況なんですよね。そういうところどうですかね、町長。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

やはり、何て言うとやったかいな。横文字なんですけど。やっぱり削るものを削る、やはりやっぱりこうしっかりやるものはやるというようなんですね、やっぱり考えはございます。しかしながら、各課もですね、しっかりとその件につきましてはですね、考えてきてると思いますけども、今後はですね。そういった考えをですね。まずゼロベース、と考えてですね。やはり今後もやっていくべきものか、やらないんで済むものかっていうようなですね、ことを考えながら、予算をですね。組んでいきたいと思います。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

福永善之議員。

◎11番(福永善之君)

あとはですね、私から視点の問題点としてですね。やはりPDCAのですね、何 というかチェックから次の次に、アクション起こすところが、全く何か機能してな いなという感じでは捉えてます。だから、行政評価委員会っていうのは正直ありま すが、あくまでも、それはですね、内容見させてもらいましたが、お金に関するで すね、ことっていうのは全く考慮されてないような感じではあるんですよね。やは り、私たちは、もう目前にですね、こういう、例えば先ほど経営政策課長の方から 言われたようにですね。粕屋町独自に使えるお金が、8億から10億しかないぞと。 その中で、毎年、町道の整備にこれだけ使っとるぞと。目に見えん地下の配管にこ れだけ使ってるぞと。とか、そういう経費の中でですね、あれもやれこれもやれっ ていうことはですね、正直私はもう正直いかんと。お金のことをやっぱり考慮しな がらですね。やっぱり自分たちも考えていかんといかん、というのが私の考えでは あるんですよね。そんな中で、職員の方たちも、やはりPDCAをですね、やはり 統一化してほしいなと。私のほうから、予算審議の中で、これ何で来年もつけるん ですかって言ったら喜ばれてますからとか、そういうですね、答弁っていうのは、 正直おかしいなと。利益を受けてない方たちのことも考えて、やっぱりその事業が 本当に必要なのかとかですね、例えば、今こうやって、公共施設の維持管理にして いかなきゃいけないという中で、本当にこれが必要なのかっていうところも視点に 鑑みてですね、やはり、考えていかないといけないんじゃないかというふうに考え てます。これかなりですね、こういう質問は、議会の中でも本当にマイノリティー です。少数派です。言いません、ほかの人たちは、削ることとかですね。お金を考 慮しながらですね、やっぱり考えていくということは言いません、これは。これも 町のほうでですね、やはりこうしていくんだと方針をしっかり示していただくほう が一番よろしいかなと。それに対して、また我々のほうがやっぱりそれに対して、

議論していくという流れをつくらないと、なかなかもう議会のほうから、これおかしいぞとかそういうところはですね、私ももう、数年間の予算審議の中で難しいというふうに判断しておりますので、今後ですね。31年度、また予算をつけられると思いますが、こういう意見もあるんだぞという認識に立ってですね。私は嫌われ者でもいいので、ただ単に予算踏襲ではなくてですね、やはりこういう一つ声を出さない人たち、税金を文句も、文句あるけど文句言わずに払い続けている人たち、その人たちのことも考えてですね。やはり事業っていうのは選択していく。そういうことをですね、求めたい。というふうに考えてます。どうですか。

◎議長(山脳秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

議員おっしゃいますように、私もそのような思いでございます。今後はですね、役場に入らなければ分からないこととかありますけども、やはりそういったことが、職員がですね、そういうふうに変わってきて、やはりこう税の平等性っていうものをですね、体もちょっと悪くなりましたから、そん時は分からんやったです。やっぱり良いときは分かりません。しかしながら、誰もが喜ぶような税金の使い方だとかいうふうなですね、税を預かっている以上、やはり税の公平性で使ってまいりたいと思っておりますので、やはり1人でも多くのですね管理職が、もう無駄であったならば、やっぱりこれを削ろうというものをですね、やっていくようなことを考えていただきたいと思います。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

福永善之議員。

◎11番(福永善之君)

そうですね。あと町長にひとつ苦言というかですね、一つはちょっと申し上げと きますね。

町長の政治手法としては、ボトムアップというふうに言われてます。それはそれでよろしいかと思います。ただ、ボトムアップはですね、成熟したですね、組織であればボトムアップでいいと思います。ただ、今までのですね、慣例的な流れを変える時にですね。ボトムアップというのは非常に難しい。ある程度はですね、流れが捕まえるまではですね。やはり各課からの上がってきたやつに関してはですね、やはり御自身がやっぱり介入をしていくという姿勢をですね、見せたほうがいいかなと。数年間ですね、そういう貫けばですね、職員の方たちも、それにおのずと私は慣れてくると思います。組織とそういうものだと思いますので、組織が成熟というか、慣れるまでは、当初は自分がですね、介入していくという感じの姿勢をです

ね、捉えたほうがよろしいということをですね、申し上げて、私の一般質問を終わりにします。

(11番 福永善之君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

議席番号2番、井上正宏議員。

(2番 井上正宏君 登壇)

◎2番(井上正宏君)

こんにちは。議席番号2番、井上正宏です。

6月議会一般質問3日目。最終日、最後の質問になりました。他の同僚議員と同じような質問を町長に答弁を求めるかも分かりませんが、本日の質問事項は、前池田泰博副町長。更に、町長を支持されました町民、更に、私を昨年議会に送り出していただきました多数の町民の質問だと真摯に受けとめられて、町長には答弁願います。

それでは、一般質問通告書に従いまして、本日は、市制についての環境整備についてということで質問します。

町長は、昨年の6月議会で、他の町との合併で市制に向けての準備及びそのための粕屋町役場職員の意識改革。それは、粕屋町役場の職員から市の職員になるという意識。また、地方自治の仕事ができている今の粕屋町役場職員を更に、県や国と対等にやりとりができる職員を育てると。その目的は、町長の選挙公約を実現させ、町長として住民との約束を果たす一歩にしたいとの思いで、前池田泰博副町長を招へいされました。以後、前池田泰博副町長のことを池田氏と呼びます。池田氏は、昨年の7月1日付で、粕屋町役場の副町長として就任されましたが、なぜか、理由も分からず、今年の1月21日付で、突然の退職、まぁ、辞職ですね。更に、町長も昨年12月13日、議会終了後、体調を崩され、その後入院。退院後も体調不良で、3月議会は冒頭の挨拶のみ。行政のトップ、執行責任者がいない非常事態でした。このような状況の中で、他の町との合併での市制に向けての準備及び職員の意識改革は、どう進んでいるのかということで4項目、町長に答弁願います。

まず、項目の1問目ですが、町長は、他の町との合併に向けての準備及び粕屋町 役場の職員の意識改革を図るために、どのような指示を池田氏にされていたのです か。

また、池田氏は、昨年の7月1日付で、粕屋町役場の副町長に就任されて、今年の1月21日付の辞職まで、約半年間の時間がありました。この時間の中で、他の町との合併での市制の準備、それに向けての職員の意識改革の進捗状況はということで、これ、分けて答弁願いたいと思いますが。

合併に向けての、まず市制の準備についてどう動いてるのかということをお聞き いたします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

井上議員の質問にお答えします。

まずはですね、池田が就任当時、まずは顔見知りになるためにですね、やはり、 近隣の町長と会うようにということでですね、指示は出しております。それと、合 併とはですね、相手があってできるものでございますので、そういった流れで顔見 知りになるようにということで指示を出しております。

◎議長(山脇秀隆君)

はい、井上正宏議員。

◎2番(井上正宏君)

今の町長の答弁ですが、他の町長さんたちと顔見知りになるようにということですが、顔見知りにはなられたと思いますが、その後、顔見知りになられて、何か町 長にそういう連絡があったんでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

去年の11月ぐらいだったですかね。近隣の町長がちょうど自分たちは、選挙があると。いうことでですね。やはり選挙になりますと、やはりこういったものが、選挙の政争になるということでございましたので、若干控えていただきたいというところがございましたので。うちのほうもですね、やっぱりそれは控えましょうということですね、そういった動きはしませんでした。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

井上正宏議員。

◎2番(井上正宏君)

選挙があるということで、ちょっと控えておこうと。時期が来ればというような ことでよろしいんでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

ですから、昨日から、前回も答えたと思いますけど、やはり4月ぐらいからですね、動こうかなという気でおりました。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

井上正宏議員。

◎2番(井上正宏君)

先ほど、ちょっと中野議員のほうからもですね、お話があっておりましたが、私もですね、この合併、他の町との合併につきましてですね、他の町もあえて町の名前もその方の名前も、この場では申しませんが、合併に関してのある町の、これ議会だよりからその紙面の一部を抜粋したものをですね、そのやりとりですね。合併っていうのは、こういうふうに良いんだよというような議会だよりが載っておりましたので、ちょっと御紹介させていただきたいと思います。

質問者、「合併は、リーダーシップで進めよ。」答弁者、「残り一年間、話をしていきたい。」質問者、「合併は、町にとって行財政改革の最もたるものと、言い続けてきたが、答弁者の公約でもある。任期も1年答弁者の考えは。」答弁者、

「私も同感。思いのあるまち同士が1番良い。」と。質問者、「この狭い地域。」これは、昨年6月、私が町長に質問、市制施行についてということで質問したときに、合併での魅力ですね、魅力。議会ばかりではなく、いろんなところで、町長は合併での何と言いますかね、幾つかの町と合併して市制をつくるメリットですかね。いろんな話を聞かせていただきましたが、この質問者の方も、この狭い地域、狭い地域って言いますのはこの糟屋郡の地域ですね。糟屋郡の地域を指しますが、「この狭い地域に多くの自治体があり、全く無駄な状況。役場組織と業務を見ても、隣町を見ても違いはほとんどなく、同じことをしている。3町だと職員600人、人件費45億円。職員は減らないわけで、業務への余力ができ、よいまちづくりができる。また、合併後、東福岡市などのネーミングになると、金額では例えようがないイメージアップとなる。合併は、首長同士が、腹を割って、ビジョンや戦略を共有し合える絆づくりが大事。リーダーシップを持って進めるべき。」答弁者、「しっかりと1年間、話をしていきたい。」というような紙面を見る中で、やはり、他の町も、合併の話は出ています。

当然ですね。11年前に6町合併協議会という、そういう流れがあった中でのことをですね、他の町の方もしっかりと頭の中に入れてある方もおられるということで、これは私の個人的な意見ですが、そうは言っても合併での市制の準備は、どこの町も動きが鈍いと。これ、私もこれ私の個人的な意見です。いや、そうじゃないんだよと。実はもうしっかり水面下でそういう準備はしてるんだよというところがあるかも分かりませんが、私の個人の意見として、非常に鈍いんじゃないかと。特に、粕屋町も同じことが言えるのではないかと。言いますのは、町長を支持してある多数の町民の方や町民の方の意見、これは私の思いでもあります。他の議員の町

長に対しての質問の中で、私もちょっと聞き取りにくいところがあったんですが、 合併検討委員会を池田氏に指示をするというような答弁をされてましたが、中身の 話がもしできればで構いませんのでお願いします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

非常に、池田氏はですね、元粕屋支局長ということですね、糟屋郡内はですね、 詳しゅうございます。ですからそういった合併の件につきましてはですね、適任で あるという思いはありました。しかしながら、先ほどですね言いましたが、私は合 併論者でございます。しかしながらですね、決めるのはやっぱり協議会なりを立ち 上げてですね、しっかりとみんなが話し合って、その中で決めていくものであると 思いますから、まずは、どのような形で利点があるのか、マイナス点があるのかっ ていうものもですね、出てきます。ですから、そう簡単にはいかないというところ もございますのでですね。何ていうかね、私はですね、個人的な部分につきまして は、設置をしたほうがいいと思いますけども、やはり議論についてはですね、まだ まだ議論につきましては、それは長くなるかなという気であります。

◎議長(山脇秀隆君)

井上正宏議員。

◎2番(井上正宏君)

町長は、合併ありきではないんだという答弁も何度もやっぱ聞いておりますが、 町長の選挙公約では、やはり幾つかの町との合併、そういうことが、やっぱ頭の中 に入っておりますし、私も当然ですね、合併でいくのかすみません、単独でいくの か、合併でいくのかがですね、これ今いろいろ勉強させていただいておるところで すが。やはり、スケールメリットの話されましたですよね、昨年も。やっぱり、同 じことをしてるところが、こういう行政であれば、当然幾つかのものと一緒になれ ば、その力強い行政組織となるという中で、やはり、幾つかの町との合併の中で の、スケールメリットを生かすようなですね、流れをそういう、何といいますか ね。合併もう合併、合併と言うと町民に逆に嫌う人もいるんですけれども、やはり 今後のやっぱりまちのグレードを上げていくためには、やっぱり今はですね、今は そういう合併に向けての取組をですね、町長のそういう選挙公約を果たしていただ きたいなということも思っております。

それで、そのために向けた職員ですね、職員の意識改革も図りたいというような お話をされておりましたが、それにつきまして、どういうふうに進んでるのか、お 願いいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

やはり今後、職員の意識改革につきましてはですね、取り組みはじめでございました。でも、まず半ばぐらいいっとけばいいんですけど、初めにですね、もう、ちょっと病気になりましたからですね、元気になり次第、もう1回再開したいと思っております。そしてやっぱり合併につきましても、やはりそういったものがですね、前に進めていきたいという考えでございます。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

井上正宏議員。

◎2番(井上正宏君)

今の町長の答弁よく分かります。もうやっぱり体調が悪いということで、この6月議会もですね、初日より体調悪い中ですね、しっかり答弁いただいておりますが、私も一般質問という形で出させていただいておりますので、同じような町長の答弁になるかも分かりませんが、今、体調が悪くてまた元に戻ればですね、進めていきたいというお話ですが、後の私の質問事項も残っておりますし、同じ答弁でも構いませんが、やはり、今どう思ってあるのかということも、そしてどう池田さんとのそういう話があってたのかということもお聞きしたいと思いますので、続けさせていただきます。

昨年、池田氏が9月の一般質問、これ私一般質問で職員の意識改革について質問しました。その時に池田氏は、まず、職員の意識改革をする一つの手段として、職員一人一人の面談を行いその職員一人一人から現場の仕事内容、これからやりたい仕事若しくは無駄と思われるような仕事をそして、全体的な人事評価。また、粕屋町の全体の話。そのような形で一人一人から今、聞いている段階ですと。これは昨年の9月、私が一般質問をしましたときの答弁をされてる内容ですね。ちょうど3分の2、二百数十人いらっしゃいますけど、百五、六十人の面接を今、終えてるところですと。最終的には、今月中先ほども申しましたように昨年の9月ですね、昨年の9月である程度の職員との面談が、終えているんだろうと。私もそういうふうに認識はしております。

そして、池田氏が言われたのは、一定の方向性、若しくは建設的な町の改革を町長に若しくは、執行部に提案して実現させていただきたいと思いますという答弁の中で、次に私が池田氏に質問しようと思ってたのが、合併のメリット、デメリットということでお聞きしようかなと思ってたんですが。ちょっとその話は、その後で地方自治のことについての話をされたんですが、池田氏からは当然、町長からは、

メリットデメリットはお聞きしておりますが、やはり、池田氏の口からしっかりとお聞きしたいと思っておりましたが、聞けなくて、非常に残念に思っておりますが。当然、18課全部回って各課、各課のいろんなところも見てみたいと。そして、一人一人個人面談をされたということで、昨年の9月いっぱいで終わっておりますので、町長が体調を崩されたのは、12月の中旬、議会終了後から実際入院されてたのが12月末ぐらいの入院ということをお聞きしておりますが。

やはり、町長がしっかりしてあった7月、8月、9月、10月、11月12月にはですね、この期間はしっかりと池田氏といろんな話ができてるんじゃないかなと思いますけれども、先ほども言いましたように、職員の皆さんと話をされた中での一定の方向性、若しくは、建設的な町の改革また、これを町長に若しくは執行部に提案されるということでしたけれども、実際、町長にはどの程度、池田さんからの職員と面談をする中で、どんな報告があったのかお伺いします。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

前回も誰というか、ちょっと分かりませんけども、今聞かれたことにつきまして は答えたかと思います。

あとは、人事異動とかですね、人事異動の任期の件。やっぱり確立してやるということは、確立しなくてはならないということをやっぱり盛んに言っておりました。

それから、新人議員のですね、やはり何ですかね、9月一辺倒ぐらいたつかね。 それはやっぱりもう少し早くできないかということで、やはり7月と、9月ということで、2期に分けたらどうかとかですね。そういったところも言っておりました。そして、それもですね、やはり職員の二百何十名か215名ぐらいですかね、そういうの面接をですね、彼はもう面接の専門家でございますから、聞き出すことはうまいかと思います。

そういった中で副町長室でですとか、出先機関で行っておりました。そういった 中でやっぱり自分の希望、どういった気持ちを受けたかという面会した面談した後 ですね、そういった気持ちをですね、随時受けております。ですから、彼の気持ち のやっぱりですね、ある程度分かっておるという思いでございます。

◎議長(山脇秀隆君)

井上正宏議員。

◎2番(井上正宏君)

今、答弁いただきました。この初日の議会中からですね、たくさんの同僚議員か

らの質問、またその答弁の中でも池田氏にはちゃんと説明をさせる時間をとります というお話をされておりますので、またそのときにしっかりと私も確認していきた いと思います。

続きまして、項目2のところです。町長が、合併での市政に取り組むとの選挙公約で、町長を支持された町民の方からはいつも進捗状況を聞かれます。どう動いてますか。どこの町と話を進めてますか。合併しようとする町に行政として魅力のあるプランは提示されましたかと。

また、先日開催されました5月12日の議会報告会でも、町長の選挙公約である他の町との合併で市政を目指す取組が全く見えてこないとの指摘を受けましたが、町長を指示してあるたくさんの町民の声をどう思われますか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

支持者にはですね、約束どおり、しっかりとですね、マニフェストにつきまして は、公約を果たしていきたいという考えでございます。

◎議長(山脇秀隆君)

井上正宏議員。

◎2番(井上正宏君)

公約を果たしてまいりたいと言われましたので、しっかりと頑張っていただきたいと思いますし、町長を応援する人もたくさんおりますので、しっかりとよろしくお願いしておきます。

それでは、項目3ですね。粕屋町の現在の人口、これ5月末47,341。昨年の粕屋町の人口、46,538。昨年と比較して、1年で803名もこの動きは正確じゃないと思いますので、大体800人ぐらいで、最近、人口が伸びていってるのかなと思いますが。

11年前ですね、今合併、合併みたいな、合併で市制に向けてみたいな話を私がしておりますので、平成19年ですね、12月の本会議で、糟屋ですね、糟屋郡中南部の6町。6町の合併協議会の設置が否決されたという11年前ですが、この11年前が大体4万人ぐらい、4万人を超えたぐらいの人口でしたが、11年前と比べますと、8,000人ぐらいですね、もう正確じゃないと思いますが。約8,000人ぐらいの人口が増えております。行政のですね、何かありますよね、粕屋町の人口フレームとかいうのがなんかあったと思いますが、行政は7年後ですね、7年後には5万人を超えるんでないかと、これは行政ですね予想しておられますが、ここ最近の人口の伸び率を見れば、私の予想では、5万人になるのは、もっと早いペースでくるのではな

いかと思います。

そこで、このまま、だらだら計画もなく、人口だけが増えていくこの状況を町長 はどう考えられますか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

ちょうどですね、人口が47,371やったですよね。そうやったですかね、5月末。 志免町を抜いて一番多い自治体になっております。そういった中でですね、やはり 合併というものをですね、両方検討もしなければならないし、やっぱり住民に審議 してもらうということがですね、大切なことであろうとまずは思っております。で すから、考え方は、私は合併だという思いではありますけども、やはり、その前に ですね、やはり合併したらいいのか、悪いのかということをですね、しっかり議論 してもらうということがですね、一番大事だと思いますので、ぜひ前向きに、元気 になったらですね、ぜひ一番に取り組みたいと思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

井上正宏議員。

◎2番(井上正宏君)

私の質問は、人口が増えて、だらだらと増えていく中で、今後どういう考えでおられるのかというお話をしました。しましたが、今、合併の話をされたわけですけれども、やはりですね、何か起爆剤がないといけないと思うんですね。ですから、何か一つしっかりした起爆剤があれば、それに向けてですね、人口はこうやって増えていったらどうせないかんのかという、そういう、いろんな相乗効果が出てくると思うんですよ。ですから、まだまだ、7年後は先だよと思ってる方がたくさんおられると思いますが、5万ですね。7年後に5万超えると、なんか、そのぐらいじゃないかなと思いますけれども。やはり、これはもう1年でも2年でも早くですね合併に向けては、表向きではなくて、やっぱりしっかり水面下で準備をしなくちゃいけない時期にもう来てるのではないかなと。これ、私自身思います。

そこで、項目の最後のですね、ちょっと質問とかぶるところが出てくるんじゃないかなと思いますけれども。やはり、何か行政の起爆剤、まだまだじゃないかって言われながらも、もうまだまだじゃないんだよというような、そういう動きをやっぱり作っていくのも、やっぱり行政の一つの役割、ビジョンじゃないかなと思います。

そこで、私も今、合併、合併と言っておりますが、やはり、今からの状況では、 単独に単独で市制準備をしていこうという発言を何年後かはひょっとするとここで してるかも分かりません。それは分かりません。ですが、やはり、1日でもですね、そういう姿勢に向けての準備が早く前に進むように、昨年の私の市制施行の質問させてもらった時に、合併協議会とか準備室は、周辺の自治体とすり合わせしないとできませんという答弁をいただいておりますが、それはそれとして、できないんであれば、粕屋町行政の独自仮称といいますか、市政推進室を設置されてはいかがでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

まずは、近隣の町長とですね、話し合う4月からですね、行うものであったと思っておりますけども。今後はですね、やはりどの方向に進むか。合併するのか、それから単独でするのか、これはもう避けては通られないという、粕屋町の宿命でございます。ですから、こういった合併推進室というものはですね、しっかりとですね見据えましてから、そのようなつくっていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

井上正宏議員。

◎2番(井上正宏君)

市制に向けての準備、これは合併であったり、単独であったりとかいうことになると思いますが、当面は、町長の選挙公約であります合併して市制施行に移ろうということを支持した町民の皆さん、たくさんおられます。当然今からの人口増加を見れば、先ほども申しましたように単独市制、単独市制も視野に入れながら、調査研究、他の行政との情報交換、更に町内外での啓発運動は、必要不可欠であり、必要不可欠ではありますが、町長のお考えは。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

先ほども申しましたように、近隣町長とですね、まずは話してそういう合併が進むように、そして、そういう中では合併推進室が進むようにですね、していきたいと思いますので、これはもう元気になってすぐ一番にですね、取り組みたいという仕事でございます。ですから、しっかりとやっていきたいと思っております。

◎議長(山脇秀隆君)

井上正宏議員。

◎2番(井上正宏君)

私の提案ですが、役場のですね、役場の中に、これは総務部ありますが、総務部の中に経営政策課とか、協働のまちづくり課とかいう課がありますが、そういうですね、どこの課とかいうことをちょっと今名前出して大変申し訳ないと思っておりますが、役場のそういう組織の中にですね、市制に向けての環境整備担当のですね職員、若しくはデスクなどの配置をしていただきたいなと思いますが、これにつきまして。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

もう1回、環境対策ですか。

◎議長(山脇秀隆君)

井上正宏議員。

◎2番(井上正宏君)

すみません。市制に向けての環境整備という、その環境ということが最初の大きな質問でしたので、すみません、ちょっと聞き取りにくかったかも分かりませんが。要は、合併に向けてのそういう何て言いますかね、準備をするそういう担当課とか、職員の配置はできませんかねというお話をいたしました。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

早速、検討したいと思います。よろしくお願いします。

◎議長(山脇秀隆君)

井上正宏議員。

◎2番(井上正宏君)

町長のリーダーシップは、強いものがあると思います。国の役人、県の役人、またいろんなところで町長のおつき合いの方から、いつも声をかけられますが、しっかりと町長についていきなさいという方もたくさんおられます。その中で、今、町長は検討しますというお話をされました。もう、これはですね、町長の政治手腕で市制に向けた準備がそういう準備ができる職員ですね。職員、当然粕屋町役場職員の中にもそういう優れた方たくさんおられると思いますが、そういう優秀な職員を更に引っ張っていただくために、専門職員といいますか、県とか国とか、そういうところからの出向職員を招いていただきまして、私の一般質問を終わります。

(2番 井上正宏君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

これにて、3日間にわたりました一般質問を終結いたします。

傍聴者の皆さまには本日、多数の参加ありがとうございます。今後とも、魅力ある、力ある議会をつくってまいりたいと思います。今後とも、議会傍聴に参加していただきますことをお願いいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午後2時12分)

平成30年第1回(3月)

粕屋町議会定例会

(閉 会 日)

平成30年6月14日(木)

平成30年第3回粕屋町議会定例会会議録(第5号)

平成30年6月14日(木)午前9時30分開議 於 役場議会議場

- 1. 議事日程
 - 第1. 委員長報告
 - 第2. 委員長報告に対する質疑
 - 第3. 討論
 - 第4. 採決
 - 第5. 委員会の閉会中の所管事務調査
- 2. 出席議員(16名)

1番	末	若	憲	治		9番	JII	П		晃
2番	井	上	正	宏		10番	田	Ш	正	治
3番	案	浦	兼	敏		11番	福	永	善	之
4番	鞭	馬	直	澄		12番	小	池	弘	基
5番	安	藤	和	寿		13番	久	我	純	治
6番	中	野	敏	郎		14番	本	田	芳	枝
7番	木	村	優	子		15番	八	尋	源	治
8番	太	\blacksquare	健	策		16番	Ш	脇	秀	隆

- 3. 欠席議員(0名)
- 4. 出席した事務局職員(2名)

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 髙榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名(19名)

町 長 辰 美 副町長 吉 武 信 一 大 教 育 長 西 村 久 朝 総務課長 堺 哲弘 経営政策課長 今 泉 真 次 税務課長 中 原 一 雄 収納課長 臼 井 賢太郎 協働のまちづくり課長 中小原 浩 臣 学校教育課長 山 野 勝 寛 社会教育課長 新宅信久

給食センター所長	神	近	秀	敏	都市計画課長	田	代	久	嗣
地域振興課長	八	尋	哲	男	道路環境整備課長	安	松	茂	久
上下水道課長	松	本	義	隆	総合窓口課長	渋	田	香寿	令子
子ども未来課長	杉	野	公	彦	介護福祉課長	山	本		浩
健康づくり課長	古	賀	みつ	づほ					

◎議長(山脇秀隆君)

改めましておはようございます。

本日は14日間にわたりました定例会の最終日でございます。この間、12日に史上初の米朝首脳会談が行われ、南北朝鮮の停戦と朝鮮半島の非核化が共同宣言で実現できると期待されましたが、残念ながらその第一歩を刻んだに過ぎなかったことは皆さまもご承知だと思います。実現に向けた交渉はこれからだというふうに聞いております。しかしながら、日朝の交渉はアメリカの仲介で拉致問題も含め、一歩も二歩も前進させることができると思われます。これからの日本国政府の交渉力が問われてまいります。このように、トップの力量がその国の将来を大きく変えてしまうことが今回の会談で明確になりました。金委員長は艱難辛苦を乗り越えて、ようやくここまで来ることができたと言っております。リーダーはよく一人ぼっちと言われますが、それを思わせる言葉でありました。しかし、その存在は周りの者が守り支えていることに気づかされます。私たち議員も町民の付託を受けた存在であることを肝に銘じておきたいと思います。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ 今から本日の会議を開きます。

◎議長(山脇秀隆君)

議案第28号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

小池総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 小池弘基君 登壇)

◎総務常任委員長(小池弘基君)

議案第28号専決処分の承認を求めることについて、付託を受けました総務常任 委員会の審議の経過と結果について御報告いたします。

地方税法の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、改正事項を粕屋町税条例に反映させることが必要な事項について整備することを目的とし、平成30年3月31日付けで地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求められたものです。

主な内容につきましては、個人住民税の基礎控除の見直し、平成30年度の評価替えに伴う土地にかかわる固定資産税の負担調整措置の延長。中小企業の設備投資を支援するための固定資産税の特例措置、たばこ税の税率の引き上げなど、法改正に伴う所要の規定の整備を行ったものです。

審議において、固定資産税の特例措置の具体的な内容についての質問等が出されました。詳細は皆さまに配布いたしました総務常任委員会資料において、報告済みですので省略し、当総務常任委員会で慎重審議しました結果、全員賛成で承認すべきと決しましたことを御報告し、終わります。

(総務常任委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、質疑を終結いたします。 これより議案第28号の討論に入ります。 まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(山脇秀隆君)

全員賛成であります。よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり承認いたしました。

◎議長(山脇秀隆君)

議案第29号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

本田厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 本田芳枝君 登壇)

◎厚生常任委員長(本田芳枝君)

議案第29号専決処分の承認を求めることについて、付託を受けました厚生常任委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成30年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。また、平成29年11月からマイナンバーによる情報連携の本格運用が開始されたことに伴う改正も併せて行いました。

提案時に説明された内容を具体的に申し上げると3点あります。1点目は、賦課限度額の引き上げについてです。保険税は所得や加入者数に応じて計算されますが、保険税が課税される金額に一定の限度額を設けています。今回の改正で、賦課限度額の引き上げを医療分において54万円から58万円に改めます。2点目は、軽減制度の拡大について。所得が基準以下の世帯に対しては、国民健康保険税の均等割と平等割が所得に応じて7割、5割、2割に軽減されます。このうち5割、2割の軽減の基準が拡大され、軽減判定所得が5割軽減の場合1人につき27万円を27万5,000円に改め、2割軽減の場合は49万円を50万円に改めます。3点目は、申告時の確認について。倒産や解雇、雇い止めなどによる離職者に対しては、前年の給与所得を100分の30とみなして、国民健康保険税算定を行い、非自発失業軽減の制度があります。これまでは対象確認のため、雇用保険受給資格者証の提示が必要でしたが、マイナンバーによる情報連携で確認がとれる場合は書類が不要となることによる改正でございます。

主な審議は、1点目と2点目のこの改定によりどのくらい税収が見込まれ、また 軽減世帯が対象はどのくらい増えるかという点についてでございましたが、現在の ところ税収増というのはまだはっきりしていません。軽減対象は全体で50%ほどに なります。

慎重に審議いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

以上でございます。

(厚生常任委員長 本田芳枝君 降壇)

◎議長(山脳秀隆君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、質疑を終結いたします。 これより議案第29号の討論に入ります。 まず、原案反対の方の発言を許します。 田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

はい。議案29号粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の反 対討論を行います。

今年4月から国民健康保険制度の県の単一化に伴い、国は国保税の値上げを避け るために激変緩和措置として、全国で1人1万円の値下げに当たる3,400億円、市 町村に配分いたします。私は3月議会で、国が支援するこの激減緩和措置や低所得 者支援金7,000万円を活用して、保険税を据え置くか引き下げることを提案して国 民健康保険料の引き上げに反対します。福岡県では、この激減緩和措置を適用して 保険税の引き上げを避け、北九州市では1人当たり8,000円引き下げます。また現行 の保険税を維持したりする自治体も生まれております。保険税を引き上げた自治体 は、私が知るところでは粕屋町、福津市、太宰府市、芦屋町などです。まだほかに もあるかもしれませんが、粕屋町はこの引き上げたところの自治体としてありま す。私はこの3月議会での保険料の引き上げとあわせて、今回6月議会で国民健康 保険税条例の一部を改正する専決処分により、賦課限度額を医療費分で54万から 58万円に引き上げたら、国保税の負担が更に増えることになるということでありま す。その結果、多くの世帯で国保税が引き上げられ所得700万円の場合は4万 4,000円引き上げられると試算をしております。今回専決処分で引き上げる賦課限 度額、8年前と比べると医療費分で8万円、支援分で6万円、介護分で6万円引き 上げられ、総額20万円が8年前から比べると引き上げられてきました。消費税が 8%になり、来年からは更に10%に増税になる。このような状況のもとで生活費に かかる負担が増えてきております。国保税はまさに担税能力を超えた税金となって おります。

福岡県保健医療介護部医療保険課が、昨年3月16日に提出した資料によりますと、これは、日本共産党の高瀬県会議員が提出を求めた資料です。粕屋町が県に報告した国民健康保険税を払えない滞納者347世帯、3か月や6か月の期間付きの短期保険証が207人、保険証が取り上げられる資格証明書交付世帯が5世帯、そして高校生以下の子ども2人に対して、粕屋町で初めて短期保険証が交付されるという事態が生まれております。また滞納の差押え分については、3月議会で私も質問いたしましたけど、27年度328件、1億4,627万138円。28年は517件で1億6,904万2,337円。まさに1億円を超えるという差押え金額になってきております。近年ではこのような状況が続いてきておりますが、糟屋地区でも一番差押え額が多い。お隣りの志免町、の2,300万円余から見たら差押え額でも増大している状況が明らかです。

このことは、国保税の県下で10番目に位置するほど高いこと。そして付加限度額

が引き上げられていく、このようなことから生まれてきているものであります。賦課限度額は、これは自治体の責任において、引き下げるか、そのままに置くか引き上げるか、このような判断は持つことができるということが、先日の委員会の中でも説明がありました。

このようなことから見ても、賦課限度額を引き上げるということは、国保税の滞納者を更に生み出すことにもつながることもあり、この議案29号には反対をいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(山脇秀隆君)

賛成多数であります。よって議案第29号は委員長の報告のとおり承認いたしました。

◎議長(山脳秀隆君)

議案第30号粕屋町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。

小池総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 小池弘基君 登壇)

◎総務常任委員長(小池弘基君)

議案第30号粕屋町教育委員会委員の任命同意について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果について御報告いたします。

現在、教育委員会委員をしていただいております舎川真理氏が、平成30年8月8

日をもって任期満了となることに伴い、同氏を再度教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求められたものであります。

なお、経歴等につきましては配付いたしております議案書に記載しておりますのでご覧ください。

審議において、何期目なのかの質疑がありましたが、再任されましたら2期目となります。

当総務常任委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成にて同意すべきと決定しましたことを報告し、終わります。

(総務常任委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(山脇秀隆君)

全員賛成であります。よって議案第30号は、委員長の報告のとおり同意いたしました。

◎議長(山脇秀隆君)

議案第31号粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

小池総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 小池弘基君 登壇)

◎総務常任委員長(小池弘基君)

議案第31号は、粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、それを根拠とする粕屋町放課後児童健全育成事業

の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

放課後児童支援員は、条例第10条第3項各項のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないと規定しており、 その中で、2点の改正を行うものです。その趣旨と内容についてでありますが、

一つ目は、第4号の規定の明確化を行うもので、学校教育法の規定により、学校の教論となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところ、教員免許状の更新を受けてない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするため、条例第10条第3項第4号において学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、または中等教育学校の教諭となる資格を有する者を教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に改めるものです。

二つ目は、資格要件の拡大を行うもので、優秀な人材を幅広く放課後児童支援員として登用できるよう、新たに10号として5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって町長が適当と認めたものを新設するものであります。

当委員会におきまして慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決しましたことを報告し、終わります。

(総務常任委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、質疑を終結いたします。 これより、議案第31号の討論に入ります。 まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(山脇秀隆君)

全員賛成であります。

よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長(山脇秀隆君)

議案第32号粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

本田厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 本田芳枝君 登壇)

◎厚生常任委員長(本田芳枝君)

議案第32号粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について、付託を受けました厚生常任委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

介護保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成30年8月1日から施行される ことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため次のように改めるものです。

提案時に説明された内容を具体的に申し上げると、これまでは租税法特別措置法上の特別控除額の規定が、介護保険法施行令第38条第1項第1号ハに記載があり、特別控除の内容が同条第4項で規定されていました。平成30年8月からは、その規定が介護保険法施行令第22条の2第1項に移り特別控除の内容が同条第2項で規定されるようになりました。その結果、第4条中の引用元の変更が必要になるものでございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきこと に決しましたことを御報告申し上げます。

以上です。

(厚生常任委員長 本田芳枝君 降壇)

◎議長(山脳秀隆君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、質疑を終結いたします。 これより、議案第32号の討論に入ります。 まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(山脇秀隆君)

全員賛成であります。よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長(山脇秀隆君)

議案第33号平成30年度粕屋町一般会計補正予算についてを議題といたします。 本案に関し、委員長の報告を求めます。

小池予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 小池弘基君 登壇)

◎予算特別委員会委員長(小池弘基君)

議案第33号は、平成30年度粕屋町一般会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会での審議と審議の経過と結果について御報告いたします。

なお、審議の経過につきましては議員全員によります審議でございますので、 要点のみ報告させていただきます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,106万9,000円を 追加し、歳入歳出予算の総額を139億4,206万9,000円とするものです。

歳入といたしましては、国庫支出金を2億4,035万9,000円。県支出金を622万円、諸収入を2,246万1,000円。財政調整基金繰入金を4,202万9,000円とするものです。

歳出の主なものといたしましては、私立町外保育施設等運営事業費を2億8,192万9,000円。総合体育館管理運営事業費を1,160万円。町営住宅管理運営事業費を780万円増額するものでございます。歳出につきましての詳細は、議会事務局の42万円で、議会広報編集特別委員会の研修旅費です。介護福祉課の1,512万円で、人事異動に伴い職員1名の職員給与増額分に732万円、町営住宅管理運営事業費780万円。町営住宅の朝日1団地屋上防水改修工事費3棟分の費用です。次に、子ども未来課2億8,192万9,000円で特定地域型保育委託料、ブルー

スター保育園に2,552万2,000円。また、施設整備費補助金、西保育所に2億5,640万7000円。これにつきましては、国の補助3分の2、町は12分の1という負担でございます。次に地域振興課の200万円で、農業振興事業による南里水路改修調査設計委託料です。最後に、社会教育課の1,160万円で、総合体育館、かすやドームの消防消火設備ポンプ等修繕工事に790万円。消防設備自動火災報知機更新工事に370万円の費用です。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重審議いたしました結果、賛 成多数にて可決すべきと決しましたことを報告し、終わります。

(予算特別委員会委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

この議案につきましては、委員長の報告のとおり、議員全員によります審議を 行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第33号の討論に入りま す。

まず、原案反対の方の発言を許します。

◎議長(山脇秀隆君)

次に原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。 失礼いたしました。11番福永善之議員。反対討論ですね、すみません。

◎ 1 1番(福永善之君)

議案第33号一般会計補正予算に反対します。

反対の理由は、議会の予算として、広報委員会視察研修費用7人分42万円の必然 性が感じられないからです。

さて、先の3月議会で議決した本年度の一般会計予算は約136億円です。予算を編成するにあたり、本年度は、財政調整基金を取り崩して、歳出に対応しております。今年度の予算約136億円から粕屋町が独自に使える金額は約6億円と見積られ、近年、8億から10億円程度見込まれていた金額から町の厳しい財政状況が認識できます。町は、多くの公共施設を初め、今後老朽化による改修費用を含め、町道、橋梁、地下の配管等の維持管理に相当の財源が必要になります。このように今後を想定すると、今までどおり慣例的についていた予算の見直しが必然的になります。このことは町だけでなく、議会も財源に対する意識改革が求められております。

次に、この視察研修の予算を家庭に置きかえてみましょう。仮に私の娘が研修視

察に行きたいと費用負担を求めてきたら、私が娘に求めるのは、インターネットでもSNSでも自分で情報を入手したか。また、今でなければだめなのか。よく考えてみたらどうだと伝えるでしょう。更に、私がその研修内容を把握しているのであれば、娘にとってその研修を受けることに、どのような効果があるのか客観的に伝えるでしょう。

最後に、予算の執行権者の町長に申し伝えたいこと。町長になられる前から言われてきたように、町民生活に影響がある予算を除き、予算は、当初予算をベースとすることを貫いてほしいと考えています。このことは、議会予算についても同様に対応してしてほしいと思います。変に議会に気を使ってるような姿を部下である職員に見せる必要はありません。議会予算に対しても首尾一貫して原則を貫くことが、ひいては部下である職員も予算編成に対する意識改革ができるものと考えます。以上で反対理由とします。

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

14番本田芳枝議員。

◎14番(本田芳枝君)

議案第33号平成30年度一般会計補正予算について、賛成の立場から討論いたします。

実は予算特別委員会の時に出した結論は別のものでした。私の認識不足を申し訳なく今は思っております。この議案は委員長報告のとおり、金銭的には西部地区に新たに建つ福祉法人提案の認可保育園建設費でございます。 3 月議会の全員協議会で説明があった事例ということですが、それは議会に対して示されたものを議会の立場で考えたもの、行政はどのように提案されたのか、その流れ内容が分からず賛成してよいものか迷っておりました。それで、今までの認可保育園の申請の事例を情報公開で開示請求しました。そうしましたところ過去にも似たような事例があり、それで今回は設立が難しい西地域に新しい保育園が建つことに喜んで賛成しようと考えておりました。

ところが、提案された補正案を見ると、突発的・緊急な要請があるということで、その事業費とは別に4,220万9,000円の基金の取り崩しが上がっていました。この金額は、3月の当初予算で減額修正された金額にほぼ匹敵します。これはどういうことか。それで、予算特別委員会審議では、経営政策課、そして事業担当の各課に明確な説明を求め、納得できないという結論を出しました。そして昨日です。経営政策課に政策的経費の内容についての12月時の予算編成に対する町長の答弁に疑問がありましたので、もっと説明を求めました。そしてその後、予算計上されてい

る南里水路の現状確認に向かいました。写真では崩れた場所は道になっているようで、子どもの事故につながらないかと心配だったのです。その心配は不要でした。現場は思っていた以上に損傷がひどく、なぜこのようになったのか、今までの経緯について担当課に再度尋ねました。この地域は私が生まれて育ったところであり、その水路の荒れた様子に心を痛めていました。私は県管轄と思っていたので、堆積土の浚渫も要望してなかなか叶わないのかなと、長い間県に対する不信感を持っていました。その整備に今回光が当たるというのです。そしてこれはまさに突発的・緊急性だと判断いたしました。その上で、事業費が提案されている補正予算に反対しようとしている自分の浅はかな思いを恥じました。私は町立保育所の老朽化対策を1日でも早く何とかしてほしいと思っていますが、一方では、この老朽化ですよね、結局これもそうだと思うんですけど、これを認めない。それでは、一貫性がありません。また、経営政策課からの予算編成の説明にも私自身の認識不足があり、色眼鏡で物事を見ていることに気がつきました。

話は変わりますが、3月議会広報では29年度の補正予算に私が反対していること になっていましたが、それは間違いで訂正してもらいます。私は29年度の当初予算 は、この13年間の議会審議の中で最もよいものだと高く評価しています。6月の補 正は、前の28年、昨年の29年ともに大きな事業が1点だけ提案された分かりやすい ものでした。必要な事業は当初予算に盛り込んで予算編成をし、しかも繰越金にも 適正な処理がなされ、最低限財政調整基金のなされ、財政調整基金の取り崩しもな いという優れたものでした。長い間当初予算に盛り込めないものは補正で上げると いう予算編成の厳しさから離れた風潮に、風穴をあける画期的なものでした。それ がこの1年で終わるのか、その無念さが根底にありました。私が申し上げた色眼鏡 というものは、そういうものです。経営政策課の話では本当に予算編成は厳しいも のがあるようです。私は3月議会の当初予算の討論でも申し上げましたが、予算編 成の最初から方針を決め、公共施設整備基金福祉整備基金の活用を考えることを進 めます。その上での取り崩しをしてもよいのではないかと考えております。詳しく は、今後の予算決算審議で申し上げたいと思っています。久しぶりに南里水路に立 って様々な思いがよぎりました。現場に立つことの重要性を今また再認識していま す。

以上で、私の賛成討論は終わります。

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(山脇秀隆君)

賛成多数であります。よって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長(山脇秀隆君)

議案第34号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

小池総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 小池弘基君 登壇)

◎総務常任委員長(小池弘基君)

議案第34号は、工事請負契約の締結についてであります。付託を受けました総 務常任委員会の審議の経過と結果につきまして報告いたします。

本議案は、粕屋西小学校プール移設工事を実施するにあたり、平成30年5月18日に特定建設工事共同企業体6社による指名競争入札が行われ、香椎・青木特定建設工事共同企業体代表者 香椎建設株式会社 代表取締役 城戸幸信が、工事請負金額1億8,468万円で落札されましたので、この者と工事請負契約を締結するにあたり条例の定めるところにより、議会の議決を求められたものであります。

工期は、契約効力発生の翌日から平成31年2月28日までであります。本工事につきましては、福岡東環状線整備関連工事に伴いまして、粕屋西小学校プール移設が必要となり、既存プールを撤去し、鉄筋コンクリート造、ステンレス製で、水面面積340㎡の25mプールと、水面面積60㎡の小プールが建設されるもので、その他更衣室や便所、機械室、倉庫などの付属棟の建設。受水槽の撤去・新設、遊具移設、フェンス・ブロック塀撤去工事などが行われるものです。

審議の中で、次の質疑や意見が出されました。一つ、防犯面などのフェンスの高さやフェンスの方法などの検討でございます。二つ、工事車両の通行においては現在、運動場を通る予定になっておりますが、それの見直しをする、1件でございま

す。三つ目はプールにはステンレスが使われているが、どこに使われるのかなどの 質問が出ました。

当委員会におきまして、入札関係及び工事計画等の説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全員賛成にて原案どおり可決すべきと決しましたことを御報告し、終わります。

(総務常任委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、質疑を終結いたします。 これより、議案第34号の討論に入ります。 まず、原案反対の方の発言を許します。 8番太田健策議員。

◎8番(太田健策君)

私は、議案第34号工事請負契約の締結について、反対をいたします。

反対の理由といたしましては、今回の粕屋西小プール移設工事にあたりましての指名業者が、福岡市の建設協力会に含まれているメンバーであると思っているからです。福岡市の建設業者の中には、粕屋町に税金を納めてない業者もおられるように思います。今、粕屋町も業者もただこのJVの業者だけじゃなく、固定資産税、ほか納税をたくさんされておられる建設業者もおられると思っております。その方たちからも不満が出ております。指名に入られないということで。それで、福岡市の建設協力会だけ中心に指名入札をされますと、そういう方々は、参加できないということでですね。やはりここは、一般競争入札にもして、皆さんがたにチャンスを与えて、入札に参加するようなチャンスを与えてやらないとですね。今後、粕屋町にはそういう業者をどんどん立ち退かれてほかのほうに行ってしまわれるというような結果にもつながりますので、そういう理由で、私は反対いたします。

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですのでこれにて討論を終結いたします。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(山脇秀隆君)

賛成多数であります。

よって議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長(山脇秀隆君)

議案第35号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について、議案第36号福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について、議案第37号福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について、議案第38号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について、議案第39号福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について、議案第40号福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について、議案第41号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、以上7件は、那珂川町が那珂川市になることでの規約変更に関連したものでありますので、一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

小池総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 小池弘基君 登壇)

◎総務常任委員長 (小池弘基君)

議案第35号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について、付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

平成30年10月1日に那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数を10人から9人に減少し、福岡県自治会館管理組合規約を筑紫郡を削るように変更するためであります。

当総務常任委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第36号福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する 協議について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果について御報 告いたします。

福岡都市圏広域行政推進協議会規約のうち那珂川町を那珂川市に改めるものであります。この規約は平成30年10月1日から施行されます。

当総務常任委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことを御報告いたします。

議案第37号福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について、 付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果につきまして御報告いたし ます。

福岡都市圏広域行政事業組合規約のうち、那珂川町を那珂川市に改めるものであります。この規約は平成30年10月1日から施行されます。

当総務常任委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことを御報告いたします。

議案第38号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について、これにつきましては、「及び糸島市」を「、糸島市及び那珂川市」に改めるものでございます。この規約は平成30年10月1日から施行されます。

当総務常任委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第39号福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の 住民の利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について、付託を受 けました総務常任委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約のうち、那珂川町を那珂川市に改めるものであります。この規約は平成30年10月1日から施行されます。

当総務常任委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことを御報告いたします。

議案第40号福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議につきまして、付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することに関する規約のうち、那珂川町を那珂川市に改めるものであります。この規約は平成

30年10月1日から施行されます。

当総務常任委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことを御報告し終わります。

(総務常任委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

続きまして、本田厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 本田芳枝君 登壇)

◎厚生常任委員長(本田芳枝君)

議案第41号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、付託を受けました厚生常任委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

内容は、平成30年10月1日から筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求められたものです。福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように、別表第2の6の項中、筑紫郡那珂川町を那珂川市に改めるというものです。

慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。以上でございます。

(厚生常任委員長 本田芳枝君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑は一括番号順にお願いいたします。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので質疑を終結いたします。 これより、議案第35号の討論に入ります。 まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第35号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(山脇秀隆君)

全員賛成であります。よって議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(山脇秀隆君)

全員賛成であります。よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(山脇秀隆君)

全員賛成であります。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議案第38号の討論に入ります。まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(山脇秀隆君)

全員賛成であります。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(山脇秀隆君)

全員賛成であります。よって議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(山脇秀隆君)

全員賛成であります。よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号の討論に入ります。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(山脇秀隆君)

全員賛成であります。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されまし

た。

◎議長(山脇秀隆君)

続きまして、意見書(案)第2号日本政府に「核廃絶禁止条約」の調印・批准 を求める意見書(案)を議題といたします。

意見書(案)第2号につきましては、開会日に提出者の趣旨説明及び質疑を終了 しております。よって、これより意見書(案)第2号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

5番安藤和寿議員。

◎5番(安藤和寿君)

「核兵器禁止条約」の調印・批准を求める意見書(案)について、反対の立場から討論させていただきます。2017年7月7日、核兵器禁止条約が122か国と地域の 賛成多数によって採択されました。参加していた国は124か国であったのですが、 北大西洋条約機構NATO唯一の参加国、オランダは反対。シンガポールは棄。日本 は、もともと核保有国と非保有国との間の溝を深めるという理由から、この条約に 反対の姿勢をとってきました。

しかし、日本は唯一の被爆国であり、核兵器の恐ろしさを世界に広め廃止の方向 に働きかけていくべき役割を担うべき国。広島、長崎で被爆したことを思えば、日 本はこの条約、批准するだけではなく、リーダー的立場に立たなければならない国 だと思います。「核兵器禁止条約」とは、核兵器の保有を否定するものではなく、 核兵器の使用を二度と行わないためにつくられた条約です。新たな実験を行ったり 数を増やしたりすることを禁止する内容も明記されています。

日本は非核三原則があるため、内容に関しては問題なく批准できると思いますが、問題となる条約内容は、核保有国に対する支援も禁止されているということです。日本は米国と同盟関係にあります。米国は核保有国であるため、もし米国が核兵器を使わざるを得なくなったときには、日本は支援しなければならない立場にあります。米国の軍事力は世界の知るところです。それは、核兵器を持っているからということも理由の一つに挙げられます。

日本は核兵器によって間接的に守られている状況。このことは米国と同盟を結んでいる国全てに言えることではないでしょうか。米国という核の傘の下で守られている国々は、この条約に署名することができないのです。もし署名をすれば米国の機嫌を損ね同盟関係にひびが入ることも考えられます。現在、東アジア各国は親密な関係とは言えない状況で、領土問題などで争うことも増えております。このような状況で日本が米国の軍事力を失うと考えただけで、恐ろしいことになるのではないでしょうか。

日本は軍を持たない以上、米国との同盟がなければ他国からの侵略を防ぐのは難しいのでは。そう考えますと、日本が今回の「核兵器禁止条約」に署名しないのは、しないのではなくできないという表現が正しく、その背景には日本自体、核を保有していなくても、核の力によって守られているという事実から、今回の意見書(案)に反対します。

◎議長(山脇秀隆君)

次に原案賛成の方の発言を許します。 10番田川正治議員。

◎10番(田川正治君)

この「核兵器禁止条約」に日本政府が調印することを求める立場から、今回の意 見書提案を行いました。皆さんも、2日前にシンガポールで歴史上初めて米朝首脳 会談開催された。この内容を完全な非核化と安全保障という立場での合意に達した と言われております。署名した共同声明によると、トランプ大統領は、北朝鮮に対 する安全保障の提供を約束しました。金委員長は、朝鮮半島の完全な非核化へ強硬 な揺るぎない決議を、決意を表明したと言われております。このように、共同声明 では、米朝両国が平和と繁栄を望む両国間の願いに従って新しい米朝関係を樹立し て、朝鮮半島に永続的で安定した平和体制を構築するということが盛り込まれてい ます。今回の米朝首脳会談は、まさに非核化と平和体制構築に向けたプロセスの開 始であると考えます。この目標達成のために、両首脳が確認したように交渉を計測 し、そして、共同声明の合意を速やかに具体化し、誠実に履行することを私は期待 しております。そして、昨年7月7日に今回、意見書を提出いたしました「核兵器 禁止条約」が国連において採択されました。その前文にはこのように述べておりま す。核兵器使用がもたらす壊滅的な人道上の既決を深く憂慮し、その結果として、 核兵器は完全に廃絶されることが必要であり、これがいかなる場合にも、核兵器は 決して再び使用されないことを保障する唯一の方法である。

このように、「核兵器禁止条約」の趣旨に賛同する調印国58か国に広がりました。米朝首脳会談でトランプ大統領と金委員長が合意したこの共同声明の宣言にある完全な非核化と平和体制構築を目指すとした両国のこれからの継続した努力は、「核兵器禁止条約」を実現していく。そのような大きな力になり、世界平和を歴史的に前進させることになると確信するものです。長年原爆症などで苦しんで、被爆者の実情を世界の諸国で日本で語り伝えた被爆者の人たち。核兵器廃絶を訴え続けた被爆者の力強い意思が、日本の平和憲法に基づくもとで、核兵器をなくせと取り組んできた日本国民の声と運動と連帯して、再び被爆者をつくるな、これが大きな国際的な世論の声となってきております。世界の平和を願う国々や市民が国連を動

かした。これがまさに実態であります。「核兵器禁止条約」が国連で正式に採択されたことで、核保有国と日本などの同盟国が国連加盟国としてどのように対応するか。今、問われておるわけです。このような情勢のもと、日本政府は広島、長崎に原爆を投下された世界で初めての国として、「核兵器禁止条約」の調印・批准をすることを強く求めるものです。

最後に、カナダ在住の被爆者、サーロー節子さん、85歳が「核兵器禁止条約」国連会議の最後に、市民社会の代表として発言されました。その内容は、広島、長崎で亡くなった何十万の人々は、それぞれが自分の名前を持ち誰かに愛されていた人でした。私は、この日を70年間待ち続けてきました。その日がついに来たことに対し、喜びでいっぱいです。これは、核兵器の終わりの始まりです。我々は、破綻した核抑止政策に戻ることはありません。もはや将来の世代の命を脅かし続けることはありません。世界の使用者の皆さん、もしあなたが地球を愛するならこの条約に署名するでしょう。核兵器は常に道義に反してきました。それは今、違法なものともなりました。共に前進し世界を変革しましょう。このように発言されております。以上をもちまして、この意見書提出が、日本の政府が調印・批准することを求め被爆者の人たちが70年間待ち続けてきたこの願いを実現するために、賛成討論といたします。

◎議長(山脇秀隆君)

次に原案反対の方の発言を許します。

7番木村優子議員。

◎ 7番 (木村優子君)

反対の立場で討論いたします。まず本意見書の最後に、日本政府は北朝鮮の脅威を最大の理由に「核兵器禁止条約」に背を向け続けてきたが、こうした態度を直ちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために、真剣に努力すべきであるとありますが、核兵器に対する公明党の立場としては、これまでも、これからも一貫して、絶対悪という立場に変わりはありません。「核兵器禁止条約」が描く核兵器なき世界は我々が望む世界でもあります。

しかし、核兵器なき世界は核保有国が核を廃棄しない限り実現できません。核兵器なき世界に至るプロセスに関しては、全ての核保有国が一気に核廃絶をしなければならず、アメリカ、ロシア、中国など核保有国は、本条約に反対しており、核保有国と非保有国の溝が深まっている現状があります。また、「核兵器禁止条約」は核を持ってない国が作成したため廃棄したことを証明するプロセスがないなどの問題もあります。「核兵器禁止条約」だけでは核兵器をなくすことができません。核保有国が核廃絶に動いていける、そういった状況を作ることが重要だと考えます。

日本政府としては、核兵器廃絶のゴールは共有していますが、現実に廃絶するためのアプローチを探っております。その一つが核保有国も非保有国も同じ議論のテーブルに着いた賢人会議であります。日本は橋渡し役を担い、真剣に核廃絶への努力をしております。以上の理由により、本意見書に対して反対といたします。

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、意見書(案)第2号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(山脇秀隆君)

賛成多数であります。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

ただ今可決されました意見書の事後処理につきましては、議長に御一任願います。

◎議長(山脇秀隆君)

次に、委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山脇秀隆君)

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続 調査とすることに決定いたしました。 町長から発言の申し出があっておりますので、これを認めます。 因辰美町長。

◎町長(因 辰美君)

平成30年第2回粕屋町議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。 去る6月1日に招集いたしました粕屋町議会定例会も最終日を迎えました。提案 をいたしました14件の議案につきましては、慎重に御審議をいただき、ありがとう ございました。

会期中にいただきました御意見、御指導等につきましては、十分踏まえまして、これからの行政運営に取り組んでまいりたいと思っております。私自身、まだ完璧に体は戻っておりませんが、9月議会にはしっかりと対応したいと思っております。本格的な梅雨を迎えますが、議員の皆さまには、十分に御体を御自愛いただきますよう御祈念申し上げまして、今6月議会定例会の閉会をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

◎議長(山脇秀隆君)

これをもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。よって、平成30年第2回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。これに御 異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山脇秀隆君)

御異議なしと認めます。よって平成30年第2回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前10時45分)

会議録調製者 古賀博文

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 山 脇 秀 隆

署名議員 井上正宏

署名議員 鞭 馬 直 澄